

沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録第十二号

昭和四十六年十二月十一日(土曜日)  
午前十時十三分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事 金丸 信君

理事 二階堂 進君

理事 毛利 松平君

理事 細谷 治嘉君

理事 門司 亮君

天野 光晴君

石井 一君

小淵 恵三君

大野 明君

加藤 陽三君

佐藤 守良君

關谷 勝利君

田中 龍夫君

谷川 和穂君

藤波 孝生君

箕輪 登君

森 喜朗君

豊 永光君

石川 次夫君

大原 亨君

木島喜兵衛君

武部 文君

松浦 利尚君

山口 鶴男君

伊藤惣助九君

斎藤 実君

正木 良明君

東中 光雄君

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君

法務大臣 前尾繁三郎君

理事 國場 幸昌君

理事 渡 徹郎君

理事 久保 三郎君

理事 中川 嘉美君

池田 清志君

宇田 國榮君

大石 八治君

大村 襄治君

佐藤 文生君

正示啓次郎君

田中伊三次君

谷垣 專一君

西銘 順治君

三ツ林弥太郎君

村田敬次郎君

山下 徳夫君

井上 普方君

上原 康助君

川俣健二郎君

田邊 誠君

西宮 弘君

美濃 政市君

新井 彬之君

桑名 義治君

二見 伸明君

田畑 金光君

米原 昶君

出席政府委員

外務大臣 福田 赳夫君

大蔵大臣 水田三喜男君

文部大臣 高見 三郎君

厚生大臣 斎藤 昇君

通商産業大臣 田中 角榮君

運輸大臣 丹羽 喬四郎君

郵政大臣 廣瀬 正雄君

労働大臣 原 健三郎君

建設大臣 西村 英一君

自治大臣 渡海元三郎君

総務大臣 山中 貞則君

農林大臣臨時代理 中村 寅太君

国家公安委員長 江崎 真澄君

行政管理局長 大石 武一君

内閣法制局長官 高辻 正巳君

人事院総裁 佐藤 達夫君

人事院事務局長 茨木 広君

管理局長 砂田 重民君

総理府総務副長 高瀬 忠雄君

官 鶴崎 敏君

防衛庁参事官 久保 卓也君

防衛庁防衛局長 島田 豊君

防衛施設庁長官 銅崎 富司君

防衛施設庁総務 宮崎 仁君

防衛施設庁長官 宮崎 仁君

防衛施設庁長官 宮崎 仁君

防衛施設庁長官 宮崎 仁君

防衛施設庁長官 宮崎 仁君

委員外の出席者

日本専売公社総裁 北島 武雄君

沖繩及び北方問題に関する特別委員調査室長 綿貫 敏行君

委員の異動

十二月十日

武部 文君

伊藤惣助九君

正木 良明君

新井 彬之君

補欠選任

同日

同日

同日

沖繩・北方対策 岡部 秀一君

沖繩・北方対策 岡田 純夫君

沖繩・北方対策 田辺 博通君

沖繩・北方対策 川島 一郎君

沖繩・北方対策 吉野 文六君

沖繩・北方対策 井川 克一君

沖繩・北方対策 福間 威君

沖繩・北方対策 前田多良夫君

沖繩・北方対策 小幡 琢也君

沖繩・北方対策 龜長 友義君

沖繩・北方対策 三宅 幸夫君

沖繩・北方対策 住 榮作君

沖繩・北方対策 北島 武雄君

沖繩・北方対策 綿貫 敏行君

安井 吉典君

新井 彬之君

武部 文君

伊藤惣助九君

正木 良明君

新井 彬之君

補欠選任

同日

同日

同日

同日

同日

同日

西銘 順治君

村田敬次郎君

上原 康助君

田邊 誠君

松浦 利尚君

新井 彬之君

補欠選任

同日

同日

同日

同日

同日

同日

木野 晴夫君

武藤 嘉文君

石川 次夫君

木島喜兵衛君

武部 文君

伊藤惣助九君

桑名 義治君

補欠選任

同日

同日

同日

同日

同日

大原 亨君

上原 康助君

補欠選任

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

木野 晴夫君

武藤 嘉文君

石川 次夫君

木島喜兵衛君

武部 文君

伊藤惣助九君

桑名 義治君

補欠選任

同日

同日

同日

同日

同日

大原 亨君

上原 康助君

補欠選任

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

木野 晴夫君

武藤 嘉文君

石川 次夫君

木島喜兵衛君

武部 文君

伊藤惣助九君

桑名 義治君

補欠選任

同日

同日

同日

同日

同日

大原 亨君

上原 康助君

補欠選任

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

木野 晴夫君

武藤 嘉文君

石川 次夫君

木島喜兵衛君

武部 文君

伊藤惣助九君

桑名 義治君

補欠選任

同日

同日

同日

同日

同日

大原 亨君

上原 康助君

補欠選任

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

木野 晴夫君

武藤 嘉文君

石川 次夫君

木島喜兵衛君

武部 文君

伊藤惣助九君

桑名 義治君

補欠選任

同日

同日

同日

同日

同日

大原 亨君

上原 康助君

補欠選任

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

木野 晴夫君

武藤 嘉文君

石川 次夫君

木島喜兵衛君

武部 文君

伊藤惣助九君

桑名 義治君

補欠選任

同日

同日

同日

同日

同日

大原 亨君

上原 康助君

補欠選任

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

木野 晴夫君

武藤 嘉文君

石川 次夫君

木島喜兵衛君

武部 文君

伊藤惣助九君

桑名 義治君

補欠選任

同日

同日

同日

同日

同日

大原 亨君

上原 康助君

補欠選任

同日

同日

同日

同日

号)

沖縄の振興に関する陳情書(全国都道府県議会議長会東京都議会議長春日井秀雄(第一九〇号))

沖縄の戦争被災者補償に関する陳情書(沖縄那覇市泉町三の三の五沖繩戦被災者補償期成連盟会長岡田重剛(第一九一号))

沖縄復興に伴う対策確立に関する陳情書(沖縄那覇市下泉町二の一沖繩県市長会長長平良松(第一九二号))

沖縄の核兵器即時撤去等に関する陳情書(沖縄那覇市字松尾一八三の一沖繩県教職員組合中央執行委員長平敷静男(第一九三号))

沖縄の教育費差是正に関する陳情書(沖縄那覇市字松尾一八三の一沖繩県教職員組合中央執行委員長平敷静男(第一九四号))

沖縄における教育委員の公選制存続に関する陳情書外一件(沖縄那覇市字松尾一八三の一沖繩県教職員組合中央執行委員長平敷静男外一名(第一九五号))

同(沖縄北谷村議会議長崎盛栄(第二二六五号))

同(沖縄北谷村議会議長崎盛栄(第二二六四号))

同(琉球政府立法院議長星克(第一九七号))

同(琉球政府立法院議長星克(第一九七号))

同(琉球政府立法院議長星克(第一九七号))

同(琉球政府立法院議長星克(第一九七号))

八重山群島の干害対策に関する陳情書(沖縄石垣市長桃原永外三名(第二二六二号))

沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案反対に関する陳情書(沖縄北谷村議会議長崎盛栄(第二二六三号))

本日の会議に付した案件

沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律案(内閣提出第一号)

沖繩の復興に伴う関係法令の改廃に関する法律案(内閣提出第二号)

沖繩復興開発特別措置法案(内閣提出第三号)

沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案(内閣提出第六号)

国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

沖繩平和開発基本法案(細谷治嘉君外十六名提出、衆法第一号)

沖繩における雇用の促進に関する特別措置法案(川俣健二郎君外十六名提出、衆法第二号)

○床次委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律案、沖繩の復興に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖繩復興開発特別措置法案、沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件、細谷治嘉君外十六名提出にかかる沖繩平和開発基本法案、及び川俣健二郎君外十六名提出にかかる沖繩における雇用の促進に関する特別措置法案、以上の各案件を一括して議題といたします。

質疑を続行いたします。田畑金光君。

○田畑委員 初めに総理にお尋ねいたしますが、公用地等暫定使用法案については、さらに関連七法案の本委員会における審議を見ますと、いろいろな曲折はあったわけでありまして、野党の質問も、ほとんどききとらえております。十二月十日現在まで、延べ百三十三名、九十一時間の質疑時間、もちろんこれは委員会、連合審査会、公聴会等、あるいは沖繩現地公聴会における質疑の時間等を入れてでございます。

ところで、沖繩返還協定の審議の際には、参議院における自然成立をはかるため、会期から逆算をして無理な強行採決をやり、国会が混乱をきたした。これは政府・与党も今日までは協力されてきたわけでありまして、総理は、沖繩返還協定に見られたようなああいう強行採決の議事運営ぶり、この委員会におけるような審議に審議を重ねるような方々とは、いづれがベターであるとお考えになられるか。

○佐藤内閣総理大臣 田畑君にお答えいたしますが、もちろん、国会におきましては十分審議を尽くしていただく、これが何よりも大事なことであります。私は、本委員会におきまして、与野党ともに合同審査あるいは単独委員会等におきましてたいへん審議を尽くされたこと、また尽くされつつあること、これには心から敬意を表しておる次第でございます。

ただいま、このほうと強行採決したことについての反省はあるかというふうなお尋ねでございますが、私は、国会運営については、もちろん、与野党の総意として、また同時に内閣の首班としての責任として、そういう点が十分尽くされることを心から願っております。それが審議が尽くされること、これが国民に対するわれわれのつとめであらう、

かように思っております。

○田畑委員 この沖特委は、十二月一、二日には沖繩の現地で公聴会を開き、八日には東京と大阪で公聴会を開き、また三日間にわたる連合審査を終ったわけでありまして、この間、この審議を通じて、いろいろ質疑が繰り返されたわけでありまして、法案審議の過程においては、古希を迎えられた総理が努力されておられることは、われわれも認めるところであります。沖繩返還に政治生命をかけておられる執念のあらわれだ、こう拝見をしておるわけではあります。

さて、これらの審議を通じて述べられた意見については、私は、今後政府の政策の上に、あるいはまた法案の中に当然取り上げられてしかるべきことだと、こう考えておりますが、総理の御所見を承ります。

○佐藤内閣総理大臣 私は、この委員会における審議を通じて、しばしばわれわれの心得べきことについて触れたはずでございます。それは何か。申すまでもなく、戦中戦後を通じて沖繩の同胞がなめてこられた苦難の道、それについてわれわれが十分理解を持って、沖繩の同胞の心を心として復讐後の諸施策を充実していかなければならないこと、これは申すまでもないことだ、かように思っております。皆さん方の質疑も、そういう点において十分に――まだ十分でないとおっしゃるかも知れませんが、いままでにはないような熱心な御審議をいただいております。このことは必ず沖繩同胞にも強い印象を与えておることだろうと思っております。私は、今後政府はもろろのこと、与野党とも沖繩が民族の支配下においていづいぶんおくれしておる、その点を取り戻し、そうして豊かな平和な沖繩県づくりに協力すること、これが何よりも大事なことであらうと思っております。したがって、ただいま御指摘になりますような諸施策の充実、さらにまた法案の整備等につきましても、いまの過渡的な問題はございませうけれども、できるだけ早急に本土と一体化、そういうふうな実をあげるように、沖繩の地方自治

もそこまで成長することがわれわれのつとめでないければならない、かように考えております。

○田畑委員 十二月二日の沖繩現地で開かれた公聴会の際、現地の与党第一党の社会大衆党は、返還協定を強行採決したあとの公聴会は無意味だ、単に審議スケジュールを消化するための手続にすぎない、こういうわけで参加されなかったわけであり、このような発言というのは、現地の公聴会ではしばしばわれわれが耳にしたことばであるわけであり、またこの委員会における公聴会においても、この公聴会が単なる形式を満たすだけの公聴会であつてはならない、この委員会でも取り上げられた私たちの提案については今後の法案審議の中で十分生かしていただきたい、強い要望があつたわけであり、

七法案の審議を進めてまいりましたが、ことに問題のある法律案は、何と申しましても公用地等暫定使用法案であることは申し上げるまでもございせん。本土の場合は地位協定に基づいて特別措置法により一時使用の期間は六カ月以内といわれておるのに、今度の法律案は五年、しかもこれを暫定使用期間と呼んでおる。五年が一体暫定使用期間と呼ぶに値するかどうかという問題もあるわけですが、同時にまた、法的な手続についても今回の法律は至つて簡略をきわめておるわけであり、このように見てまいりますと、私は公用地等暫定使用法案については、現地における公聴会を通ずる現地の声並びにこの委員会におけるいろいろな建設的な意見等は当然取り上げられて法案の修正という形がなされなければ、結果においては単に慎重審議をしたが、それは円満な採決をやるための道具立てにすぎなかつた、こういう批判は免れないと私は考えるわけであり、総理は、この委員会の審議の中で、一度は公用地等暫定使用法案については修正に際するような御答弁もございましたが、その後このような答弁は後退しておるわけであり、野党が応じない修正ならば、防衛庁の反対を押し切つてまであえて修正をする必要はないのじゃないか、こういう声がある。

政府にも与党にも出ておると聞いておりますが、私は、こういうようなことはまことに慎重審議の結果を取り入れようとする議会主義を守るための正しいあり方ではない、このように考えておりますが、こういう点について総理の見解を承つておきます。

○佐藤内閣総理大臣 いまのお尋ねは、ちょっと私がかみかねておりますが、国会で修正するならば政府はどうするか、こういうふうな御意見でしょうか。私、お尋ねすることが、ちよつといまのお尋ねはどういう点だろうかと思つておるわけですが、それから一応確かめるわけですが、お聞かせいただければ……

○田畑委員 これだけの審議をやりました以上、また公用地暫定使用法案については公聴会等も通じいろいろ修正の意見も出されておるわけだし、この法律を完全に頭から拒否するといふ、そこまでは主張するわけじゃございませんが、この法案の内容等について当然審議の過程を通じて修正すべき点があるか、幾つか出てきたと感ずるわけであり、この点については、修正しても野党が反対するから修正提案はやめておいた方がいい、なんというふうな姿勢がもし与党にあるといふこととなれば、何のために審議を尽くしたか、こういうことにならうと考へております。私は、そういう意味におきまして、総理もまたこの委員会の審議の中で、あるときはこの法案等については当然修正すべきであるという御発言もございましたが、それがいつの間にか後退してまいりましたので、その点について総理の見解を承るわけであり、

○佐藤内閣総理大臣 私どもはもちろん慎重な検討の上、原案を作成しております。したがういして、その作成の途上、あるいはまた提案することにおいて何らの粗漏があつたとは思ひません。しかしながら、もちろんこれは政府サイドの考え方でございますから、皆さん方の御審議を経てこれが成立するのでございまして、これは協定の場合とは違ひまして国内の法案でもあり、われわれは十分そういう点で皆さん方の御意向の存

するところをそんたくすると申しますよりも、各党で話がまとまればそれを尊重するにやぶさかではございせん。私はただいま申し上げますが、そうかたくなに原案作成上、手続上何ら粗漏はないから何でもかんでも原案どおりだ、かように申すわけではなくて、ただいま申し上げますように各党間の意見の合致するもの、それについては私は十分尊重する、それだけの用意のあることはこの際申し上げるまでもないことであります。これこそがいわゆる国会の審議、きよらかな問題ではなからうか、かように私は思つております。

○田畑委員 法律案によつては、長い審議を尽くしても結局結論において与野党が交わらない場合もあるかと思ひます。今回の公用地暫定使用法案については三野党は一つの見解を示しておるわけ、われわれはこの法律について憲法に違反するという態度をとつておるわけであり、しかし同時にまた、この法律が返還協定と一体をなして復帰にとつて大事な法律であることも理解しないでもないわけであり、この重要な法律案について、これだけ長い時間の審議をなしてきた、しかもこの法律は政府が提案された法律であり、したがういして、私はいまのお話の中に、なるほど通常の法律のように与野党が審議を通じて致して修正できるという法律の性格であるならば幸いでございしますが、そうでないような場合については、私はやはり政府や与党の責任において現地の声、国民の声を聞くことにこそ、慎重審議の有終の美を飾るあり方ではなからうか、このように考へておられますが、この点、いま一度総理の見解を承ります。

○佐藤内閣総理大臣 ただいまもお答えいたしましたように、政府は法案を提案する以上、もちろんその道程において十分の検討を加へ、また手続上も粗漏なきを期してただいま提案しておるわけでございます。ただいまお話しのごとく、公用地等暫定使用法案、これは憲法違反だ、かような御主張でございますが、私どもはさうには思つておりません。したがつて、これはもう明らかに正面

から衝突する問題でございます。そういう場合におきまして、これは私ども、いままでもずいぶん意を尽して十分の説明をいたしたと思ひますけれども、不幸にして合致を見ることができない、こういう状態でございますから、その前提を十分御理解いただきまして、そういう際にどういふような処置をとることが民主的な決定であるか、そこらも御了承願ひたいと思ひます。

○田畑委員 この点についてはどうかひとつ、長い時間をかけて関係法案の審議をやつてまいりましたが、政府においても十分国民の声あるいはなにかんずくは沖繩の現地の人方の声を聞いて、法律等について修正すべきは進んで修正する、そのことがやはり議会主義に新しい先例を開くといふ意味において私は一つの成果であらうと考へております。

次に私は、総理が来年の一月の初めにアメリカにおいでになつてニクソンと会談をなさいます、この国会の審議を通じてわれわれが主張してまいりましたことは、しよせん突き詰めてみますと、それは沖繩返還をめぐるこれからの日米関係のあり方はどうあるべきかという問題であつたと見るわけであり、言うならば、来たるべき佐藤・ニクソン会談においては、今後の日米関係のあり方、こういう問題等については、私は当然この委員会の中で出てきた意見というものを取り上げて総理はこの会談に臨まれるものだと考へておりますし、またさうであつてこそ、この委員会でも審議したのもろもろの問題がわが国の国政の中に、外交の中に、政治経済の面の中に生きてこようとしてゐるわけで、この点について総理の見解を承ります。

○佐藤内閣総理大臣 来年新春早々、私とニクソン大統領との会談につきましては、いづれあらためて他の場所において各党党首との会談を開催する心組んでおりますが、ただいま言われますごとく、両首脳の間でやはり主題になるものは、アジアの平和、そういう関係が主にならうと思ひます。そういう際に、沖繩が祖国に復帰する、返還

される、こういうことを考えると、当然各党からいろいろの御質問の形で御意見を述べられた、そういう点が取り上げられてしかるべきだ、またそういうことを踏まえて私がニクソン大統領と会談を持つ、こういうことではなければならぬ、かように思っておりますので、その点では皆さん方の御意見を十分踏まえた上で会談を持つつもりでございます。

○田畑委員 沖縄返還協定は、突き詰めてみますと、結局、佐藤・ニクソン共同声明の基礎の上につくられたもの、その意味で共同声明の協定化であったと私は見てよろしいと思うのです。しかしこの二年間にアジアの情勢、世界の情勢もまた大きく変わっておるわけであり、前提とされた沖縄の返還のあり方、特に中国封じ込めを前提とした沖縄返還のあり方、また沖縄返還の代償という形で、いわゆる韓国、台湾条項というものができて、日米安保条約がアジア安保に質的に変わって、こういう不安が国民の中に流れておるわけであり、しかし情勢はこの二年間で著しく変わってきた。米中和解の実現、中華人民共和国の国連登壇、こういうことを見ますと、沖縄返還の前提条件が変わっただけに、沖縄返還をめぐる日米関係もまた新たな角度から見直すべきだと、こう考えております。私は、そういう意味で今度の日米会談に佐藤総理は臨まれるものであると考えておりますが、御所見を承ります。

○佐藤内閣総理大臣 私は、ただいまの田畑君のお話が非常に固定的な観念で、一九六九年の私と大統領とのコミニケ、かようにお読みになる。まあ、当時のアメリカの政策、そのもとにおいてとかようにいわれると、なかなか沖縄は返つてこない、私どもが心配するような状態であったと思えます。しかし、その当時からやはり対立抗争ではなくて、その国際間の緊張緩和の努力はするといふ、そういう前提であったからこそ、共同コミニケが今日支障なく両者の合意を得ることができて返還協定ができた、かように解釈すべきではないだろうかと思っております。私はもしも国際

緊張が従前どおりであり、あるいはそれより悪化しておれば、なかなか沖縄返還というものは実現しない、このことは火を見るよりも明らかではないだろうかと思えます。それだけ緊張緩和の方向にアジアの情勢が動いてきておる。それは見のさせないことであり、私どもも心からその点を喜ぶところであり、私がしばしば沖縄祖国復帰、そのことは必ず日中国交正常化にも役立つと、かように申しておりますのも、ただいまのような観点は緊張が熾烈になる、こういう状態ではなかなか返つてこない、だからただいま言われるように、一九六九年時代にあるいは中国封じ込め政策、さようなものを考えていた。あるいはベトナム戦争はなかなか熾烈である、そういうものとこのときを考えると、一応は約束しているけれども、そのかわからない。だからこそ第四項のような、ベトナム戦争、そういうものが続いていると、どういふように考えるか、こういうような条項まで念を入れたのであります。しかしながら幸いにして私も沖縄を迎えることができるような、緊張は緩和しつつある、いわゆる平和の方向にアジアが大きく動いている、こういう状態でございますから、この点は私も歓迎すべきことだ、かように思っております。ただ、ただいま一つ心に残っておりますのは、いわゆるベトナム問題は、いふ人アメリカの撤兵計画が積極的に進んでおりますが、しかし新たな戦争は東ベトナムにおいて行なわれておる、こちらにも私も心配なものがござい、しかしただ相当離れておりますだけに、これがいまアジアの平和、その攪乱の一つの問題になるといふ状態では考えることはない、だが、これがもっとさらに長期化し、さらにまたこれが拡大する、ただベトナムにおける戦闘ばかりじゃなく、三カ国の関係がもっとはつきり出てくるというふうなことになる、インドとベキスタンだけの問題でなく、国際的な緊張激化の方向にいく、対立が浮き彫りにされるというふうな

ことがあると、これはたいへんだと、かように心配はしておりますけれども、幸いにしてアジアの中ではござい、やや離れた地域でござい、それから、ただいまのところそういう心配はなしと、かように考えていいんじゃないだろうか、かように私は思っております。

○田畑委員 関連法案等が会期内に成立を見れば、すでに沖縄返還協定については成立を見たと同然でありますし、関連法案の成立がこの国会で実現すれば、私は、総理としてはトップ会議において来年の四月一日の返還を強く主張される、また国民もそれを期待しておる、こう考えておりますが、総理のお考えを承ります。

○佐藤内閣総理大臣 いま時期をはつきり申し上げることは、相手のあることですからできませんが、私はできるだけ早期に返還実現、それが出てくるように、この上にも努力する決意でございます。早ければ四月一日、これが私どものいま念願として目標でございます。そういう意味で、これが実現することを心から願っております次第でございます。

○田畑委員 沖縄の核撤去の確認の問題でございますが、非核三原則の大きな方針が国会の意思として決議をされた、こういう背景もあるわけであり、また、この国会の審議を通じ、いかに日本国民が核というものに非常な嫌悪の情を持っているか、恐怖の観念を持っているかといふことは、アメリカ当局もよくと理解しておることだと思ひます。

今般わが党の春日委員長等がアメリカに参りましてロジャーズ國務長官と会談したとき、沖縄返還時に核がないことは明らかだが、日本にとつて沖縄の核抜きを言明することが必要であるなら、いつでも記者会見し、その旨言明する用意があるといふ話をしておるわけであり、私は、この際ひとつ来年のトップレベルの話し合いの中で、沖縄の核の撤去についてしかと国民の納得できる話し合いを何らかの形で取りつけてもらふべきだと思ひますが、この点いまだ総理の所見を承っております。

○佐藤内閣総理大臣 民社党の党首が直接ロジャーズ長官と会って、そうして日本の本土並びに返還後の沖縄においての核のないこと、これを確認されたことについてはほんとうに心から敬意を表する一人でございます。同時にまた、それを確かめる方法として何かないかといふことで、もし必要ならばロジャーズ國務長官が声明してもよろしい、こういうことを言われた、それを確かめたことであるといふこと、これは私、いままでもなかつたことであるので、野党の党首として、また日本の政界として、ただいまのような点に、非常に関心の深さ、これを直接示されたこと、これは政府といたしましてもしあわせに思うことでございます。そういう意味からも、私も来春早々の会談におきましては、こういうことについてまたさらにくふうをすべきものがあればくふうをした、かように考えておる次第でございます。

○田畑委員 この際私は、協定第七条の資産買い受け三億二千万ドルの中で、核兵器の撤去として七千万ドルが計上されておりますが、いろいろ大蔵省その他等を当たつてみても、この七千万ドルの内容なり積算の基礎なり、それを承知しておるのは外務省しかない、こういうことに突き当たつたわけ、これを外務大臣から承りたいと思ひます。

○福田國務大臣 この七千万ドルにつきましては、三億二千万ドルがきまりました経過を知つていただく必要があると思ひます。まず、その中で一億七千万ドル、これは資産承継に見合う分でございます。それから軍務労働者の待遇改善、そのための七千万ドル、合計いたしますと、これが二億五千万ドルと相なるわけであり、ところが、アメリカにおきましてはその他に核の問題があります。また、これから米軍が沖縄から引き揚げていく、そういう際には米軍の施設を無償で置いていくわけであり、それが多額にのぼる、そういうようなことを考慮して多額な要求をする。私どもはアメリカに払う金は国民の税であ

りますから、これはなるべく少ないほうがいいというふうに考えたわけでありますが、核撤去のことを考えなければならぬ。また、アメリカのそういう軍が置いていくという資産のことも一理もある。こういうふうに考え、何とかこれは少なくしたい。しかし、何がしかの支払いはしなければならぬ。こういうふうに考えた次第でございますが、それらの状況を考慮いたしまして、アメリカ側との間で手を打った七千万ドルである、こういうことでありますので、この内訳につきまして、具体的にこれが幾ら幾らというように説明はいたしかねるということとはしばしば申し上げておるとおりでございます。

○田畑委員 一つの答弁を承っても同じお答えでございまして、これまたかわり合つておると時間がたちそうでありますが、そうしますと、核兵器の撤去というのはどのような手段で運搬するわけですか。船なのか飛行機なのか。また、このようなことで万が一不慮の事態でも発生したような場合の予防措置などというのはどのように講じようとなされておられるのか。政府は返還時には核はないと言われている。先ほど、アメリカのロジャーズ國務長官もそう言つておられますが、返還時期は来年の四月、かりに四月と仮定すればもう三カ月しかございせん。七月としても半年です。この間に当然核は撤去されている、そして復讐の日を迎える、こういうことになるわけでありますが、この辺の事情はどう進んでおるわけでありませうか。

○福田國務大臣 返還時並びに返還時以降におきまして核が沖繩からはなくなる、これは本土はもとよりであります。これは大統領・総理大臣の共同声明、また今回の協定第七条、これにおいて明らかでございまして、私はこれにつけ加える何ものも必要はない、こういうふうに思いますが、しかし国会において過日本会議の決議が行なわれた、こういうような事態もあつた。つまり、そのような政府の見解をさらに裏づけするよう努力をいたすべし、こういうことであります。

す。そういうことを踏まえまして、先ほど総理大臣からお話がありましたように、サンクレメンテ会談におきましてもなお一そうのくふうをこらしてみたい、こういうふうに考えておりますが、いましからば沖繩島に核があるのかないのか、こういうことになりまして、正確にはアメリカは核のあるなしを言明しておりません。しかし、私が状況を総合判断いたしますと、核はあそこにある、こういうふうにならんでおるわけでありませう。この核の撤去というものがしたがって問題になるというので、七千万ドルという支払い、そういうものが出てくるわけでございますが、その核撤去の手段、方法ということにつきましては、核というものがアメリカの世界の政治に臨む最高の戦略手段である、こういうようなことを考えますと、核は、核はあると、こういうふうなことを私に考へておる核を、いかなる時期に、いかなる方法で返還日までに撤去するかという具体的な問題になりますと、アメリカを信頼してもらいたい、と、こういうふうに言う——私は沖繩県民の心情もよくわかります。そこで、この核撤去につきましても、最大、細心の注意を払つてもらいたい、ということを重ね重ね米政府に要請をいたしておる次第でございますが、アメリカ側も、この撤去作業において、沖繩県民にいささかの障害も与えない、ということをはつきり言明いたしておりますので、この言明に信頼をいたしておるというのが現状でございます。

○田畑委員 外務大臣の御答弁の中で、日本政府としては、核があるであろう、そういう前提で話を進められ、また七千万ドルを払うことにした、しかし、その七千万ドルの支払いを受けるアメリカの側は、あるかないかはつきり言わない、これはアメリカの高度な戦略のことで、それ以上の追及はできない、信頼するしかない、こういうことでございまして、これは乱暴なことじゃござい

ません。七千万ドルを核の撤去費として払うからには、アメリカも沖繩に核があることを前提として日米領土間の合意が成立したはずで、あるかないかわからぬ、そういうようなものに日本政府が七千万ドルを払わねばならぬということは、一体その支払いの性格は何か、こういうことになるわけですが、どうしてアメリカがそれをはつきりしてくれないのか、この点を外務大臣からいまい一度お答えをいただきたいと思つたのです。

○福田國務大臣 核の問題になりますと、アメリカは非常に神経質です。私は、この神経質になる理由というものはわかる。つまり、これは何といたしてもアメリカの世界政策を行なっていく上においてのななめななす問題である。これを大事にするというアメリカの立場、これはわかるのです。しかし、アメリカは言うのです、返還時におきましてはきれいなさっぱりと核はないようにいたします。また、その過程におきまして沖繩県民に対しましていささかの障害も与えないということもはつきり言明しておる。そういう状態でございますので、アメリカのそのような善意、これを期待する、という態度をとること、私はそれはそれと性格、また軍事上の機密というやうな問題、そういうものを考えるときに、まあやむを得ざる処置ではあるまいか、そういうふうにお考えである次第でございます。

○田畑委員 外務大臣のように、アメリカの最高首脳としばしば会談されて、アメリカの実情をばだで、感傷を受けておられる方は、それはアメリカを信用しようということではないと思つたが、私はじめ多くの国民は、そうではないわけでありませう。やっぱ、アメリカが復帰時には沖繩から核を撤去するということならば、しかもそのために、外務大臣がしばしば口にされますように、国民の税金の中から七千万ドルの支払いをするというならば、核の撤去がなされたかどうかの確認ぐらひはせめてするんである、これは素朴な国民の感情であると思つし、またそれにこたえる措

置を講ずることは政府の政治責任だと、こう思うのです。アメリカは国内法のたてまえから核のあるなしはつきり言うことはできないんだ、こういうようなことをよくいわれます。マクマホン法という法律があつて、これによつて核については大統領の専権事項として、公表できないんだ、こういうようなことをよく耳にいたしますが、一体アメリカにマクマホン法という法律、実定法で核を公表してはならぬという法律があるのかないのか、この点明らかにしていただきたいと思つた

○福田國務大臣 法律のことは政府委員からお答えいたさせますが、私は、法律の問題にしているんじゃないのです。核というものはアメリカにおいては最高の戦略要具である、こういうふうにお考へておるわけでありまして、またアメリカもそう考へておる。これを大事にするというアメリカの気持ち、これは理解を持たなければならぬ、こういうふうにお考へておる次第でございます。これは大体において大統領の権限にこれを集中しておるという状態である、こういうことですが、それがいかなる法律だ、何だという、そういう問題じゃないんです。問題は、実態としてこの核というものが、大統領の手中にその運営を置くというくらい大事なものであるという、そのアメリカの考へ方、またそれに対するわれわれの理解、そういうものが今回の協定の中ににじみ出ている、こういうふうにお御理解願ひたいと思つた。

○田畑委員 いまの大臣の御答弁にありましたように、長い間政府はマクマホン法という法律でアメリカは核の有無についてははつきりできないんだと、こういうやうなことで国民に、事実上反することであるので答弁を避けてきまして、アメリカの国内法に核兵器の所在を明らかにすること、これを禁止するやうな実定法がないということだけは明らかにしたわけですが、今度は、大統領の最高の権限として、この問題についてはとく意見述べることができないやうなことになつておるといふやうなことで、これまた逃げておられます

が、そうすると沖縄の核撤去費の七千万ドルというの、これは核の撤去の有無にかかわらず一括払いをなさるのか、あるいは前払いをなされるおつもりなのか。核の撤去の事実の確認をなされないままにこれは支払うという性格のものなのですか。この点をもう一度お答えをいただきたいと思う。

○福田外務大臣 それは、アメリカの核が沖縄に存在をしておる、こう日本側はらんでおるといふ前提に立つものであります。

○田畑委員 外務大臣は、長い間大蔵大臣としてわが国の財政の責任をとってこられた方です。しかもこの沖縄返還協定を調印した時期は、大蔵大臣としておすわりになっていたわけですから、近く外務大臣も、総理とともにアメリカにおいでになるやに聞いておられますが、こういう問題については、当然外務大臣としても、沖縄の核撤去の有無等についてはその確認の方法等について、あるいは協定ができて七千万ドルの支払いを日本政府は義務を負うわけでありますが、この問題等について、私は、もっと具体的な話し合いをなさるものだと考えておられますが、どうですか。

○福田外務大臣 私は、この協定ができた当時大蔵大臣で、私は日本一のけちんぼうだ、こういうふうに称しておったのでありますが、そのけちんぼうと称する大蔵大臣が、この核撤去に必要な費用だけは、私は進んで賛成したのです。何となれば、核がなくなるかどうかということは、これは沖縄県民にとりまして重大な問題である。これは少しぐらいの金を払いましたも核は撤去する、これをばつりさせなければならぬ。そういうことで、私は積極的にこの支払いには賛成いたしました。そして、協定第七条という書き方ができてきたわけなんです。そういう私でございまして、この核が返還時においてなくなる、これが国民にははつきりされるというその方法論、それに対しては春日委員長も御努力をされたということでございますが、私は私なりにさらにくふうをこらしてみたい。サンクレメンテの会談におきましてもこの問題を提起してみたい、そういうふうなことを考えております。

○田畑委員 案外六月十七日の時点のころ、もうすでに次は外務大臣だというようなことで七千万ドルも積極的ににお出しになったんじゃないですか。

次に、私は沖縄の基地の整理、縮小について、これは総理にまたお尋ねをいたしますが、基地の整理、縮小等についても国会の意思はもはや決議されておるわけでありまして、アメリカの沖縄基地の大幅な縮小については、ニクソン・ドクトリンの原則から見ましても、またアメリカのドル防衛というせつば詰まった国内事情から見ましても、私は、友人としてひとつ佐藤総理がニクソン大統領に忠告していただきたと思うのです。

十一月の三日に、米上院の外交委員会は、上院に対して報告書を出しておる。その中で、「外交委員会は沖縄にある米軍及び基地の現在の水準を無期限に維持することを承認しない。外交委員会は米中関係の発展及びアジアでの他の情勢の展開に照らして適切な範囲でこの地域での米軍の存在を一定期間にわたって削減するとの政策を承認する。私はこのようなアメリカ国内の事情等を見まするならば、あの巨大な沖縄の基地の縮小について直ちに話し合いに入るべきだと思ひます。し、ことにあの特殊部隊などというものは、これもまた外務大臣から先般来いろいろ答弁はなされておるが、あの答弁では納得できないわけで、特殊部隊等は早期に撤去すべきだ、こう考えておるわけでありまして。

私は、今回行なわれる佐藤・ニクソン会談の中で沖縄の基地縮小については両国の外交ルートを通じ、直ちに話し合いに入るというふうな合意をぜひひとつ取りつけてもらいたいと考えておりますが、この点について総理の所見を承っております。

○福田外務大臣 基地の問題につきましては、私どもも重大な関心を持っておる次第でございます。この沖縄における基地の密度、これが非常に

高い。これがこれから沖縄県を再建をしていく、復興をしていくという上において重大な支障になるというところにつきましては、私も深い理解をしております。この基地の密度の中で、特に沖縄本島の中部地区、この密度についてまず第一に考慮を払う必要があるんじゃないか。また演習場等におきまして、いまの米軍の機能、またさらに返還後の米軍の機能、そういうものを考えて、その機能を越える土地の提供というものがあろうか、これも検討しなければならぬ問題であらう。さらにレクリエーションとかそういうような諸施設について考慮、検討を加える問題はなにか。そういうようなことをあれやこれやといま考えておられます、この基地の問題につきましても、佐藤総理も非常に重大な関心を持っておられて、さきに渡米いたしましてニクソン大統領と会談した岸外相に對しまして「じきじきにこの問題を取り上げて大統領との間に話をいたしておるような次第でございます。また、先般日本にお参りましたコナリー財務長官、またさらに國務省のジョンソン次官等に対しまして、この問題がいかに重大な日本の国内問題であるかということについての認識を深めるような議論を提起いたしておるわけでありまして、この問題もサンクレメンテにおきましては取り上げたい。この基地問題というのはアメリカの軍当局において非常に重大な関心を持っておられます。そうやすやすと決着になるかどうか、それにつきましてははなはだ大きな困難があるというふうには考えますが、われわれとしてはわれわれなりに最善を尽くしてみようという決意であることを申し上げておきます。

○佐藤内閣総理大臣 ただいまの外務大臣の答弁でおわかりかと思いますが、問題は何かと申しましたもアメリカ国内においてはたまたまのような上院においての論議等もかわされておる、そういう際でありますから、この点は私もたいへん取り組みやすい問題だ、かように思っております。ことにわが国においては、国内において本会議で決

議があり、それに対する政府の声明まで、所感、所信まで実は披露しておりますし、しかもアメリカにおけるたまたまのような審議等もこの問題には関連を持つわけでありまして。また私は先ほども申しましたように、アジアの平和がたいへん緊張緩和の方向にいつておる、こういうことを踏まえて、ただいまの時期に各種の問題について、これは外交ルートで正式に話し合うことが望ましいのだ、かように思っております。事柄は相手がありますし、シビリアンコントロールとは申しませんが、軍部の意見ももちろん尊重しなければならぬ、そこらにもなかなか問題があるかと思ひますけれども、しかしわれわれは本来の基本的な路線、それにふさわしい状況下にたたいま置かれておる、かように思ひますので、そういう方向で御注意もいただきましたからこれと取り組む、かように御了承いただきたと思ひます。

○田畑委員 外務大臣からお答えをいただきましたのでございますが、VOAの問題であります。私は電波法の特例措置を講じてまで放送の不偏不党、真実及び自立を保障することによって、放送による表現の自由を確保するというこの放送法のたてまえから見ても違反するVOAをこれから五年存続をさせる、存続を認める、しかも合意議事録によりますると、予見されない事情により代替施設が五年の期間に完成しないことが明らかになったときは、五年後も代替施設が完成するまでVOAの継続を許すというこの協定のVOAの問題、やはりこのVOAの性格なり内容等を見ますならば、今後の日中正常化の点から見ましても、私は大きなマイナスだと思ひます、この点についても、私はひとつ国民の意思というものをアメリカ政府に伝えて、すみやかに撤去の話し合いをなさるべきだと思ひますが、外務大臣の御所見を承ります。

○福田外務大臣 VOAにつきましては、これは最後までの返還交渉の過程におきましてめめたと思ひますが、決着がつかない。それは田畑さんのおっしゃる通りに、外国の放送をわが国

土において認める、これはわが国の電波統一行政の上の重大なる例外をなすわけでありませう。わが国としては、これは直ちに撤去してもらいたい、こういう要請だったわけでありませう。ところが、アメリカといいたしますと、VOAは非常に平穩裏に運営をいたしておるわけでありまして、世界各地にこういう施設があります、これについて国際社会においてそうとがめられるような状態ではない。沖縄が日本に返るといふ、そういう際に臨みまして、返還と同時にこれが撤去されるというようなことはどうして承諾し得ざるのみならず、そういう平和的な施設でありますので、これを長期にわたって沖縄に存置をいたしたい、こういう主張をいたしたわけでありませう。

しかし、一方において、沖縄返還、これは沖縄県民の待望の事業でありますし、また一億国民もこれをこいねがっておる、早くこれを要結させなければならぬという要請もあります。そういうようなことを考えまして、とにかく五年という期限を限った。それから、そのVOAの運営におきましても、国際緊張を刺激する、こういうような方向にならないように、わが国もこの放送の運営につきましても関与し得るといふ仕組みを整えましてこれを許す。しかも、二年後には両国間におきましてこの運営をどうするかという協議をするというところまで取りきめまして、これを臨時的、経過的な措置といたしまして許すということにいたしましたわけでございますが、協定をまとめる上においてまことにやむを得ざる措置であった、こういうふうにご考慮を願う次第でございます。

○田畑委員 事前協議の問題について、これは佐藤総理にお尋ねをしたいと思います、一九六九年十一月二十一日の日米共同声明並びに同日のナショナル・プレスクラブにおける佐藤首相の演説で、国民に非常な疑惑を投げかけたのが事前協議の問題であるわけですが、この声明を契機に、日米安保条約というものが、日本の平和のため、これが第一義的な使命であったはずであります、極東の平和と安全を確保する、これが日米安保条約の第一義的な任務に性格が変わったのではなからうか、われわれはこういう不安を持つわけでありませう。

なるほど、共同声明の第八項では、これはいわゆる核兵器の持ち込みを拒否する条項といわれておるわけでありませう、その第八項には「日米安保条約の事前協議制度に関する米国の立場を害することなく、」というところが入っておるわけでありませう。ことに私たちがナショナル・プレスクラブにおける佐藤総理の演説を聞いてみまして、がく然としたのは、「特に韓国に対する武力攻撃が発生するようないことがあれば、これは、わが国の安全に重大な影響を及ぼすものであります。従って、万一韓国に武力攻撃が発生し、これに対処するため米軍が日本国内の施設・区域を戦闘作戦行動の発進基地として使用しなければならぬ」というような事態が生じた場合には、日本政府としては、このような認識に立って、事前協議に對し前向きにかつすみやかに態度を決定する方針であります。台湾地域についても触れておるわけでありませう。

この事前協議の問題について、十一月十一日の沖縄返還協定特別委員会、佐藤総理はわが党の首魁質問に對し、「事前協議に對し前向きにかつすみやかに態度を決定する」といふことは、誤解を招き、不適当なことではあつたといふことをお認めになっておるわけでありませう。きのうのこの委員会でも、わが国が危急存亡の非常のときに核兵器を持ち込むこともあり得るような総理の発言というものが物議をかもし、野党質問となつたわけでありませう。核兵器の持ち込みの場合には、すべて事前協議において総理は拒否するとお答えになつたわけでありませう、これに変わりがありませんか。拒否するといふことになりませうならば、当然ナショナル・プレスクラブにおける総理の演説内容等については、今回の佐藤・ニクソン会談等では、はっきりと誤解を解く機会を見出していただきたい、こう考えておりますが、ひとつ総理の所見を承つておきます。

○佐藤内閣総理大臣 御要望の点は十分心得て出かけるつもりでございます。

○田畑委員 外務大臣にお尋ねしますが、沖縄復帰後沖縄へのポラリス潜水艦の寄港申し入れがあつたときには、どうなさるつもりですか。今日まで本土においては、ポラリス潜水艦は核兵器を搭載しておる、こういうようなことで、ポラリス潜水艦の寄港は事前協議の対象である。そしてまた、事前協議において政府はノー、こういうことを答えておりましたが、今度は沖縄にポラリス潜水艦が寄港する、こういうことになつた場合にはどうされますか。

○福田内閣総理大臣 本土同様、ノーでございます。

○田畑委員 そうしますと、日米共同声明第七項の、いわゆる沖縄の施政権の返還は米國が負つておる国際義務の効果的遂行を妨げるものではない、こういうことをはっきり共同声明で約束しておりますが、アメリカは、これに抵触する、こういうことをいつてきた場合にはどうされますか。

○福田内閣総理大臣 いかなる場合におきましても、核兵器の持ち込みに對しましてはノーと言ふことを、責任を持って申し上げます。

○田畑委員 日米安保条約等についても再検討期に入つてきたのではなからうか、こう私は見ております。これまた春日委員長の訪米を持ち出しますが、安全保障問題についてバックロード国防次官や上下両院議員といふいろいろ話し合ひをいたしました、国際情勢の変化に即応する安全保障体制の再検討を米國も真剣に考慮しておるようでありまして、日本国民が米軍の基地と駐留の排除を望むならば、米國としても日本の意思と主権を尊重しなければならぬであらう、これは、いわゆるわが党の安保条約の改定に對する、すなわち、常時駐留をやめる、基地の原則的な撤廃を求め、こういうことに対する意見であると思ひますが、このような責任ある国防次官が、國民が望むならば日米安保体制についても日本國民の意思と主権を十分尊重しなければならぬであらう、このように述べておるわけでございますが、私は、いまの

アジアの動きなどを見ますならば、日米安保等についても、その内容等については再検討期に入つたと考えておりますが、この点、総理の御所見を承ります。

○佐藤内閣総理大臣 安保体制、いわゆる自動延長の方向に入つた。こういうことでございませう、まあ在米の固定的な期間ではございませう、私は、現状をもつてすれば、日米安全保障条約、それはそのまま続けておくべきではないか、かように思つております。しかし、こういう事柄は絶えず検討を要する問題だ、さうに思つておりますから、検討しないというわけはございませう、絶えず検討をしながら、なお日米安保条約、これは必要だ、かように考えております。

○田畑委員 日米会談の主要議題は、何といつても中国問題だと私は推察いたしております。中国問題は、突き詰めてみまると、結局台湾問題に帰着してくるわけでありませう。ニクソンが来年二月に訪中する、そのことによつて直ちに米華相互援助条約が短期的になくなるであらうといふことは、およそ考えられぬと思ひますが、しかしながら、アジアの地域からの兵力を漸次撤退していくといふことは、ニクソン・ドクトリンから見ましても当然であり、台湾海峡からの米第七艦隊の引き揚げ、台湾からの地上軍撤退は、ニクソンの訪中後急速に進んでいくのではなからうか。米中の對話が実現することによつて、極東の安全保障体制といふものもまた私は変わつてくると見るわけでありませう。政府は、台湾は中國の領土の一部であるという立場をとるようになったわけでありませう、さうしますと、一九六九年の十一月の日米共同声明の中にある台湾条項——韓国条項もそうでありませう、台湾条項等については、私は、これは日米兩國とも再検討するの、利害が共通する場面に入つたのではなからうか、このように見ておりますが、この点、総理の御所見を承ります。

○佐藤内閣総理大臣 ニクソン大統領の訪中、まだ実現していませんが、出かけられた際に、こ

これは国際緊張緩和には役立つ、アジアの緊張緩和の方向に必ず向かう、こういうことを私は強く強く期待はいたしております。しかしながら、ただいまの情勢でどういふ結果が生まれるか、まだ予測の範囲を出ませんから、私はとやかく申し上げることは差し控えていただきます。

ところで、ただいま中華人民共和国あり、また国民政府あり、こういう状態は続いておりますので、これが武力的にどうこうというようなことがあつては問題がありますから、ただいま言われるその条項について、私は、たびたび申し上げた、卑近な比喩で申したように、われわれが類焼にかからないように注意はしたい、かように思っております。

○田畑委員 日米安保条約のいわゆる極東条項についても、もちろん、極東の地域はどことだということになつてくると、フィリピン以北、こういうお答えでございしますが、特に韓国、台湾、これが極東範囲の中の一帯大事な地位を占めておるわけでありまして、この極東の範囲の問題等についても、台湾問題をめぐる動きというものは、従来のような政府の態度なり解釈では、日米安保条約の運用もいろいろ矛盾衝突を来す場面が予測されると思ひますが、この点、ひとつ外務大臣のお考えを承りたいと思ふ。

○福田外務大臣 いままでの日米安保条約の対象地域は、フィリピン以北の地域で、台湾、韓国を含む、こういうふうになつておりますが、いま、私は、アジアに緊張緩和の空気が出てきておると、非常に喜んでおります。そうしてこの空気に對しましては、これを助成し、かつ固定化すること、そういうことになることを期待しておるわけでありまして、しかし、今日はおもムードの時代であつて、あるいは空気の時代であつて、固定化をしておらない。そういう現時点において、わが国にとりまして安全保障の立場というものの根底を変えたいといふことはできない、こういうふうな思ひますが、しかし、このムードが固定化し、空気が安定するといふようなことになりまされる際には、お

のずからこの対象地域というふうなものにつきましても変化が出てくる。これは当然のことである、かように考えます。

○田畑委員 外務大臣のお答えがどうもあまりにもムード的で、あまりにも空想的で、はつきりつかみどころがないのでございしますが、ひとつ腹を据えて、私がいままで指摘した問題等について、日本の将来、国の利益を中心と十分配慮願ひたい。これはもちろん総理に強く要望するわけでありま。

そこで私、今度は題を変えまして、これはあまり法律的な面で質疑応答するということはどうかと思ひますが、この公用地暫定使用法案ですね、これは、この法律が実施されることによつて沖縄県民は非常な権利義務関係に影響を受けるわけでありま。私は、こういう法律こそ、憲法九十五条にいう、この法律が適用されるならば当然住民投票にまつべき法律である。このように考えますが、法制局長官、御答弁をいただきます。

○高辻政府委員 何回となくお尋ねを受けた問題でございしますが、いまおっしゃいますように、住民投票に付すべきであるというお気持ちがおわらぬわけではございせんけれども、いままでのお尋ねについて申し上げていたことをここで繰り返して申し上げますと、法律は、御承知のとおり

に、原則的には、両議院で可決したとき法律になるわけ、その例外的な地方特別法というものが、住民投票がないと成立をしないというのが憲法の規定であるわけ、特別法を一般法として制定することが憲法違反であることも当然でありま。同時に、普通の法律を特別法の手続で成立をさせるということも、これはもしも中身を間違えますと憲法違反になるおそれがございます。そこで、わが国法の体系から申しますと、地方自治法の規定に明らかにありますように、地方特別法であるかどうか、最終的には、最後の議決をした議長が内閣にそれを通告していわゆる地方特別法の手続が始まるわけでございますから、立法手続の過程で最終的に判断をされるのは国会であらう

と私は思っております。したがつて、私の意見を皆さんにしているつもりはむしろさらさらございせんが、しかし、九十五条を見てみますと、「一の地方公共団体のみに適用される特別法」となつておりますので、この実体がはたしてそういうものに該当するかどうか、つまり、地方特別法適用の対象は地方公共団体そのものでございまして、今度の法律案がそのものに對する規定であるか、見るとは少し当たっていないのではないかと、実体関係でそう思ひますのと、もう一つは、この法律は沖縄の復帰の前に成立することを必要としてゐる法律案でございしますが、その事前において施政権の施行中でございまして、いわば憲法がまだそこには適用されておらない。したがつて、地方特別法という措置をとることもまた不能ではないかというふうな、手続面と実体面と両方からいひまして、たいへんな疑いを持つております。しかし、これは、最初に申し上げましたとおり、私どもの疑いでございまして、最終的にこれを御判定なさるのは、もとより国会の側であらうと存じております。

○田畑委員 最終的には国会がおきめになることというお話でございしますが、法制局長官の見解というものもまた、この種問題をどうするかという場合には、大事な一つの要件になつてくるわけですから、私は法制局長官のお話を聞きますと、地方公共団体の組織、運営、権限に関するもの、そういうものについて憲法九十五条は想定しているのだというお話でございしますが、一体地方自治とは何かということ。住民自治、団体自治とは一体何であるかということですね。それは、結局、住民のしあわせな生活の諸条件を確保するための手段であり方法だと私は思ふのです。一体中央集権でいくのがいいのか、地方自治を中心としていくのがいいのか、そのよりよい方法として、地方自治が住民の福祉を増進することなんだ、こういうことだと思ふのです。また同時に、憲法のいわゆる九十五条の解釈としておる地方公共団体の組織、権限、運営という問題は、それはあく

までもその住民の幸福を増進するための組織、権限、運営であつて、言うならば、それはうらはらの関係だと私は言ひたいわけですね。ことに、今回の公用地暫定使用法案のように、沖縄の住民にとつて本土のそれに比べると著しく差別があるわけですね。先ほどもちょっと触れましたが、地位協定に基づく特別措置法の場合は、暫定使用期間は六カ月、この法律案は五年、しかも、土地使用の手続も、今回の法律は至つて簡単であります。憲法十四條や憲法三十一條の精神から見ても著しくこれははずれてはいないか、こういう疑問を持つわけでありま。そういうことを考えてみますと、このようになす大なる影響を及ぼすこの法律が、なぜ住民投票を待たないでもやれるのか。地方公共団体の組織、権限、運営に関する法律の場合が憲法九十五条の予定する事例だというお話、国際観光温泉文化都市建設法とか、あるいは国際港都建設法であるとか、こういうような法律ですね。これは憲法九十五条によつて住民投票を必要とするけれども、このようになんとうにその地域に生活する住民の権利義務関係に至大な影響をもたらす法律を、憲法九十五条の住民投票の対象でないといふのは、いかにもこれは形式的であり、觀念的であり、法律が死んでおる、法律の解釈が生きていない、私はこう申し上げたいです。この点、ひとつ御所見を承りたい。

同時に、なるほど、法制局長官からお話でございしましたように、現在の沖縄が、日本国憲法にいう地方公共団体、すなわち沖縄県でないのは当然であります。施政権がアメリカにある以上、あたりまえのことであると思ひます。だからこそ、本土復帰、日本国憲法への復帰がいま悲願として今日までござつてまいつたわけでありま。沖縄の本土復帰を前にして、沖縄県民に至大な影響を与える法案審議の際に、現在の沖縄は沖縄県ではないから、住民投票は不要かつ不能だといふ考え方は、沖縄の本土復帰というその本質を無視したものだ、私はこう思ふのです。憲法九十五条が住民投票を要求してゐるのは、この法律が成立した

ということ、直ちに住民の権利義務に影響があるということではないと思うのです。この法律が成立して適用された結果、他の地方公共団体の住民の権利義務と異なる影響を生ずるという点に私は着眼を置くべきだ、こう思うのです。だから、憲法九十五条の考へておるこの対象時点というものは、法律が成立した時点——それはなるほど、現在成立すれば、沖縄には憲法も適用されない、日本国法も適用されていないことは当然でありますが、適用の時点、私はこういうことだと思ふのです。その適用の時点は、沖縄の本土復帰のその日の時点でございしますから、復帰のときにこの法案は当然憲法上住民投票が必要とされる、こう見るのが、私は、憲法九十五条の正当な解釈ではなからうか、こう考えるのです。この点、法制局長官の見解をいま一度承りたいと思ふ。

○高辻政府委員 御所見は、その趣旨においてよくわかるような気がいたします、一般論といたしまして。ただ、あるいは誤解があらくなるのではないかと思ひますので、九十五条の関係について一応憲法のたてまを申し上げます、この法律の成立自身が住民投票に実をかけたおるわけで、地方特別法というものは、国会で議決しただけでは成立をしないで、住民投票があったときに、その過半数の同意を得たときに初めて成立することになつておることは、たぶん御存じのことだと思ひますが、そういう法律の成立手続としては、一般から比べれば非常に異例のものでございします。したがつて、これについてはそうやすやすとお話を申し上げるわけにいかぬものですから、私も私の自説を押し通そうという気はさらさらございませぬけれども、そういうことを、かなり重大な問題でございしますので、私は所見を遠慮なく申し上げさせていたがたいのであります。いまおっしゃいましたような地方住民に対する配慮、これは何も地方特別法に限ったことではなくして、法律一般において考慮をしなければならぬ問題であることは、申すまでもないこととございします。そ

ういう意味で、おっしゃることはよくわかるのであります。しかし、地方特別法は、そのうちでも、法律の適用対象がある特定の地方公共団体だけである、適用対象がすなわち地方公共団体であるもの。先ほどおあげになつた例、これはすべて議員立法であつたように思ひますが、あるいは広島市、あるいは長崎市、あるいは別府市等の特定の公共団体を押さえての法律でございします。これは住民投票に付されたのは、私は適切な措置であり、憲法の要求に従つたものであらうと思ひますが、今度の公用地の取得の暫定措置法、これは実は沖縄県あるいは沖縄の市町村というものはなくして、沖縄の区域に關係するものであります。それはむしろ、沖縄が返還されるから沖縄の区域が問題になるわけでありまして、沖縄の地方公共団体そのものを適用対象としておるものではございしませんために、実体的に九十五条の要件には入らぬのではあるまいか。

それからもう一つは、先ほど申し上げたことの繰返しになりますが、この特別法というものは、住民投票があつて後に初めて成立する法律でございします。施政権返還前にそういう手続ができればいざ知らず、そうでなければ、そういう措置をとるすべもないであらう。これはむしろ実体のほうから先立つ問題でございしますが、あわせて手続面も申し上げれば、そういうことになる。率直に私の考えを申し上げておきたいわけであり

○田畑委員 これも法制局長官にお尋ねいたしますが、公用地等使用法案第二条第二項の告示は、行政処分であり、行政事件訴訟の抗告訴訟の対象になるものと考えますが、それでよろしうございしますか。

○高辻政府委員 これも前に御答弁した覚えがありますが、仰せのとおり、この二条二項の告示は、行政不服審査法、行政事件訴訟法の異議申し立てないしは抗告訴訟の対象になることは当然であらうと考えております。

○田畑委員 告示が行政処分であり、行政救済として抗告訴訟の対象になるというところは正當な解で、こう思うのです。ところで、行政事件訴訟法第十一条は、処分を被告とすることを定め、第十二条を見ますと、その処分所在地の裁判所に抗告訴訟すなわち取消訴訟を提起しなければならぬ、こういうことに規定してあります。

そこで、この法律によれば、沖縄の地主の方が告示を受けてこれを不服として訴訟をする、こういうようなことになってきますと、この法案の告示権者は、防衛施設庁長官、厚生大臣、通産大臣、運輸大臣、海上保安庁長官、建設大臣、いづれも中央官庁ばかりで、東京なんですね。このことは、告示を不服として行政訴訟を起こそうとしても、それは三月以内に東京の地方裁判所へ訴えを提起するということになるわけですね。ところで、アメリカの施政権下の沖縄の人々がわざわざ東京の地方裁判所まで訴訟を起こすためにやつてこなければならぬ。一体それで法的な救済ということができるのか、できないのかということですね。これはできないと思ふのです。これこそ、いまの沖縄の人間には憲法も国内法も適用されておりませんから、行政事件訴訟法でもって、告示に不服がある、これを行政訴訟で争おうとしても、實際上はできないのです。形式的に見ると、確かに法的な救済手続もありますが、実体はないわけですね。沖縄の人間の権利義務というものを不当にこれは侵害しておる。この手続面の一事をとらえても、今回の公用地等暫定使用法案というものは、沖縄の人間にとっては非常な権利の侵害である、こういうことですね。でありますから、私は、この法案については、総理にも御希望申し上げたが、修正をみずからはかることが大事であり、同時にまた、憲法九十五条の解釈などというものを、血の通わぬような解釈のしかたでは済まされぬ、こう思うのです。長官の見解を承つておきます。

○高辻政府委員 ただいまのお尋ね、きわめてごもっともなお尋ねだと思ひます。行政事件訴訟法の十二条で、御指摘の条文であります。行政事件訴訟法の所在の裁判所の管轄に属する。したがつて、当面、東京地方裁判所になります。これは、実は施政権の返還という特異の事例に關連すること、やむを得ない面があることもおわかりいただけると思ひますが、しかし、返還になりますと、当然沖縄県には裁判所が設けられまして、十二条の二項によつて、沖縄の裁判所にもまたこれは關係を持つ。もしも東京にあればおれば、それが移送されるというような關係もございまして、現地住民の實際上の措置においても支障が生じないような運営は、むしろある程度できると考えておりますが、いま申し上げましたように、さしあたりは東京の地方裁判所ということになることは、仰せのとおりでございします。

○田畑委員 時間も来たようでありまして、私、この問題についてこれ以上深く触れませんが、私は、総理にとくと頭に置いていたがたいことは、公用地暫定使用法案については、手続を簡略にしておるという点から私はいまのような問題を提起いたしました。これは沖縄の住民にとつてはいろいろ権利義務關係の面において大きな侵害を受けておるわけで、したがつて、この法律の内容なり運用については十二分に配慮していただきたい、こう考えるわけでありまして。

それで、まだたくさん質問はございしますが、山中総務長官に最後にお尋ねをしておきたいのです。これは大蔵大臣にも關係することとございしますが、一括して申し上げます。

いま本土政府と琉球政府の間で、沖縄復帰対策費をめぐり、円建てにするか、ドル建てにするか、こういうことで論争しておるやに聞いております。本年七月から来年六月まで、一般会計で四百二十七億、財政投融資で四百四十億ののぼつておりますが、琉球政府としては、一ドル三百六十円のレートで換算して予算を組んでおるわけでありまして、変動相場制に移行する前に琉球政府の受け取つた一般会計予算は一七・二%で、あとの分は変動相場制以降、こういうことになつて、ドル建

てにするか、円建てにするかということ、沖縄の琉球政府としてもこれはたいへんな問題になつておるようであります。ドル・ショックで物価高、特に生活物資の値上がりを押えるため、こういうことで、生活物資価格安定資金として十億円、これを日本政府は補助金として出しておりますが、この十億では、四十四品目の生活物資を対象にする程度にすぎない。山中長官は、四百四十品目は必要であらう、こういうようなことをいふぞや申されておりましたが、そういうような状況にある琉球政府であるわけです。ことにまた、物価高というものは事業費のコスト高を招いておるわけで……

○床次委員長 田畑君、簡潔にどうぞ。

○田畑委員　やはりこの際は琉球政府の言い分をお聞きになったほうがいいのじゃないか、こう思うのですね。ことに、私、昭和四十六会計年度における琉球諸島に対する援助金に関する覚書を見ますと、「援助金は日本国通貨をもつて供与するものとす。」「こうなっておるのですね。私は、この覚書では足りてゐるのではないか、こう思うのですね。大蔵大臣、ちょっと居眠りなさつておるようだが、この問題についてはやはり早く解決してあげたらどうか、こう思うのです。これが一つ。

それから第二の質問としては、これは、私、現地の公聴会等を聞いて非常に痛感したわけでありますが、沖繩開発の問題です。琉球政府の復帰措置に関する建議書を見ますと、開発の基本理念として、第一には県民の福祉の向上、第二には自治権の尊重、第三には平和で豊かな県づくり、これをうたつております。したがって、沖繩開発三法の運用も、この理念の上に立つて運用されるべきだと思ふのです。あくまでも自治権の尊重、住民意思を尊重する、こういう立場から見ましたとき、沖繩振興開発特別措置法により、開発計画などは沖繩振興開発審議会の意見を聞く、こういうことになっておるわけでありますが、この沖繩振興開発審議会の構成の問題等ですね。二十五

名の委員の中で、十三名は関係役所の職員、沖繩から出る委員はわずか六名。これは一例でござい  
ますが、やはり開発審議会の構成等を見ても現  
地の人は非常な不安を持つわけで、復帰したあと  
の沖繩の今後の開発、今後の経済再建等について  
は住民の意思を尊重する、こういうことを強く期  
待し要望しておるわけです。そういう点から見ま  
した場合に、いま申し上げた点等も含め、ひとつ  
十分現地の声に一そうこたえていただきたいと思  
いますが、総務長官の所見を伺って、私の質問を  
終わることにいたします。

○山中國務大臣　ただいまの問題は、すでに話は片づきました。この問題がなぜ起こったかと申しますと、先般、十億、並びに学生の分の一億を含めて十一億の予備費を支出いたしました際に、それをさらに四百四十品目に、すなわち、生活関連物資すべてをカバーできる品目に広げること、並びにこれを復帰時点までずっと続けていくこと等がその後追加になったわけであります。そのことについて、もちろん、大蔵当局としてはいろいろ議論はありましたが、その方針を了承するにあたって、完全に貿易物資に対する差損を補てんしろと言われるならば、いわゆる円建てで送金いたしました場合の現地におけるドルでの発注、ドルの執行による事情から考えて、差益が生ずることは自明の理である。したがって、本土側が完全に復帰までめんどろ見ろと言われるならば、本土のほうもこれをドル払いで、現実に必要な金として支払っていったらどうかという議論があったことは事実でありますし、私も、財政当局の意見として、一方においては数十億に達するであろう金を出さなければなりませんし、そうすると、やはり差益も四十億くらいになると思われますので、その意見が出てくることはあえて非難をするものではありません。しかしながら、ただいまの覚書に定めた会議におきましても、やはりドル、円両方の表示をしながら決定をいたしておるものであり、また復帰直前において、その他、目に見えない世

態において、四百四十品目の措置を行なったから  
 といって、あなたが本土と同様の物資の調達状況  
 にあるとは言えない沖縄の状況でございます。し  
 たがって、この問題については、現金で送付する  
 という今日までの形式をとることにいたしました  
 た。なお、それを送るについて、差益が生ずること  
 とは琉球政府も認めるわけであります。これを本土  
 政府の了解なしに、一方的に自分たちの必要な  
 と思われる金に自由に使いたいという御希望につ  
 いては、相談の結果、総理府とよく相談をして、  
 必要なものであったら使おうではないかというこ  
 とになりました。したがって、すでに琉球政府の  
 屋良主席とも電話等で連絡をいたしつつ、事務当  
 局の間にも連絡をとりまして、本土政府と琉球政  
 府とその問題は完全に合意し、したがって、結論  
 としては、本土からの送金というものは、若干そ  
 のことで遅延をいたしておりましたけれども、先  
 週末であります、千七百万ドル、さらに来週の  
 初めに、要求されております二千八百万ドルとの  
 差額約一千百万ドルを送るように話がついたところ  
 でございます。したがって、この問題で御願が  
 せをしたことは、たいへん私も申しわけないと思  
 いますが、現実には円満な解決を見ておりますので、  
 御安心を賜わりたいと思います。

それから琉球政府の建議書の開発にあつてのいわゆる三原則ともいふべきものは、私どもも何ら異存はございません。また、沖縄の今後の、復帰後の県知事、市町村長というものが、この開発三法の施行されたことによつて、本土の府県知事であり市町村長であるならば本来行使できる権能が、取り上げられたりあるいは押えられたりしておる例は一つもございません。すべて、国が直轄で行なう場合等であっても、それは県あるいは港湾管理者等、あるいは市町村長等が申請したときのみ行なうわけでありますので、その点は私どもも十分配慮をしておるつもりであります。

なお、審議会の構成については、いままでの衆議会に比べて政府の委員の数が多うございます。これは、それだけ、十三名に達する各省庁に関係

を持つ広範な、いわばほとんどの役所が、関係のない役所はないと言つていいほど関係を持つておる。もちろん、本土法令の全部が沖繩にかかるといふわけでありまして、極端に言うとなぜ役所が関係を保持つておるべきか、それを十三人にせざるを得ませんでした。したがって、沖繩側から、本来は県知事と県議会議長とが出ればそれでいいのでありますが、さらに市町村長代表を二名、市町村議会議長の代表を二名出してありまするし、また学識経験者六名の中にも、沖繩側から見てこの人が一番いいと思われるような人になるべく多く任命してまいるつもりであります。したがって、今日の時点においては、私どもは十分に配慮をしまいましたが、しかしながら、関係する役所が多かつたために、二十五名の定員の過半数を役人が占めることになるという点について、配慮はしておりますけれども、御批判の存在するところであらうとは思つております。

○床次委員長　門司亮君から関連質疑の申し出があります。この際、これを許します。門司亮君。

○門司委員 いまの田畑委員と高辻法制局長官との質疑応答中の九十五条の解釈でちよつとはつきりしておきたい点と、それから法制局あるいは政府にも考えてもらいたい点がありますので、そのことだけひとし申し上げておきたいと思います。

それら、高辻法制局長官の答弁は、憲法九十五

それは、高田宮内卿の答へに、  
条は、一のと書いてあるのか、あるいはこれを  
つと読むかということが非常に大きな問題で  
あります。法制局長官は、これを固定した一つの地  
域における特別法だというように解釈をされて  
るようにいま聞かえております。これの解釈は  
かしいのであつて、これは二つあるのです。一  
解釈するか、一つと解釈するかということで、  
の憲法の基本的な解釈に大きな食い違いが  
出るところが、いままでこの九十五条を適用  
し、特別法の中には二つ体系があるのです。一  
は、いま長官が言つた、たとえば佐世保なら佐  
保というような——佐世保は別であります  
が例の京都であるとか広島であるとかい

には、みんな一つずつ名前がくっついていて、神戸の国際港都、横浜の国際港都、国際観光といつても、京都のといふように、頭にみんなくっついていて、ところが、日本の中で一つくっついていないのが、旧軍港の都市がこれに含まれているという事です。これはこの憲法の解釈上非常にやっつけいところでありまして、一のと解釈すれば一つずつだ、二つと解釈する、いわゆる法を一つに解釈するの、地域を一つに解釈するの、かといふことで、憲法九十五条の解釈は非常に違ふ。そうして、これはいまだにまだ学者の中で二つの説があつてはつきりしていないといふ。ところが、国会では、いま申し上げたように二つの解釈をとつて、二様のことをいままでやつてきていて、わけですね。これは田畑君の持っているこれにはつきりそうなつてゐるのです。

そうなりますと、この公用地法案というのが同時に地方の自治体の組織、運営にだけ影響するかといふことになりまして、御承知のように、嘉手納のようなところは約八割を占められて、それからコザにおいても七割を占められておるのです。こういうところは、何といつても、このこと自体が非常に大きな、地方の自治体の組織、運営に障害があるといふことは事実であります。ところが、これも、おのおの土地の使用といふのを地主がある程度において承諾すればそれでいいじゃないかといふ議論も成り立つと私は思ふ。しかし、その場合は、こうした法律によらざる個々の問題である。ところが、今度の場合は、この法律を頭からかぶせてしまつて、七割あるいは八割といふようなばかばかしい大きな面積を五年間もいやおうなしに使つていこうとする行き方は、法の内容の個人の権利をどうするかといふことを離れて、地方の自治体に及ぼす影響といふのは、組織、運営については非常に大きな影響があるといふことである。そうすると、これがやはり憲法九十二條にいう、いわゆる組織、運営につ

ては、これを法律にまかせようという住民自治のたてまえからいくと、非常に大きな関連性を持つた問題があるかと私は思ふ。この辺の解釈を法制局はどうしているのですか。私はこれはその辺をもう少し明確にしておいてもらねとわからぬのです。

○高辻政府委員 地方自治制度、憲法を含めましてごたんのうな方からの御質疑で、勢い中身もこまかくなつてまいりましたが、まず、最初に御質問の中の、「一の地方公共団体」という「一」とは一体何であるかといふことでございまして、これは御説のとおりで、いろいろ学者は論じているようにございまして、しかし、私も私どもは私どもなりに、これは特定のといふふうに解釈をいたしておりました。その特定の地方公共団体は、単数であるといふと、それは間わない。したがつて、例におあげになりましたような佐世保にせよ、一つ一つの地方公共団体の名前を冠した法律もまた、その成立に地方住民の投票を要したといふ取り扱い、それから旧軍港市などは、まさに御指摘のとおりに幾つかの市が入つております。それは、やはりいま申し上げたように、私もそれは適当だと考えておりますが、要するに、法律の中に、それは幾つあると、特定の地方公共団体を適用対象とするものであれば、やはり地方特別法と考えるべきであらうといふ考えを持っております。法制局はどういう考えを持つてゐるかといへば、そのとおりでございまして。

それからもう一つ、今回のいわゆる公用地暫定使用法案につきまして、確かに地方公共団体の運営に關係があるのではないかと、こうおっしゃるわけがございまして、それもある程度わかるような気がいたしますが、おおよそ法律といふものは、やはり地方公共団体ごとに幾らかその法律による事務の繁閑といふものは出てくるものもある、これはそのとおりだと思ひますが、今回の場合は、沖繩の施政権が返還されるものですから、その結果として大きな区域についての問題であることは間違ひはございませんが、先ほど申し上げたことを繰

り返すことになりまして、いわゆる地方特別法としての適用対象は地方公共団体そのものであると解しておりますので、今回の暫定使用法案を、沖繩県あるいは沖繩県の市町村、それが適用対象になつてゐるものとはどうも思へませんので、私が先ほど申し上げたようなことを申し上げたわけでありまして。その背景には、やはり法律は、国会の両議院が可決したとき法律となる、その例外として、地方住民の過半数の同意がなければ成立しないといふようなものでありますために、やはりそこはかなり厳格に解すべきではなからうかといふような心理が働いてゐることも事実であります。しかし、先ほど申し上げましたように、これは最終的には、やはり国会が立法過程において最終的におきめになることであると思ひますので、一応所見を申し述べさせていただきますだけに、どめざるを得ない、それはもうそのとおりでございまして、一応以上で……。

○門司委員 念のために私は言つておきますけれども、いまの法制局長官の答弁は少しおかしいです。旧軍港の場合は、これはどういふことになつておるかといふと、これは国有地なんですから、この処分について、いわゆる都市計画との関連がございまして、一応、広範な地域を軍港として処理しておつたことのために、地方の自治体にその処理關係があるのをこれをまかせておるわけでありまして。そうすると、今度の場合も同じことなんですね。地域の七割、八割といふものをこういう公用地として法律で取られてしまふといふことになりまして、そこらくる問題は一体どういふふうに地方の公共団体に影響するかといふことですね。これは旧軍港の処置とららはら問題なんですね。旧軍港のときは、たゞさんの土地がそこに返されてくる、この処置について、旧軍港でよろしく処置をしないといわれ、みんな無償でやつたわけじゃないのですからね。いわゆる都市計画との關係でただ処分關係だけを向こうにゆだねたのであつて、所有権まで渡したわけではない。しかし、今度の場合はこれを取り

上げるほうであつて、片一方は渡したほうである。ただその違いだけであつて、私は、やはり旧軍港の転換法にとつた処置と同じ処置がとらるべきだといふ解釈でいいのではないかと同時に、憲法が適用されてない、法律が適用されてないから、そんなものをいまこしらへられないとあなたに言ふかもしれないけれども、しかし、返つてきか月もあればたゞさんですね。投票するだけですから。それを五年もむちゃくちゃにだまつて、住民の意思を問わないで、国が七割の土地を占有してしまふなんというのはいまあ占有といふことばはどうかと思ひますけれども、占用してしまふといふような行き方については、やはり憲法の九十五條にいきさか抵觸することがあるといふことだけは私ははつきり申し上げておきますから……。

○床次委員長 午後一時から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後一時十六分開議

○床次委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

この際、質疑者に申し上げます。本日は、質疑者多数でありますので、理事会の申し合せにより、一人一時間半となつておりますので、時間は厳守されるようお願いいたします。また、補足質疑につきましては、常識的な時間でお願いたします。

次に、政府側に申し上げますが、答弁はなるべく簡潔にお願いいたします。

それでは、質疑を続行いたします。川俣健二郎君。

○川俣委員 委員長が、冒頭、質問者に時間の励行等御注意ありましたが、委員会の運営上、政府のほうも少し約束の時間を守つていただきたい。その点を委員長は委員会全体の運営を考えてひと

つ運んでいただきたいと思ひます。

そこで、佐藤総理に早々伺ひする前に、現地公聴会も東京公聴会も終わって、たいがいこの声という声を私たちはお互いに聞きました。そこで、この辺でも一度、表面的に出てきた声というものを、つまり世論というものは、どういう考え方を沖縄の人が出しているか、これをまず私もかみしめるため、この世論調査を見ました。というのは、この国会が始まる前の夏の沖縄での調査をちょっと抜粋して読んでみたいと思ひます。これは無作為二段抽出法で、かなりの人員からとっておりまして、沖縄百万民のまああの統計数字と思っております。

そこで、第一番目に、「今度の日米間で調印された返還協定について印象はいかがですか」それに対して、「どちらかという不満である」が四七・六％、「どちらかという満足である」が九・四％。二番目に、「いま日本政府が作成している復帰要綱についてあなたはどうか感じになっているか」。「沖縄の要望が受け入れられている」二・二％、「受け入れられていない」一方面的に処理されている「二つを足すと六〇％」になっております。第三番目に、「日本復帰を望む何らかの不安を感じるか」。「感じない」二六・四％、「感じる」六四・八％。それから、私の登壇の前はかなり長い間いろいろと論議されてきた核兵器について、これは私の意見じゃなくて世論でございます。「核兵器は撤去されると思う」が三三・八％、「一たん撤去されても事あるときには持ち込まれるだろう」撤去されないと思う「が六四％。これは沖縄の世論でございます。そこで、最後ですが、「復帰の日取りがまだきまつていないが、あなたはいづれを希望しますか」日取りをきめて答えたのが三四・六％、「日にちよりも復帰の内容がよ」これが三六・二％で、ここです、問題は、次に、「佐藤内閣を支持しますか、しませんか」、これはあまり質問に関係ありませんから略します。

そこで、協定特別委員会、この当特別委員会等を通じて私が聞いておった中で、佐藤総理が名せ

りふをつくるのには私はいつも感心するわけですが、特に、あたたかく一日も早く迎えようではないかという答弁、これは非常に私は気に入りました。そこで、一体、百万民をあたたく迎えるということは、まさか単にニクソンから佐藤総理に施政権が移ることじゃないし、日本へ施政権が移ることだけで事足りないわけでございますから、問題は内容だということ、不安でかなわぬという圧倒的な世論調査の結果を考えますと、やはりおまんまをどうやって食べるのだろうかということに結びつくだろうと思ひます。

そこで、もう一度佐藤総理から、こういうような世論のこともあつた、あたたかく迎えるというお気持ちをもつて披露していただきたいと思うのでございます。

○佐藤内閣総理大臣 川俣君にお答えをいたします。

いまだ、戦中戦後を通じての施政権が日本に返ろうとしている、この際いろいろの不安があるだろう、この点は私も率直に認めます。しかし、その不安が、復帰反対だ、そういう形であられるか、復帰は希望するが、もっとそういう点についてわれわれの思いやりをしてくれる、こういう形でたまたまのような世論調査の結果が出ているか、そこが問題だろうと私は思ひます。先ほどのお話を伺つておると、いかにも復帰反対であるかのように聞き取れる、そういうような数字のパーセンテージでございますが、私はそうではないだろうと思ひます。やはり復帰はしたい、だが、もっと本土はわれわれの立場について深い理解を持つてしかるべきではないか、かように言っているのではないだろうかと思ひます。私は、さように考えると、あたたかく迎えるということとは、もっと沖縄の同胞の心を心とするという、そういう気持ちにならないと、真のあたたかく迎えることにならない、かように思ひますので、そういう意味で、皆さん方の御審議もそこに問題の焦点が合はされている、かように思つておる次第でございます。

○川俣委員 そこで、私を含めて、社会党はもちろんです、復帰に反対だという考え方は毛頭ないということをもつて受けとめてほしいと思ひます。いまの世論調査は、一体復帰したあととどうなるだろうかという世論が注目する価値があるわけですが、何も、沖縄復帰というのは、もちろん行列をやったり花火を上げた、佐藤総理を歴史のページに残すということではないと思ひます。

そこで、総理大臣に伺ひたいのは、いろいろと形が変わつてまいりますが、日本の本土法に移すわけですから、そこで、大体の総理の、大まかな数字でよろしいわけですが、復帰することによつて仕事が変わつてまいりますが、変わらされる職場があります。そこで大きく取り上げられるのは軍関係の労働者だと思ひます。この軍関係の労働者はさておいて、それは全然除外して、一体、一般企業が、あるいはその他が、大体どのくらい復帰することによつて失業するだろうか、端的に言うとおまんまを食う職場がなくなるだろうかというところを、総理に、これから担当大臣に伺う前に、大体の大まかな感じだけでけっこうですか、お知らせ願ひたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 現状から判断し、また、復帰の際にどういふことになるか、そういうことをあわせて考えますと、非常な失業者がたくさん出ることは私も避けなければならぬ。いま川俣君が言われるように、軍関係は別だと言われるけれども、ただいままでのところは軍基地に依存している経済だ、かような表現までされております。したがって、私は、第一種にしても第二種にしても、そういうような関係の業種が非常に多い、しかし、これはもう今日から切りかわりつつある、かように考へべきだろうと思ひますし、また、非常な打撃を与えないために特別な退職金制度なども考へて、そうして路頭に迷ふことのないような処置をとらうというので、まあ軍関係にいたしましても七千五百万ドルが特にそういう点に振り向けられる、こういうような一応の用意

がされております。

また、その他の点においても、ずいぶん、いま、観光産業だ、こういうことがいわれておりますが、その方向に向けられるべきものも、この軍基地産業、そのうちにも多分にあるだろう、かように思ひますので、私は、非常な大きなもの、かように考へなくてはよろしいのではないかと。また、私も十分の用意はいたしておりましたし、また、ただいまのような点で私自身認識を欠いておる点がある、かようなおしかりを受けるかわかりませんが、私は、あまり変化を及ぼさないように、変化が最も起こるであろうというその部分についての対策は一応立てておる、かように御了承願ひます。

○川俣委員 私は、決して総理大臣をおしかりな人ということじゃないと思ひます。特にこの問題は、私も大体軍関係の労働者がかなり動きがあるだろう、失業も出るだろうというように考へていました。そこで、いま総理大臣がおっしゃるには、まだ十分に用意していない云々ということがあつた。これだと思ひます。かなり政府当局はこれを急いでやろうとしておる。ところが、まだ用意されてないで、それぞれの職場で労使の中で交渉を進められてまだ全然ちががあかない、こういう段階で調印だ、施政権返還だということになります。たまたまものじゃないのは労働者なんです。産業なんです。たいした大きな産業ございませんから。

そこで、それじゃ軍関係以外の労働者が大体どのくらいいるだろうかということを、私も一緒に聞きたいと思ひます。労働大臣、どのくらい失業労働者というものを考へて具体策を考へておられるのか。

○原田務大臣 ただいま総理大臣からお答えもあつたように、われわれとしては、沖縄振興開発法によつて、できるだけ離職者が出ないように万般の手配をいま進めておるところであります。しかし、基地の縮小その他法制上の変化等によりまして、若干の離職者がやむを得ず一時的に出るのではないかと思つております。それで、いろいろ

る見方もございますし、軍関係及びその他において離職者が何人出るかということはいま労働省で調べておりますが、なかなか的確に、どんぴしゃりの数字を出すところまでいっておりません。ただ、出ないようにやる、もし万一出たときには、職業紹介あるいは職業訓練その他において決して御迷惑を及ぼさないように万般の手配をやる、こういうようにいま準備を進めておるところでございます。

○川俣委員　そういうことじゃ百万県民の人たちは満足できないと思うのですよ。不安だと思つて、いいですか。復帰とか調印とかは、これはむしろ政治的な問題なんです。復帰することによってなくなるという会社が出てくるわけでしょう。そういうものをまた具体的に数字をつかんでないというように担当大臣のお話だったら、大體仕事を進めておるといふお話であれば、大體どの程度進めておるか、もう少し披露してください。

○原國務大臣　大體となりますと、あまり大ざっぱではいきませんし、的確にというところ、これがなかなか把握いたせません。政府委員から答弁させます。

○山中國務大臣　これはいろいろな角度からの見方があると思つて、本土の法令等の適用によつて、たとえば、典型的なものはたばこ製造業、これは六百一名とはつきりわかつておるわけでありまして、そのほかにも製塩、通関等が同じような制度でもって変わります。それによつて約一千名近くの人たちが、一べんは形の上でやめなければならぬ。もちろん、専売公社等のはうは再雇用等について考へておるわけでありまして、けれども、しかし、全員をカバーできるところまではまだ計画は立っていないことであるから、そういうふうにかかると、たとえば、基地がなくなる、あるいは米軍が引き揚げることによつて、直接には軍務者の一種、二種あるいは四種等に関係があるわけですが、間接的にはその周辺で——典型的な例は、那覇の空港の飛

行中隊がいなくなったときにランドリー業者の失業が出たというようなことが示しますように、その周辺の基地依存企業というものが——Aサインパー等も入るわけでありまして、そういうもの等がやはり非常なきび方をする、こういうようなこと等は間接的にやはり考へていかなければなりませんので、労働者対策としては、手帳を発給して各種の手当を支給すると同時に、転業等については、それらのあらゆる人たちが対象になるような配慮をして、振興開発金融公庫の融資対象にするというつもりでおるわけでございます。

○川俣委員　それじゃ、いま具体的な例が出されたから、それをもう少し聞きたいのですけれども、いま民間でやつておるはずで、今度はそれこそ政府直轄で、財政専売の形でやるのだらうと思つて、

では専売公社に伺いたいのですが、どういふ構想で現地を行政指導しようとするのか、もう少し伺いたいと思つて。

○北島説明員　先ほど総務長官からお答えがございましたように、現在たばこ製造三社に勤務してゐる方が六百一名でございます。この方々に対しては、現在の製造業者が他に御事業も御計画のようにも承つております。その方面にいらつしやる方もございまして、あるいはまた、この際に退職したいという方もおありかと存じますが、そういう方々のためには手厚い退職手当を用意するのは当然であらうか、こう考へまして、一応予算的には、現在実施しております塩田業者の廃止に伴う従業員に対する退職手当と同一の基準によつてお手当てできるように予算の要求をいたしております。それから、現在の職員の方々で、出先の専売公社の機関に御勤務なさりたいという方もありまして、そのほうにはできるだけお引き受けたい。それから現地の工場にどうしてもおつとめになりたい、こういう方もございまして、その方々のために、一応百五十人程度の工場が適当であらうかと想定いたしております。

す。なお、本土に御就職希望の方々に對しましては、できるだけお引き受けする、こういうつもりでおるわけでありまして。

○川俣委員　一例をあげても六百何人いるということなんですが、総裁、退職手当を考へるとか、あるいは会社に対する補償金を考へるとか、なげ考へるの。たばこ産業の生産の蓄積があるわけでしょう。技術の蓄積があるわけでしょう。それを何で専売公社の直轄でやろうという考へ方を持たないの。大體それから落ちてないよ。

○北島説明員　現在沖繩の島内におきますたばこの需要でございますが、三社の製品の分が約十四億本でございます。この程度のことは、かりに本土といたしますと十分供給の余力があるわけでございます。従業者対策等考へまして、現地の沖繩の方々のお吸いになるたばこの量程度のものは、少なくとも工場を置いたほうがいいのではないかと、置かざるを得ないのではないかと、こういうふうにお考へておるわけでございます。

○川俣委員　総務大臣はじつ何つておると思つて、すけれども、沖繩の県民の消費量がこれだけだから、これだけの工場がいいのだという答弁です。そんな話はあるかな。秋田は米をつくつて東京はつくらないのですよ。そういう考へ方で沖繩というものを行政していくという考へ方ですか。

いいですか。沖繩にたばこ工場があるの、よし。葉たばこもいいたし。労働者もいるのよし。蓄積があるのよし。しかもこれらたばこ産業をやつていきたいといつてゐるのでしょう。そういう考へ方を——これは総裁に伺うのはどうかと思つて、大蔵大臣、いかがですか、この考へ方は。閣議でどのように——要綱には出ておりますけれども、これからのたばこ産業を沖繩でどうするかという考へ方は、どういふ方向を出してありますか。

○水田國務大臣　きのう総務長官からお答えになりましたように、現地のたばこ会社の希望もございまして、長い間かかつて現地のたばこ会社の処理がきまつたところでございますので、それに

伴つて今度は労働者の処置をどうするかという問題から来ますと一部は本土で希望者は収容すると同時に、いま公社の総裁がお話になりましたように、能力としては、沖繩に工場を置く必要は、本土の専売公社としては実際にはない。ないが、しかし、せつかくいままであったことでございまして、百五十人を収容する程度の工場は、能力の必要はないといふけれども、現地に置くことが、職を与える対策の上からもきつめて適切であらう。しかし、大きい規模は、この際いろいろな角度から検討して適当でないということで、その程度の規模なら現地に置くことがいいといふふうにきまつた次第でございます。

○川俣委員　やはり総理はあたたかい気持ちで迎えてないで、いいですか。現地の会社はやめるという希望があった、こういうのですよ。おそろしく何かを期待しているからやめるかもしれぬけれども、労働者はどうなるのよ。そうでしょう。これはあたたかく迎えるということにはならないと思つて。それから、百五十人ぐらいという目安ということはどうから出てきたの。六百人がほとんど希望しておるのよ。どこから出てきたの。それから、いままでのような民間会社で、こう言つちゃ悪いけれども、家内工業の延長のようなたばこ産業だと思つて。琉煙にして、オリエンタルにして、沖繩煙草ですか、この三社だと思つて、この三社とも大體似た

り寄つたりの家内工業の延長のような民間企業だつたと思つて。しかし、二十何年間の技術の蓄積があります。労働者があつたとおり若いわけでございます。生産の技術は十分蓄積されてゐます。意欲もあるわけ。本土のほうの関係とかいうこともあるから、じゃ一体大蔵省のほうで、あそこへいゆる専売の直轄のたばこ工場を新築するといふ考へ方はどうして出ないの。百五十人といふのはどこから出てきたの。その辺をも少し聞かせてください。

○福岡政府委員　ただいま、大臣、専売公社総裁のほうから、現地に置く工場の規模として、百五

十人程度の規模を考えているというふうに御答弁いたしました。百五十人程度という規模は、一応先ほど御説明がありました、現地のたばこの需要量等から一応算定した数字でございます。実際はまた現地のたばこ製造三社の従業員の方々が実際にどういうふうになるか、退職される希望を持っておられる方が何人ぐらいおいでになるか、それから公社のほうへ採用を希望される方が何人ぐらいになるか、公社のほうへ採用を希望される中で本土のほうへ来たいという方が何人ぐらいおおいになるか、その辺はまだはっきりつかんでおりません。今後その辺の皆さんの希望、動向を見きわめながらよく検討していきたいと思っております。御了承いただけます。

○川俣委員 専売公社に申し上げますけれども、この問題は、沖縄を迎えるという大きな歴史的な、政治的な話なんだから、専売公社の方から何うとある程度のワケもあるわけですから、そういう答弁になるんだ。だから、あんまり質問しないのを、出てこないでください。これは政治段階の話だと思えます。さっきもあなた言った。沖縄の消費量がこれぐらいだから、これだけの工場でいいんだということにどうしてなるの。そうじゃないんだ。いいですか。沖縄特別委員会です。具体的な話がもうまだ煮詰まっています。どういいう産業がいろいろあるか、どういいうような再建構想がいいだろうか、その一つに、たばこ産業はどうかという話から入っていくかと思っております。ですから私は、どう考えても、沖縄に専売公社の一工場をなぜ建てられないのかというのと、新築できないのか、それとも、あまりにも日本本土の需要が減って本土のほうを圧迫するとか、あるいはどうしても適さないというように欠陥でもあるのかというのを伺いたいわけですよ。これは大蔵大臣ですか、お伺いします。

○水田国務大臣 さっき申しましたように、専売公社の製造能力は、沖縄を含めて十分に供給能力

がいまのところあるという実情でございます。○川俣委員 通産大臣おられますか。——そこで、通産大臣、この前から大臣の構想を伺っておるし、プリントにも出ておりますが、たばこ産業なんのは沖縄のあの島にどうしようか、産業として。特にいまは一次産業、二次産業、三次産業のあのたばこはなみずみが出ておるわけですから、格好な産業だと思えます。そういう意味において、たばこ産業はいかがなものでしょうか。私は適していると思えますが、御高説を承りたいと思ひます。

○田中大臣 沖縄にたばこ産業がいいのかどうかという問題、これはあなたのほうが十分研究しておられるようです。私は、いまの発言がございましたから、これから大蔵省の意見も聞きながら、産業の一つとしてどういいう分野を占めるのかは研究してまいります。まいります。私が大ざっぱに申し上げますと、本土は、いま四十五年ペースで、人口比率から見ますと、一次産業比率が三七・四％であります。それから二次産業が三三・二％です。三次産業比率が四七・三％。やはりこの比率を中心にしてこれからの沖縄の産業を考えないとならないと思うのです。しかもこの本土の一七・四％というのは、六十年を待たずして一〇％以上減るといふのであります。これはもう六十年を展望すればそういう数字になります。先進工業国が一次産業比率が五％ないし六％というところとありますので、一〇％以上減らなければならぬ。この一七・四％の一次産業比率で所得比率は一〇・五％、十分の一しか得ておられないわけであります。

ところが沖縄は、この本土の一七・四％に対応する数字が三八・九％です。そして所得比率は、人間の数では倍以上あって、所得比率は本土の一〇・五％にも満たない八・八％である。これは、いかに沖縄の一次産業の所得比率が低いかわかることは、本土の四〇％以下である。ですから、八重山地区などが非常に悲惨な状態であるということとは、この数字で明らかであります。

ですから、本土が十年ちよつとぐらいいで一〇％以上減るといふことになる、沖縄もたばこを、いろいろな、これから沖縄のかんがいその他をやれば野菜とかいろいろなものに転化できるでしょうが、やはり私は、考えようによっては、これは本土が一〇％減るときには最低限沖縄は二〇％ぐらゐ減らなければいけない。もつと減るだろうと思うのです。それを本土へ全部吸収するわけにはまいりません。ですから、沖縄に定着をさせなければならぬ。そうすると、もう好むと好まざるにかかわらず、沖縄の県民所得を本土と平準化するためには、どうしても二次産業比率の一四・六というのを倍以上、三倍ぐらゐに上げなければいけない、こう思うのです。その中でどういいうものがいいのかということ、どういいうものが進出をしても、必要なものは水であり、輸送であり、電力であり、いろいろなものでありますから、そういう基礎的な問題に対しては計画を立てておるわけであります。ですから、沖縄の現地の企業を育てるということが一つであります。やはり本土からも進出をせしめるような政策を進めなければ、これだけの人を吸収できない。吸収できないければ、沖縄の県民所得は、本土との格差は、絶対と言つてもいいくらい解消しないということですから、相当計画性を持った二次産業比率の向上ということが必要なんです。で、いまアルミとか、それから松下電器などが出ておりますが、結局、軽機械工業、こういうものは、電卓とか、これからそういうものの部品工場、家電の部品工場、そういうものを出すためにどうするかということ、これは積極的に私も検討をしておるわけでございます。これも沖縄の意向も聞きながら、水や電力や、そういうものの全部あわせながら、また、労賃が低いということ、本土並みにするには何年一体かかるのか。ですから、政策さえはつきりすれば、五カ年間電力料金を押えてくれればアルミは進出をいたします。こう言うのでありますから、そういう政策は、やはり長期的に安定をせしむることによって計画的な本土か

らの進出企業、それから沖縄にある現地企業の育成というものをこまかくひとつ積み重ねて、いづれ御報告を申し上げます。○川俣委員 大体御高説を伺ったわけですが、これはどこかの評論家とか、講演会ならいいと思うのです。問題は、沖縄の人間が待っているわけですよ。待っているわけです。復帰された次の日から問題になるわけですからね。そこで、大体御高説の中でも、まず、たばこ産業なんというのを決して悪いものではないということとは私は聞き取った。

今度は、もう一つ、誘致する場合、あるいは産業をつくる場合、環境庁の長官に伺いたいと思ひますが、一体、たばこというのは、葉たばこから、いわゆる耕作、製造、販売ということをやると考えると、公害の面から見るといかがですか。おすすり品だと私は思うのですが、どうでしょう。

○大石国務大臣 どうもたばこのことにつきましてはあまりよく勉強しておりませんので、満足なお答えはできないと思ひますが、環境保全の観点から申しますと、そう悪い産業ではないと思ひます。

○川俣委員 私もそう思ひます。それから、もう一つ、これは需給関係ですから専売公社に伺ひますけれども、需給関係はどうなっておりますか。この前の決算委員会の総裁の返事によると、大体の数字は出しておるようですが、一体いま需給はどうなっているのか。特に消費の問題が、下がっているのか、上がっているのかという面も加えて、ひとつ報告してもらひたい。

○北島説明員 現在、島内三社で製造しております。しかも島内で消費されておるたばこは大体十四億本、約の数字でございますが、そのほかに専売公社が約十億本のトリオを委託しております。これで二十四億本。これは、しかし、十億本は内地に持ってきております。主として九州方面で売っておりますが、そのほかに輸入品が約七千

万本といわれておりますが、なおそのほかに、基地よりのおそらく脱税品が相当程度流れておるのではないかと、こういうふうに一応推定はいたしておりますが、確かな数字はわかりません。

○川俣委員 それでは、ついでですから、沖縄はいま伺いましたから、本土のほうの需給関係はどうなっておりますか。

○北島説明員 本土におきます昭和四十五年度のたばこの売り上げ量でございますが、私の記憶にありますところによりますれば、約二千二百三十億本でございます。

○川俣委員 もう少し教えてください。私は需給関係と聞いていますから。

○北島説明員 これはもちろん専売公社一社で製造いたしておりますので、消費に見合う製造をいたしております。

○川俣委員 それで、それが大体年間の伸びはどのぐらいの数字ですか。

○北島説明員 ただいまのところ伸び率は多少減っておりますが、本年度におきましてたばこの伸び率が、数量にいたしまして、十月末でたしか五・五％くらい伸びております。沖縄関係が入りますと、沖縄関係では大体十四億本程度と一応推定されます。それだけがプラスになるであろうというふうに考えております。

○川俣委員 さっきからあなたは本数でお話しているのだから、本数で私に教えてください、本土のほうも。

それじゃ、あなたが答弁したのをちょっと読んでみますよ。決算委員会で、「たばこ需要につきましては、御案内のように消費がおかげさまで毎年百億本程度ずつふえてまいっております。」いいですか。間違いありませんか。

○北島説明員 間違いございません。

○川俣委員 百億本ずつ毎年ふえているということから考えて、沖縄のほうで専売公社の直轄の新工場を建てさせる上において、特におたくのほうで常にお得意とする合理化工場とか、採算の合う工場を建てるとすれば、何億本くらいの工場

がそれに合うわけですか。

○北島説明員 現在、計画いたしました毎年百億本程度の増加があるであろうという推定、想定のもとに工場の計画を立てております。一方、工場の合理化も極力進めておりまして、それに数量増加と見合うような合理化をいたしつつある、こういうことでございます。

○川俣委員 どうもあなたの答弁は少し親切じゃないですよ。大体公社で出ているでしょう。合理化工場というのは、何億本年間つくれる工場を採算が合う工場だとするということに、大体教科書に書いてあるでしょうが。

○北島説明員 ただいま計画いたしております合理化工場は、大体年間八十億本というものを基準にいたしまして考えております。もともと、それよりも大きな工場がございまして、大体八十億本程度が一応の目安、こういうことでございます。

○川俣委員 このように、大蔵大臣も、大蔵大臣、いいですか、毎年百億本ずつ需要はふえていっているというのです。それで採算に合うという公社のほうのそとをばいいたところでも、八十億本の工場であればいいのだと、こういうことなんです。毎年百億本ずつふえるのだから、八十億本の工場ならいいのだ、採算の合う工場なんだ、こう言っているでしょう。それから、さっき言っているように、製造の技術が二十何年間蓄積されておる、労働者はやろうとしておる。退職希望しているというようなことをだれか言ったけれども、あまり無責任なことを言わないでください。退職を希望する人などというのは私はいないと思えますよ。そんな無責任なことを言わないでくださいよ。アンケートもあるわけですから。

だから、やはりたばこ製造でやっていきたい、公社にかかわってもやっていきたいという話があったでしょう。それから通産大臣の話も聞いても、大體通産大臣の構想の中に入る産業だと思えます。それから環境庁のお話だと、おすすり品の一つだと思えます。そうでしょう。それから本土のほう

の需給関係を圧迫するかと、圧迫しないでしょう。こういうようなことを閣議で一体検討されたのですか。

大體私はいく思うのですよ。専売というのは財政専売で、歴史的に明治以降大蔵省の管轄なんだ。大體この辺から私はおかしいと思えますよ。この会社だって、帳面づけに現場を持たせるなどという会社はないわけですから。鉄道は運輸省を通じて大蔵省にいくわけだし、電話、電報は郵政省を通じていくわけだし、大蔵大臣は、締めるほうと生産するほうと両方のあれを——それはしようがないと思いますが、一応閣議全体としては、こういうところに専売公社直轄のたばこ産業をやろうという閣議決定ぐらいはあったっていいのじゃないですか。あたたかく迎える総理大臣は言っているのですから。どうですか、大蔵大臣。

○水田閣務大臣 ですから、さっきの話では、特に大規模の工場の必要はないだろうということ、一定の規模の工場建設をいま検討しておるといふことでございまして、これは現地に希望者が多いとか、あるいはたばこの需要が非常に多いのに、これに対して生産能力が間に合わないというような事情でもあるということでしたら、こういう問題にはまだ検討の余地が十分あると思えます。これはまだ全部確定していることではございませんので、また専売公社と私どものほうは十分検討いたします。

○川俣委員 それではだいたい進展したと見ていいのですね、質疑の受け答えが。まだはつきりきまつてないから、百五十人というのは一応の、向こうのほうからきた最初の声であるんだが、いろいろ聞いてみたら、六百人がほとんどとめていたらしい、専売公社直轄になりたいし、そのようなことであれば、労使交渉の場で大體固まったところで閣議に出てきたら、それを受け入れて前向き姿勢で進むという考え方でいいですね。

○水田閣務大臣 私は、とにかくこれまで、百五十人程度の規模の工場建設をいま検討しておると

いうことだけしか聞いておりませんが、いまこの問題に詳しく取り組んでおるわけではございませんので、これはさらに検討の余地は十分あると思えますので、これから両者で十分相談して、実施のときまでにはもつと実情に応じた計画を立ててもいいというふうに私は思っております。

○川俣委員 だいたいわかりました。そこで、総理大臣に伺いたいと思いますが、たばこ産業の場合は、さっき話したように、公務員でもないし、民間から公務員になる——民間会社から公社になることであるだけに、また、積極的に吸い上げてくれる官庁が大蔵省であるために、なかなか閣議にフォローアップされないのだと思えます。そこで、私がこのように訴えておるのを、大蔵大臣もああいふ考え方になっておられますから、そういうようなことで現地と十分に交渉すれば、何か補償金を出してやるから三社ともやるかねという交渉じゃなくて——いいですか。これは会社に対する交渉じゃないと思えますよ。問題は、六百何人、葉たばこが七百人、販売店が二万軒、この問題につながるわけですから、かなり大きいと思えますよ。そういう問題を前向きに検討するということをお約束できますか。

○佐藤内閣総理大臣 ただいまの話は私も静かに伺っておりますが、だいたい食い違いがあるようにです。と申しますのは、ただいまの立地条件、こういうことが一体どうだろうか、これが一つの問題だろう。この点で、専売公社と川俣君の話では、やや見方が違っているかな、かように思ったわけでありまして。しかし、耕作は従前どおり、また販売も従前どおり、かように考えると、ただ製造工場を沖縄に置くことがはたして適切なりやいなや、また、それが十分効能を発揮するかどうかが。これは別に沖縄だけをまかなう製造工場、こういうわけのものじゃございませんし、先ほども、八十億本程度が基本になる、かような話も出ておりますから、そうするとやはり相当九州の各県もまかなう、そういうようなことになるでしょう。そうすると、その工場はやはり立地条件

を十分考える。原種、いわゆる沖繩産の葉たばこも、同時にまた、輸入葉たばこも一緒にしておそらくたばこはできるだろうと思ひますので、そういうようなことなどいろいろ考慮のうちにあるのだろう、そういうことを考えて先ほど来いろいろそれそれが説明をいたした、かように思ひます。私は、現状をもつていいというわけじゃありませんし、また、六百数十名の方々が失業するというような、そういう状態を招来することは当然だというわけじゃありませんし、そういう点についても十分思ひをいたさなければならぬし、また、製造工場がなくなれば、おそらく葉たばこの産地のほうの生産に携わる方も減ることにかなりましようから、私は、そういう意味からも、やはり製造工場を存置することが望ましいのじやないだろうか、かように思ひます。したがって、先ほどのような話で将来問題が出てくれば、私も反対するような立場じゃございませんし、また、成案を得ることを心から望んでおるその一人であること、これを御理解いただいて、ただいまいろいろの資料を持っていられしやるようですから、そういう点で、関係方面とも十分連絡をとっていただきたい、かように思ひます。

○川俣委員 あなた、ずいぶん冷たいことをおっしゃると私は思ひますね。食い違いがあるというなら、もう少し——これは大体前向きな姿勢でできたと思ひますよと思ひましたけれども、食い違いがあるというのはどういうことですか。

○佐藤内閣総理大臣 食い違いがあるというのは私が申したので、私自身が食い違つておるかも知れない。これはいま申し上げるように、立地条件の問題じゃないか。工場の立地条件の問題、そこらに十分の話し合いができれば、同じ立地条件なら、これは問題なしに工場ができるだろう、かように思ひます。

○川俣委員 それじゃもう少し聞きたいですよ。百五十人云々というのは、どこから出てきたの。

○北島説明員 これは今後の需要を想定いたしまして、沖繩におきまして一応十五億本程度をつくる、こういうことを考えた場合に、沖繩の現在の製造設備の中で一番いいものをつかまえて考えた場合に、大体百五十人程度ということ十五億本まかなえる、こういう感じでございます。沖繩三社の生産性は本土に比べて非常に低いわけでございます。先ほどお話がありましたように、設備も劣悪で、家内工業式でございます。そういうものをそのまま専売公社に取り込むということはいへん片ちんばなことになるまして、専売公社の全体の運営についても支障があるわけでございますので、この際、その三社の中でも一番進んだ設備もございまして、そういうものを取り入れて、そして島内需要をまかなえる程度のものでいうことになりまして、百五十人程度ということになるわけでございます。

○川俣委員 そうすると、総裁、ついでですから、大体八十億本という理想的な合理化工場、これを建てるとしたら、どのぐらいの人員数が要るのですか。

○北島説明員 現在本土で計画いたしております合理化工場、これは大体一億本つくりましますのに三、数人で足りるわけですから、それが大体のいまの目標でございます。もちろん、公社全体を通じますれば、まだ設備の生産をあげない点もございします。人員も考えまして設備をかねない点もございしますから、全体を平均いたしますと、一億本当たり大体六人程度が現在の専売公社のあれと考へていただきたい。それに対して、今度の十五億本で百五十人と申しますと、一億本当たり十人程度の人員、こういうことになるわけでございます。

○川俣委員 全く合理化どころか、全然むだな工場だと私は思ひます、あなたの説明を聞いています。それでしよう。十五億本という島内消費だけを考へて、せいぜい百五十人ぐらいの工場でも建ててやろかなんというおざなりなことでは、これは私はどうしても納得できないですね。そうで

しよう。八十億本の工場を建てたていいわけですから。圧倒しないわけですから。それでしよう。伸びのものを考へると。しかも、大体百五十人というのは、じゃ間接部門から生産部門から全部入れてですか。百五十人というのは、いまの六百人の中から百五十人選ぶということなのか、十五億本の工場を百五十人で全部まかなえるということなのか。もちろん、こちらから行くんでしよう。専売公社のほうから職員が行くんでしよう。指導員が行くわけでしょう。そういうものをいれらうとどういうことになりまして、その数字は。

○北島説明員 まず、こういう事情をひとつお考へいただきたいと存じます。現在専売公社で三十八の工場がございまして、これにつきまして目下鋭意合理化を講じておるわけでございますが、全部合理化ができておるわけではございませぬ。たとえば、機械の能率でございますが、現在使つております機械におきましても、一分間千本しか巻けない機械もございまして、それから千二百本というのもございまして、それから最近二千本になりまして、さらに一分間二千五百本というのが現在の最新の機械でございます。なお目下これを一分間に四千本に能率をあげるといふことになつております。しかし、これもやはり人員との関係も考へなければならぬので、合理化につきましまして、そういう点も見ながら慎重にいたしているわけでありまして、能力から申しますれば、現在の沖繩の十五億本程度のものは十分現在の本土の工場でもまかなえる、これはもう申し上げて差しつかえないと存じます。ただ、もちろん、お説のように、沖繩がせつかく本土に復帰いたしました場合に、できるだけやはり従業員の方々のことも考へなければならぬ。そういうことを考へますと、従業員対策の一環として、私どももいたしまして、沖繩で消費される程度のたばこのものは、沖繩でつくる程度の設備を置いたらいいんじゃないか、こういうふうなのが私どもの考へでございます。

○川俣委員 それでは、その八十億本というやつを建てる場合の工場の建設費ですが、それは百億円ぐらいかかるものですか。

○北島説明員 これは沖繩の物価事情等もまだよくわかりませんが、かりに本土でつくりますと、これは土地を除きまして、八十億本程度の設備投資いたします場合には約六十億円を要するかと存じます。

○川俣委員 一工場六十億円。じゃ、その前に、いま本土で年間の収支じりというののどのぐらいですか、大蔵省に納めておる収支じりは。

○北島説明員 専売公社の財政貢献度でございますが、これは地方たばこ消費税と専売納付金とあるわけでありまして、合わせまして昭和四十五年度におきまして五千五百五十億円、これは専売納付金と地方たばこ消費税の合計でございます。

○川俣委員 私は六十億円ぐらいの工場を建てて何ら差しつかえないと思ひます。どうです、総理大臣。どうです、いままでのことを一切考へて。そうでしょう。どうせ百五十人の直轄の工場を建てるというのですよ。そして十五億本のたばこしかつからない工場を建てるわけですから。総務長官、何か——総務長官でもいいですよ、お答えしていただいてけっこうです。総務長官でけっこうです。いいですか。ずっと話を伺つて、一工場新工場を建設して沖繩に無理がありませんか。どうでしょう。

○山田中国務大臣 沖繩に新工場をつくるかどうかは、これは大蔵、専売の立場でございますから、私のほうからは見えないうちでございますけれども、しかしながら、現在の民営三社というものは、やはり沖繩が施政権下に置かれた中で自然発生的に生まれ出た。それそれ先発後発いろいろありますけれども、今日の現状に立ち至つておるわけでありまして、そのうちの某社等はすでに赤字経営を続けておるような状態等もございします。したがって、沖繩に専売公社が八十億本単位の合理化工場を一つつくつてくれる、これは私にとつてはたいへんありがたいことでありますけれども

も、しかしながら、そのような方向にはなかなか  
——総理もちょっと言われましたように、沖縄に  
おいて充足される原産地の生産される葉たばこの  
数量、質等から考えると、やはり本土から原材料  
を持つていかなければならぬでありましょうし、  
あるいはまた、それぞれの紙、フィルター等も運  
ばなければならぬでありましょうし、製品もまた  
同時に本土のほうに相当数は持つて帰らなければ  
ならないであろうというように考えますと、一応  
業界の方々と、もちろん組合の人たちの  
退職金等も含めての話ではありますが、よからうと  
いう話がいま妥結をいたしております。したがっ  
て、私にとっては、これらのあと、専売公社が直  
接雇用される者あるいは専売の出先機関として置  
かれるところにホワイトカラーの諸君が何人雇っ  
てもらえるか、あるいは本土のほうでどれだけ受  
け入れてもらえるか、現地が希望されるか等の問  
題について全力をあげたいと思っておりますが、合理化  
工場一つ新しく沖縄に建ててくれということにつ  
いては、専売公社、大蔵省がその方針をとられる  
限り、私にとって何ら反対するところはないわけ  
であります。

○川俣委員 総括の窓口の大臣がそうおっしゃっ  
てくれるので、大蔵大臣、もう一度確認します。  
そういうような客観情勢があるわけですから、それか  
ら、まだ具体的にコンクリートされてない案でござ  
いますから、これからさらに現地と折衝して、  
単に三社の——会社側だけじゃないですよ、労働  
者とか立地条件云々という総理大臣の話もありま  
したので、いまより前向きな姿勢で閣議でさらに  
検討するということを約束できますか。時間がな  
いから、早く。

○水田国務大臣 問題はこうだと思えます。沖縄  
だけに必要な工場ということでしたら、きわめて  
小規模でよろしいということになりますし、もし  
そうだとすれば、いまの百五十人としても、これ  
は非常にコストの高い工場になる。したがって、  
建てる以上は、沖縄で必要なものという限定をす  
る必要はなく、それ以上の供給力を持った工場

を建てるか建てないかというところになると思い  
ますので、これはひとつ検討させていただきます  
す。

○川俣委員 じゃ進みます。

それから、退職者の——これはせっかく話がた  
ばこ産業になりましたからこれだけにしぼって、  
人事院の問題ですか、この勤続年数なんですが、  
いよいよ六百人から、この機会にやめたいとい  
うのと、それからつとめたいというのとあると思  
います。大体私のところになる話によると、八割ぐ  
らいは、できれば専売公社に移りたいという意見  
のようでございます。そこで、その場合に、当然  
過去の二十年間つとめた者の退職金の問題があり  
ます。この退職金の問題は、いま民間会社です  
から人事院には全然関係ないと思えます。ただ、  
いままでの二十年間のたばこ製造の技術が、過去二  
十年間労働者に蓄積されておると思えます。その  
場合に、当然一般の民間会社でやっておるよう  
に、あるいは満州から引き揚げてきてこちらの会  
社につとめると通算されるように、沖縄でいまま  
でつとめてきた者が公社の職員になった場合に、  
当然通算されるというように考えていいでしょ  
う。

○佐藤(達)政府委員 私としては少々買いかぶら  
れたような気持ちがいえますけれども、いまの  
お尋ねの件は、私どもの完全に所管外でございま  
すので、適当な大臣からお答えしていただきたい  
と思えます。公務員の場合でありますれば、これ  
も退職金の問題は総理府の所管になっております  
けれども、これは適当に引き継ぎを考えられてお  
ると思えます。これもしかし私の所管ではござい  
ませんので、あしからず御了承願います。

○川俣委員 そうすると、公社の場合はどこが取  
り扱いますか。

○北島説明員 まず二つに分けて考える必要があ  
ろうかと思えます。専売公社にいわゆる新規採用  
になった場合の給与でございしますが、これは前歴  
を換算して加算するというところでございすか  
ら、過去の御経験がむだになることではございま

せん。ただし、前歴通算ということではございま  
せん。新規採用する場合の前歴を換算して新しい  
給与になる、こういうことでございします。ただ、  
そのまますとめになりまして最後に専売公社を  
おやめになるときに、退職手当の場合に、もと民  
営時代の期間を通算するかというところは、現在の  
退職手当法のたてまえで、できないことになって  
おると私は存じます。

○川俣委員 これはやはり総裁じゃ答弁が無理だ  
と思えます。現在の専売法、ないわけですよ。  
退職、そんなものはないですよ。沖縄の返還なん  
て初めてあるわけですから、いいですか。満州で  
戦争中やってきてこっちへ移った者は、一般の企  
業も全部通算でしょうが、沖縄だってそうあるべ  
きじゃないですか。しかも別の産業に移るのじゃ  
ないですよ。総裁がさっき言ったように、全部こ  
ちらへ民間のものをセットで公社に引き継ぐとい  
うのでしょう。そうしたら、労働者にたばこ産業  
の技術が入っているんじゃない。そうでしょう。  
退職金まで全部引き継ぎと言っているんじゃない  
のですよ。無理がないでしょう。勤続年数です  
よ。どうですか。この解釈ですよ。当然でしょ  
う。

○北島説明員 これは法律問題でございしますが、  
現在の法律では、民間時代の年数を公社の職員と  
しての年数に通算することにはなっておりませ  
ん。

○川俣委員 だから総裁じゃ無理だと思えます。  
ところで、ずっといままでめんどう見てこられた  
総務長官、どうですか、この解釈。大体柔軟性を  
もって検討する重要事項だと私は思っています。い  
まやれと言っているんじゃないですよ。前向きでこ  
れから検討するということですから。

もう一ぺん言いますよ。いままでつとめた者に  
は、会社はお金として払うであらう。しかし、こ  
れからつとめるとする人は、過去二十年間の勤続  
年数が入ると見ていいんだと私は思っています。一  
般にやっているのですもの。そうでしょう。総務長  
官、どうです。あたたく迎えてくださいよ。

○山中国務大臣 これはただいま説明がありまし  
たように、法のたてまえからは、通算しないとい  
うことがたてまえだと思っております。しかしなが  
ら、その技術の蓄積ということは、通算しなくとも、  
実際上専売公社がもしかりに沖縄で工場を新  
しくつくるということができるとなりますれば、  
それに対して採用される場合において、前歴とし  
ての号俸その他を勘案して採用するということ  
になるだろうと思っております。

○川俣委員 だから、総理大臣、あたたく迎え  
るというせりふを生かしてくださいよ。あたたく  
く迎えるというせりふが生かせるのはここです  
よ。全然よその国の人が入ってくるのじゃないの  
ですよ。しかも、いままでたばこ産業という製造  
に参画しておった労働者なんです。本来からい  
うならば、当然専売公社の労働者であつたであ  
ろうという労働者なんです。これから続けて働く  
のだから。そういうのをどうしてもばつさりそこ  
で切る、また一年目から始まるということ、こん  
なのは、あたたく迎えるということにはならない  
と思えます。総理大臣、どうですか。

○佐藤内閣総理大臣 いろいろの場合があるだ  
ろうと思えます。と申しますのは、いま働いて  
おるその会社は、いままでのところの退職金は一  
応清算される、かように思えますね。そうして今  
度新しく専売公社の職員になれば、その際に過去  
の経験を加味して賃金が決定されるということ  
ですから、過去は、一応経験者だということ、そ  
れはそれなりに評価される。その際に、過去の民  
間勤続年数を全部専売公社にあつたがごとく計算  
をして、またもう一度退職金を支払うことがある  
か、こういうことになるという問題が起る  
だろうから、そこは別な何かふうがあつてし  
かるべきだろう、しかし、あたたく迎えるとい  
うことは、失職の状態にならない、そういう人  
をやはり優先的に採用する、そうしてその過去の経  
験は十分賃金を決定する場合にそれを考慮に入れ  
る、かようなことじゃないかと思っております。



ました場合においては、離職者対策等につき、あるいは職業訓練等によって万般の措置をやりた

○佐藤内閣総理大臣 もちろん必要な処置をとるの、これは当然でございます。

○山中国務大臣 九日の委員会における美濃委員の、一本の法律をまるまる沖繩に適用しないとい

○山中国務大臣 その部分は削除いたしましたので、その前提がなくなるわけでありませう。

○田邊委員 われわれは、現在予測して大体五万

○田邊委員 もう一つだけお聞きしたいのは、いままで沖繩の労働者がいろいろな権利を保有して

○美濃委員 本来的にいえば、そのまま保有

○美濃委員 本来からいけば、復帰とともに食

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

○田邊委員 いまお話のありましたとおり、この

ましてとっております。消費者価格につきましても、復帰時の沖縄の消費者価格を基準にしながら、生産者価格と同じような過程をたどりながらこれを内地の水準に近づけていく、かような考えでございます。

○美濃委員 時間を非常に急いでいるようでありますから、いろいろ取り扱い問題はあともやれるわけですから、本日は、ただいまの答弁を了承したということではないですが、時間の都合上別の機会ではないかと思ひます。とにかく食糧に準じた扱いをするということだけはひとつ守っていたきたいと思います。

それから、最後に一言、総理にお伺いしたいのでありますが、本日から日米通商会議がハワイで持たれました、総理も近くアメリカを訪問されるわけですが、最近の報道で、また農産物の自由化がちらほら出ておりますので、果樹農民なりあるいは畜産農民なり、これらの農民は、ほんとうにおそれおのいておられるわけですか。ここで、これらの農民が安心できるように、いつも総理が言われるはつきりした、農民が安心できる見解を一言お示し願いたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 けさほどの一部の新聞に、コナリー財務長官から水田大蔵大臣のところに手紙がきた、その中には、果汁、牛肉その他の自由化品目、これが強く要請されておる、こういうような報道がございました。また、ただいまホルルで関係省の次官が会議を持っております、こういうことから、この記事とその会合と結びつけて、いろいろの憶測があるようでございます。

ところで、ホルルで関係省庁の会議を持たれておる。これに当方から大蔵、通産、農林の事務次官が参加しておることは確かでございます。しかし、コナリー長官から大蔵大臣にきた書簡には、何ら具体的な中身はございません。したがって、これは新聞報道、あるいは一部で報道されておること、これとは全然無根拠な報道がなされておる、このことははつきり申し上げておきます。しかし、アメリカ自身が当面しておる今日の経

済状態は非常に困難な状態にございますから、いろいろの会議では広範な経済事情の立て直しに議論が出てくるだろう、こういう場合に、当方はどういふような応答をするか。もちろん当方は、いままでの国策を遂行する上において決定した路線、これがございまして、それを十分守って、そして国民の支持を得ておる今日までの政策、これを遂行する、こういうことで、その話し合いに、その会議に臨む、こういうことでございまして。これがいろいろの憶測を生み、いろいろの報道をかもし出している、こういうことでありますが、政府のとうっている態度は、従前の政策を堅持する、こういうことではないかと思ひます。

○床次委員 西宮弘君。誤解のないようにお願いしたいと思ひます。○西宮委員 先般若干お尋ねをしたのでありますが、ちようどあいにく総理がお留守でございまして、総理に簡単に尋ねをしたと思ひます。

五点だけお尋ねをしたのでありますが、時間を極力節約するために私は文章にして書いてまいりましたので、これを朗読いたしますから、一つずつお聞き取りを願って御回答いただきたいと思ひます。お尋ねとお願ひでございます。今度おいにありますので、それについての心がまえみたいなことをお尋ねをしたいのであります。

一つ、ニクソン大統領との会談の際、沖縄の基地縮小についていかなる姿勢で臨まれたか。すなわち、従来共同声明にしばしばうたわれた、沖縄にある米国の軍事施設が重要な役割を果たしていることを認めた——沖縄にある米軍が重要な役割を果たしていることを認めたというふうな立場からは、基地縮小の主張は容易に出てこない。したがって、まずこの点について、従来の共同声明に盛り込まれた、いわば軍事優先の姿勢を完全に一てきすべきであると思ひますが、御所見はいかがですか。

さらに、この点について、福田外務大臣は、沖縄の基地密度は本土に比して濃密に過ぎることをしばしば指摘された。そこで総理は、内地の基地密度との対比において沖縄の基地をどの程度にすることを目標として折衝するつもりか。特に本土並み返還という以上は、沖縄の基地は量・質ともに本土並みとすべきは当然だが、端的に言って、このとおりの本土並みを目標として主張されるかどうか、お伺いいたします。

○佐藤内閣総理大臣 まず新春早々行なわれるニクソン大統領と私たちの会談におきましては、これは事前に、本年中に各党の党首会談を催しまして、そうしてしっかりと皆さま方の御要望もわきまえた上で、この会談に臨む考えでございます。したがって、この会談に臨む考えでございます。したがって、この会談に臨む考えでございます。したがって、この会談に臨む考えでございます。

そこで、ただいまの沖縄の基地の問題であります。ちようど社会党の方はいらっしゃらなかつたのですが、この前の返還協定の本案議におきまして、国会において初めて共同提案がなされ、そして、基地縮小についての問題、核持ち込み等についての決議がなされました、これに反対だというところで、また、基地の整理、縮小と積極的に取り組めという、こういう決議がなされた。それに対して、政府は、これはぜひとも基地は縮小されるべき筋のものだ、こういうことで、これに積極的に取り組まますという政府の所信を厳密に表明したわけでございます。したがって、ただいまお尋ねになりました諸点も、私は、このときの政府の所信表明でひとつ御了承いただきたいと思ひます。

ことに、沖縄が返還される、こういう場合においては、これはたびたび申し上げますように、アジアの緊張緩和に役立つ、こういうたてまえでございます。それから、こういう沖縄の軍基地、ここらに特殊部隊があるとか、あるいはいはいわゆる、いままで果たしていたような太平洋防衛のなかめ石的な役割を果たす、こういうものではなくて、これは質、量ともに本土並みになるのだ、これはどの

くらの時間がかかるか別といたしまして、積極的に今度はこの軍基地は安全保障条約のワク内に行動が制約される、こういうたてまえでございます。それから、私は質、量ともに変わってくる、このことを期待するものでございます。

最近のこと、二、三年におきまして、本土における基地の総点検をいたしまして、そうしてずいぶん縮小、整理された、こういうことを私どもは思い起こすのでございます。したがって、今日沖縄における、いままでのアメリカの施政権下にある、また自由に使用できる軍基地とは今回は性格が変わつてまいりますので、ただいまのような点について、さらに私どもは積極的に交渉を持つべきだ、かように思ひますので、ニクソン大統領と会い、まず際には、もちろんそういう点についても話し合いをするつもりでございます。ただ、時間的にすぐ右から左、こういうことにはなかなかならないだらうと思ひますが、そういう点についてはあらかじめ御了承をお願いしたいと思ひます。

○西宮委員 私のお尋ねを端的に申し上げて、今回のニクソン大統領との会談において、いわゆる本土並み基地、質・量ともに本土並み基地ということを含めての会談のテーマとしてお話をされるかどうかということをお伺いいたします。もう一べんだけお尋ねいたします。

○佐藤内閣総理大臣 ただいま申し上げたように、ニクソン大統領と十分話してみようと思ひます。○西宮委員 私があえてこのことを申し上げますのは、先般の主席の選挙の際に、これは沖縄の自民党が不出しになったのでありますが、選挙の公約は、復帰の際の米軍基地は本土並みを目標とする、こうあるわけでありまして、いわゆる復帰の際の米軍基地は本土並みにする、復帰のときから本土並みが始まるのだ、あるいは本土並みを獲得するのだ、こういうことを目標にしているわけでありまして、そうして、しかも選挙のあとで、本土自民党の幹事長の談話として発表されたのは、政

府・自民党は、われわれの沖縄政策に対して県民

が寄せた評価と期待に必ずこたえる、こういう談

話を発表しておられるわけでありませう。そうする

と、私は、この選挙公約として掲げた復帰に際し

ての本土並み基地、こういうことは、当然自民党

としては守らなければならぬ公約だと考えるわけ

であります。もしそれがとうていできないという

ことならば、この公約は、失礼ながら全くのイン

チキだといわざるを得ないのでありますが、それ

だけの責任をお感じにならないかどうか。もう一

言だけ伺って、この問題を終わりにいたします。

○佐藤内閣総理大臣 これはいま皆さん方から御

審議をいただいておりますように、基地の密度は

復帰の際には必ずしも本土並みではない。しかし

ながら、基地機能は本土並みである。このことは

御了承ができています、かように思います。核抜き

であること、またその他自由出撃のできないこと

等は本土並みである、かように御了承いただきま

す。

○床次委員長 西宮君、補足質問です。簡単に

ひとつ質疑をお願いいたします。

○西宮委員 はい。いまの点は先般の選挙公約か

ら見ますとまことに残念だ、あるいは選挙公約

はインチキだといわざるを得ないと思うので、た

いへんに残念に思います。

それでは二番目を申し上げます。

米軍が沖縄に上陸以来膨大な基地建設を行なっ

てきた。それは講和前は戦時国際法規ヘーグ条約

の完全な違反であり、講和後は沖縄における憲法

と称すべきアメリカ大統領行政命令にもみづから

違反する行為である。なお次々公布された高等弁

務官布令、布告もことごとく前述大統領行政命令

第十二節にそむき、民主主義の大原則をまっこと

から否定する内容のものである。しかも現実の土

地接収にあたってはこの布令、布告さえも無視し、

銃剣とブルドーザーによって農民の土地を強

奪した事実が枚挙にいとまがない。したがって、

今回提案された公用地等の暫定使用法案は、この

米軍の不法、不当なる行為を免罪する措置であ

る。

右の理由によって、ニクソン大統領との会談に

あたっては、この沖縄において果たしてきた米軍

の不当不法な行動をきびしく糾弾するくらい強い

姿勢をもってこれに臨むべきである。もとより

われわれも敗戦国民のこうむる不利益は十分承知

をしておるので、敗戦後の米軍の占領はやむを得

ないものとしても、それは、ポツダム宣言並びに

日本の降服文書にうたわれた日本の軍国主義の解

体と日本の民主主義の育成だけが占領軍の任務で

あったにもかかわらず、著しくこれを逸脱して国

際法を侵犯し、さらに講和後は、施政権者とし

てみずから定めた大統領行政命令をみずからじゅ

りりんしてきたのである。総理は、ぜひともその

いきさつを十二分に認識、理解して、これを腹に

おさめて柔よく剛を制する折衝をしていただきたい。

これはお願いでございます。

○佐藤内閣総理大臣 ただいまの柔よく剛を制す

るかどうか、そういうような御期待に沿えるよう

な交渉ができるか、たいへん私、任重くして、は

たしてできるかとみずから疑っておりますが、し

かし、できるだけのことはいしたいと思います。

ただ、一言申し上げたいのは、公用地使用の暫

定措置法案、これがいかにも強権を使うという強

権発動の面が非常に強く表面に出ておりますが、

しかし、大部分は基本的に話し合いがつく、これ

をまず第一にやっております、これが原則でござい

ますから、どうしても話がかたない場合にこの暫定

法案が動く、こういうことでございませう。これは

もう法律をよくお読みください。話し合いをする

というところが第一であるという、これはもう

はっきりしておる。ただ、過去のいきさつが銃剣

とブルドーザー、これによって軍基地が使用され

ておる、こういう状態を基本にしているというこ

とでありまして、それは私も十分その実情につい

て瀬長君等からも、書かれた本をいただき、十分

よく読んでおりますので、そこには私なりに理

解は持つておるつもりでございます。これはどう

もまことに残念なことですが、戦争をそういう意

味ではほんとうに憎む。戦争の結果勝敗がある、

こういうことでございませうから、負けたものがい

まのような実力でほんとうに残念な状態になって

おる。このことを考えると、祖国復帰、これをあ

たたかく迎えることがいわゆる沖縄の方々の戦中

戦後を通じての御苦労に報いるゆえんだと思いま

す。ことに土地の使用については、これが皆さま

方の所有地、それはもう変形してはなかなか実

情がわからない、つかみにくい点も多々あると思

いますが、それらの点についても私は話し合いを

まず第一の原則にする、こういうことで臨みたい

と思ひます。そういう意味の県民の方々の御協力

を切にお願いしておるような次第でございます。

ただいまおっしゃるように、今日まで米軍が沖

縄の同胞に対して与えた幾多の人権侵害その他の

問題等につきましましては、私は十分この際に認識を

新たにしたいといたくよう、米政府当局にもよく話

したいと思っております。

○西宮委員 そういう御認識のもとに米政府と折

衝する。つまり沖縄で侵害された人権等について

十分な認識を持ってアメリカ政府と折衝するとい

うお話でありますから、これ以上申し上げません

が、つまり戦争後沖縄に進駐してまいりました占

領した米軍の任務は、さつきも申し上げたよう

に……。

○床次委員長 西宮君に申し上げますが、質疑を

進めてください。

○西宮委員 このことは、自民党でお出しになっ

た、しかもごく最近です、四十六年の二月です

か、出された自民党の政策の中にもそのことはき

わめて明瞭に、当時の米軍の任務が私が申し上げ

たとおりの任務だということを書かれておるわけ

です。ですから佐藤総理、これをひとつぜひひと

も、その現実が大きく逸脱しておったという点

について十分な御認識をいただきたいということ

を申し上げます。

それでは、その次三番目、沖縄県民は米軍人等

の犯罪的行為ないし事故の続発によって今日現

在連日連夜その生活が脅かされている。これは単

に施政権の移動によって解決される問題ではな

い。基地と部隊が撤収される以外に沖縄県民の生

命、財産が保障される道はあり得ない。現在米軍

の存在は、このように沖縄県民には重大なマイナ

スの面を与えているが、その反面、沖縄県民にプ

ラスする面が何かあったであらうか。あるとすれ

ばそれは何か、総理の御認識を伺いたいと思うの

であります。

○佐藤内閣総理大臣 ただいま言われるように、

基地が撤収するに際しては幾多の弊害、事故等につ

いて、私どもは沖縄住民を十分守る、こういう立

場ではなければならないと思っております。それ

が、この引き継ぎに際しまして、一応法制的に

はかつかうは整っておりますが、さて実際にはた

してどういふようになるか、こういうことだと

思っておりますので、一そうその点では努力する

つもりでございます。

○西宮委員 この点について実はやはり……。

○床次委員長 ひとつ簡単にお願ひします。

○西宮委員 自民党のお出しになりました文書で

ありますが、その中に、沖縄における米軍の存在

が実はプラス面もあったかもしれないけれども、

それ以上にマイナス面が多い、こういうことを書

いておられるわけです。これは自民党が出された

文書でございます。その中にさへさういふことが

うたわれておりますので、その点十分、あらた

めて御認識をいただきたいということを申し上げ

たわけでありませう。アメリカで発表されましたア

が与えらるべきは当然だと考えるが、念のためにお尋ねをいたします。

○佐藤内閣総理大臣 これは今回の公用地等の暫定使用法案、これの中で十分救済される、かように私どもは考えております。過去はたいへん気の毒な状態であったと思っております。

○西宮委員 それは総理のたいへんな御認識の違いで、あの暫定使用法の中で救われるなんという筋合いのものじゃ全くないわけですよ。私が申し上げたのは、施政権の分断なりせば受けたであろうような補償、つまり本土の国民が受けたと全く同じ補償をするのが当然だ、こういう考え、これはもとより当然だと思いますが、念のためにその一点だけ伺ったわけです。もう一度お答えいただきます。あの暫定使用法とは関係ありませんから……。

○佐藤内閣総理大臣 もちろん施政権が別であるために、ずいぶん本土とは別な待遇、処遇を受けた、かように私は思います。お説のとおりだと思います。

○床次委員長 ひとつ簡潔にお願いします。

○西宮委員 御説のとおりというのは、分断なりせば受けたであろう補償、つまり本土国民と同じような補償を受けるのが当然だ、こういうことですね。一言だけちょっと、それでよろしければそのとおりと……。

○佐藤内閣総理大臣 そのとおりでよろしゅうございませう。

○西宮委員 それでは、ありがとうございます。その点は感謝をいたします。つまり、日本本土においては駐留軍の用に供する土地等の際には非常に詳細な手続があるわけですよ。あるいは補償の規定があるわけですよ。つまりそれをやるというお話でありますから、これはそれを確認をいたしまして、最後の点だけお尋ねをいたします。

米軍の軍事占領中、沖縄県民のこうむった無数の損害に対する補償はサンフランシスコ条約によって放棄された。しかし、敗戦の責任を沖縄県民のみに負わしむることの不当さはもとより明

らかではあるが、いまかりにこれが敗戦国民に負わされた不幸、悲惨な運命だったとしても、今回の返還時においては、サンフランシスコ条約締結当時のごとく、敗戦国の立場で協定締結をすべき理由はごまつもなかった。しかるに政府は、県民一人一人の補償請求権をそれら権利者に何らの了解を得ることなく、いわんや何ら政府がアメリカに代替して補償することなく、全く一方的独断をもつてこれが放棄されてしまった。これは被害を受けた沖縄県民は言うに及ばず、われわれも断じて承服し得ないところであるが、おそろくは沖縄返還を要求するにあたって、金で済むことならでざるだけアメリカの気持ちを迎えようとする安易な態度で折衝に当たった結果ではないかと想像される。アメリカとの折衝にあたって、金で済むことならぬの気持ちがおわれわれにもわからないわけではないが、そもそもアメリカが施政権返還を決意した動機は、沖縄県民の抵抗、反撃によって基地機能の維持が困難になり、かつドル節約の必要上、日本に肩がわりをさせることがアメリカの国益に合致するとの判断が最も大きな理由であったことは疑う余地がない。したがって、いたずらにアメリカの温情にすがって返還を懇請した姿勢に根本的誤りがあったといわなければならぬ。ただしかしながら、来たるべきニクソン大統領との会談において、これを蒸し返すことは事実上不可能だと思わざるを得ないので、それならば、その人身並びに物質上の被害に対する補償は国内法を制定してこれを明らかにすべきであると考え、総理の御所見はいかがですか。

○佐藤内閣総理大臣 詳細にいろいろ御注文をつけられました。ただいまの最後のは御注文だと思ひます。私は、いまでも政府は十分検討したと思ひますけれども、なおさらにせつかくの御注文でございますから、十分検討してみることになります。

○床次委員長 西宮君、だいたい時間が経過いたしましたので、終わっていただきたいと思ひます。

○西宮委員 先般も申し上げたが、今回アメリカが沖縄返還を決意した動機、これまた自民党の雑誌の中に、これはアメリカのジャーナリズムを紹介しておるわけですよ。それを見ますと、アメリカは沖縄を返還して残念だというよりは、これでほっとした、こうアメリカのジャーナリズムは言っている。これを長々と掲載しているわけですよ。ですから私は、この点はアメリカとしてはまさにさつき申し上げた二つの理由で決意をしたんだ、こういうことが少なくとも最大の動機であったことは疑いがないと思うのであります。どうかそういう点も十分踏まえて、しかも先刻来申し上げた点に完全に措置をいたしたいというところとを重ねてお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○床次委員長 新井彬之君。

○新井委員 建設大臣にお伺いいたしますけれども、昨日私の質疑を保留いたしましたので、この間の十二月六日の当委員会の議事録によりまして、建設大臣の答弁を詳細にわたり検討しました。さらに昨日の大臣の答弁も検討いたしました。したがって、憲法問題でおりますので、十分明確にすべきであると考え、この問題について再度質疑をいたしたいと思ひます。この問題について、建設大臣の明快な答弁をお願いいたします。

○西村国務大臣 私は、昨日もお答えいたしましたように、新井さんの御質問に対しては少くも不足なところはないと思ひ、誤解を招いた点はないはなはだ遺憾に存する次第でございます。

私が十二月六日の新井さんの御質問に対して答えたことは、憲法が旧憲法から新憲法に変わった。その新憲法に基づいて新しい土地収用法が制定されたのだということを申し上げたのでございまして、質問の御趣旨とちよつとびつたり合致なかつたような点は私も感じておる次第でございます。そういうことのために、またあるいは憲法あるいは法律というふうなものが、その時代、時代で解釈が変わるというように誤解を受けたかもしませんが、決してそういうことではございません。

○西村国務大臣 私の答弁でそういうふうに誤解を受けられたことは、はなはだ遺憾であると思ひ思っております。その点はおわびを申し上げます、とこう言っておるわけでございます。

○新井委員 今後こういう問題については、慎重によく検討して発言をしていただきたい、このことを私は強く要求して、私の質問を終わっております。

○床次委員長 山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 さきの委員会で私は、地方公務員の公平審理に関する件、小笠原における施設庁の告示問題、自衛隊の治安出動、治安警察の問題、三点について留保いたしておりますので、若干時間が、三つありますからかかりますことを、ひとつ委員長、御了承いただきたいと思ひます。

○床次委員長 簡潔にひとつ、すでに前の時間が相当使っておりますので……。

○山口(鶴)委員 それでは直ちに御尋ねいたします。まず、自治大臣にお尋ねいたします。沖縄の市町村公務員の諸君は労働三権を持っているわけですよ。今回の法律によりまして、それが本土並みになる、きわめて危惧を持っています。しかも本土

ん。憲法は憲法として十分守り、法律は法律として十分守っていくことは当然でございます。私の真意はそういうところにあるのでございまして、皆さま方にたいへん御迷惑をかけたことはおわび申し上げる次第でございます。

○新井委員 いま大臣から答弁がございましたけれども、憲法の問題で、そういうような憲法改正につながるような発言は非常に重大だと思ひます。そうしていまあなたが新憲法だ、あるいはまた旧憲法だ、そういうようなことを言っておりますけれども、そういういいかげんな正確性のない答弁、あるいはまた憲法改正を思わせるような疑惑を持たせたことについて、非常に重大な責任があるんじゃないかと思ひます。その点についてどのように考えていらっしゃるか、お答え願ひたいと思ひます。

○西村国務大臣 私の答弁でそういうふうに誤解を受けられたことは、はなはだ遺憾であると思ひ思っております。その点はおわびを申し上げます、とこう言っておるわけでございます。

におきまして、たとえば一斉休暇の行動をとる。そういたしますと、地公法三十七条二項によつて、公平審査を受ける権利はないんだ、審査請求があつたら窓口で却下をせよ、こういうような指導が現に自治省においてなされている。実はここにその文書があるわけでありまして、聞きますと、この文書は地方公務員制度研究会というものが出してゐる資料であります。で、この会員はだれかという、地方六団体であります。地方六団体が会員ではあります、自治省から委託費の名目で、この研究会に対して毎年多額の支出がなされてゐます。昭和三十九年が百十九万円、昭和四十年が五百十一万円、昭和四十四年から四十六年に至る間は毎年七百七十二万円支出をされてゐます。

そこで、私はお尋ねをいたしたい。自治省のほうは地方公務員制度研究会だからこれは自主的にやつてゐるんだというつもりかどうか知りませんが、少なくとも自治省が委託費を出してゐる団体です。したがつて、自治省としてこの地方公務員制度研究会をしてこういった——人事院総裁も受けてから状況を調べる、こう言つてゐるわけですね。政府の方針とも違うような文書を出してゐる。この資料、これを破棄することを、私は、少なくとも自治省は地方公務員制度研究会に対して要求すべきだと思ひます。そうでなければ、私は、自治省としてはこの委託費を打ち切つたらどうかと思ひます。政府の方針として二つに一つ、どちらか少なくともやらなきゃいかぬ。この点いかがですか。

○渡海國務大臣 たいだいま、六団体が行なつております地方公務員制度研究会の出した通牒であるということでございますが、この前、山口委員がお尋ねになりました分は、その通牒であるというところは事実であります。いま冒頭に、人事院は調べて出す、ところが窓口で却下してしまへ、こういう方針でやつておるじゃないかというのでございまして、私たちは三十七条第一項に該当しておるときは却下する、しかし、三十七条第一項に

該当しておるかというところは、人事委員会なり公平委員会なりが慎重に調べて、その上で処分すべきであるというふうな指導をいたしておりますので、この点人事院の扱いと全然相違いたしております。この点についても、御指摘がございまして、お、今後ともそういうふうな指導をしていきたい、かように考えておりますので、御了承を賜りたいと思ひます。

なお、現在の委託費の件でございますが、地方団体が行なつております研究会でございますが、私たちが委託費を出す以上、公正なる立場においての事業のみを委託する。もちろん自治省自身でも調査研究あるいは講習会等行なつておりますが、団体それぞれが自主的にやつていただくほうが、かえつて公正なる公務員の労使関係の運営が期せられるというふうな方法で委託をやつておりますので、いま御指摘のような点がないように、公正なる立場で委託事業が遂行されますように、今後とも検討を加えていきたいと思ひます。なお、現在の通牒でございますが、私は読んだのでございまして、第一項におきましては、なるほど三十七条第一項に触れる場合は却下しなさいということが書いてございまして、はたして不服申し立ての行為が三十七条第一項に触れるかどうかということについては、公平委員会並びに人事委員会等が慎重に審査しろというふうな規定されておると思ひますので、私は、研究会が出したものをそういうふうな姿ですれば、決して私たちの指導方針にもとるものでない、このように考へておりますので、御了承を賜りたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 少なくとも四・二最高裁判決、最近では都教組、これは地裁であります、行政罰に対しても判決が出ています。そういうふうな判例は次々に出てゐるんです。そういう中で、大臣いろいろおっしゃいましたが、この文章はその冒頭において、「地方公務員法三十七条第二項により、地方公共団体に對し法令に基づいて保有す

る任命上又は雇用上の権利をもつて對抗することのできなからざるものであり、地方公務員法に基づき、公平審査を受ける権利を有しないものである」ということを冒頭うたつてゐるじゃないですか。やはりこれが原則になつて、以下①、②と書いてあるわけですね。私はそういう意味では、この文章は少なくとも昔の特別権力関係、旧憲法下における公務員の身分扱いの思想でもって書かれてゐるという点を問題にしているわけですね。したがつて、金も出してゐることだから、十分公平な資料を出すように指導することでありまして、から、少なくとも最近における最高裁判例その他にたがえるような不当な指導を地方公務員制度研究会が今後絶対にやらぬように、これはひとつはつきりお約束をしていただきたいと思ひます。

○渡海國務大臣 山口委員の御指摘の点、もつとでもございまして、私たちはあくまでも公正なる立場において委託費を使い、また指導もしていかなければならないと思ひますので、御趣旨のある点よく指導いたしまして、そのようなことが行なわれないうちに監督してまいりたいと存じます。○山口(鶴)委員 不十分ですけれども、先ほど委員長長の御趣旨もありますから、先へ進みます。次は小笠原の問題であります。過般私は、今回の提案されております軍用地暫定使用法案、それと同じものが小笠原暫定法の十二条にある。すでに小笠原においてその前例があるということを指摘をいたしました。特にこの小笠原の復興計画、沖繩の振興開発計画というものを策定する場合に、あくまでも東京都知事、沖繩県知事のいわば自治権というものを尊重しなければいかぬ、したがつて、施設庁が告示等を行なう場合は、十分当該の府県知事と話し合ひというか協議をしてからやるべきだ、そういう方向で進むかと言つたらそうではないかと言ふ。しかし、小笠原の場合は全くそうではないかと言ふ。一方、一方的な通告だつたではないかと言ふことを指摘をいたしました。施設庁から資料をいただきました。これを見ますと、

昭和四十三年六月二十二日に東京都知事にこの文書を出したと云ううんですね。告示の基準日は昭和四十三年六月二十六日です。そこで、お尋ねいたします。この小笠原に対する施設庁の告示の手続をとつたのは一体幾日ですか。そしてそれは当時何曜日であり、それからこの文書を出した昭和四十三年六月二十二日は何曜日であつたか、お答えいただきたいと思ひます。

○島田(豊)政府委員 御承知のとおり、告示は四十三年の六月二十六日でございます。東京都に当時の施設庁長官名で通知いたしましたのが六月の二十二日。これははつきりいたしません、たぶん土曜日ではなかつたかと記憶しております。○山口(鶴)委員 土曜日なんですね。そして発効日は六月二十六日ですが、この告示の手続をとつたのは二十四日、月曜日だつたわけですね。それで当時の大池説明員、防衛庁のお役人のようでありまして、この人が行つてゐるでしょう。東京都にこの文書を出したのは二十二日、土曜日の午後三時だと言ふのです。午後三時に東京都にこの文書を持つていつた。そして月曜日の二十四日に手続をとつたと言ふのですから、これで一施設庁は東京都知事と話し合ひをした、協議をした、なんと言ふことが言えるのです。土曜日の午後三時に文書を持つていつて月曜日に手続をしたんじゃないですか。こんなことではないのですか。東京都知事と十分な話し合ひをしたとそれでも言うのですか。

○島田(豊)政府委員 当時の状況でございますが、小笠原の復興に伴ひまして硫黄島及び父島に自衛隊及び駐留軍の施設を設置するにあたりまして、事前に東京都とは——総理府に当時小笠原復興対策準備室が設置されておりました、その準備室を通じて東京都には十分協議連絡いたしてございまして、その後直接に緊密な連絡をとつて調整を行なつておるわけでございます。その過程におきまして、父島における自衛隊使用予定地の一部を東京都の住宅予定地として変更した、こ

ういう経緯もございまして、事前に十分東京都とは調整を行なっておるわけでございます。ただ、東京都知事に正式の文書を送り込みましたのがその直前であつたこととございしますが、実体的には十分調整は行なわれておりまして、このことは当時の東京都の首脳部も十分御承知のところとでございます。

○山口(鶴)委員 それは施設庁と東京都の小笠原対策室の係員が話し合ったことはあるでしょう。しかし、東京都の意向は、父島に関する限り、自衛隊が使用した土地は一番住宅地域としていいんだ。したがって、これはあくまでもその振興開発計画による住宅地域にすべきだということを強く要請しておつたでしょう。話し合いがまとまらぬままに、一部は譲つたかどうか知りませんが、土曜日の午後三時に文書を東京都へ持つていった。そうして月曜日にはもう手続をとつた、こういう形なんですね。ですから、昭和四十四年の六月に地方行政委員会が美濃部東京都知事を参考人として呼んでお話を聞いたときには、美濃部知事は一切お話を聞きませんでした、きわめて不満ですということをおっしゃつておるわけがあります。

そこで、私は総理並びに防衛庁長官にお尋ねしたいのですが、小笠原ではこういうきわめて当該都道府県の知事の立場を無視するような形でやつたわけなんですか。こういうことを繰り返してはならぬと思うのです。総理は過般の委員会で、自治権は尊重する、原案作成者である知事の計画というものは尊重するのだ、こう言っているわけですか。この小笠原のような事例があるわけですか。だから、大臣がせつかりつばな御答弁されても、結局施設庁の役人はそういうことをやる。これをひとつ他山の石としてどうお考えであるか。ひとつ御所見を承りたいと思うのです。

○江崎國務大臣 御指摘の点は、今後非常に示唆に富む重要なことだと思つたのです。私、実は先般もここで申し上げたのでありますが、私まだ就任して日は浅いわけですが、たまたま党で沖繩復

帰対策と取り組んでおつたものですから、そこで事務説明を聞いたときに、実は施設庁長官に、たとえばいま御指摘のような問題の起こらないように、その責任者との話し合いはもちろんです、個々にわたつて折衝をする第一線の要員の印象というものが非常に相手に影響する、特に沖繩県民感情というものを多少でも私知っておるだけに、その点は十分注意をしてくれ、そうしてこれは必ず特訓を施してやるくらいにしなければならぬだろう、このごろたとえ国鉄の新幹線の敷設のときなどは比較的トラブルを避けてうまくいった例のようにいわれておりますが、やはり第一線で話し合いをする者の態度、それから相手を尊重する度合い、こういったことには今後十分ひとつ細心の注意を払つて進めるようにしたいと思つております。

○山口(鶴)委員 さらにこれに関連してお尋ねしたいと思つたのですが、父島並びに硫黄島に対して告示をいたしました期限は三年及び五年でございしました。三年の場合はすでに本年の六月二十五日をもって切れております。また五年の場合は昭和四十八年の六月二十五日をもって切れるわけであります。その後の契約が一体どうなつていくかというところをお尋ねしましたら、きわめて円満にいつています、こういうお答えであり、資料要求をいたしましたら、ここにありますような資料を持つてまいりました。

そこで、お尋ねしたいのでありますが、父島においても、大沼さんという方はあくまでも契約を拒否されたわけですね。やむなく、したがつて大沼さん所有の地域は今防衛庁の使用区域からははずしたわけですか。その点は私はけっこうだと思つた。ただ問題は硫黄島であります。硫黄島はあの大沼さんが三年ないし五年の地域になつております。アメリカのロラン基地もございします。そこでこの契約はどうかといふと、持つてきた文書は、三年分については賃貸借契約締結済み、五年分については使用同意書取りつけ済み、こう書いてあります。しかし、この相手は硫黄島産業株式

会社及び土地所有者ですね。しかし私が先般指摘をいたしましたように、この硫黄島産業株式会社には、七十一名の方がカンショあるいはコカその他の作物を栽培いたしまして耕作をしておつたという事実があるわけですね。これについては当初大蔵財産だったとすうです。これを個々の人に分けてしまふのでは問題が起きるかもしれない、したがつて硫黄島産業株式会社というものを一応形式的につくつて、本来ならば土地を分けて耕作させるものを、土地の所有者は会社にして、そうしてそれぞれの方々が耕作をする、こういう形で出発をしたと、調査の上私はつかんでおります。当然耕作権があつたわけでしょう。といったしますならば、単に地主の方とこの同意書を取りつけたというだけで済む問題でないでしょう。この耕作権を持つておりました七十一名の方々、五年間使用しておつたわけでありまして、小笠原暫定法でも当然その間の補償はしなければならぬでしょう。この補償は一体どうしておりましたか。それからまた、同意書取りつけというのでありますが、この耕作権を持つておられる方々に対しては一体同意は取りつけておるのであります、明らかにしてください。

○鶴崎政府委員 お答えします。

硫黄島産業の所有地につきましては、先般もお答えいたしましたとおり、三年間の暫定使用の分につきましては同意を得、契約をしまして使用料を支払い済みでございます。それから五年間の分につきましては、いまお話しのように、耕作権者がおりました、これが小笠原の復帰に伴う暫定措置法の十三条による特例賃借権の申し入れをしておるといふ事実はございします。しかしながら、個々の所有者の申し出ておる土地が、具体的に一体場所がどこであるか、あるいは範囲がどうあるかといふようなことが、公図が消失しておるといふような事情からいまだ明確になつておらない。そこで、現在その申し出のある土地が具体的にどこにあるのかといふようなことを調査中でございます。

また、この防衛施設との関係につきましても、はたしてその申し出の土地が防衛施設として現在暫定使用しておるものの中に入つておるかどうかが、これも必ずしも明確でない、こういう事情がございしますが、目下鋭意調査中とございまして、これがはっきりしましたならば、もちろん防衛施設に含まれておる部分につきましては、この特別賃借権に相当する部分については補償をいたす、こういうことにならうかと存じます。

○山口(鶴)委員 農林大臣がお休みでありまして、山中総務長官が農林大臣を兼務しておられるようです。小笠原暫定法には、そういう意味では特別賃借権の設定ということで耕作権を持つておる方々を保護する条項をきつと書いてあるわけですが、そしてまた、賃借権を持つております方については、小笠原暫定法の十二条四項で損失を補償しなければいかぬということを明確にしてあるわけですね。農林省は農地法に――まあこれは農地法ではありませんけれども、趣旨は農地法の耕作権を保護するといふ精神からこの条項は来ていると私は思うのです。

そこで、お尋ねしたいのでありますが、三年から三年たつた、五年から五年たつた、今後契約をするという場合、当然耕作権を持つておる方々の同意を取りつける、それらの方々にどういふ補償をしたらいいのかといふ話し合いを十分煮詰めて契約をかゝつたといふことが当然だと私は思うのです。この点、農林大臣としてのお考えをお聞かせをいただきたいと思つた。

○山中國務大臣 農地法の趣旨からいっても耕作権は尊重されなければならぬので、公図等の消失といつても、存在しておられる方々との間に当然耕作権に対する正当なる取りきめとそれに伴う補償といふものをしてもいい。したがつて、施設庁との間に農林省としても協議を始めたと思つた。

○山口(鶴)委員 それでははつきり約束してください。円満に進んでおつたのです、いまのような農林大臣のお答えもあるわけですが、した

がつて、昭和四十八年六月二十五日までには必ずこの特別貸借権の申し出をしております方々、これらの方々に対して補償の話し合いもし、同意の取りついても、そうでなければ円満な解決にならぬということをひとつはつきり確認をしてください。

○鶴崎政府委員 ただいま先生のお示しになった線に沿って、今後十分努力をいたす所存でございます。

○山口(鶴)委員 そういう重大な問題が残っておりますが、円満に進行しておるといふような認識を上層部の方々が持っておるといふところに問題があるということ、私は指摘しておきたいのであります。

○床次委員長 山口君、簡潔に済ましてください。

○山口(鶴)委員 これで終わりますが、最後に治安出動の問題についてお尋ねをしたいと思います。警察の問題で私はひとつ外務大臣にお尋ねをしたいと思います。

いま沖繩には道路交通法ができています。ところが、米軍や軍属、それから家族は、別に憲兵隊自動車交通取締規則というのがあります。これはどういふ規則かというと、歩行者優先ではなくて車両優先なんです。ですから、交通規制をしてないところと車と人とが衝突をすれば、人のほうが車の通交を妨害した、したがって、第一当事者は人間のほうだということになっておるのです。そして第二当事者、被害者のほうが車ということになるんです。こんなばかんな規則というのは私には世の中になんかと思ひます。もちろん、これは復讐すれば当然道交法が全部かぶるから問題は解決するでしょう。しかし、こういうばかんな規則というものが復讐以前においても堂々まかり通つておるといふところに、いまの沖繩の悲劇がある。私は思ひます。いま琉球政府並びに琉球警察本部におきましては、復讐前でも道交法が米軍の軍人軍属、家族についてもかぶるべきだということとで交渉をやっておるようですが、少なくとも

ともこういうことは復讐前にも実現をする。そしてスムーズに人間優先の道交法が施行されていくというところになるべきだと思ひます。私は、そういう意味での今日までの交渉をやっておるかやらないか、またやらないとすれば非常に怠慢であり、残念だと思ひますが、やらんとすれば今後は一体どうするか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 ランバート高等弁務官のほうも、最近の頻発する交通事故並びに裁判制度の立証のしかたの違い等による県民等の不満、こういうもの等に心配をいたしたようでありまして、ぜひこの問題を解決したいということで、両者会合を今日までに二度ほど持ったようであります。しかしながら、琉球政府側としては、副主席が中心で当たっているようでありまして、当然取り締まり権もこちら側によこせ、琉球によこせという主張をしておるわけでありまして、そこらになりますと、これは円滑な交通安全に資するための話し合いの協議会にしたいという主張とやや食い違ひが、アメリカ側の立場としては裁判管轄権の問題にもなるというふうなことで、基本的な議論に戻つてしまつたようでありまして、この点はいへん遺憾に思ひますので、この話し合いが円滑に乗るよう、さらに私のほうでもできる限り外務当局を通じて、直接のまた琉球を通じての折衝に実りあるようなものに復讐前にでもしたい、そしてトラブルを少しでも少なくしたいと考へる次第であります。

○山口(鶴)委員 すみやかに交渉して実現する御熱意はございませうか。

○福田国務大臣 すみやかに話し合つてみることにいたします。

○山口(鶴)委員 すみやかにすつくと立つて明確な答弁をしてください。いまの立ち方ではどうもあまり十分な熱意を感じ取るわけにいきません。最後に、私は治安警察の問題について触れました。資料の要求をいたしました。私の持つておりますものがこの防衛研究所がつくつた資料として

防衛庁にもある、こういう御確認をいただきましたのでお尋ねをしたいのですが、治安出動の場合についていろいろ書いております。「階級闘争が日共及び社会党(左派)を中心とする政治闘争として、総評を中核とした労働運動を中心とする」云々、さらには「農民運動、学生運動、婦人運動、青年運動等の大衆運動が、多かれ少かれ、階級闘争的性格を有している」「なお特殊な階級(身分)闘争としては部落解放運動がある」といふようなことを分析いたしました。さらに社会党の綱領等についても分析をいたしております。そして特に治安出動の場合を想定いたしておるわけでありまして、わが国の治安立法に対して批判をいたしております。わが国においては平和憲法のものであるので、戦前の治安維持法をいかに書き壊壊活動防止法その他治安関係法規のことを書き壊壊活動未然に抑制することが困難で、軍事力が好むと好まざるにかかわらず治安出動せしめられる機会が少なくないばかりか、出動すれば必然に法の枠を越えざるを得ない危険性が多分に存在する。さらにわが国の治安関係法案の問題点を具体的に指摘をいたしております。さらに労働運動に対する自衛隊の権限等についても分析をいたしております。

この防衛研究所所長は警察出身の方でそうであります。そして、所員には必ず警察から出向いたしました方が一名はおる。そういう方は、その後警察にに戻りますと必ず警備関係の要職につくという形で、防衛研究所と警察とはききわめて人間的に緊密なようであります。

そういう中で、治安出動は、さきに私が指摘いたしましたように、警察官の方であれば警備法で武器の使用は制限がある。ところが、自衛隊の治安出動については武器はききわめて広範に使える。しかも、国内の政党あるいは大衆団体について分析をして、現在の治安立法の不備についても分析をして、そして労働運動についてもどういふ場

合に治安出動ができるかというふうなことを研究をしてはいる。こういうことは現在の世の中としてはたしてふさわしいのか。

私は過般、特に総理が触れました沖繩の自衛隊配備の目的について、治安維持が目的だということとを指摘をして、総理は一応それは訂正をされた。沖繩に対する自衛隊配備は治安出動を目的とするのではないということと言われたわけでありまして、本土の中における大衆運動、労働運動、しかも政党の綱領その他についていろいろ分析し、ただいまのような文書を作成しておるといふところに私は問題があると思ひます。一体このような文書をどうするつもりですか、防衛庁長官にお尋ねいたします。

○江崎国務大臣 防衛研究所は、自衛隊の運営とか管理とか、そういう面をスムーズにならしめるためにいろいろ研究をするわけです。それからまた幹部教育と。したがって、ただ戦術的な面だけでなしに、国内の政治情勢とかいろいろな問題を研究するということは当然の任務であります。が、いまお話にありましたように、特定の政党を対象にして議論をする、これはどうもはなはだよろしくないというふうに私考をします。

御質問のありました当時の経緯を私詳しく実は承知しておりませんので、足りませんところは防衛局長から補足させたいと思ひます。

○高瀬政府委員 いま先生がおあげになり御指摘になりました文書は何であるか、私存じませんけれども、この前もここで御答弁申し上げましたように、防衛研究所は、先ほど大臣も言われましたように、政治と軍事、あるいは外交と軍事、あるいは科学技術と軍事というふうなことで、そういう中において、軍事というものの、防衛というものはどういふ地位を占めるかということを中心にして研究をしております。いろいろな研究資料などを出しております。「防衛論集」という本も出しております。そういう本の性格というものがつきましても、この間申し上げましたように、防衛庁または防衛研究所の公式の見解というものはなく

て、これは各所員がそれぞれ研究をした結果を個人の責任で出しておる、そういう性質のものであります。いまのお話のような点につきましては、私は、この前資料の御請求がございまして、いろいろな書類を見ました。見ましたけれども、いま言われましたような点につきましては心当たりがございません。

○山口(鶴)委員 いまのはおかしいと思うのですね。「防衛論集」等はいいただきました。私のところに持ってきたのは、フランスの七月危機の状況を分析したとか、あるいは西ドイツあるいはソビエト、そういった他の国々の状況を分析した資料です。私が指摘いたしましたのは「国内紛争と革命の一般的考察」というやつです。それからそのほかにつきましても、一九五八年の「暴動鎮圧研究の参考」というのも指摘をして要求をいたしました。ところが、これは一部しかないから持ってきたらぬ、先生のところにお持ちならばそれでけっこうでしょう、こう言いますから、私は持っておりますものを指摘したわけです。資料を要求すれば、差しつかえない、国内のものを分析しない、外国の事情を分析するのは私はいかと思うのですよ。そういう差しつかえないものだけの資料を私のところに持ってきて、国内の状況を分析したものについて、これはしつじぶしてさっぱり出さない、こういう態度が問題じゃないんですか。それは研究だと言いますけれども、少なくとも防衛庁の予算、その防衛研究所、国費をもつて国家公務員の諸君が研究しているんじゃないですか。そのことをわれわれは問題にしている。いかがですか。

○高瀬政府委員 この前先生御指摘の「暴動鎮圧研究の参考」それから「国内紛争と革命の一般的考察」こういう御指摘がございまして、漏りまして心得があるかどうかを調べました。ところが、この「暴動鎮圧研究の参考」は昭和三十三年のものでございます。それから後者のものは三十五年の一月につくられたものでございまして、すでに研究所におきましては廃棄をしております、こ

れはございせんでした。したがしまして、私どもは、先ほど申しましたように、この内容を見ようと思いましたが、見るのができなかった、かように先ほど申しわけでございます。

それで「防衛論集」も、これは研究所の費用でやっておりますけれども、研究所の先生方というのはやはりいろいろな研究をなさる方々でございまして、いろいろな批判を受けるというふうな態度が必要じゃないかと思うのです。そういうふうなことで、そういう機会をできるだけつくろうという事で冊子を出しております。したがって、いま申しましたように、こういう発表のものは防衛庁なり防衛研究所の公式の見解ではない、これは論集のところにその断わりをございまして、間違つてはいけませんので、さような断わり書きをいたしまして、そうしてこれを出している次第でございます。御了承いただきたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 「はしがき 国内紛争(治安)」に關する基礎的事項について原田所員(現神奈川県警察本部警備部長)が取りまとめた労作に私が間接侵略の概念把握のため講義資料としたものの一部を加えて本資料とした。昭和三十五年一月十日谷村所員」とこう書いてありますね。調べましたら、この谷村所員という方は防衛研究所におられたようでありまして、少なくとも防衛研究所は国費を使わないで研究しているわけじゃないでしょう。国費を使つて、防衛庁の予算を使つて研究している。また谷村さんという方は当然防衛庁の職員、国家公務員、こうして仕事をしておられるわけでしょう。それが少なくともわが社会党に対して、あるいはその他大衆団体に対して、これが治安行動の対象のごとき研究をしているというのを私どもは許せぬと言ひますけれども、現にそういう資料があったことは認めるんでしよう。認めるでしよう。どうなんですか。

○高瀬政府委員 そのような件名の資料はあったようでございます。それは件名の名前と、それから書いた所員の名前が載っております。内容につきましては存じません。

○山口(鶴)委員 私は、そういう三百代言のお役人の人を相手にしてもしかたがありませんから、総理並びに防衛庁長官にお尋ねしたいと思ひます。

かつて治安行動のことがしばしば国会で問題になり、かつて治安行動草案、これは廃棄の処分をとられました。それからその後指揮官心得というものをめぐりになりました。この指揮官心得についても国会で問題になり、これを破棄をいたしました。しかるに、先回私は当委員会御指摘をしたのですが、東京周辺のある自衛隊の幕僚長に私が尋ねました。九月の末から十月にかけて大々的な治安行動訓練をやっておられる。一体何を根拠に訓練をやっておられるのかと私が聞きまして、指揮官心得をやっておりますと私に明確にお答えになつたのです。少なくとも幕僚長が——当時中曾根長官でありましたが、指揮官心得は破棄をする、廃棄処分をする、明確に国会でお答えになつた。しかるに、これが現に第一線では平然と生きているではないかということも実は指摘をいたしましたのであります。このように国会で問題になり、治安行動草案、指揮官心得について破棄をいたしました。防衛研究所のこのような調査資料があったことは事実であります。このような不当な調査をやつてこられた防衛研究所に対して、今後長官としてはどういう態度で対処なされますか、お考え方を示していただきたいと思ひます。

○江崎國務大臣 御指摘のような具体的な事実があったとすれば、私、不穏当だと思ひます。国内のいろいろな政治情勢を調査する、特に安全保障政策について各党間どういう考え方がありやうなことを研究するということは、これはあると思うのですが、御指摘のようなことは、これはまことに行き過ぎですから、十分注意を喚起したいと思ひます。

それから、指揮官心得が前線で生きておるではないか、これは、治安行動というのはいち自衛隊の任務にあるわけでありまして、これは出動しないことをもつて最良とするわけでありまして、自衛官の心がけとして時に訓練をするということもあろうかと思ひますが、そういう場合に、おそらくその指揮官心得ということになしに、指揮官が、これはいろいろなケースがありますので、そのケース、ケースに応じて適切な処置ができるように、何か心得というか、指揮の基本になるような心得をメモしたもので、そういうものはやはり必要じゃないだろうか。また、特に相手の形、いろいろな場面が違えば違ふほど、これは非常に誤り伝へられたのじゃないかと思ひますが、当然、中曾根長官が公の席で破棄すると言つたものが現存しておるとは、私思へません。

○床次委員長 山口鶴男君、時間を過ぎましたので簡潔にお願いします。

○山口(鶴)委員 この自衛隊法を読みまして、治安行動その他の権限は総理にございまして、前回の委員会でも指摘をいたしました。また今回も指摘をいたしました。少なくとも自衛隊はシビリアンコントロールでなければいかぬ。しかるに、その一線の武官のほうが、廃棄したものが生きていくのかのごとき言明をするとか、あるいは防衛研究所が——防衛庁長官も、そのような指摘の点があればまことに不穏当なことだ——こういうふうな研究を現にやつた事実がある。こういうことはひとつ総理、十分御認識をいただきたいと思ひます。その上に立つて、その最高責任者たる総理の断固たる御決意というものを承つておきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 いわゆる緊急行動というものはたいへんきびしい限定的なものでございまして、これがそう簡単に、出動はいつでも予定できると、こういうふうなものでないことは、私もよくわかつております。したがしまして、ただいまの

ような問題を取り扱うにあたって、やや軽率な扱いをしているのじゃないか、これはもう一度総点検してみる要あり、かように私考えますので、そうしてその上でこれについての善処を打ち出す、これをお約束いたしておきます。

○山口(鶴)委員 これが終わりますが、総理は総点検されると約束されました。防衛庁長官、ひとつ総点検は厳重にやっていたらいいと思うのです。その上で、またその総点検の結果については国会に詳細ひとつ御報告をいただくように強く要求いたしました。委員長からのしげしげの御注意がありますので、一応質問を終わっておきます。(拍手)

○床次委員長 斎藤実君。

○斎藤(実)委員 私は、返還協定に関連をいたしまして、なお国内法、これらの問題について順次御質問をいたしたいと存じます。

最初に私は、資産、資金引き継ぎ、三公社並びにその他の引き継ぎにつきまして、本委員会ではたびたび議論がかわされておまして、ある政府委員は買取りかのような答弁もしておりますし、あるいは積み上げ方式だ、どうも私は納得しない面が多々ございますので、最初に三公社の資産の引き継ぎについて、若干御質問してまいります。

最初に、琉球電力公社は一九五四年布令百二十九号で設立された、そして今日まで多額の利潤をあげてきております。創立してから今日までどれくらい利潤をあげておられるのか、最初にお答えを願いたいと思います。

○三宅政府委員 年間売り上げ高利益率約二割前後が最近までの趨勢でございます。

○斎藤(実)委員 二割程度ではわかりません。年度別をお願いします。

○小幡政府委員 琉球電力公社の利益金でございますが、一九六〇年からでございますが、六〇年度が七十八万ドルでございます。六一年度が百一十萬ドル、それから一九六二年度が百二十二萬ドル、一九六三年度が百六十七萬ドル、一九六四年度が百五十四萬ドル、一九六五年度が百五十二萬ドル、一九六六年度が二百九十五萬ドル、一九六七年度が二百八十九萬ドル、一九六八年度が百六十二萬ドル、一九六九年度が二百六十一萬ドル、一九七〇年度が三百四十六萬ドルでございます。度末現在で、利益剰余金が二千二百五十三萬四千ドルでございます。

○斎藤(実)委員 ただいまの答弁で、創立以来剰余金が二千二百萬ドル以上になっております。この中で、琉球に対して米国の経済援助資金のうち、この電力公社から高等弁務官一般資金の運営収入額が相当入っているわけですね、高等弁務官資金として。これはどれくらい入っておりますか。

○前田政府委員 お答えいたします。琉球電力公社に対しては、一般資金から四百九十三萬七千ドル入っております。

○斎藤(実)委員 電力公社の利益の中からどれだけ高等弁務官資金としていったか、その金額を聞いています。

○前田政府委員 原則といたしまして、これらの三公社からの利益金は全部一般資金に入りまして、それからまた翌年度新しく投資される、そういう仕組みになっておるようでございます。

○斎藤(実)委員 そういうことを聞いていますのじゃないのです。琉球電力公社からいま御答弁ありましたように、創立から二千二百萬ドルの純利益があつておるわけでしょう。その中からこの民政府に高等弁務官資金として、その二千二百萬ドルの中から幾ら入っているかと聞いています。

○前田政府委員 その高等弁務官資金と申しますのがこの私が申している一般資金というものでございまして、一般資金の資産として、この三公社とか琉球銀行とかそういったものところへの投資額が入っているわけでございます。毎年毎年利益がこれらの三公社からあがりますと、それが高等弁務官資金に全部入りまして、それからまた

翌年度の新しい計画として、またそれらの公社へ投資される、こういうことでございます。

○斎藤(実)委員 利益の全部が入るんですか。

○前田政府委員 これは御承知のように米民政府の一般資金の資産なんでございます。この電力公社とかそのほかの三公社、そのほかにもいろいろございまして、主としてこの三公社は、一般資金という高等弁務官資金の資産の部に載っておりますわけでございます。それで、その高等弁務官資金を通じて、これが毎年毎年新しい投資も行なわれますし、それから利益があがればそこへも入ります、そういう勘定、そういうやり方をとっておるわけでございます。

○斎藤(実)委員 私の質問にまじめに答えてください。

○斎藤(実)委員 申し上げますが、琉球電力公社の定款によりまして、琉球電力公社の利潤超過額は琉球列島米国民政府の一般基金に納入される。いいですか。利潤のうちで、施設もつくりいろいろな経費も出して、理事会の承認を得られれば、それは高等弁務官資金として特別に、琉球電力公社の会計の中とは別に——いいですか。ちゃんと定款に書いてある。お持ちでしょう、定款。定款読んでごらんない。

○前田政府委員 私の理解していませんその定款の意味はでございますね、毎年毎年決算がございまして、琉球電力公社でいきますれば、それぞれの決算が行なわれまして、そうしてその場合にあらがりました利益金が承認されれば——決算全体でございまして、したがって利益金もその中に入らるわけでございますが、それが理事会で承認されまして、それは高等弁務官一般資金に繰り入れられている、こういうふうに考えているわけでございます。

○斎藤(実)委員 定款には雑収入として、こういう一項目あるわけですよ。いいですか。ですから、この琉球電力公社というのは、民政府の一機関です。そういうことは私も知っていますよ。いいですか。この利益の中から理事会で承認を得

て、いろいろな経費を引いて、それを高等弁務官資金として別に民政府のほうに金が出ておるので。そのことを私は先ほどから言っておるので

○前田政府委員 仕組みについての考え方でございまして、先ほど申しましたように、決算上認められた利益剰余金は全部一応高等弁務官の一般資金に入りまして、そうして翌年度それから幾ら投資するかということが定められていく、こういうふうに理解しておるわけでございます。

○斎藤(実)委員 それでは、定款を読んでごらんない。会計の一項の中にありますから。定款の中に書いておるじゃないですか。

○前田政府委員 会計に関する定款第四項というところには、「基金が公社の必要とする額を超過している」と理事会が認めた場合には、公社の運営、発電所の改築および拡張並びに非常時に要する資金を考慮の上その超過額は雑収益として琉球列島米国民政府の一般基金に納入される。このこととございまして、この規定はまだ一度も発動されてない、こういうことでございまして。ここに規定している超過額は一度も発動されてない、こういう状況です。

○斎藤(実)委員 それは間違いないと思いませんか。いいんですか、それで。もう一べん確認の意味で私は申し上げます。

○前田政府委員 私も一〇〇%そうであるというふうに確言はできませんけれども、そういうふうに理解しております。

○斎藤(実)委員 答弁する場合は、知らなければ知らないとはっきり答弁してもらわねと困る。それでは申し上げますけれども、民政府の発行しておるフアクターブックによりますと、最近の数字で私が言いますと、一九六八年三十一萬一千ドル、一九六九年三十九萬九千四百ドル、七〇年には三十萬ドルが、水道公社、電力公社、金融公社、この利潤から高等弁務官資金という名目でいつておるわけですよ。アメリカ民政府で、ちゃ

さんこれは発表しておるじゃないですか。これは  
 アメリカの沖縄統治の政策目標に使われておると  
 いうことははっきりしておる。どうしてそれを知  
 らないのですか。

○前田政府委員 申しわけございませんが、そういう数字をつかんでおりません。

○斎藤(実)委員 私は、この資産の引き継ぎについては重大な関係があるから質問しておる。(「わかる人に聞いたらいい」と呼ぶ者あり) だれかわかる人おりますか。

○**山中国務大臣** 私も、その年度別の数字ははっきり覚えておりませんが、そのような資金が弁務官資金として、離島の水のないところの貯水タンクとかあるいはまた飛行場建設の費用、そういうもの等に使われておることを承知しております。

○**斎藤(実)委員** それじゃ長官御存じでしやう。——これがはっきりしめさんと、私も質問の

しょうがない、ほんとうに。これは重大な意味を持つておるのです、これからの質問について。はつきり答弁してください。

○前田政府委員 一般資金の収支状況表の支出の第三項目、経済援助というところに市町村交付金という欄がございますが、そこには御指摘のよう  
に一九六八年に三十一万一千ドル、一九六九年に三十九万九千ドル、一九七〇年に三十三万六千ドルというものが市町村に対して交付された、こういうことの表がございます。

○斎藤(実)委員 いまの内容は、もっと具体的に言っていただけませんか。

○前田政府委員　いま申しましたのは、米国所有の一般資金の収支状況でございますので、非常にお詳しくは私のほうも存じておりませんが、先ほど申しました収支状況表と申しますのは、おっしゃいますように年々公表されておるものでございしますが、その収入の欄と支出の欄が二つございまして、支出の欄には投資、それから油脂納付金、経済援助、こういう項目がございまして、その経済援助の中に市町村交付金、こういう欄が設けられておりまして、それが先ほど申しました数字

にぞいます。

なお、これは電力公社の利益金がそのままいく、こういうものではないわけでございます。

○斎藤(実)委員　では、先ほどの答弁は間違いで  
すね。

○前田政府委員　御質問の御趣旨を取り違えまして、申しわけございません。

○斎藤(美)委員 私は、この問題を取り上げたのは、資産引き継ぎに対して政府が、三公社についてその積算内容を明らかにするために、そしてまたいろいろ今日まで論議もありましたし、とかくうわさのある高等弁務官については明確にする必要がある。ですから私は、この電力公社が利益の中心から——使途はどうか知りませんよ。これは純然たる電力公社の資金です。そこから出ていった、その金額は非常に問題がある。ですから——電力公社の資産を四千四百九十万ドル評価を——ありました。まあいふうちに答弁がありましたし、発表もありました。まあ私の率直な、素朴な感じとしては、本来そういう金は、その設備の拡充である

とかいふ一面で使われるべき性質のものたうでしょう。それが電力公社と関係のないところへ金はいっているということ、国民感情としてこれは非常に問題だ、こういふふうに私は思つてゐる。それで、この高等弁務官資金については当然四千四百九十万ドルの中から差つ引くなり、あるいは返してもらいたい、こういふ気持ち私が私は分ある。この点、どうですか。

○斎藤実委員　いまの答弁は納得できません。先ほどの私の質問に対する答弁が、それではまた変わってきますよ。どうしてそういう答弁をされるのですか。

○前日支庁長　もう一度全部申します。

○前田政務委員

高等弁務官の一般資金の収支状況表といふ表がございまして、この表は何を示したものと申しますと、高等弁務官の一般資金の毎年毎年の資金の出入りを一覽表で年別にいたしましたものでございまして、そうして、先ほどの琉球電力公社を含めました三公社はこれらの資産ということになっております。つまりアメリカの資産で、それらの琉球三公社の資産につきまして、年々利益ががりますと、先ほどの超過部分というようなものを除きます。

して、これはこちらのほうの支出の欄の投資の欄で――実際にこの項目を読んでみますと、(1)石油施設、(2)石油配給基金、(3)琉球開発金融公社、(4)琉球電力公社、(5)琉球水道公社、(6)その他と、いろいろふうなものに対して幾ら投資したか、こういうふうに書いてあるわけでございまして、そのうち琉球電力公社の欄を一九六七年以後、先ほどお答

えしたわけでございます。そうしますと、それによちようどその電力公社のあげました利益金といふものに相当するわけでございまして、したがいきまして、先ほど私が申しましたように、琉球電力公社の利益金は全部再投資されています、こういうことでございます。それが第一点でございます。

それから、先ほどお話のありました一九六八年以降の市町村に対する交付金の金額につきましては、私、最初存じませんものでたいへん失礼いたしました、この表によりますと、はつきり経援助という欄に市町村交付金といたしまして、一九六八年、六九年、七〇年と、先ほど御指摘のうな金額がずっと載っているわけでございまして、いずれもこの一般資金の収支状況表には載っているわけでございます。

ただ、私が申し上げたいことは、この市町村交付金はその電力公社の利益金から出されたということになるからなにか、こういう点でござい

して、それはどうもこの数字を見る限りにおきましては、琉球電力公社の利益は琉球電力公社にまた再投資されておるといふふうになっておるものですから、そのように申し上げたわけでございます。

○齋藤(実)委員 いいですが、今日まで二千二百萬ドルの純利益があったとあなた言いましたね。その中から高等弁務官資金として、先ほど私が指摘しましたように、本来であれば電力公社にその資金が投資をされるべきものでしょう、いいですか、それが民政府にいつて——いったことは事実でしょう。それからまた電力公社に返ってきたのじゃないでしょう。どうですか、その点。

○前田政府委員 おっしゃいますように、金に色

目がある。まづ、その収入の――たとえて申しますと、一九六九年でそれでは一般資金の収入が幾らあったかと思ますと、一千六百三十一万一千ドルというものが収入としてあがっているわけでございます。で、その中には、いま申しましたような利益金も含まれているわけでございます。それに対して支出というものが、一千六百五十万八千ドルというのがございまして、その中にいろいろの投資、それからそれと別に市町村交付金というものがそれぞれ行なわれているわけでございます。で、いづれにしても、その年の収入の一千六百三十一万一千ドルという全体の金の中から琉球電力公社へも、先ほど申しましたように回つておりますし、それから市町村の交付金にも回つてい

るわけでございます。で、この部分がどこへどういうふうに戻つたかという表にはなっておりませんものですから、先ほど来申しましたように、矛盾はいたしませんわけでございます。つまり、金額で見合つたところを見ると、これは利益金がそのまゝ再投資されているなど、こういうふうに詰むというわけでございます。それは全体の資本の収支でございますから、どの部分がどこへ流れたか、こういう点ははっきりしないわけでございます。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕

○斎藤(実)委員 私の質問をよく聞いてください。時間がもったいない。

その高等弁務官へ行った金が、あなた、さつき認めたでしょう、その金が、いいですか、三分の一かどうか知りませんが、半分かどうか知りませんが、また琉球電力公社に還元されたかと私は聞いています。そんな長ったらしい答弁は必要ないんです。幾ら幾らそれがどうかへ使われた、そのうちの幾らまた返ってきているのかと、そのことを聞いています。私は、わからなければわからないでいいですか。

○前田政府委員 御質問の意味を取り違えておればお許しいただきますが、はつきり申し上げますと、先ほど、二千二百五十三万四千ドルばかりが総計の、累積の利益剰余金である、電力公社があつた毎年毎年の利益剰余金を合計いたしますと二千二百五十三万四千ドルになりますと、こう申し上げておるわけでございますが、これはたとえ、琉球電力公社の一九七〇年次報告書の二二ページ「利益剰余金期末残高」という欄と一致しているわけでございますから、つまり、毎年毎年の利益剰余金というのはそのまま蓄積されて、一文も外へは流出していないと、こういうふうに見るべきであらうと思ふのでございます。

○斎藤(実)委員 私は、その答弁、納得しません。

それではお尋ねしますけれども、いま、あなたは、一九六八年三十一万一千ドル、一九六九年三十九万九千四百ドル、七〇年三十三万ドル、これが三公社の利益金だ、高等弁務官資金だと言いましたけれども、それじゃこの七〇年度の三十三万ドルは、電力公社が幾らで水道公社が幾らで、金融公社が幾らか、その数字をひとつ明らかにしてもらいたい。

○前田政府委員 これも御質問の趣旨を取り違えましたら申しわけございませんが、三十一万一千ドルあるいは三十九万九千ドル、三十三万六千

ドルというのは、先ほども申しましたように、一般資金のそれぞれの年におきますところの市町村交付金という欄に計上されているわけでございます。

そこで、その原資ですね、ではそれはどこから来た金なんだ、水道公社から幾ら来て、それから電力公社から幾ら来て、開発金融公社から幾ら来たのだ、もしこういう御質問でございますれば、そういう金に糸目はございせんものですが、先ほど申しましたように、一般資金のその年の収入総額からそれぞれ支出されてきている、こういうことでございます。

○斎藤(実)委員 私は、琉球電力公社に限って質問しているわけですね。ですから、このことについては、この資産の評価にいろいろ関係してくるわけですよ。あなたは先ほど、金に糸目はどうかとか言っていましたけれども、アメリカの民政府ではつきりファクターブックで発表しているんですよ。先ほど申し上げましたような金額は、琉球電力公社あるいは水道公社、金融公社から入った金がこれこれだというふうに、民政府でちゃんとつきり発表しているのです。あなたの資料はこういう資料が知らぬけれども、これは一番確実じゃないですか。

○前田政府委員 収入は、私たちの資料によりますと、収入欄というのが、「事業収入」、「その他」と、こういうふうに分かれております。ですから、それらの事業収入の中に入っているというところは確実でございます。その細部については承知しておりません。

○斎藤(実)委員 これは私は重大な問題だと思ひますので、委員長、この資料の提出については、ひとつしかるべくお取り計らい願ひたいと思ひます。これでは進まないですよ。

○前田政府委員 私たちの持っている限りの資料は提出いたします。(正確な答弁をしないよ)と呼ぶ者あり)

答弁の補足をいたします。先ほどの御質問に對しまして、電力公社が幾ら

収入があつたかわからないと、こういう答弁でありましたが、電力公社のその年の収入の全部が翌年に再投資されているということは事実でございます。

○斎藤(実)委員 先ほどの答弁と違いますね。どうしてそういうふうな、前の答弁とくるくる変わるのですか。わからなければわからないと、私は、こういったことを中心にきょうやろうと思つて組み立ててきておるわけですよ。これでは何も質問できないじゃないですか。

○前田政府委員 各年別に申し上げますと、一九六〇年の利益は七十八万七千四百八十二ドル、これがそのまま収入になっております。六一年、百一十四万三千一百一十一ドル、六二年、百二十二万三千八百七十六ドル、それから六三年は百六十七万六千九百三十四ドル、六四年は百五十三万七千五百五十六ドル、六五年は百五十二万三千四百八十五ドル、六六年は百九十五万三千二百三十三ドル、六七年は二百八十九万五千四百六十七ドル、六八年は百六十二万一千三百三十三ドル、六九年は二百六十一万六千五百五十五ドル、七〇年は三百四十六万七千六百四十四ドル、合計いたしまして、二千二百五十三万四千三百六十八ドル、こういうことでございまして、これが毎年毎年の収入にあがつております。

○斎藤(実)委員 これは三公社の合計でしょう。○前田政府委員 これは琉球電力公社でございます。

○斎藤(実)委員 先ほど私が申し上げましたように、電力公社中心に質問をしておるわけですね。その中で、先ほど申し上げましたように、高等弁務官資金として一九七〇年に三十三万ドル、三公社分としておるわけですね。それは民政府も認めておるわけでしょう。いいですか、よく聞いてください。三十三万ドルが三公社から入っているわけですよ。その中で電力公社の分として、三十三万ドルの中で幾らだと私は聞いています。おわかりですか。ちよつとよく聞いてください。七〇年は三十

万ドル、三公社から高等弁務官資金として来ています。六九年には三十九万九千四百ドル来ておりますと、はつきり言っているわけでしょう。私はこれから質問するのは、琉球電力公社のことを質問するわけですから。七〇年に三十三万ドル、三公社から集まった金の分、その中で、琉球電力公社が高等弁務官資金として払った金が幾らか、これを聞いています。意味がおわかりですか。

○前田政府委員 質問の御趣旨はわかりました。三十一万一千ドルというふうな市町村に対する交付金があるが、そのうち幾らが電力公社の収入から入つてきているか、こういう御質問だと思ひますが、これは先ほど申しましたように、この収入というものが琉球電力公社の利益金ばかりではございせんので、いろいろな事業収入がございまして、そういう関係で、その細分については存じておりません。

○斎藤(実)委員 そういうふうに一言でいいのです、わからないならわからないと。さつきからは……では、この件については、また後ほど質問します。

それから、電力公社に金武発電所というのがございます。それから新牧港。それで、政府のはうでは、この琉球電力公社の引き継ぎ資産評価は四千四百九十万ドルだ、こういうふうになつておるわけですね。この四千四百九十万ドルの財産の評価はどういうふうにしたのですか。これをまずお聞きしましょう。

○小幡政府委員 琉球電力公社の資産の評価でございますが、まず、固定資産につきましては、一九七〇年六月三十日を評価時点といたしまして、その時点におきます再調達価額を求めまして、それからわがほうの税法に採用しております減価償却の耐用年数を使いまして、その減価償却相当額を控除したものをその時点における資産評価額としたわけでございます。あとは流動資産、負債、これは帳簿価額によつておるわけでございます。

このうち、御指摘のありました金武発電所、この評価額が一千万二千ドルでございます。それから新牧港の発電所、これは一千六百三十三万九千ドル。そのほかに、新牧港の発電所は現在建設中でございまして、建設仮勘定で九百五十一万八千ドルというものが計上されているわけでござい

○斎藤(実)委員 そうしますと、金武発電所については、ガリオア資金のほかに融資を受けたというものはありますか。

○小幡政府委員 金武発電所につきましては、米国の財務省からの借入れ金、これがその当時一千二十四万七千ドルでございまして、これは五年据え置き、二十五年償還ということで、負債の借入れ金の部に計上いたしております。

○斎藤(実)委員 そうしますと、アメリカから一千二十四万ドル融資を受けておるわけですね。利子と償還年限は幾らになりますか。

○小幡政府委員 利子は四・一二五%でございまして、償還年限、これは五年据え置き、二十五年間の年賦でござい

「毛利委員長代理退席、委員長着席」

○斎藤(実)委員 五年据え置きで、四・一二五%の利子ですね。五年据え置きで、初年度に払う利子は、金額は幾らになりますか。

○小幡政府委員 実は初年度のは、ちょっと私、数字を持っておりませんが、この一年間の利子の支払い額でござい

○斎藤(実)委員 そうしますと、この一千二十四万ドルをアメリカ財務省から借りておる。じゃ、この借入れ金は一体どうなるのですか。これはアメリカに払うのか、あるいは帳消しになるのか。その債務はど

○小幡政府委員 これは琉球電力公社の現在固定負債でござい

す沖繩電力株式会社、ここに一切の権利義務が承継されますので、新しい電力公社の負債となるわけでございます。

○斎藤(実)委員 そうしますと、四千四百九十万ドルをアメリカに払う。そのほかにアメリカに一千

○小幡政府委員 そういうことではございませ

○斎藤(実)委員 国民は、三公社とその他を含め

○小幡政府委員 現在まだ建設途上にござい

○斎藤(実)委員 琉球電力公社ではっきり発表し

○小幡政府委員 全部を入れますと二千

○斎藤(実)委員 二千二百ドルか二千二百

○小幡政府委員 現在まだ建設途上にござい

○斎藤(実)委員 琉球電力公社ではっきり発表し

で——いま答弁がありましたように二千

○小幡政府委員 新牧港発電所の建設につ

○斎藤(実)委員 民間から借りたと言

○小幡政府委員 実は、これは正確に申し上げ

○斎藤(実)委員 いま答弁がありました

○小幡政府委員 御指摘のように、輸出入銀行

○斎藤(実)委員 どの銀行からと言

○小幡政府委員 固定負債の中の建設工

○斎藤(実)委員 この中には、輸出入銀行から

○小幡政府委員 実質的にはおしやること

うはつきりいつているじゃないですか。い

○小幡政府委員 先ほど申し上げました米

○斎藤(実)委員 そうしますと、輸銀から三

○小幡政府委員 先ほど申し上げました米

○斎藤(実)委員 そうしますと、沖繩電力株式

○小幡政府委員 私先ほど申し上げました

○斎藤(実)委員 私はこの問題について

○小幡政府委員 沖繩電力公社に負債を

○斎藤(実)委員 私はこの問題について

○小幡政府委員 沖繩電力公社に負債を

○小幡政府委員 年間の利子は五分五厘でございますので、約十七万ドル程度でございます。

○斎藤(実)委員 私はいまの答弁を聞きまして、金武発電所、これがアメリカの銀行に対する利子が年間三十七万ドル、それから輸銀の金利が十七万ドル、利子だけで五十四万ドルですね。こういう計算になりませんか。

○小幡政府委員 その二つにしましては、おっしゃるとおりでございます。これは費用として落ちておるわけでございます。

○斎藤(実)委員 私はいまこの質疑を通して感ずることは、琉球電力公社の利潤というものは、現在でさへ年間百二十万ドルでしよう。そうすると、銀行の利子だけで五十四万ドル、そのほか今度元利が入ってくるわけでしょう。こういったことになりましたと、私は、沖縄の電力事業というものは、これだけで経営が成り立つかどうか、おそらく百万ドル以上になってしまふのじゃないか、これで何らかの措置を講じなければ沖縄の電力の問題は解決をしないと思うのです、どうですか。

○三宅政府委員 お答えいたします。

復帰後の沖縄電力公社の経理については、まだ確定していない要素が二、三ございまして、正確な数字として申し上げることはできませんけれども、従来比較的安かった原油の値段がある程度上がるかと、あるいは土地の借入れ料が上がるかと、あるいは今後新規投資をする資本負担の問題という点がございまして、しかし、そういった点は配慮いたしまして、政府といたしましては、復帰の際に、原油の関税を五年間免除するとか、あるいは事業税、固定資産税について特別措置を講ずるとか、あるいはまた、来年度の予算要求におきましては、新規発電所の建設に必要な資金について、特に資本コストを薄めるために所要の優遇措置を要求しておる次第でございます。

○斎藤(実)委員 外務大臣にお尋ねしますけれども、三公社その他の資産の引き継ぎ時で一億七千五百万ドル、国民は、その金額で一応はもうこれ

でケリがついたんだ、こう受け取っておりますよ。ところが、輸銀に対しては一千五百五十万ドルの債務がまだ残っております。アメリカに對しても一千二十四万ドルの債務をまた背負うことになる、引き継ぐわけですから。そうすると、それだけ国民のアメリカに對して支払いがプラスになる。こういうことは私は非常に疑問だし、納得もできないし、多くの国民が疑惑を抱く原因になるのではないかと、このように私は考えるのです、いかがでしょうか。

○福田國務大臣 確かに、ただいま御指摘のように負債も引き継ぐのです。ですから、それに伴う元利の償還と、こういうことはあります。しかし、他方において資産も引き継ぐのでありまして、その資産が負債と比しますと非常に超過しておる。そのような状態でありまして、その資産の超過分に対して支払いをアメリカ政府に對して行なう、こういう措置をとったわけなんです。まあ企業体を引き継ぐわけですから、その企業体には資産面も負債面もある、その負債に對してその企業がその支払いの責任に任ずる、これはあたりまえというかと、当然のことであります。

○斎藤(実)委員 いま大臣の答弁もございましたけれども、私はこの件についてはいろいろ疑問もあります。納得いたしません。

時間も過ぎましたので、次の問題に移ります。大蔵大臣来ていますか。——通産大臣来ていますか。——いま電力公社について質疑をしております。——先ほど申し上げましたように、沖縄の電力の事業というものは、非常に施設も古いし、また民間の需要もこれから伸びるであろう。政府のほうでも返還後の電力会社についてはいろいろ検討もされておるでしょうけれども、私はこの際一点だけお聞きをしておきたい。

この電力問題、電力料金についても非常に問題にしておりますし、安定した供給を望む声が沖縄県民に非常に強い。したがって、政府としてこの電力問題の解決についてどう対処されるの

か、基本的な問題についてお答えをお願いいたします。

○三宅政府委員 御指摘のとおり、現在の沖縄の電力の企業形態は、本土と比べてやや複雑な姿になっております。理想論として、民営一貫、効率的な一貫体制が好ましいと考えられますけれども、とりあえずはわれわれは現在の琉球電力公社がやっております仕事を国の特殊法人として引き継ぎ、当分の間は経理の安定、料金の安定並びに保安施設の整備強化、こういったものについて当面の努力を集中してまいりたい、かように考えております。

将来のあり方につきましては、現在審議をいただいております法律にもありますとおり、別途の機会に十分慎重に検討したい、かように考えております。

○斎藤(実)委員 だいたい最初に時間をとってまいりましたので、次に進みます。

では、これは外務省にお尋ねをします。現在、沖縄の那覇を通って与儀、浦添、それから嘉手納と、それから天願を通って嘉手納に行っておるアメリカ軍の油送管の道路についてお尋ねしたいと思っております。これは私も沖縄へ行つて実際に見てまいりましたし、沖縄住民がこの問題について非常に関心を持ち、また不安を持っておりますので、この点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

なぜ私がこの道路の下を通っているアメリカ軍のパイプの問題を取り上げるかと申しますと、一九六七年あるいは一九六八年、これは嘉手納ですが、その基地のパイプが破損をして大量のジュエツト燃料が流れて、嘉手納の村が、一歩間違えば村全体が大火災になるという事件が起きました。私も現地を見てまいりましたけれども、こういった危険な事態がいつ起きるかもしれないという危険な状態にありますので、私はあえてこの問題について政府の考え方を問いたいと思っております。

具体的な問題から御質問をしてみたい。

このアメリカ軍のパイプラインは、どこからどこまで通っておりますか。

○島田(豊)政府委員 沖縄本島にあります米軍用のそのうの施設は、大別して二つに分かれておりますが、一つは、那覇港湾施設から浦添市、宜野湾市を通りまして嘉手納の飛行場へ至る系統、いま一つは、天願のブラスター・ステーションから嘉手納飛行場に至る系統でございます。このほかにはホワイト・ビーチの地区に、那覇、嘉手納の關係とは関係のございません独立した貯油施設がございまして、これらをつ結びます送油管の総延長は約六十四キロメートル、そのうちの約三十キロメートルが米軍の基地内に布設されておる、こういう状況でございます。

○床次委員長 斎藤君に申し上げますが、正木君から関連質疑の申し出がありますが、斎藤君の持ち時間の範囲内でお願いすることに申し合わせができておりますので、そのつもりで御質疑を続けていただきたいと思います。

○斎藤(実)委員 いま答弁がありましたけれども、基地と基地との間、基地がありますね、その基地の外を通っているパイプラインで、舗装されているところが何キロで、舗装されていないところは幾らですか。基地の中は要りません。

○島田(豊)政府委員 米軍の基地の外に布設されておる送油管でございますが、これは一部は、公道、公道の下あるいは公道の道路のわきに埋設されておりますが、大部分は、いま御質問のように、本来の道路以外の用地に布設されておる。それは事実上の道路といたしまして一般にも使用されておる。ただし、そのところは、いまおっしゃる通りに、十分な舗装、あるいは道路の強度といえますか、そういうものが不十分でございますので、それを通ります車両等につきましては重量制限がございまして、そこで、いまのお尋ねの、その距離がどれくらいであるかということについて、ちょっと資料を持っておりませんが、その部分がむしろ非常に多い。公道の下あるいは公道のわきよりも、

それ以外の送油管の用地を一応の道路として使用している、そういう部分が非常に多い、こういうふうに承知しております。

○斎藤(実)委員 施設庁長官、簡単に言ってくさいよ、もう時間もありませんでね。

那覇と与儀の間は舗装されていますね。それでは、与儀、浦添、宜野湾、コザ、嘉手納、ここまでは舗装されているのか、あるいは舗装されていないのか、この点どうですか。

○島田(豊)政府委員 正確にはわかりませんが、舗装されていない部分が非常に多いというふうに承知しております。

○斎藤(実)委員 それじゃ、舗装されていないところに埋設をされている送油管はどういう状態か、御存じですか。——具体的に申しますと、いま埋まっているパイプは何年に埋まって、それは仮設工事なのか、あるいは本格的な永久構造物で埋まっているのか。それから、アメリカ軍が埋めたというその保安基準は、どこで法律で埋めたのか、アメリカ軍の保安基準で埋めたのか、アメリカ合衆国の本土の保安基準で埋めたのか、具体的に説明してもらいたい。

○島田(豊)政府委員 送油管の本数につきましては、大体直径八インチのものが三本埋設されておりました、これはかなり古いものが多いわけでございます。したがって、その深さにつきましても、深く埋設されているところもありますし、浅いところもございますので、それにつきましても、先ほど申しましたように車両の重量制限をやっておるわけでございます。

そこで、この保安基準がどうなっているかというところでございますが、それがどういふ保安基準を使用しているかというところは私もよくわかりませんが、米国におきましてはこういう保安については非常に長い経験を持っております、むしろアメリカの保安基準が世界的な基準の指針となつておるといふことを承知しておりますので、それにつきましては十分科学的な検討を加えられていると思えますけれども、先ほど申しまし

たように、やはり浅いところ、深いところ、いろいろまちまちのようでございます。

○斎藤(実)委員 だいぶ確信のない御答弁で、実は私はこの間浦添に行つてまいりました、実際に調べてまいりました。小さな川がありまして、五メートルくらい橋がかかっているわけですよ。その下に、もう二十年以上たつたような裸の管なんです。しかも、実際に掘つて調べてみたら、その道路がみなでこぼ道なんです、一尺二寸から三寸——図面がありますけれども、そういうところに埋まっておるわけですよ。地域の住民の人はえらい問題にしておるわけですね。この間も、その町の道路のわきの民家が火事になった。ところが、あの水のないときにアメリカ軍がヘリコプターで水をかけたなり、雨が降っているとどこからかじみ出てくるような、油のようなものが浮いてくるというのです。ですから、町自体としても、特別委員会をつくつたり、民政府あるいは琉球政府、アメリカ軍に交渉しているらしいのです。これは非常に問題がある。私は何とかしてこの問題について早急に——現在バスも通っているのです。このままにしておいたら、いつかまた大事故が起きるのじゃないか。昨年の大阪のガス爆発もそうです。車の振動によってガス管がひび割れをして爆発をしたというように結論が出ておるでしょう。この問題について早急に政府が対策を講じなければ、また二度と取り返しのつかないような問題になってくる。それを私は心配するのです。

外務大臣、総理、これは沖縄県民の生命、財産にかかわる問題です。本土並みあるいは沖縄の心と言ったところで、政治の手がそこまで伸びていかなければ、沖縄県民の不安というものの、生命、財産を守るといふ問題は解決できない、このことを私は申し上げたいのです。これは佐藤総理と外務大臣から御答弁をいただきたいと思う。

○福田(昭)政府委員 沖縄県民の生命、財産、これはもうできるだけ尊重しなければならぬと、そういうふうに考えますので、早急に調査をいたしませ

て、善処をいたすことにいたします。

○斎藤(実)委員 善処という、まあはっきりした御答弁がありませんけれども、佐藤総理から、これはしかるべく内閣の一つの方針として——これはおそらく二十万人ぐらゐりおられます。あの嘉手納から那覇までの間、ずうつと民家がもう密集しておるわけですね。この問題についてどう処置されるのか、総理の御所見を伺つておきたいと思

います。

○佐藤内閣総理大臣 現状についての御注意、たいへんありがとうございます。私も、先ほど外務大臣が御答弁いたしましたように、地域住民の生命を守ることが政府として当然のことだと、かように思ひますので、対策を十分立てるといふことにいたします。

○斎藤(実)委員 それでは、いままで送油管についていろいろ伺ひいたしました。同じ道路に埋設をしております沖縄と台湾間の米軍の海底電線、これは御存じですか。で、これについて——よく聞いてください。沖縄のどこの基地からどの道路を通過して海岸に出てくるのか、これをお尋ねしたい。

○福田(昭)政府委員 政府委員から答えます。

○吉野政府委員 お答えいたします。

瑞慶覧基地から、一号線を通りまして、ハンビー飛行場から地先水域に入りまして、台湾のマコーレー基地まで行っております。

○斎藤(実)委員 いまアメリカ局長が瑞慶覧とおっしゃいましたね。あなたが瑞慶覧と言つていま思ひ出したわけですね。了解書、お持ちですね。このA表の四十五番、これは何と読みますか。

○吉野政府委員 いまの海底電線は、四十四番のキャンブ瑞慶覧からでございます。四十五番は瑞慶覧通信所でございます。

○斎藤(実)委員 これはアメリカ局長、ズケランというふうに間違ひございせんか。——それで

はちよつとお尋ねをします。三十四番と三十五番、これは何と読むんですか。

○吉野政府委員 三十四は平良川、アメリカではデラ川と呼んでおります。三十五は波平ですが、アメリカはハンザといつています。

○斎藤(実)委員 いまアメリカ局長は、四十五番は瑞慶覧をスキラン——平良川、波平、これは日本語ですね、それから、ローマ字ではデラ川、ハンザと読んだ。どうしてこういうふうに通うんですか。

○吉野政府委員 その辺の事情は各地名につきましてそれぞれ経緯があると思いますが、おそらく沖縄名前といひますか、そういうものをローマ字に直したときに、多少聞き間違ひその他がありまして、それでズケランをスキランと書いてスキランといひ、またローマ字で書いたために、またアメリカ人がその発音をアメリカ式に発音する、こういうふうなことから、起きたんじゃないかとわれわれは想像しております。

○斎藤(実)委員 この瑞慶覧、これについては、北中城村の字瑞慶覧というふうに、ずっと昔から呼び名がはつきりしておるわけですね。それからデラ川については、具志川市平良川というふうにちゃんと地名になっておるわけですよ。いやしくもこれは日米交換の公文書でしよう。ちゃんと日本語でいふあなたも読みましたように、タイラ川、ナミヒラ、ズケランと、こういうふうな

ずつと書いておるわけでしょう。それをアメリカ人が、たとえそれが呼びやすいからといって、デラ川とかハンザとかスキランというのはおかしいじゃないですか。そうでしょう。タイラ川と呼ぶのであればタイラ川というふうにどうしてこれはローマ字で書かないのですか。

○吉野政府委員 われわれといたしましてはあくまでも日本語のテキストを正文として使つておりますから、少なくともわれわれに関する限りこれで不都合はないわけでございますが、アメリカ側は従来の呼び名が彼らとしてもやはり便利である、こういうことで彼らの呼び名に固執していたわけ

でございます。この点につきましては、名前及び基地を区分けしたり統合したりするときいろいろ

るデイスカスいたしましたが、結局現状のような形になったわけでございます。

○斎藤(実)委員 いいですか。アメリカが何と読もうと、正式に——いままではいいですよ。これから正式に日本が提供するんじゃないですか。これはどう読もうともいいですよ。それでしようが、これは正式な公文書じゃないですか。アメリカのマイヤー大使と日本の外務大臣が署名しているじゃないですか。もしこういうことになりまうと、世界中の人がこれは平良川をデラ川というふうに読みますよ。そうじゃないですか。アメリカがそう呼んでいるというからアメリカの言いなりになって、かつてにアメリカの言いなりに変えられたらたまたまじゃない。納得できない。

○吉野政府委員 先ほど御説明いたしましたように、たとえば平良川をなぞデラ川と向こう側は呼んでおったかということから申し上げますと、やはりアメリカ人は、現地の方言というのか、その部落の人たちが使っていることばをそのまま耳でとりまして、そしてデラと書いたわけでございます。したがって正式にタイラと読む読み方もあるでしょうし、また現地の人たちは、部落の人たちはデラと呼んでおりますから……

〔発言する者あり〕

○床次委員長 静肅にお願いします。

○吉野政府委員 したがって、この点についてはどちらが正しいかということは、なかなか言いがたいんじゃないかと考えております。

○斎藤(実)委員 これは、私も沖繩のこの町や村へ行ってきました。町や村でも、ずっと昔から地元の名前をこういふふうに呼んできているわけですよ。アメリカが何と呼んでいようが、正式な公文書じゃないですか。それでしよう。いままでもどうあろうとも、正式にアメリカに提供するのですから。現在はどうでもかまわない。日本でタイラガワ、ナミヒラ、ズケランというふうに呼んでおるのです。私もここへ地図を持ってきておりますけれども、あそこでも八種類私見てきました。全部ローマ字でタイラガワ、ナミヒラ、ズケランと書いておるわけですよ。それでしよう。呼び名はどのうあっても、昔からの地名なんです。から、なぞローマ字でタイラガワ、ナミヒラ、ズケランと書かないのですか。

○吉野政府委員 先ほど御説明いたしましたように、われわれはあくまでも、タイラガワ、こういう名称で呼んでおりますし、日本側のテキストにもそのように書いてございます。したがって、これはあくまでもこういう呼び名でわれわれは通しております。ただし、アメリカ側はタイラガワではわかりませんから、したがって、三十四については、たとえばデラガワ、こういうふうに書いてある。そうしないと、向こうもとりあえずは混同を来たして不便である、こういうことでございまして。

○床次委員長 斎藤君に申し上げますが、時間が近づきつつありますので、ひとつ簡潔にお進めをいただきたいと思っております。

○斎藤(実)委員 これは重大な問題ですから、もう少し……

このナミヒラとハンザなんというのは、実際これはなまりとかなんかじゃないですよ。そうでしょう。日本語でナミヒラと言うのです。ローマ字でハンザ、一体これはどう判断するのですか。ハンザということになりまうと、沖繩の村の人はおこりますよ、これは。

○吉野政府委員 三十五の波平につきましては、沖繩ではハンジャと言っておるそうでございます。

○斎藤(実)委員 局長、デラガワとかハンザとかスキラン、こういう基地の名前はないのですよ。日本には、そういう呼び名の地区はないのですよ。あなたの考えでいくと私は納得しない。そういう地区はないのなら、基地は提供する必要はない、こうも言えるじゃないですか。

○吉野政府委員 先生のおっしゃることもよくわかりますから——結局、お互いに地域ないしは施設について誤解のないように、こういうことで、便宜上日本側は日本側で呼ぶように書いた、先方は

は、当面先方の呼ぶように書いた、こういうことになっておりますが、いずれ正式に提供いたしますときは、合同委員会ですらに先方と協議いたしまして、先生のおっしゃることもよく考慮いたしまして、お互いに誤解のないように定めていきたいと思っております。

○斎藤(実)委員 日米合同委員会で話し合うということは、あなたが間違いだということを確認することになるのですか。どうなんですか。

○吉野政府委員 先ほどから御説明いたしておりますように、日本側の表はあくまでも日本語で書いたA表でございます。しかしながら、場合によつては将来沖繩で発音されているような呼び名によりまして統一するということも考えられるかと思っております。

○斎藤(実)委員 局長、あなたの答弁は、全く私は心外ですね。いいですか。沖繩における施設及び区域に関する了解書、これは日本の公文書でしよう。そうであれば、日本が基地を提供するので、日本古来の固有の名称をばつくり書かせるのがあたりまえじゃないですか。それでしよう。同じにすべきではないですか。呼び名はどう呼んでもいいんだ、いままでは。呼び名は何と呼ぶが、発音がどうだ、そんなことはかまわないう。いままではいいのです。これから新しく基地としてアメリカに提供するのでしょうか。アメリカがこういつているから、こう書いたから、それに同調したのだ、そんな弱腰ということとはこっちはないじゃないですか。

○吉野政府委員 基地提供の了解書は、日本側と米國側の双方の公文書でございます。それで、日本側は正式の日本語の名称を使いました。先方は、先方に記載されている正式の呼び名でA表をつくったわけでございます。したがって、その結果が今日の了解書でございます。しかしながら、将来これらの基地を実際に提供するにあたりまして、合同委員会でもう一度、これらの呼び名につきましまして日米両方の呼び名が統一して同じ名前と呼べるかどうか、こういうことについて

は検討協議いたしたいと考えております。

○斎藤(実)委員 局長、いいですか。沖繩の地名というのはなかなか呼び名がむずかしい。わからないでしよう。ですから、みんなこうやってローマ字を読むわけですよ。ところが、八十八カ所ありますね。むずかしい。ちゃんと日本に合わせて書いていますよ。八十五カ所は。なぜこの三カ所だけ向こうに合わせなければならぬのですか。なぜ正式に書かないのですか。八十八カ所のうち、八十五はちゃんと日本に合わせて書いてるじゃないですか。なぜ三つだけそういうふうに変えるのか。だれが聞いたってこれは納得できませんよ、あなたの答弁では。私はこんなことやりたくないです。もう時間が先ほど委員長から——納得できる答弁してください。

○吉野政府委員 われわれといたしましては、現地、つまり沖繩の呼び名に従いましてなるべくそれに近い名称で統一いたしたい、こういうふうに考えております。

○床次委員長 斎藤君に申し上げますが、お約束時間が経過しておりますし、関連質問の申し出がありますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○斎藤(実)委員 なるべく沖繩の地名に近いように変えたいと思うとは何事だ、一体。これを聞いたら沖繩の人はおこるよ。とんでもない。納得できない。

○吉野政府委員 本件につきましては、先ほど御説明いたしましたように、なるべく双方に誤解のないように、これらの地名について、将来よけいな境界その他につきましまして争いが起きないように、アメリカ側の考えておる地域とそれからわれわれの考えておる地域、こういうものを双方で妥協し合せて、示し合わして、そして今回の日本語のA表とローマ字のA表になったわけでございます。したがって、これを将来最終的にどういうように定めるかという問題は、また今後その機会がございますから、そのときまで検討させていただきます。こういうふうをお願いいたします。

○斎藤(実)委員 局長、これは相談をして、あとでめたいとか、そういう問題じゃないのですよ。そうでしょう。これはもうだれが見たって納得しませんよ。八十八カ所のうち、どんなむずかしい日本の字でも、ちゃんとローマ字で書いておるじゃないですか。なぜ三カ所だけアメリカの言い方になって、アメリカのいいように書いておるのです。あなたの答弁、全く納得できない。

○福田国務大臣 これは日本語とローマ字で実体上の違いがあるんだということになると、これは大問題です。しかし、これはそういう実体上の違いはない。まあ、この協定におきまして、われわれは、われわれの国のことを「日本国」と言っています。アメリカでは「ジャパン」と言っています。この「日本国」と「ジャパン」に違いがあれば、これはたいへんなことです。ですから、いま御指摘の点は、もしこれが沖縄の皆さんに感情的に非常に問題があるとかいうようなことでありますれば、ローマ字名前を変えることは、これは私は努力してみたい、そういうふう存じております。

○斎藤(実)委員 外務大臣、私はもう呼び名のことを言っているのじゃないのです。いままではいんです、何と言おうと。これはもう沖縄施政権は向こうにあるのですから。今度新しく「いま何と言おうと、現行のことを私言っているのじゃないです。新しく協定と公文書としてこれから新しくアメリカに提供するわけでしょう。そのときに、呼び名はどうであらうとも、日本ですと昔から呼ばれておるその名前になぜしないのか。私は呼び方を言っているのじゃないのですよ。そうでしょう。八十八のうち八十五まではちゃんと日本のこのいう、同じに書いてあるわけですか。なぜ三カ所だけこのいう、何か意味があるのですか。私は納得できないのです。全部が全部そうだとしたら私はわかりますよ。答弁してください。

○福田国務大臣 それは「日本国」というのを「ジャパン」となぜ言うのかというのと私は同じような感じがするんです。しかしながら、沖縄県民の感情なんかを考慮しまして、これは統一したほうがいいという問題でありますれば、統一するのにおおむねかかではない、こういうふう存じておるわけでありまして。

○斎藤(実)委員 まあ「ジャパン」の例が出ましたけれども、先ほどから申し上げますように、私は、どう言うとか何とか、そんなことじゃないですよ。あくまでも日本の名前に合わせて、呼び方はどうあるうとも、それによってローマ字で書くべきじゃないかと私は言っているわけですよ。そのことを私は問題にしているのです。答弁してください、外務大臣。

○福田国務大臣 斎藤さんのおっしゃること、わからぬでもありません。まあ努力いたしまして、これからどうもありません。

○斎藤(実)委員 外務大臣、努力というその答弁でございましてけれども、いままでのやりとりを聞いていて、どうも私は、努力するという答弁に対してはすっきりしない。このことについては、非常に沖縄県民も憤慨しておるわけですよ。このことについてはどうも私納得できない。この八十八カ所に対して半分とか何とかというのならないんですけれども、三カ所だけ、私はこの問題については納得できません。しかし、検討したいということの意味は、これは間違いないのか、その点はいかがですか。

○福田国務大臣 実体について相互の理解が違ふというところであれば、間違いであり、非常にこれは重大な問題であります。しかし、実体が同じだ、こういうふう確信をいたしております。ただ、沖縄の県民の感情なんかで、どういふ扱いをしたほうがいいのか、こういう問題はあつては残るかも知れぬ。その辺をよく調査いたしまして、そのほうがいい、こういうふう判断いたしますれば、アメリカと談判いたします。

○床次委員長 斎藤君に申し上げますが、もう予定の時間が過ぎ過ぎておりますので、委員会の進行に御協力を願いたいと思ひます。

○斎藤(実)委員 私は、この問題についていろいろ質問いたしましたけれども、断固談判する、こういう前向きな答弁をいただきましたけれども、アメリカに対しては、ひとつ核の問題、基地の縮小についても断固談判をするような意気込みで交渉願いたい。お願いしますよ。

○床次委員長 斎藤君に申し上げますが、ひとつ時間を厳守していただきたい。多数の方がまだ残っております。なお関連質疑も予想されておりますので、御協力をお願いします。

○斎藤(実)委員 次に、公用地の問題について私お尋ねをいたします。特に私は、告示あるいは通知、こういったことについて若干質問いたします。本法によりますと、公用地等のための法案について、手続を経て国が使用することになっていくのかどうか、私は、この手続問題について、最初、どういふふうになっているか、お伺いしたい。

○島田(豊)政府委員 この法案の第二条第二項にございまして、「前項各号に掲げる土地となすべきものの区域又は同項第一号に掲げる工作物となるべきもの及び当該土地又は工作物の使用の方法」につきまして、これは復帰の前に告示をするということになっております。この告示の性質は、この使用権の対象になりますものが、自分の土地がその告示の中に含まれますところの区域の中に入っているかどうかということ容易に判断できるような形において告示をしなければならぬ、かように考えます。そしてこの告示で一応国の行政処分としての性質を持たしておきますので、それに対しては、この異議の申し立てなりあるいは行政事件訴訟法によりまして、この抗告訴訟等はできる、そしてこの告示が効力を発生いたしますのは、現実使用権が発生いたしますのは、もちろん、この法の施行の日でございます。

そしてその後、法の施行後遅滞なく各人に対しては、それぞれその土地の所在なりあるいは種類なりあるいは数量なりをその所有者あるいは関係人に通知をする、そしてその所有者の住所なり氏名が明らかでありませぬ場合には公に公示をする、こういうふうな手続を踏むことになっておるわけでございます。

○斎藤(実)委員 私は問題にしたいのは、国が通常土地を使用する場合に、協議に基づいて了解の上で使用するというのが私は原則だと思ふ。この法律は、法律という国家権力によって土地を一方的に使用するというところに、これは本委員会ではたびたび議論されたように、こういふところに私は問題がある。法律に基づいて国が使用する場合には、事前に個人に通知をするというものは原則だ。これは今日までもやられてまいりました。今回の公用地法案は、残念ながら事後通知です。こういふことから、沖縄の県民あるいは本土においても、この法案が非常に憲法違反の疑いもある。ですから私も、たびたび本委員会でも、暫定使用の期間は、この法律の施行の日から五年をこえない範囲で土地等の種類等を考慮して政令で定める、こうなっておりますね。ですから、この五年、ここに問題がある。私は、なぜ五年にしたのか、この点について簡単に答え願いたいと思ひます。

○島田(豊)政府委員 御指摘のように、この土地の使用権の取得につきましては、極力地元土地の所有者あるいは関係人と交渉いたします。これはもう最後の日までこれを続けるつもりでございますけれども、一部それに応じない方が出てくるということが予想されます。そこで、それ以外にも、たとえば海外に移住しておられる方、あるいは住所が不明な方という方がどうしてもおられます。現実アメリカが収用しておられる人たちの対象の中にもそういう方々がおられるわけでございますので、そういう方々をさがし出して、これと契約をするということにはやはり相当な日時がかかる。また、契約に最後まで応じてくれなかつた人たちがどれぐらいの人数になるか、これはま

だわかりません。これからの交渉によりまして、その範囲がおのずから明らかになってくると思ひますけれども、現在のアメリカが施政権下におきまして取用しておる人たちの数等から判断しますと、やはりある程度、契約に應じない方が出てくるということが予想せられるわけでございまして。そこで、この法律は、本来は、ここでも議論がなされておりましたように、米軍の土地につきましては特別措置法、あるいは自衛隊の土地につきましては土地収用法、こういう本土にあります法令を適用して取得するというのが本来の姿であろうと思ひますけれども、この手続を、アメリカの施政権下におきまして、つまり復帰前に手続をとるということができませんので、これは復帰後にそういう手続をとるということになりますれば、やはりこれも相当な期間が予想せられる、そういうことをいろいろ勘案いたしまして、この基地は、今後の米軍なりあるいは自衛隊の使用、あるいはその他各号に掲げておきますところの公社その他の運営に必要な土地の確保、こういう点を考えますと、やはり相当な期間というものを設定しておきまないと、その期間経過後なおかつ今度はその使用が正当な使用でないという状態が来るということが予想されますので、相当な期間を設けるという面を勘案しましてこの五年というものをきめたわけでございまして。

○斎藤(実)委員 長官、あなたは、いま、外国に行っている地主がたぐさいるのでなかなかわからない、こういうふうに答弁がありましたけれども、琉球政府は現在地主と相当契約をしておるのでしょうか。三万八千人いる地主の中で、外国に行っているのはほんのわずかに多いですか。外国へ行っているという例は私は多くはないと思う。ですから、この地主についてはほとんどがわかっていて、私はこう見てもいいと思うのです。が、どうですか。

○島田(豊)政府委員 現在琉球政府が地主の人たちと基本契約を結んでおるわけでございますので、もちろん、琉球政府におきましては、地主に

つきましては相当把握をいたしておるわけでございます。しかしながら、その中には一部海外移住者なり居所不明者という者がおることも事実でございます。そこで、これは私も最後までそういう地主の方々とこの交渉に臨むわけでございまして、この法律は、できればこれは一つの抜かざる法律といえますか、歯どめの法律といえますか、そういう形で終わることが最も望ましい。やはり最後まで私どもはそういう努力を続けていくつもりでございますけれども、やはりその中にそういう方々がどうしても出てくる。その場合に、これをあまり短期間にきめるということになりますれば、またその期間が終了いたしました時点におきまして同様の問題が起こるといふようなことも考えられますので、やはりそこはある程度の余裕を持った期間というものを設定せざるを得ない、こういうことで五年というものをきめたわけでございまして。

○床次委員 斎藤君に申し上げますが、理事会の申し合わせの時間を非常に超過しておりますし、今後の運営に支障がございしますので、すみやかに結論を出していただきたいと思ひます。十分注意して御発言願ひます。

○斎藤(実)委員 長官、土地の暫定使用期間は、琉球政府建議書もいつているように、もう五年という問題はこれは一時使用の域を越えるものだ。普通六カ月でしょう。講和発効の際の本土の米軍基地に関する一時使用の期間は六カ月だ。あなたも御存じでしょう。ですから、本案では五年という長い期間である、これはまことに問題だ、こう建議書でもはつきりいつているわけでしょう。憲法二十九条の理念にこれは全く反する。この点について私は納得しがたい。いかがですか。

○島田(豊)政府委員 講和発効のときに、御承知のとおり、特別措置法の附則二項におきまして六カ月という期間を設定いたしました。が、これは、それ以前から施政権下におきましてわが国が土地の所有者との間に契約を継続してまいりまして、それが講和発効の事態に及んだわけでござい

ますので、当然地主の方々は十分その実情を把握できた。それから、当時の地主の人数にいたしましても、今度の沖縄の場合は約三倍ぐらいの所有者の数になります。したがって、当時の六カ月ということでは今度の場合を処理していくということには非常な問題があるわけでございまして、これは必ずしも私は前例にならないという感じがいたします。

○斎藤(実)委員 長官の答弁、全く納得できない。長官も御存じのように、行政処分の告知の方法は、通知と告示というのがあるでしょう。通知が原則で、告示は補足的な手段である。これは長官も御存じでしょう。ところが、本法では一方的に告示によって国が強制使用する。ここに問題がある。ですから私は、国民の土地を強制使用できるといふ考え方が問題なんだ。こういった考え方が、わが国の土地法の歴史の中にも、この問題は、いままではなかなか見られなかったですから、適正な手続といふことは、憲法上非常な大きな問題として国民を保護しているわけでしょう。これを政府府みずから踏みこんでいるというふうに私は指摘をしたいのですが、いかがですか。

○島田(豊)政府委員 一定の法律関係なり、あるいは事実行為を一般の人たちに周知する方法としては、御指摘のように、通知あるいはその他の方法がございしますが、実は今度今回の法案で告示を事前に行ないまして、それにこの法律の使用権に関する効力というものをかかわらしましたのは、先ほど、地主その他の関係人につきまして琉球政府自体は相当把握しているとおっしゃいましたが、これは必ずしも十分ではございません。したがって、各人に対する通知というものをこの使用権設定の効力にかかわらしめるということになりますれば、そこにやはり問題があります。むしろ、これは画一的に、しかも確実に周知をする方法としては告示が適当であらうということ、

事前に告示をすることにしたわけでございまして、そして、これは国の処分でございますので、やはりそれに対する不服申し立てなり、あるいは

訴訟を提起できる、こういうことを可能ならしめまして、地主の方々の権利保障を十分にしよう、こういうことでございまして。また、この使用権の取得をいたしました土地等につきましては、当然それに必要な、通常生ずべき損失を補償するということにもなっておりますし、その損失の補償の額につきましては、両者間で十分協議をいたしていく、こういうことでございまして、この法律が沖縄の復帰という非常に特殊な事態に対処するための一つのやむを得ざる措置として考えますれば、そういう手続面においては、やはりこの程度のものでやむを得ないのではなからうか、かように感じておるわけでございまして。

○斎藤(実)委員 いまの答弁で、使用もできません、あるいは通知もいたしません、告示については不服の申し立てもできません、あなたはいまこういう答弁をされました。なるほど、この告示については、沖縄で告示をするのじゃないでしょう。もう一つは、通知といつても、使用開始後の事後通知じゃないですか。それから、不服の申し立てもできませんとあなたは言いましたけれども、復帰以前では、沖縄現地ではどうするのですか、不服の申し立てができますか。こういう使用手続に私は問題があるといふ言っているのです。こういうことについては私は納得できません。総理、いかがですか。

○高辻政府委員 ただいままでの御説明にも出ておりますが、一般的な場合に、つまり新規に人の土地を取りまして、そしてそれを公用、公共用に供しようという場合については、いま御指摘のようないろいろな手段が要るわけでありまして、土地収用法等は実はその手続を定めておるわけであり、それにしまして、土地収用法には、やはり公共的な緊急必要性がある場合にはそういう手続を省く道も現に土地収用法には出ておりますが、それはともかくといたしまして、この法律案のねらいは、いま申したような一般的な場合とはまるきり違つておるわけでございまして、復帰時に公用、公共用の目的に供されている土地が、復帰後引き続き同

様の目的に供されないことになる、公共の利益に著しい支障を及ぼすおそれがあることになるので、何とかしてこれらの土地などを復帰時に降もて、何となくこれらの土地などを復帰時に降もて、公共の利益に著しい支障を及ぼすおそれがないようにしようというのが前提にあるわけです。それには、むろん、布令二十号等による使用権限はこの新たな復帰ということによってなくなりませんので、使用者がその土地等の使用について、正当な権限を取得する必要があることになるのは当然であります。したがって、それにつきましては、本土における場合と全く同様に、手段を尽くして所有者等と極力折衝を重ね、使用権限を取得するようにしなければならぬのでありますが、先ほど来説明がありましたような事情によつて、その権限を取得するまでの間に万一復帰の事期が到来することになりますと、さつき申し上げた土地等が供用されてきた公用、公共用の目的に供されることのできなくなる。となると、公共の利益に著しい支障を及ぼすおそれがあることになりますので、やむなく暫定的な期間を限りましてこれを使用することができるとしておこうというものであるります。したがって、一般的な場合について言われますことと、この場合についてはまたこの場合に相応するお考えをいただかなければならぬといふふうに考えるわけであります。

○斎藤(実)委員 時間も参りましたので、最後に総理にお尋ねをいたします。

総理も御存じのように、沖繩復帰については、総理も、沖繩県民の立場に立ってこれからの作業を進めていくという答弁がたびたびございました。今回のこの公用地法案については、沖繩県民あるいは関係者、学者等、多くの疑惑と疑問を持っておるわけです。ですから、この強制収用法案に対しては、この際、政府においても撤回されるべきではないか、このように私どもは考えておるわけです。これについて佐藤総理の御所見を承っておきたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣 公用地暫定使用法案は、ずいぶん長く論議されました。そうしてこれがいわゆる強権発動の法案、それを目的にしておるものではなくて、どこまでも話し合ひで公用地を借地権を設定する、こういうことを本体としているのだ、そしてやむを得ない場合があるからという、いわゆる最後のとりでにこの法案が活用されるのだ、かように私は理解いたしております。したがって、ただいままでの論議で、皆さま方にもよくわれわれの考えておるその趣旨は徹底しておる、かように私は考えますので、これがいいかにも強権発動、それだけなんだ、かようにきめ込まないで、ただいま申し上げるように、本来が話し合ひで定めることが主である、その点を十分御理解いただければ、御理解も納得もいくのではないだろうか、そうどこまでも反対、こう言わないで、そこらも御考慮願いたい、よろしくお願いいたします。

○斎藤(実)委員　総理も御存じのように、沖縄問題は、この基地問題がどこから見てもこれは大きな問題です。ですから、私も先日沖縄の公聴会に行つてまいりましたし、八日の東京、大阪の公聴会の話を伺つて、沖縄県民にとつては、基地というものは重大な関心を持つておる。本委員会でもたびたび、基地の縮小については、外務当局にどうするか検討を命じているという総理の答弁がございました。国会での決議もございましたし、この基地の縮小について前向きに努力をするという佐藤総理の決意は、私はわかります。ですけれども、じゃ具体的にどういう縮小、具体的にどこへ縮小の目標を置くのか、そういったプラン、目標というものが設定されなければ、それは何にもならない。一体どういう縮小するための目標を総理は置いておられるのか、この点について総理の御所見を承りたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣 これもいろいろいいますですに話されたところでございます。いわゆる特殊部隊という、そういう名前がついている部隊、それが今後も引き続いて存置する、そういう状態が

あるのかどうか、さらにまた、いろいろの特殊な演習地帯、さようなものも考えられておる、こういうものも整理されるべき筋のものではないか、あるいはまた、具体的に申しまして、レクリエーションの場、それなども相当ある、これなどもっと整理されてしかるべきではないか。つい二、三年前に本土におきましても基地の総点検をやられた、そうしてその総点検が実を結んで、ついせんだって横浜地区なども整理された、こういうような経験もございますので、私は、これらの本土における経験も生かして、これからいわゆる沖繩の基地の整理統合等とも積極的に取り組むべきだ、かように思います。ことに本会議におきましてもこれについての決議がある。この決議の趣旨を尊重すること、これは私も厳肅に政府の所信をお答えしたばかりでありますから、ただいま申し上げる点について、これから粗漏がない、また違背のないように努力するつもりでございます。

○斎藤(実)委員　以上で終わります。

○床次委員長 関連質疑の申し出があります。これを許します。正木良明君。

関連質疑でありますので、簡潔にお願いいたします。

○正木委員　非常に自由闊達に齋藤君がやってくれましたので、私は非常に取り急いでやらせていただきますが、いまのA表の読み名ですね。これは外務大臣が、アメリカじゃ日本のことをジャパンと言うし、日本ではニホンと言っているのだという例を引かれたわけですが、これは私は全く違う話だと思ふのです。ジャパンということは、これはもう国際的に認め合った公称でありまして、やはり英語で書かれた地図の中にはジャパンと書かれていますのです。しかし、ローマ字で書かれた地図の中に、この波平をハンザと書いたり、平良川をデラ川だと言ったり、瑞慶覧をスケランなんて書いてないのです。ちゃんと正確にナミヒラ、タイラ川、ズケランというふうにローマ字が書かれているのです。したがって、これは固有名詞として認め合われたものであって、明らかに私はこれ

は外務省が、この覚書を署名いたしますときに確  
認をしなかったのであらうというふうに思うわけ  
です。なぜかならば、もしこのことに十分気がつ  
いておつて、そこでアメリカ側の注意を喚起し  
て、どうして統一した固有名詞にできないのかと  
いうことを話し合つたのならば、ああいふ答弁は  
出てこないわけです。今後日米合同委員会におい  
て強力に交渉をして、外務大臣のおことばで言う  
と、強力に談判をしてできるだけ統一するようにな  
しますというような答えは出てこないわけであつ  
て、それは何にもしてなかつたということ、これ  
は大きなミスであると思うのです。これに答弁を  
いただいたいておりますと、私は話がなかなかまた尽  
きないことになつてしまふであらうと思います。  
実は私は、このこと一つだつたつて、やはりやり  
直したほうがいいとは思つておるわけでありませ  
けれども、この点については、日米合同委員会に  
おいて強力に談判をするという外務大臣のおこと  
ばでありますから、まあこれはあなたの署名では  
なくて、前の愛知大臣の署名ではありますけれど  
も、このことは、公文書でありますから、統一す  
べきものであると私は確信をいたしておりますの  
で、そのことは強く要請をいたしておきます。

そこで、ずっとこの審議を通じていろいろやりとりを聞いておきますと、やはり何といつても一番根本的な問題は、沖繩が今後、将来アジアの緊張緩和に役立っていく沖繩になっていくのか、従来どおり、きわめて強い、またきわめて高いアメリカの極東戦略の軍事的価値を認めた沖繩であるのかということなんです。ことばの上では、佐藤総理は、もう何べんも何べんも繰り返して、特殊部隊や核がなくなるのだから、緊張緩和に役に立つのだというふうにおっしゃっておりますけれども、しかし、アメリカの考えておる沖繩の軍事的価値というものは決してそこなわれるものではないし、それは日米共同声明の中に、いわゆる一九六九年の佐藤・ニクソン共同声明の中にも明らかに述べられておきますし、同時にまた、その背景説明等におきまして、またサイミントンの

知っております。

○正木委員　それでは、これは調べて答えてください。

そこで、こうなりますと、この間、十一月十一

日の沖繩協定委員会で、福田外務大臣が、一九五一年二月一日の国連総会で、中華人民共和国を侵略者であるという決議がなされたものについて、この決議は事実上消滅したものと考えてよろしいというふうにおっしゃったわけですが、これは、中国が国連に復帰をしたから消滅したというふうにお考えになったのか、それともまた、ある一定期間が置かれると自然に消滅するというふうにお考えになって、この効力がなくなったというふうにおっしゃったのか、その根拠をおっしゃっていただきたいと思ひます。

○福田外務大臣 国連は平和愛好国家の集団でございます。その国連に中国が参加をする、こういうことになりました以上、中国が侵略者であるというふうにきめた国連の決議は、中国に関する限りにおきましては、もうこれは死滅したも同然である、こういうふうにお考えられる。時間がたったから死滅したんだ、こういうのじゃありません。

○床次委員長 正木君に申し上げます。

理事の協議による関連質疑でありますから、簡単にお願いいたします。結論を急いでください。

○正木委員 すみません。できるだけ急ぎます。

それで、そうなりますと、朝鮮に対する侵略者決議というものもあるのです。先ほど私が質問いたしましたように、来年おそらく朝鮮問題が大きく国連で取り上げられるであろう。私は、朝鮮の緊張というものを緩和するためには、やはり国連でこの問題が討議される、そして平和的に解決されるということが望ましい、このことは先ほど申し上げたとおります。そうすると、おそらく来年の国連総会に朝鮮問題が討議されるというときに、いわゆる南北朝鮮それぞれオブザーバーとして代表が招請されるということも考えられないことではないのです。もし南北朝鮮それぞれに国連が招請をして、この朝鮮の統一、平和的統一のために国連の場において議論をするというときに、日本は賛成しますか。

○福田外務大臣 南北朝鮮問題が国連で来年の秋は議論の対象になる、そういうふうに私は考えます。しかし、その議論に臨みましてわが国がどういう態度をとるか、これはまあわが国は韓国との間に日韓条約を結んでおる、そういう関係もありまして、これは慎重に検討しなければならぬ問題だらうと思ひます。したがって、まだ間がある、まあ一年近くの間があるから、その間に、こういうケースあるいはケース、そういうケース、ケースに対してどういうふうに対処するか、これは十分検討してみたい、そういうふうにお考えをしておりますので、ただいまケース・バイ・ケースのそういう問題についてお答えをすることは差し控えていただきたいと思います。

○正木委員 私はきわめて具体的な問題を取り上げてあなたに御質問申し上げたわけなんです、もしかりに朝鮮問題が、しかも南北朝鮮の平和的統一という問題が国連の議題となつて、そうしてそのために、もちろん、これは加盟国ではございませんので、オブザーバーとして南北朝鮮のそれぞれの代表を国連に招請するというときに、韓国だけは呼んでもよろしいが、北朝鮮のほうは呼ばないほうがよろしいんじゃないかという態度を日本がおとりになるということは、私はきわめてこれは問題があると思うのです。これはもう、慎重な態度をおとりになるというよりも、私は、そういう意味においては、それを朝鮮の安全のために、朝鮮半島の平和のために、また日本の周辺の緊張緩和のために、むしろ積極的に推進するぐらゐの気持ちがあればならないのではないかと思うのです。それで、それでもやはり慎重に、むしろその方向で慎重にお考えになるわけでございますか。

○福田外務大臣 私のいま頭の中にあることは、緊張の緩和ということ。緊張の緩和ということとを基本といたしまして、ケース・バイ・ケースに対応する姿勢をきめていきたい。それを十分時間をかけてひとつ固めたい、こういうことを申し上げておるわけです。

○正木委員 またこれを問答しておりますとずいぶん長くなりますが、きわめて抽象的な質問をして、具体的な問題が出てきたときにはケース・バイ・ケースで考えますということ、論理としては成り立つかも知れませんが、私はきわめて具体的な問題を提起しておるのに、それをケース・バイ・ケースで考えます。私はケースを提供したわけでありまして、それは考えてもらわなければならぬと私は思うのです。ただ、それは即答できないというのならいいしかたありません。これはまた次へ議論を移さなければならぬと思ひますが、さて私はどう考えまして、韓国との間に条約があるから、韓国だけをオブザーバーとして呼ぶという従来の方式のみにこだわつて、そうして北朝鮮の代表をオブザーバーとして呼んで、そうして南北の平和的統一のために話し合うというチャンスを選ばしてしまふ。また今度の中国の国連復帰のときのように手おくれになるような、また世界にさまざまな姿を示すような外交を示されたいことは、私はとめて避けていっていただかなければならぬと思ひます。そういう意味からいって、おそらくそういう方向に進んでいかれるでありませんか。そのときには、佐藤総理は総理でいらつしやるかどうかはわかりませんが、いづれにいたしまして、その政府の方針といふものは踏襲されていくでありませんか、そのときにあたつて、私は南北朝鮮のそれぞれがオブザーバーとして招請されることは必至の勢いであらうと思ひます。そうなつてまいりますと、この侵略者決議、ないしは先ほど条約局長が答へました一九四八年十二月十二日の第三回国連総会における、いわゆる韓国を正統政府と認めるというふうな決議も、これは自然消滅をせざるを得ないのではないかと、いふふうにお考えのわけですか。これはあくまでも仮定の問題になりますけれども、かりに南北朝鮮それぞれにオブザーバーとして国連に招請されるという場合が起こつたときに、これらの決議はどうなるか、この点も、一応われわれが将来を見通すという意味でお答えをいただきたいと思ひます。

○井川政府委員 総会の決議というものは、それが何らかの措置がとられない限り、一回できたものは有効であるというのが国際連合の通念だそうでございますが、私、ただいまちょっと調べてみましたところによりますと、これは総会決議は朝鮮問題ではなかつたわけでございます。去年、七〇年ので六九年の決議を引用して、六九年で六八年、六八年で六七年、六七年で六六年、六六年で六五年の決議を再確認しております。そして六五年までさかのぼりますと、一九四八年十二月十二日の総会決議百九十五号、その他一ぱい決議が書いてはありますが、それを再確認しと書いてございまして、まず国際連合ではこの百九十五号は一ぺんも取り消されたり何かしてありません上、毎年毎年総会決議をもって再確認して、そのつながら、もとにまいりますとはつきりいたしておりますのが六五年の総会決議でございます。

○正木委員 それで、累年その決議をいたしておりますが、その決議に日本は共同提案国になっておりますね。

○井川政府委員 私の記憶が違ひませんでしたが、一九六六年から共同提案国になっております。

○正木委員 これも避けるべきだと思います。外務大臣、どうでしょうか、今後もしそういうことがあり得るとするならば。

○福田外務大臣 要するに、朝鮮半島における問題の処理につきましては、これから時間をかけて検討したい、こういうふうにお考えおるのです。その際の基本方針は、朝鮮半島における緊張緩和というところに主たる眼点を置いて対処していきたい、こういうことでございます。

○正木委員 なぜ私がそういうことを申し上げるかといふことは、この朝鮮の独立問題ということについて、朝鮮委員会というものをつくつていますね。朝鮮委員会というのをこの決議の中でつくります。このメンバーの中に、オーストラリア、中国、エルサルバドル、フランス、インド、フィリピン、シリア、後にシリアがかわりましてトルコにかわつたり何かいたしますが、いづれに

しても一貫して中国が入っています、この朝鮮委員会の中に。当時の中国というのは中華民国です。ところが、本年中華民国は国連から追放されまして、中華人民共和国が中国の唯一の正統政府として国連に復帰をいたしましたね。そうすると、この朝鮮委員会の構成メンバーの中国というのは、中華人民共和国にかかわるを得ないです。このときに中華人民共和国が韓国を正統政府と認めるような、朝鮮における正統政府というのは韓国だということな国連の決議を認め、同時にまたそれを執行していく朝鮮委員会のメンバーになると思いませんか。

○井川政府委員 朝鮮委員会、確かに、四八年の十二月十二日、先ほどの御引用の百九十五号にございます。それで、オーストラリア、中華民国、エルサルバドル、フランス、インド、フィリピン及びシリアで構成する朝鮮委員会というものがございいます。ただ、朝鮮事変が起こりましてからは、UNCURK、国際連合朝鮮統一復興委員会というものができまして、おもにこれのほうが仕事をしていますと私は記憶をいたしております。

○正木委員 そのメンバーは……

○井川政府委員 UNCURKのほうは、豪州、チリ、オランダ、パキスタン、フィリピン、タイ及びトルコでございます。

○正木委員 いずれにいたしましても、中国が安全保障理事会の常任理事国として非常に重要な地位を占めておられるわけであって、そういうことから考えてまいりますと、朝鮮問題というのは当然議題になるし、また、朝鮮問題の方向というものは、日本が考えているような方向にいくかどうかばかりではありません。むしろ、外務大臣がおっしゃったように、朝鮮半島における緊張緩和という方向に従って、やはりこれを前向きに考えていかなければならぬときがもう来ているというふうに考えます。これを、まだ来年の秋のことだから、ゆっくりにやっていきたいと思いますという考え方はなしに、これはやはり真剣に討議をされていかなければなりません。そうすると、当然片方だけを、しか

も、民族自決の原則というものを無視して、いわゆる米ソ二大国が政治的に分割してしまった朝鮮半島の二つの国、これをどちらを正統政府と認めるかということも、きわめて重要な課題になってくるであらうでしょう。そうすると、この決議というものも、おそらく取り消し決議ないしは自然消滅というふうな——自然消滅はよく考えられないうちの思ひますけれども、取り消し決議あたりが行なわれるか、また全く新しい決議が行なわれて、これが自然消滅の形をとらざるを得ないのではないかと——というふうな考えられるわけです。そういう答えを聞きたいわけですから、申し上げてまいりますと時間がたちますので、申し上げてまいります消滅の形をとるということになってまいります。日韓条約にも大きな影響が出てくるわけですから、日韓条約の前文にはこのことが書かれておるわけでありまして、この決議が廃棄されるというふうなことになるかと、日韓条約のよって立つところの基礎というものもくずれてまいります。これは念のために読んでみます。日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約、これは四十年十二月十八日に締結されました。この中の前文の中でこういふふうに言っています。「千九百五

十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の規定及び千九百四十八年十二月十二日に国際連合総会で採択された決議第百九十五号(Ⅱ)を想起し、この基本関係に関する条約を締結することに決定し、」云々というところが入っております。したがって、この決議がもし廃棄される、また私は廃棄されることが必至の情勢であるし、そういうふうにならざるを得ないと思ふのでありますが、そうすると、この日韓基本条約の前提というものもある程度くずれてくるのではないかと、どうなるかと、これは専門家として、どうなりますか。

○井川政府委員 答弁が一步ずつおくられておりまして、申しわけございません。先ほどの国際連合朝鮮委員会は、私が申し上げ

ました国際連合朝鮮統一復興委員会ができましたときに、それが五〇年十月七日の決議でできたわけでございますけれども、その中に、先ほど申し上げましたように、オーストラリア、チリ、オランダ、パキスタン、フィリピン、タイ国、トルコで構成し、国際連合朝鮮統一復興委員会と称する委員会を設置し、現国際連合朝鮮委員会が従来から行なってきた任務を引き継ぎと書いてございまして、その中で、いわゆる朝鮮委員会はこれにならなうておるわけで、現在はUNCURKしかないわけでございます。

次に、日本国と大韓民国との基本関係に関する条約でございます。仰せのとおり、このようなものである。大韓民国政府がこの決議を想起して、この基本条約を締結すると書いてございまして、まさしくこの当時におきまして、日本国と大韓民国との間に条約を結びますときに、われわれ

といたしましては、その当時においてこのようなものである、国際連合がそのようなものであるとして認めたという認識のもとにこの条約をつくったわけでございます。そしてこの条約は、これによりまして外交関係が設立されるとき、協定の効力がどうなるかと、そういうふうにしてあるわけでございます。その当時の認識のもとに、その当時の条件のもとにこの条約をつくったわけでございます。そして、そのことが、この決議がかりに万一その後取り消されるとき、この決議がかりに万一その後の条約の効力云々というものは全く関係がないものと考えるわけでございます。

○床次委員長 正木君に申し上げますが、関連質疑でありますので、簡潔に。

○正木委員 これで最後にいたします。申し上げたいことはたくさんあるわけですが、何べんも委員長からお声がかかっておりますので、私これでやめますが、いずれにしましても、先ほど外務大臣がおっしゃった朝鮮の緊張緩和のために、それはいわゆるわが国の安全と平和というところに重大な影響があるがゆえに、このことについて前向きに考えていきたいし、対処していきたい

たいというおこぼれを再確認し、同時にまた、総理大臣からそのことについてのお考えを重ねてお聞きをして終わりたいと思ひます。

○福田外務大臣 これから朝鮮半島をめぐるいろいろな法律関係、なかなかうるさい議論と、非常に重要な段階に入ってくる、こういうふうな思いをします。そのきつかけはまあ来年の国際連合の総会に十分わが国の姿勢というものを検討しておきたい、かように考えますが、重ねて申し上げますが、わが国がこれに臨む態度、これはあくまでも緊張緩和ということであることとさせていただきます。

○佐藤内閣総理大臣 ただいまの外務大臣と同じ意見でございます。

○床次委員長 次に、大原亨君、松浦利尚君、上原康助君から補足質疑の申し出があります。順次これを許します。大原亨君。

○大原委員 昨日の社会労働委員会との連合審査におきまして、沖繩の内政問題の中では一番おくられておる部分である社会保障、社会福祉、特に国民健康保険や、あるいは被用者を対象とする健康保険等の移行措置につきまして質問をいたしておったのであります。私が取り上げました点は、沖繩の復帰に伴う特別措置法に関する法律案の第百五十六條に關係いたしまして、政令に委任をいたしました法律があるわけでありまして、この百五十六條は、これは法律をもって政令に委任をするところの限界を越えておる違法かつ違憲の疑いのある措置である、こういう点を結論的に指摘をいたしまして議論を重ねました。昨日の論点を政府側で整理をいたしまして、今朝の理事会において、問題点につきまして示されたわけでありました。

私どもは基本的な問題については議論を進めます。その議論を通じて、時間をかけたとか、あるいは多数決であるとか、そういうような形式上の問題ではなしに、論議を通じて真実を明らかにする、主権者の選択を可能ならしめる、私が申し上げるような法律論の問題についてはともかくとし

て、政策上の問題については一致点を追求する、こういう措置を重ねることは、われわれの審議においてきわめて大切な点であると思ひます。したがって、今朝の理事会の決定に基づきまして、私はあらためて問題となる点について、関係各省との間において論点を整理いたしまして、ここに集約的な質問をいたすわけであります。この議論を通じて、もちろん一致点も若干出てまいりましたが、基本的な問題、申し上げたような問題については、不一致点が歴然としてあるわけでありす。

そこで、私は逐次質問をいたしてまいります。第一番は、国民健康保険の暫定措置に関する特別措置に関する問題であります。沖縄の国保について、この問題に対して総務長官は一体どういうお考えをまとめられたか、ひとつ明らかにしてもらいたいと思ひます。

○山中国務大臣 沖縄の国保については、行政府の首脳からも立法院の人たちからも相談があり、意見を求められたことがあるので、これに対しては、琉球政府と市町村のいづれを原則とするかはともかくとして、国保が実施できる市町村は市町村で、実施できない市町村住民については政府管、復帰後は県管で行なうこととしたらどうかとの助言を与えております。

去る九月末日、立法院で修正可決された法案は、主席の署名拒否により廃案となったが、現在なお現地関係者は努力を続け、現地の実情に即した制度が考えられつつあるようでありす。政府としては、こうした努力が実り、現地の実情に即した制度が復帰前にできた場合には、将来は本土並みの市町村に移行するという基本的態度は堅持しつつも、それに至る経過的、過渡的期間は、沖縄の制度を尊重してまいりたいと考えている次第であります。法案作成時においても、また現在においても、いまだ現地の制度ができておりませんので、やむを得ずそのような過渡的な特別措置を、特別措置法案第五十六条の政令で措置することとしようとするものであります。

○大原委員 ただいま具体的に、私のことばで言わねば、いわゆる山中試案によるあつせんというものが提示をされて、関係者で議論をされておるようでありす。この中身を見てみますと、私は二つの点で問題があると思ひます。これは昨日来私が申し上げているように、百五十六条による法律事項を政令に委任をする措置は、あまりにも包括的であり抽象的である。本土の国民健康保険法は、その経営責任を、第一線の自治体であるところの市町村に持たして、県は指導的な立場にあるわけでありす。監督的な立場にあるわけでありす。それを、経過措置、暫定措置といたしまして、沖縄には市町村は五十四ありすが、実際には、国民健康保険を経営する財的その他の力がない。今日まで、本土は皆保険ですけれども、沖縄では国民健康保険がない状況が放置されておったわけですから、医療機関が整備されてないという点等をもあわせ考えて、当然のことです。いま本土のとおりを実施するならば、二、三件しか国民健康保険が実施されない。したがって、県が握つてやろうということになります。

そういう点で、暫定措置で国民健康保険法という本法を変えるのでありますから、法律の特別をつくる際には、法律をもつて改正をしなればならぬ、特例措置をつくらなければならぬ、例外措置をつくる。であるのに、政令をもつて特例措置をするというふうなことは、しかも、百五十六条は、資料として提示を受けておりますが、非常にたくさん政令の問題を一括的に規定をいたしておいて、非常に抽象的で包括的である。このことは、明らかに国会の立法権、国会は、憲法四十一条いうところの最高の、唯一の立法機関である。そういう精神からいっても、立法権を侵害する行政措置である。そのことは、学者の通説として一般化しておる主張であるにもかかわらず、きわめてずさんな法律がこへ出ておるという点については、依然として疑義が残るわけでありす。

もう一つの問題点は、実態的な問題ですが、昨

日来申し上げているように、なぜ沖縄において市町村長と主席が意見が一致しないか、立法院があるのに大混乱状況におちいつておるか、こういうことの一の中心は、国民健康保険を市町村が経営する際に、交付金や調整交付金等を出して特別の措置をとる、あるいは一般的財政措置をとるにいたしたとしても、事務費を負担するにいたしたとしても、たとえば、保険料は払うけれども医者がいないではないか。お医者さんを雇おうといたしますと、琉球のいまの中央病院の院長にいたしまして、主席と同じような本俸を給与しながら、その倍の特別手当を出してもなお来ないという状況である。沖縄は、本土全体からいいうならば僻地の中のさらに僻地であつて、長い間基地の犠牲において差別を受けたところですから、そういうことが累積をいたしておるわけです。ですから、お医者さんを一人雇おうとすると、市町村単位の診療機関であれば、ここに赴任をいたしますと固定しなければならぬ、そういうことで、一カ月五十万円出して六十万円出して医師は得られない。一カ年で数百万円の金を、医師を入れるためには、独自の財政を負担しなければならぬ。

こういうこと等で、国民健康保険を経営すれば医療機関の不足を追及されるから、みな能力がないから逃げる。こういうことが私は一つは大きな原因であると思ひます。したがって、法律論の問題は一応これは主張点として最後に回すとして、実態論といたしまして、皆保険の必要の制度に見合うような、供給の制度を改善する措置をこの復帰に伴うでとらなければ、これは絵にかかれたものであるだけではない、保険料だけを負担して医療のサービスがないというふうな、そういう二重の差別を強制することになる。

そこで、昨日来も議論をし、けさほかからも政府側と議論をいたしました。具体的な問題を先に私はお尋ねをしながら、結論的な問題を議論をいたしたいと思ひます。

したがって、第二問は、沖縄は、これは具体的な問題ですが、いままでの医療保険、被用者の保

険は、一本にしておりました。大体四割余りの人が保険の対象でしたが、この医療保険の余裕金が約八十億円あるわけでありす。これは国に引き継ぐつもりであるかどうか。これはあとの実態論に關係が深いからこの点について端的なお答えをいたしたいと思ひます。

○山中国務大臣 実際上に八十八億三千九百万円ほどあると思ひます。この理由は、ただいま大原委員の指摘されるような理由が重なつておるわけでありす。さらに、現行制度が精算払いであるというふうなことも等からも、こういう医療を求めているにもかかわらず、余裕金という形で、一見奇妙でありますけれどもそういう黒字が出ておるということについて、沖縄の医療機関の半面の実態を物語るものであると思ひます。したがって、この金は本土のほうに引き継ぐべきものでなくて、琉球政府の要望どおり、国には引き継がないで、沖縄の意思によつて医療機関の整備その他被保険者等の福祉の向上に活用できるように措置したいと思ひます。

○大原委員 第三問ですが、いまの御答弁にはなお足りない点があるわけでありす。というのには、お話しのような点も一部あり、あるいは本人が七割給付で、家族が七割の給付であつた、こういう問題や保険料の問題、保険料は千分の三十ですから、本土の千分の七十に比較したしまして約半分です。そういう事情もありましたが、医療機関がない、そういうこともございまして、療養費払い等の問題もあつて黒字が出ております。この積み立て金は、私の知るところによりまして、保険で出た余裕金を琉球政府の資金運用部へ投入いたしまして、一般財源へ出しておるわけでありす。一般財源へ使つておるわけでありす。そういう点で、ここに復帰に伴う措置といたしまして、八十億円の余裕金という現金がないわけですから、一般財政で使つておるわけですから、そこで、大蔵省が予算を査定する状況いかんによりまして、この八十億円は金額としては残つてゐる、けれども実際には使われない、焦げついて



きない立地条件にあることは、たびたび申し上げてまいりました。いま言われた御意見というものは、私自身も非常に傾聴に値すると思っておりますので、今後研究させていただきます。

○大原委員 傾聴に値するから研究するというだけでは、もう少し前向きでない、積極的でない。あなたのいままでの答弁等から推して、非常に消極的である。あなたが普通の大臣であつたらそれでいいけれども、あなたがそんなことを言え、あとで申し上げるけれども、これは前向きな議論を通じて政策の一致を求めるということから言つと、非常に足りない。いかがですか、もう少し積極的な御意見を出したらどうですか。

○山田国務大臣 沖縄にはいまのあなたの御意見のような仕組みも一部あるわけですね。たとえば、本土ではちょっと考えられないのですけれども、中部病院でハワイ大学の先生が来て、そこでインターンをやっておりますね。そういうことなか、向こうの事情が許せば、復帰後も、月に千ドルという給料でございませうけれども、こういうものは沖縄においてはやはり考えていかなければならぬ制度ではないかという気持ちもしております。したがって、あなたの言われたことのうちの幾つかは、いま沖縄において試行錯誤——と言つてはおかしいのですけれども、現実やむを得ず迫られて行なわれておることであるし、医学部がないのに国立大学の付属病院が完成しようとしておる。しかたがないから、保健学部の付属病院ということ、実際上は地域医療の中心にもなるような性格を与えようとしておる。こういうような現実がありますから、そこで、沖縄については硬直した考え方でない医療行政というものを展開していかなくちやならぬなということ、感心して聞いていたということにいたします。

○床次委員長 大原君に申し上げますが、だいぶ時間が経過いたしましたので、簡潔に結論を……。

○大原委員 これは、しかし、私はまとめてやつておるのだから、あなた、そんなこと言っちゃいかぬ。

○床次委員長 これは元来申し合わせの補足質疑でありますので……。

○大原委員 委員長には刃向かわぬことにいたします。保健学部の拡大にあるというのは、非常にいい制度です。これは沖縄の事情から強化していかなければならぬ。私が申し上げたことに對しまして答弁がありました。これは厚生大臣が専門ですから、厚生大臣、それから自治大臣、文部大臣も簡単にひとつ御見解を……。

○斎藤國務大臣 ただいまの大原委員の御意見は、私も全く同意見で、私のかねての持論でございます。したがって、大学の医学部設置につきましては、そういう方向で文部大臣とも話を進めつつあるわけでございます。御了承いただきましたと思います。

○高見國務大臣 大原先生のいまの御提案、私も同じ気持ちでおるのではありません。ただいま厚生大臣が御答弁なさいましたが、私は、医科大学の付属病院で教育病院としての基礎病院というものはやはり必要だろふと思つておる。けれども、その他の臨床はなるべく幅広くやるという意味におきまして、公的な病院を関連病院として使っていくという考え方が——これは沖縄だけの問題じゃございません。本土におきまして、これからの医学教育の一つの行き方ではないだろうか。いまその問題を真剣に考えておるところでございます。

○渡邊國務大臣 沖縄で医師不足をはじめ医療機関が非常に少ないというところは、大原委員御指摘のとおりでございます。それを解消する方途として、いま具体的な問題を提起されましたが、その問題の提起については、主管大臣である文部大臣並びに厚生大臣から述べられました。それらの事業を行なうにつきては必要とする地方自治体の負担金につきましては、十分配慮をしていきたいと思つております。

○大原委員 大蔵大臣、来年度に調査費を計上しておるわけですか。そうすると四十八年度からやることになるわけですか。しかし、四十八年度からで

も確実に予算措置をしてやりますと、医学部の周辺には、教授とか専門家とか、あるいは医者の卵とか、そういうものが集まりやすいわけですか。それから、この問題は、私どもが現地を調査し、政府にいろいろ聞いてみますと、非常にむずかしい、条件の整わぬ問題ですが、条件を整えればできるのですから、予算上の措置もそういう積極的なあなたはおやりになつてもらいたいと思つておる。一つの例を申し上げましたが、全体をひくるめて、あなたはいろいろお考えを持っておられるか、お尋ねいたします。

○水田國務大臣 医学部の問題だけでなく、全体ですか。

○大原委員 それも含めて……。

○水田國務大臣 全体は、御承知のとおり、各省庁の概算要求、これを省ごとに説明を聞いて査定作業が、いま進んでおるところでございますので、いま国会で御審議を願つておる法案に關した必要経費と、それから本土に円満に復帰できるためのいろいろな措置に伴う経費、これは支障のないような予算の措置をとりたいという査定方針でございます。進んでおるところであります。

○大原委員 一歩足りないけれども、大体において決意の表明があつたわけですから、先へまいります。漸次終わりのほうに行きますから、あまり心配願ひしないで聞いてください。

第六問は、これは国民健康保険をちよつと離れて、医療保険という被用者保険の問題です。現地には現実に被用者保険があるわけですか。これは七割、七割で、本人七割、家族七割です。しかし、療養費払いその他の特別な制度があるわけですか。診療報酬の点数の問題その他議論したい問題はありますが、これは省いて、保険料が千分の三十、これは総報酬ですから、標準報酬に直すと千分の四十、本土の政管健保にふれられますと——全部がそうじゃないが、中小企業が多いから、ふれられると、千分の七十になるわけですか。医療機関がない、そういうふうなことを考えて、一べんに千分の四十を千分の七十にするということは、これ

は本土並みというそういう精神からいっても、公平の原則からいっても、法律は上げないけれども、段階的な保険料の値上げの措置をとるべきではないか、私はこういうことを考えておるわけですが、これについてはどういふ見解をお持ちですか。これは、総務長官、あなたは何でも知つておるから、総務長官。

○斎藤國務大臣 先日もお答えを申し上げましたように、一応非常な保険料率のアップのように見えますが、同時に保険給付も本土並みに相なりまして、この保険料率と保険給付は大体見合うことになる、かように考えております。しかしながら、御指摘の点もございまして、そしてこの特例が非常に不利になるようなことのないように措置をいたしたいということを申し添えておきたいと存じます。

○大原委員 いやいよいよ最後の二問になります。第七問は、これはいままで議論いたしました問題です。国民健康保険の経営主体について特例措置、県ができるようにする特例措置を講ずることは、これは政令に委任できるというこの限界を越える違法かつ違憲の疑いのある問題は、最初申し上げたように、依然として説明をされない。こまかな議論は省きますが、少なくとも本土の国民健康保険法を改正をして、そして市町村だけでなしに、場合によつたら経営を県に委譲もできるんだという法律をつくるのが一つです。百五十六条によつて政令に委任をする場合は、これはその具体的な条章を示して、あるいは事案の内容を示してそうして委任をしなければならぬ。暫定措置だといつても、いまの答弁のように、医療供給機関を整備するために十年計画でもまだできないかもしれない。しかし、これを追及しなければならぬ。それができない限りは、市町村長は本土並みに経営主体になることはできない、それは拒否する、こういう事態は続くだろう。だから、暫定措置だといつても、これは半永久的な措置であるというところであるならば、国民健康保険法の本法を

暫定措置、特例法で変える際に、具体的な委任事項をやらないで、そして包括的にこのような抽象的な法律案をもって委任するということは、違法、違憲の疑義が解明されない。したがって、私が申し上げましたことについて、政府の見解を聞かせてもらいたい。

○山中国務大臣 これが健康保険の特例をずっとやっていくんだということであり、これはやはり憲法九十五条の住民投票等の問題も必要とされる一つの地方公共団体のみに施行される制度になると思うのです。しかし、沖縄の現状を、実際に各島嶼から成り立つ五十四の町村というものをみると、出発できる市町村はごくわずかであるということを考えますと、やはり沖縄の人たちに、今日まで健康保険が施行できなかったに苦しみでられる方々に、早く医療保険の恩恵を享受せしめてあげなければいけない、これが願いでございますから、いまこれをどう書くかという問題で、琉球政府のほうで——立法の府で案が一つできた、しかし署名拒否をしてつぶれたというようなことで、全然これが復帰までなされないとするならば、これは本土法そのものがかぶらざるを得ません。しかし、復帰までいままのところは立法院並びに行政府において一致点を見出すべく努力をしておられるようであり、この努力に沿って私たちが政令で手当てをすることは、これは沖縄の保険者、住民からいえば好ましいことであって、決して悪いことではない。ただ、法理論的に、これを永続的だと思えば、問題があると私も思います。しかし、やはり本土政府の責任は、沖縄の市町村がすみやかに国保が開設できるようにあらゆる面で努力をすべきことにまずあると思えますので、それらの努力の展開というものをわれわれの責任として受けとめて、したがって、ある程度の期間が過ぎたならば本土並みになってもらうんだということで、いまのところほかに手の打ちようがないということだけは御理解を賜わりたいと思います。

○大原委員 いまの山中長官の御答弁は、これは悪くすると、悪意を持ってとると、目的を達成するために手段は選ばぬ、こういう考え方に通ずるわけですね。方法がないかといえ、国民健康保険の本法を変えないで、できなかつたら特別の法律をつくりなさい、こういう措置はあるではないか。百五十六条にこういう問題点を事項を具体的に列挙しなさい、この事項については政令に委任するというふうにしなさい。こういうことの方

法があるにもかかわらず、私は昨日これを調べてみますと、とんでもない、百五十六条というものがここへ入っている。これはいままでも自衛隊の設置法の改正その他たぐさんの議論をする中で、最近行政府が国会における審議を免れようとする、そのために政令の委任事項をやたらにふやす。日本の憲法は法律中心主義である、国会は唯一の立法機関である、こういう規定がある。その権限を侵して行政権が独走しようとしている。この医療保険の問題は、昨日来幸にして機会があつて議論をしたけれども、もし強行採決でもしたらこの議論はないから、かつてなことをあんたらはやる。議論をしたけれども、そういう議論を通じて中身がやや具体的になった点については私は若干の前進を認めるけれども、しかしながら、だからといって、法律の原則を変えるわけにはいかぬ。総理府から、この特別措置法の百五十六条による政令で措置される事項について、未定稿ではあるけれども、わが党の理事からの要求に基づいてここに資料をいただきました。百五十六条で政令に委任される事項については、美濃委員もここで欠陥を指摘して、けさは正を正したところだ。これを見てみますと、これはあくまでも例示的なものです。例としてあげてあるのです。この政令委任は抽象的な委任であつてはならぬ。立法権の侵害である。国会の監視である。そこで具体的個別的に委任をしなければならぬ。そういうことは昨日来論議しておるし、この問題について、私は、法制局長官といえども一点の疑義はないと思つてゐる。これを見ると、そうい

う例示的であつて、その他というふうなことが残されておつて、何が出てくるかわからぬ。こういう政令に対する委任のしかたの百五十六条は、やはり違法であり、違憲の疑義がある。百歩譲つても、少なくとも委任事項を具体的に列挙する、百五十六条に列挙する。左の事項について、政令に委任することができるといふふうな少な

くともすべき道もあるはずである。きわめてこれはずさんな法律であつて、国会において十分議論をするにたえない問題であると私は思つておる。この問題についてはさらに余す時間もあることですが、この点は昨日来若干の一致点を見出すこともできたけれども、基本的に国会と行政府のあり方の、あるいは憲法の、政治の基本的な姿勢に関する問題として、これは私は簡単に納得できない問題である。もしこの問題についてはつきりした政府側が納得できる見解を持つておるものがあるとするならば、私は、この際、だれでもよろしいから、堂々と出てきて答弁してもらいたい。

○山中国務大臣 堂々とはありませんが、やはり政令に委任するものは、けさは訂正いたしましたように、私どもとしては、調整にあたつて原則としてそういうことをしてはならぬといふことを言つてあつたのでありますけれども、やはり調査漏れがございまして、二本ほど訂正をいたしました。このことをおわびもいたしました。法律をまらんと政令の中で処理するようなことがあつてはならぬという原則は、私も美濃君も同じであるし、また、議会監視であるといふことも、当然その非難を受けなければならぬと思つて、一部手落ちがあつたことは認めますが、しかしながら、今回のその他の問題については、やはりこの沖縄の復帰に伴います特殊事情というもののから考えて、軽微なもの等についてそのような措置をしたことについては御理解を賜わりたいものと考える次第であります。

○大原委員 これは大切な問題ですが、私が集約的に質問いたしました点に答えていないわけですから、私は方法も示したのです。国民健康保険法の

本法を変えないで、法律の特例を設けるのを政令でやるというふうなことは違憲措置である。法定事項は特別法をつくりなさい。百歩譲つても、具体的な事項を列挙して政令に委任をしない。この百五十六条は、ずさんきわまる、違法、違憲の立法である。こうして私は指摘をいたしました。私の質問に對しては、遺憾ながら明快な答弁がなかつた。こういう点を、これは議論を通じて明確になつた点ですから、私はいささかも納得をしていない。これはわがほうの理事にも話しをいたしまして措置をしようといふことにいたしました。委員長には預けません。委員長がちょっと非常に迷惑する顔をしておるから、預けない。

山中長官、最後、あなたはたくさんこの国会においてはお約束をされました。この会においても約束をされました。昨日私はあなたのおみあげの問題を言つたけれども、少し長過ぎるというふうなことを言つたわけでもないが、こういうことが、国会の議論が実現できなかったら、あなたはこみあげを切りますか、いかがですか。

○山中国務大臣 いやしくもこの国会の場において沖縄県民のために答えを出した問題が実現できないといふことであれば、おみあげどころじゃありません、私は大臣の席にとどまる資格はないと思つてゐます。

○大原委員 いずれしかし佐藤内閣も終りますから、あなたも一緒になくなるか、あるいは留任されるかわからぬ、こういうことですから、最後のほうは私はあまり信用いたしません、おみあげのほうはひとつそういう答弁があつたことを留意をいたしておきます。

総理大臣、沖縄の医療保険の問題について申し上げましたが、あなたも途中中座されたが、裏で聞いておられたはずだ。そういう点について最終的にあなたの決意を明らかにしていただきたいと思つてゐます。

○佐藤内閣総理大臣 沖縄の医療制度、これはたいへん本土の他の地域とも比べましておくれておるところだと思つてゐます。これは沖縄が島々から形

成されておる、それが一番の原因だと思っておりますが、ことに医者が非常に少ないとか、また、全く特殊な病気があるとか、こういうようなことも、ただいまの御指摘のうちにあると思ひます。今日祖国に復帰して一番先にやはり考えなければならぬことは生命の保護だ、かように私も考えておりますので、どうしても保険制度、この整備をはかる、同時にまた医療制度について万全を期す、こういう方向でものごとを進めていかなければならぬと思つております。琉球大学に医学部を設置する、これなども、そういう意味の一つの法案でございます。私は、どうも、本島では比較的にうまくできておるが、先島等においてはたいへん心配にたえないような状態だろう、かように思ひますので、いろいろ御議論をなさいました点、御意見を開陳された点、それなどを十分含みまして万全を期するように一そうの努力をしたい、かように思ひます。

○床次委員長 松浦利尚君。

○松浦(利)委員 大臣で私が答弁を要求しなかつた方は、連絡ございましたので、離席して用を足していただいておりますから、どうぞ。

きょうは、私は補充質問三度目でございますから、決着をつけたいと思ひます。しかし、つかない場合は、ぜひ明確に再度お答えをいたしたくという意味で保留する場合もあるかもしれませんから、その点を前もって委員長に申し上げておきたいと存じます。

〔委員長退席、金丸(信)委員長代理着席〕

最初に、きょう経済企画庁長官がやはり御病氣で御欠席でありますし、この前来ておられなかつた国民生活局長もかぜを押して出席のようでありまして、生活局長のほうから質問をさせていただきますかと思ひます。

この前私がここで御質問いたしましたのは、沖繩の物価問題であります。御承知のように、総理からも答弁がございましたが、いまだル・ショックその他の問題をめぐって異常に沖繩の物価が値上

がりをしてきております。同時に、復帰と同時に国内法の適用を受けるということから、かけ込みの値上げ、特に価格協定あるいは不当景品競争等によるシェアの拡大、こういったことがどんどんと行なわれておるわけでありまして、こうした沖繩県民に対する物価対策、特にこれに対する予算措置、こういったものが、物価担当であります経済企画庁で把握をされておるのかどうか、これが第一点であります。

それから第二点は、これは総務長官とも議論をしたのでありますが、沖繩県は非常に流通機構が短いのであります。本土においては、物価対策、物価問題として流通機構が複雑なためにいつもいろいろと議論をされるのでありますが、沖繩の場合は非常に短い流通機構になっておるわけでありまして、そういった意味で、この沖繩の流通機構というものを試行的な意味で本土にも適用させる、将来の流通機構のあり方として逆に沖繩を見習つていく、そういった意味で、沖繩の流通機構に対する予算措置、こういったものについて具体的に政府のほうで把握をされて予算措置をしようとしておられるのかどうか。もししておられないと、そういった方向で沖繩の物価対策というものを考えて、経済企画庁あたりで流通機構あるいは物価対策等の予算措置を各省にわたって指導すべきではないか、こういうことについて先般質問したわけでありまして、御不在だったために保留されておるわけでありまして、前もって通告してありますから、お答えをいただきたいと存じます。

○宮崎(仁)政府委員 お答えを申し上げます。

沖繩の物価問題につきましては、私も、この復帰問題が問題になりまして以来、いろいろの面から勉強いたしました。特に復帰要綱におきまして各種の税制その他の措置がとられるにあたりまして、沖繩の物価という面から見て住民に不利にならないように、できるだけ有利になるようにというところで、総理府のほうにもいろいろと御要請をいたしまして、すでに御説明があったと思ひますが、今回の措置において税制その他各般の措

置がとられておるわけでございます。

現在沖繩における物価水準が東京その他に比べてどうであるかということは、御承知のとおり、いろいろ計算のしかたがございしますが、大体沖繩の那覇ウエートで見れば若干安いというような形ではないかと思ひます。しかし、これが内容について見ますと、ただいま申し上げたように、現地の事情でいろいろ違いがございしますので、これに對してやはり物価対策上いろいろの措置を講じなければならぬ、こういうふうな考えでございまして、現実には沖繩に対する物価関係予算という形で集計は、実はこれは予算がある程度内容がまとまりました段階でやることに例年なっておりますので、私も、私どもとして正確な集計は行なっておりますけれども、大体内地の場合に問題になりますような低生産性部門の流通改善であるとか、あるいは輸送関係の問題でありますとか、その他、労働力の流動化の問題でありますとか、競争条件の整備でありますとか、それぞれ項目ごとにそれぞれ所管の省において要求を出していただいております。また、こういうふうな承知をいたしております。

また、特に流通関係についての御指摘がございしましたが、この面につきましては、確かに御指摘のように、本土の場合に比較しまして、沖繩の流通機構というものは比較的短絡的にできておる。そういう意味では、中間マージン等も少なく済んでおるといふ面もいろいろあるようでございますので、こういったよい点はぜひ残していきたい。また、もちろん、それが本土のほうの流通機構に適用できるようなものであればぜひ導入したい、こう考えております。

なお、これに対する予算的な措置等につきましては、先ほど申しましたようなことで詳細にはまだわかつておりませんが、大体内容は財政投融资になる分が多いと思ひますので、財政投融资につきましましては、個所別にこまかく要求するということではなくて、大体ワックで要求をされますので、そういった中におきまして、各種の市場でありますとか、流通機構等の整備についてできるだ

けひとつ重点的に考えていただくように、私どもとしても配慮してまいりたい、こう考えております。

○松浦(利)委員 いま経済企画庁長官がおられませんが、生活局長から答弁がございましたが、総理、この前御答弁をいただいたわけですが、けれども、この沖繩の物価対策についてのいまの経済企画庁の考え方を、予算の中で来年度から具体的に予算措置をしていただける、そういった方向で沖繩に對しては善処をする、同時に、本土に對しても、物価対策上の流通機構として、一つの試行として、あるいは参考として、そういったものを計画をしてみる、そういったものについての総理の考え方を、さういふことについての総理の考え方を簡単にひとつ述べていただきたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣 実はたいへん申しわけないことですが、生活局長のお答えを十分聞いていなかったのです。しかし、この前からお話がありました、本土に依存しておる沖繩の物価、その状態においては、私も、国際通貨の問題が一つからんでおりますが、そのほうの点で特に物価が高くならないように、これは中央政府でその差損と申しますか、あるいはその点を埋めるような、いまもうすでにその措置をとっております。これはおそろく、国際通貨の問題がどの辺で落ちつきますか、もうそのうちに落ちつく、かように考えますので、ただいまの状態ではないかと思っております。

そうして、この前もいろいろお話がございましたが、沖繩の、何といひますか、消費経済の面では、あまり中間的な、卸だとかいうようなものではなくて、直売方式が行なわれておる。これは消費者にとつてもたいへんしあわせなことだ、かように指摘されました。この点では、ただいま言われるように、むしろ本土が沖繩を見習うべきさういふ問題だ、かように心得ております。最近、産地直売という式があったり、あるいは製造工場直売というふうなスーパーマーケットもどんどんできておる、そういう事例をやはり進めていくべきではな

○松浦(利委員) ことばではなくて、やはり具体的に予算の裏づけというものがなければ物価というものは安定をいたしませんので、ぜひ経済企画庁のほうでも勇気を持ってひとつ、総理もまあ言うっておられるわけですから、政府部内で、ぜひそういった面についての予算の裏づけというものをしていただきたい、かように思います。

それでは統一して、実は問題でありました水道公社の問題については議論をしたいと存じます。これは主として外務大臣にお聞きをいたします。前大蔵大臣でもありますから。現在の大蔵大臣にもお尋ねをいたしますが、前の大蔵大臣として御答弁をいただきたいと存じます。

総理も何だかお疲れのようですから、それではしばらくの間お休みください。

それでは、琉球水道公社の問題についてお尋ねをしたいと思いますのですが、どうしても数字が合わないかったのです。それで、大蔵省の理財局次長さま以下六人ぐらいの方に来ていただきまして、資料を私の資料というのと突き合わせまして、資料を私の資料とします。しかし、最終的には、合わないというわけです。なぜひかないわけですか。非常に詳細にわたって琉球水道公社の固定資産についての再調査原価を計算をいたしております。みごとに計算をされております。道路なども非常に詳しく計算がされておるわけ

けであります。こうした再調達原価で計算をいたしますと——私たちは、少なくとも琉球水道公社が発表いたしました貸借対照表なりこの決算諸表によつて、琉球水道公社の資産というものをチェックをしたわけであります。ところが、政府のほうは逆に、琉球水道公社の内容を中心にするとということよりも、要するに、琉球水道公社の内容を固定資産を再調達する原価で計算をなさつておるものわけであります。そうするとこれは幾らやったつてかみ合いません。ですから、再調達原価で計算

資産ごととに再評価しておりますから、わからないわけでありませう。この琉球水道公社のこの決算でいきますと、この再調達原価による政府の資産表との間に二百五十万の差がありますね。ちょうど、その二百五十万の差というのは、こちらのほうでは減価償却の引き当て金ですね、その部分がちょうど、ところが、この政府の再調達原価でいきますと、

たわけです。こちらのほうには、そうしますと、琉球水道公社は二百万近く逆にもうかった。彼らのこの水道公社の評価でいくよりも、日本政府は二百万だけ多額で買ってくれた、こういう結果がくしくも出てきたわけですから。そういう計算をしてまいりますと、外務大臣がいつも私にこの前から

言つておられるように、水道公社その他三公社の一億七千五百万ドル、これは承継である、あくま

でもこれは資産の承継である、こう言っておられ  
ますが、具体的に出てきた数字そのものは買い取  
りだ、こういう結果になっておるわけですね。で  
すから、いままで国民に対して、国会に対して、  
これは承継である、承継である、こう外務大臣は  
言つてこられました、内容的には、承継ではな  
くて買い取りだ。そのことが、この数字によつて  
具体的に出来たわけなんです。外務大臣、こう  
いう数字が出て、なおかつこれは承継である、  
買い取りではない、承継である、こういうことが  
言えますか。どうでしょう。

○福田國務大臣 考え方といしましては、あくまでも資産を承継をする。それに対して、政

府としては、承継資産もあります、また労務者の問題もある、また核などの問題もある、そういうことを考慮いたしまして、三億二千万ドルを支払います、こういうことでありまして、買い取りという、非常にこれは、私は、何か感じもよくありません。やはり承継というふうに観念し、それに対して適正なる支払いを行なう、こういうふうに理解するのがすなおである、かように考えま

○松浦利委員　そこが重要な問題なんです。なおに考えたら買い取りじゃないですか。承継であるならこの簿価でいくべきですよ。簿価でいくなら承継ですよ。簿価ではなくて、現実再調達原価で計算をして、そしてこの簿価よりも二百ドル多額で支払っておるわけでしょう。この琉球水道公社の資産を日本が承継することによって

さう、それでは、ことばのごとくしては、財産の承継であるといったほうがいいかもしれませんね。しかし、出てきた具体的な数字は買い取りじゃありませんか。なぜ買い取りじゃないのですか。ここに明確に——この三公社一億七千五百万ドルに

ついでに、買い取りである。道路につきましても非常に詳しく調べておられます。委員の皆さま方

表に到達するためのさらに細分化した表があるの  
表にして、理財局に。小さなところまでずつと計算  
をすてね、再調達原価を出し、それを評価してお  
るわけであります。そして日本政府が一億七千五  
百万ドル払っておるわけです、すべてのものに  
ついて。私はたまたま道路とこの琉球水道公社だ  
けしか調べなかったから。しかし、先ほどの斎藤  
委員のお話でわかるように、琉球電力公社だって  
同じであります。これがなぜ承継でありますか。  
これはもう常識的に言つて、国民は買い取りとい

うことしかとれないですよ。承継という買い取り  
ですな、それでは。どうです。

○福田國務大臣　三公社等の資産を評価しますと一億七千八百万ドルになるんです。そういう事もある。それから軍勞務者の待遇を内地並みにする、こういう問題もある。それから核等の問題もある。それらを含めましてとにかく三億二千万ドル支払う、こういうふうにしたわけでありまして、その中で、まず第一に、経過的に言いますと、大体私ども見当をつけたのは、この三公

取りならば、一億七千八百萬ドルとならなければならぬわけなんです。そうはしておりませんです。大体それを一億七千五百萬ドル見当、それからまた、労働者の關係を七千五百萬ドル、これは大体その辺に出てきます。それで二億五千萬ドルになる。そのあといろいろな關係、つまり、從來何

二千万円となつてありまして、そこで私も、資産は承継である、買い取りじゃありません、こう言つておるわけなんです。

○松浦(利)委員 愛知前外務大臣が、この水道公社についてはもう少しで四千七百三十万ドル、こういう発表をされます、それで實際的にこれは、

て、最終的に四千七百三十三万ドルになっておる

のです。そして端数の三万ドルを切り捨てて四千七百三十万ドル、こういふふうに計算してある。これは明らかに政治的な何もないじゃないですか。具体的に出された数字、しかも、その数字は、理財局のほうで、ちゃんと基礎になる原価方式、鑑定評価の方式という一定の書式に従った基準に従つてこの再調達原価というものを出しておられる。しかも、日本の減価償却によつて償却をしておいて、そのトータルが四千七百三十三万ドルなんですよ。それを三万ドル削つておるんですよ。明らかに具体的な数字の積み乗せが、合計額が四千

七百三十万ドルだとするなら、一億七千五百万ドルに関する限り、これは明らかに数字が動かせない

い、この再調達原価を中心にした評価額からきた積み上げの数字であるということじゃないですか。それでは買い取りであるということ、現実にはこの水道公社の資産表から二百万ドルよけに幾帳を払う、こういうことなんですよ、この水道公社に関しては。向こうのほうは二百万ドルもうかつておるんですよ。日本のほうが多額で買つてやつたんですよ。承継じゃないじゃないですか。どう考

えても承継ということばがわから過ぎますよ。買取りと承継とどう違うんですか、それでは。

○福田国務大臣 資産を引き受けましてそれに對して支払いがあるのですから、あるいは買取りと見られなくとも面はあるかもしれせん。しかし、私どもはあくまでも承継と観念をしたい。つまり、米軍が資産を置いていく、それをわが国は引き受ける、しかし、この資産は、沖縄県民にとりましてきわめて有効なる働きをなす資産である、まあそれをただでお受けいたしましうというのはいかがであらう、これに對して支払いをするのが当然じゃあるまいか、そういうふうに考えなければ、ですから、評価からいいますれば一億七千八百萬ドルになるのです。売り買いでありますれば、それで買わなければならぬということになります。一億七千八百萬ドルにはいたしません。一億七千五百萬ドルと一億見当をつけ、その他の支払いと合計いたしまして三億二千萬ドル、こういうふうに言っているんですね。これは実際の面から見て、売り買いだということが言えないとも私は見せんけれども、しかし、私どもは、そういう売り買いの観念じゃないのだ、やはりこれは資産を米軍が置いていく、それはすなおに引きうけましよう。しかし、これは有効な資産だから、他の要因等とも含めまして三億二千萬ドル支払いましよう、こういうふうに理解したい、こういう私どもの気持ちを表明しているわけでありま。

○松浦(利)委員 気持ちを承継という形で表明しておるのだ、こういうことですね、気持ちとしては、しかし、実際は買い取りだ。しかし、気持ちでは承継だ、こういうことですね、それでは。

○福田国務大臣 その気持ちを表明しまして、法的に資産は承継いたします、また、それに關連をいたしまして支払いをいたします、こういう法律構成になるわけでありま。

○松浦(利)委員 大蔵大臣、この再調達原価その他は、大蔵省が自信を持ってやった数字ですか。それとも、そうじゃない、自信がない、要するに

いいかげんな数字ですか、これはどっちですか。

○水田国務大臣 私は、自信を持ってやったと聞いております。

○松浦(利)委員 ですから、外務大臣が幾ら強弁なさっても、大蔵省という非常にきびしいところの自信を持って査定をして、米軍の水道施設評価については、米軍はこんなの減価償却はないんだから七百萬ドルで買えといつてこうして要求してきたのを、いや、それはいかぬといつて再調達価格に振りかえて、これを四百八十萬ドルに押えた。ですから、当初の米軍のほうの要求額というの、米軍の施設がわがほうの言う正確な再調達原価よりも多かつたのですよ。米軍施設についての日本に對する買い取り要求が高かつたのですよ。減価償却がないからといって、こういう貸借対照表も何にもないのですからね。それで、こうしてやってきたものに對して、大蔵省が、きびしく琉球水道公社の施設と同じように再調達原価を出して評価を出したから、さつき大臣が言つたように、初めこうだつたけれども、いまはこうなりましたという少ない数字というものが出てきたのですよ。

【金丸(信)委員長代理退席、委員長着席】  
しかし、實際的には先ほど言つたように二百萬ドル高く買つた、そのことだけは数字的に絶対に動かせない数字ですね。ですから、先ほど大臣がいみじくも言われたけれども、こういう買い取りという数字だけれども、気持ちの上では承継であるというのが福田外務大臣の本音でしょう。もうここまできて、これだけ資料が出て明らかになつてきておるのですから、なおかつこれは承継であると強弁をなさるの、私はどうも外務大臣のことばとしては解せないのですかね。これは政府の資料ですからね。

○福田国務大臣 いま青表紙の会社の考課表を持ちまして、それと政府の資料とを比較されておりますが、これは根本的に違ふのです。会社は会社でいろいろな角度で財産の評価をしております。しかし、政府のほうは、この評価はいろいろ学説

はあります。これをどういうふうに評価するの、いいかという説はありますけれども、資産を再現をするという方式をとるのが妥当であらうという考へのもとにその場合計算をいたしたわけでありまして、それが青表紙と符合するといふわけのものではないのです。ですから、いま大蔵大臣も申し上げましたとおり、私どもの資料は資料として、それとはまた別の見地で適正に評価して、そういうふうに考へております。

○松浦(利)委員 この青表紙は米国のあれですか。民政府の琉球水道公社ですか。ですから、日本政府が正しく再調達原価で評価をして買取り、そのことはわかつておるのです。だから、それは承継ではなくて買い取りではないか、こう言つておるのです。

○福田国務大臣 ただいま申し上げました方式等厳正なる評価によりまして、三公社等の財産を総計しますと一億七千八百萬ドルになるのです。ですから、売り買いならば一億七千八百萬ドル、こういうことになるのですが、そうならない。一億一億七千五百萬ドルと評価しておる、こういうことでありまして、その点からも、純粋な買い取り、そういうふうに理解するのは妥当でない。また、私どもの国民感情といたしまして、また、アメリカ側の感情といたしまして、アメリカが財産を置いていきます、それに対して、これは非常に有効な財産だから、何らかの支払いをいたしましう、こういう考へ方をとることは必ずしも不当ではない、そういうふうに私は考へております。

○松浦(利)委員 数字をいま一億七千八百萬ドルを一億七千五百萬ドルにしたのだ、こう言われますれば、先ほど言つたように、米軍から移転される水道の施設は、千當初米軍の要求は七百萬ドル以上だつたのです。おれのところは減価償却などないんだから、七百萬ドルちょっとで買え、いや、それはいかぬといふので、大蔵省がきびしく再調達原価を出して四百八十萬ドルということに

したのです。だから、その差が、いま大臣が言われた総額の差として出てきておるだけなんです。だから、そういうことを考へたら、日本政府は、大蔵省のきびしい再調達原価からくる減価償却その他は日本に適合した評価額で買取り、これがほんとうの真相なんです。外務大臣が知らぬだけではないですか。

○福田国務大臣 私が詳細に一々検討した、こういうこととごさいませけれども、米軍の考課表の上に出てくる数字、これと、わが国が三公社等の資産を評価する、それは貸借両方あります。つまり、資産の面もありますれば、負債の面もある。その資産の面を、これは価格還元法といふか、そういう学説もありますれば、再現価格という評価方式といふものをとりまして計算をした結果、そういう数字が出てきた、こういうことでありまして、米軍の評価とわが国の評価、これは当然違ひが出てくる、そういう性格のもので

○床次委員長 松浦君に申し上げますが、だいぶ時間も経過いたしましたので、結論にお入りいただきたいと思ひます。

○松浦(利)委員 米軍のことを私は言っているんじゃないのです。日本の大蔵省が、日本の手続に従つて再調達原価をはき出す、そして正当な評価額で数字をはき出した、このことを言つておるのです。しかし、そのことは、数字は、この水道公社の貸借対照表よりも二百萬ドル多かつた、こういうことなんです。だから私は、大蔵省がはき出した再調達原価からくる正当な評価額で買取り、これが事実じゃありませんか、こう聞いておるのです。

○福田国務大臣 大蔵省が適正なる評価をいたしておりまして、その適正なる評価に疑ひがありますれば、幾らでも御説明申し上げます。

○松浦(利)委員 適正な価格で買取り、それが真相じゃないですか、こう聞いておるのです。わからぬですか。そうでしょう。



分の百六十八万ドルの金を水道公社にやつて、それを日本政府がもらって、その金をまたアメリカに払う、そんなまどろっこしいことを何でする必要があるんですか。資産の承継であるならば、その時点で明確にすべきです。ですから、三億二千万ドルというのは、要するに、資産の承継として三億二千万ドル払っておるでしょう。ところが、資産の承継でなくて、架空のものがあつたんですよ。福地ダムという建設過程の架空のものがあつた。しかも、架空のものも建設予算というもので一応で上がるという想定をして、そうして三億二千万ドルを払うという約束をなさつた。ところが、実際に払うまいという福地ダムの工事が、二回も地すべりその他が起つて、結果的には第三期工事がおくれおつて、復帰時点までには完成の見込みがない、しかも水道公社は第三期工事の発注を置いていきましょ、そういうことで一体——国民に向かつて、三億二千万ドルの承継という、先ほどから、積み上げ方式でさびしくやられた、こういった内容というものが、この段階に来たら急にあやふやになつてしまつておるのです。これは私は非常に大きな問題だと思ふ。現実にもう三億二千万ドルという数字の出し方に基本的な無理があつたんじゃないですか。私は、百六十八万ドルという金は米軍から出せるとかなんとかじゃなくて、この三億二千万ドルという額にこだわらずに、この額については、アメリカ側と、復帰の時点で実際にどうなつておるかという、資産の承継という立場があるのですから、チェックをして、その分についてその段階で支払いをすべきですよ。私はそう思います。

○福田国務大臣 返還協定締結の当時、アメリカに福地ダムを建設する計画があつて、その計画に要する費用、こういうものがあるわけですよ。その前提のもとに返還時における資産の評価をする、そういう前提のもとに一億七千八百万ドル、こういう合計額が出てきておるわけなんです。ところが、万一いま返還時までにはその工事ができない場合があるかもしれない、これはぜひできるようにしたいと思ひますが、あるかもしれない、その際には、その残つた工事に相当する金額をアメリカ政府が置いていきます、こういうのです。そうすると、それだけの資産はその後において、少しおくれまするけれども、形成されるわけでありまして、それをあらかじめ見通しましてこの評価を行なう、これは私は通常行なわれることである、かように考えます。

○松浦利委員 この問題は非常に重要な問題です。この際、お約束した総理の二十分の休憩がもうとれましたので、総理の御着席をお願いしたいと思ひます。

○小幡政府委員 ちょっと誤解があると困りますので……

○松浦利委員 いや、理財局長、出なくていいですよ。

○床次委員長 政府の答弁ですから、お聞きいただきたいと思ひます。

○小幡政府委員 誤解があるといけませんので、ちょっと補足させていただきます。

○松浦利委員 いま、理財局長、出なくていいですよ。

公社の財産といふものはいろいろございまして、現金もありますれば、固定設備もあるし、いろいろあるわけでございます。いまの問題は、福地ダムは完成するものとして一応評価してありますが、かりにもし万一復帰までに完成しない場合におきましても、その価額には変わりない。つまり、米軍から出資される額が、これは物になつて、協定に基づきまして復帰時において公社の資産になつていくわけでございますから、それを引き継ぐわけでございます。したがって、三億二千万ドルの中身につきましてはどうも変わつておりません。金が現金出資されて公社の資産になるわけですよ。

○床次委員長 松浦利尚君、簡潔にお願いいたします。

○松浦利委員 私は政府関係大臣の休憩も認めましたし、どうぞ休んでくださいと申し上げました。

た。できるだけの協力はしておるつもりです。ですから、委員長も、質問の時間がどうだこうだでなくて、中身の問題が詰まつておりませんので……

○床次委員長 時間もだいぶ延びておりますから、中身の問題でなしに、理事会では時間でもつてお約束をしておりますので、委員会の進行上御協力をいただきたいと思ひます。

○松浦利委員 委員長の御注意よくわかりました。協力をいたします。

総理に、いま総理休憩中、お隣で聞いておられたと思うのですが、聞こえませんでしたか。——それじゃもう一ぺんやり直しましたらどうか。

実は外務大臣とずっといまやりとりしたのです。ところが、この福地ダムの建設工事ですね、これが当初の予定よりも大幅におくれまして、いま琉球水道公社が発注している工事は第二期工事だ、それが総理が言われる四月一日あるいは五月一日まで第二期工事から終わるかどうかわからないといういま状況なんです。そうすると、第三期工事を発注するための百六十八万ドルというのは宙に浮いてしまつておるのです。それはどうするの、かという質問に対して、理財局長、大蔵省のほうは、その場合には百六十八万ドルというお金は現金で琉球水道公社に置いていきます、こう言うのです。出資じゃないのです。置いていく、こう言うのです。それで、百六十八万ドルを置いていくから、できたものとして置いていくから、こういうふうな言つておられる。ところが、実際には、その百六十八万ドルについては、現金だけしか、形がないのです。しかし、日本政府は、すでに三億二千万ドルを払います、こう言つておられる。琉球水道公社なりその他の資産を承継するといふ形で、すでに三億二千万ドル払いますと、いって約束をしておられる。ところが、復帰の時点で百六十八万ドルという工事ができておらない、そうならば、その百六十八万ドルというのは、当然三億二千万ドルから削除されるべきではないか。

ないか。三億二千万ドルは、逆に言うと、三億一千八百三十二万ドルに修正されるべきではないか、これが当然のあり方ではないかという質問をしておるのです。それで、いろいろ外務大臣その他からお話は聞きました。このことについて、総理は、この三億二千万ドルというものの、この百六十八万ドルの扱い、これについてどうのように理解をしておられるのか、その点を総理として明確にしたい、こういうことです。

○福田国務大臣 総理にかつて私が答え申し上げました。

私はいま松浦さんのお話を承つて、御質問の趣旨がやつとわかつた。つまり、施設ができないで金だというから、これは資産の承継と言えないじゃないか、こういうお尋ねかと思ひます。しかし、そうじゃないのです。これは資産と申しますのは、積極資産と消極資産、つまり財産面と負債面、これを総合差し引きしたもので残つたものをわれわれは資産と言つておるのです。ですから、それが現金の形であるが、あるいは施設の形であるが、そこは問題じゃないのです。問題は、百六十八万になりますかどうか、これからの問題であります。それはちゃんと置いていく、こう言つておるのですから、この資産の承継の正味、これが合計して一億七千八百万ドルになる、これにはいささかの狂いもないわけでありす。

○松浦利委員 総理、いま外務大臣が言われて、なるほどわかつたような感じがします。しかし、わが国が三億二千万ドル米政府に支払いますということだけははっきりしておるのです。それじゃ、いま言つたように、工事が未完成の場合に、百六十八万ドルは琉球水道公社に払いますという合意議事録が約束事どこにあるのですか。その点はどうかですか。それは、外務大臣、どうです。

○井川政府委員 私、福地ダムの話はよく存じないのでございすけれども、第六条をつくりましたときの第六条の解釈……

○松浦利委員 知らないとは何だ。

○床次委員長 政府委員の答弁だけお聞きください。

○松浦利委員 知らぬ人が答弁したつてしょうがないじゃないか。知らぬとは何だ。知っておる人が答えてください。

○床次委員長 松浦君に申し上げますが、政府委員の答弁でありますから、一応お聞きください。

○松浦利委員 知らないと言っているじゃないですか。知らない人が答弁したつてしょうがないじゃないですか。それを言っておるんです。

○床次委員長 解釈についての答弁です。

○井川政府委員 第六条の解釈について申し上げます。

第六条を合意いたしましたときに、私も意識して、この第六条一項の財産は、積極財産及び消極財産の双方を含む概念として用いられており、したがって、これには有体、無体の財産のほか債権債務も含まれるという気持ちで、そういう解釈のもとにこの第六条一項をつつたものでございします。

○松浦利委員 いまの条約局長の話は話でそれではないです。問題は福地ダムに限定をして私はものを言っておるのです。

総理大臣、復帰時点での福地ダムが完成をしておらない、しかも、先ほど言ったように、第三期工事の発注はもう復帰までに無理なんです。沖繩復帰が四月一日から十月一日復帰とかあるいは十一月一日復帰に延びればこれは別ですよ。いま佐藤総理の目標は四月一日でしょう。四月一日に第三期工事が発注できないことはもうはっきりしておるのですよ。しかもその総額が百六十八万ドルということも、きのう詰めてみたら、金額はわかっておるのです。それでは、それを米民政府が琉球水道公社に復帰の前に置いていきますというそういう合意議事録が何か具体的ににあるのか、こり聞いておるのですよ。条約局長じゃないですよ、どうです、外務大臣。

○前田政府委員 私がその面の交渉を担当いたしましたので、私からお答えいたします。

いまの点につきましては、合意議事録とか、そういう書いたものにはございせん。そういうふうな約束をしていると、こういうことではございせん。

○松浦利委員 外務大臣、口約束だけで、口約束だけで、具体的なものがなくて政府間の交渉というものが存在するのですか。どうです、この点は。

○福田国務大臣 アメリカ当局と大蔵省が約束をしたことではありますから、万間違ひはないと思ひますけれども、御心配があらますれば、約束の書類をとります。

○松浦利委員 私はここで問題をこうして引き延ばしたりなんかするということの意味でも言っておるのじゃないのです。何べんも何べんも資料をいただいて、三度目に詳しい資料が出て、やっとそのことがわかったのです。それで、いまアメリカと明確な文書をかわしますと、こう言っておられるのですが、それが具体的にならなければ、具体的に審議できないじゃないですか。その点どうなんです。

○福田国務大臣 大蔵省が約束をしておるといふのですから、私もそれは全幅的に信用します。しかし、松浦さんは、私は、松浦さんの御研究からみて、よく松浦さん御自身おわかりだと思ひますが、しかし、もしそれほど御心配ならば、私も約束を取りつけます、こう申し上げておるのです。

○小幡政府委員 先ほど申し上げましたように、千二百万ドルというのは米側がオーソライズした金でございまして、私も当初は福地ダムが完成するということで評価したわけではございせんが、できるだけ完成するように努力いたしますが、がけくずれその他でおくれているので、もし万一復帰までに完成しない場合におきまして、すでにオーソライズされておりますので、その金は間違ひなくアメリカからこちらに入る、こういう原則的な了解があるわけではございまして、もし万一復帰までにできない場合には、そのとき

に向こうと覚書なりそういうものをかわすということも、向こうは原則的に了解しております。

○松浦利委員 大蔵省じゃなくて、外務大臣が、そういうふうな心配なら、アメリカ政府ときちんとする、こう言っておられるのですから、そういう点のきちんとするのをまずならしめてください。なるまで待たしてください。

○水田国務大臣 原則として、この工事が復帰のときまでに完成するというのを土台にしておりますので、できるだけ完成してもらおうということになっておりますが、がけくずれその他で工事がおくれおるといふことは事実でございしますので、万一の場合は、それに残工事分の現金を必ず置いていくという約束になっておることは、いままで答弁したとおりでございしますが、いま理財局長から、万一そういう場合にはこれは約束を文書の形で取りつけるということではございしました、万一ではなくて、いまこれは事前に約束は文書の形で取りつけることにいたします。

○松浦利委員 いまの答弁は変わっております。いまの理事の連絡と全然変わっております。○水田国務大臣 これは簡単だと思ひますが、あさつてごろまでにはとれると思ひますが、きちんとこれからこの交渉はいたしますが、十三日までに間に合うと思ひます。

○松浦利委員 それでは、私の質問は、十三日までに資料をとる、こういうことですか、そのことは間違ひありません。その点で間違ひありませんか、もう一ぺん念を押します。十三日までにとりますか。——大蔵大臣の御答弁が少し理解しにくかったです。……

○水田国務大臣 あしたの日曜でございしますので、あさつてまでと言ひましたが、せめて日曜をはずして一、二日のひまをいただければ、これは必ずとれると思ひます。これはもう話はついておるから、きわめて簡単で、時間の問題だと思ひますが、ただ明日は日曜でございしますので、あさつてと言つたのをでるだけ、とにかく月曜中でもありますが、一日くらい延びるのはお許し願ひたいと思ひます。(発言する者あり)それじゃ十三日中に間に合わせます。

○松浦利委員 いま大蔵大臣の御答弁がありましたので、そのときまで私のこの質問は保留させていただきます。

○床次委員長 上原康助君。

○上原委員 私の補充質問は毒ガスの件なんです、それに入る前に四、五点はばかりお伺ひをしておきたいと思ひます。

まず最初に、琉球政府に対しての援助費の差損金についてでございますが、御承知のように、現在円建てで琉球援助がなされております。変動為替相場制への移行等によつて、この問題で琉球に相当財政的なワケをはめていこうという事態が起きております。特に年度末を控えて琉球の財政状況というものが非常に逼迫をしております。一体この件について政府はどういう考え方をもちながら、また、どう対処していこうとおられるのか、最初に山中長官のお考えをまず聞かしていただきたいと思ひます。

○山中長官 午前中も詳しく御説明をいたしましたのでありますが、その問題はすでに解決をいたしました。

その経過について申し上げますと、琉球政府に対して、変動相場制に移行したために、円物資に依存する沖繩の人たちが、ドル圏において生活諸物価等の高騰に事実上なるという点に対して、先般、十億円並びに一億円の生活物資並びに学生についての措置をいたしました。それはやはり現地で公共事業その他の執行状況を見てもどうしても四百四十品目必要であるということ、そのための品目、並びにその所要資金等を復帰までつけていかなければならないということで、近くその十億円の第二次分を出すつもりでおります。それについて、大蔵省としては、完全に復帰までの間その差損を埋め続けるということであるならば、それならば、本土から送られる金は円であるので、ドル建てにしてもらいたいという意向があったことは事実であります。また、その前提と

して、円で送られることによって、琉球政府がドル圏の中で工事をしない、その他諸行政を行なう上に差益が理論上生ずることも事実であります。

しかしながら、このことはやはり日米琉の合意に立った金額の問題であり、また覚書に基づいた円建ての問題でもありますが、これは沖縄側の引き続き円建てで送ってもらいたいという要望を私どもとしてはやはり第一義的に採択したいと考えてまして、その点は了解をいたしたわけでありまして、さらに、琉球政府の責任者としても、現地に於いて差益が生ずること、そのことについては認めておられます。しかし、そのことについては、その差益の分については、今後の使い道について、琉球政府が必要と認める場合は、総理府とよく協議をして使っていくということになって、一応着落をいたしました。そのために今日まで復帰対策費の支払いが遅延いたしましたとして、十日に公務員のボーナスが払えるかどうか心配だという状態でありましたので、非常に急いで大蔵側と折衝いたしました結果、幸いにして十日のボーナスの支払いもできましたし、琉球政府が二千八百万ドル送ってくれという要求でありましたものも、基本的な話し合いが解決をいたしましたもので、この際、要求額以上でありますけれども、本来払ってもいいものについて三千五百万ドル送付することに決定をいたしました、大体月曜ないし火曜には三千五百万ドルが琉球政府の手元に届いて、年末の生活保護費その他支障なくやりくりができるということ、私は午前中には二千八百万ドルと答えたのでありますが、その後大蔵側のほうから、三千五百万ドルこの際全部送りまして、要請額以上でありますけれどもということと返事がありましたので、その旨先ほど昼食時間に電話で副主席に連絡をしておいたところでございます。

○上原委員 私がお伺いしている点は、差損金の問題じゃなくして差益の問題なんです。いま大臣は、けさ解決をしたということなんです、私が調査をしたところによりますと、十二月八日付で対策庁はやはり六十一億円、約千七百万ドルしか支出をしておりません。この金額というのは、いま説明もあつたわけですが、請求額二千八百十三万五千ドルのおよそ半分にしか満たない。その理由として、差益分については、琉球と政府の覚書で、四項目にわたる覚書があるわけですが、その中で、日本政府は差益分を吸収する態度を堅持している、あるいはまた、差益分についてはあくまで協議の上で支出を認めるといふ条件を付しているというふうなことで、琉球側としては、事のいきさつについては理解しない面もないではないが、こうワクをはめられては困るという強い要求があるわけですね。そうしますと、いま大臣の御答弁によりますと、差益分を吸収する態度というものの、あるいはその使途についてワクをはめるという政府のこれまでの方針というものを要する、要したというふうな受け取つてよろしいですか。

○山中国務大臣 その基本方針については、一昨昨日屋良主席と直接電話で話しまして完全に合意に達し、主席も非常に喜んでおられた次第であります。

○上原委員 大蔵大臣にこの件と関連いたしましたお伺いしておきますが、いま総務長官から答弁ありました、大蔵と協議の上ですべて三千五百万ドル支出をする準備がなされたということですが、ただいまの総務長官の御答弁のように、大蔵としても、琉球に対する援助金の差益分については、琉球政府の立場というものを尊重して使用できるような方針なりあるいはまた対策をとるというお考えですか。

○水田国務大臣 いま総務長官のお答えになったとおりでございます。ただ、その場合、対策庁と琉球政府が十分相談してやつてくれということだけでございます。

○上原委員 こういう問題は、やはり沖縄がドル圏に置かれていて、あるいは政府の円の変動相場制移行によって生じた、ある意味じゃ沖縄側の犠牲ということにもなりますから、嫁いびりを

するような態度じゃなくして、ぜひ政府の積極的な対策を講じていただきたいということを強く要求をしておきたいと思うのです。——大蔵大臣、もういいですか。関連あります、もし……。

二点目にお伺いをしたいことは、返還協定の第六条との関連で、いわゆる合意議事録のほうです。二項の(3)、いわゆる軍用道路について、復帰時点または復帰後、この道路というものは買い上げるのか、あるいは従来のように賃貸借契約でいくのか、そういう面に対しての政府の方針をお伺いをしておきたいと思うのです。

○山中国務大臣 軍道は、おおむね本島においては国道に編入されることになると思いますが、これについて政府は、予算措置でこれを逐次買い上げて、将来は完全に本土と同じように、道路の敷地が借地であるというふうな異様な現象はなくしたいということでありまして、その間は、まだ買収の地域に達しない人々については引き続き借地料を支払っていくという方針でございます。

○上原委員 将来買い上げの方針でいくということですが、合意議事録の第六条二項の(3)、それに規定されているだけの道路を対象にしているのか、これ以外もあるのか、その点、説明をいただきたいと思ひます。

○山中国務大臣 大体この道路は全部入ると思ひますが、これはしかし、かりにこれが沖縄県の県道になる部分がありまして、やはりそれは財源措置を講じながら同じように買い上げ、買い上げに達するまでの間は賃借料を払うという方式をとつていかなければならぬと思ひますし、そのような予算措置をいたしております。

○上原委員 この点について、琉政あるいは地主、関係者との話し合いはどうなっているんですか。

○島田(豊)政府委員 賃借料の問題でございますが、現在地主会連合会のほうで要求されておる中に、一般の公共用道路の賃借料も含まれておりますので、これは建設省あるいは沖縄県の問題になるかと思ひますけれども、それに対しては建設省

なり沖縄県のほうで賃借料の予算を組まれて当然その手続をされる、かように存じます。

○上原委員 きょうは基本的な点だけお伺いをして、また後ほど関係委員会でもやりますが、これもやはりこの公用地等の法案との関連が出てくるわけですね。地主が応じない場合は、やはりこういうものについても公用地等を適用するといふ前提でこの法案はつくられている、そういう態度で臨むんですか。

○島田(豊)政府委員 これは二条一項の第七号でございまして、「この法律の施行の際沖縄において一般交通の用に供されているアメリカ合衆国の軍隊の築造に係る道の敷地である土地で、引き続き道路法による道路を構成する敷地となるもの」これにつきましても、もちろん、これは一条の第二項にございまして、極力、復帰前及び復帰後におきまして、地主との合意を達成するための努力が払われるわけでございまして、どうしてもその合意が成立しないという場合には、この法律に基づきまして暫定使用の対象になる、こういうことでございます。

○上原委員 問題は、現在軍用道路となつていゝる、もちろん沖縄県民も共用しておりますから、いわゆる公用地、公共用地というふうなことで、えいなるかもしませんが、依然としてこういう軍用道路はアメリカが優先的に使用する道路になつていくわけですね。やはりこの法律の前提というのは、すべてが軍事を優先するという形で作成されている、立法化されているところに大きな問題があるわけなんです。道路用地までこういう形の法律で押しつけなければいけないということ、これはまさしく沖縄に対する新たな差別だとわれわれは見てゐるわけです。きょう一例をあげたわけですが、いかにこの公用地等の法律が矛盾するものであるかということ、もう一度強く指摘をしておきたいと思ひます。

次に、先ほど来三億二千万ドルの件がいろいろ問題になつて、政府の御答弁というのがありますが、納得のいかない面があるわけですが、三億二千万

ドルのうちの七千五百万ドルは、いわゆる基地労働者の退職手当に割り当てる資金だというふうにこれまで説明をしてきております。なぜ七千五百万ドルを復帰時点において軍雇用員の退職手当に割り当てるということでアメリカに支払わなければならないのか、その理由、あるいはその内訳はどうかというふうになっているのか。この件については、おそらく具体的な説明なりその積算根拠というものが明らかにできると思うのですが、ぜひこの際明らかにしておいていただきたいと思うので

○福田国務大臣 まず趣旨について御説明します。が、もしこれをほうっておきますと、沖縄の軍労働者が内地の軍労働者に対して不当に安い待遇を受ける、こういうことになる。これをなからしめるために、財源をアメリカ政府に与えて、公正、均衡をとりたい、こういう趣旨であります。それから七千五百万ドルという金額、これを積算したその内容いかん、これは政府委員のほうから御説明いたさせます。

○前田政府委員 お答えいたします。

御承知のように、現在の沖縄におきます軍労働者の退職金の算式につきましては、本土の算式と算定方法が違っておりまして、その結果、同じ勤続年数でございまして本土の退職金のほうが高い、こういうことになっております。それからもう一つは、復帰日をまん中にはさみまして、復帰前から継続して雇用をされることになるのか、つまり勤続期間が通算になるのか、それとも、そこで新しく切りかわる、つまり返還日から本土制度に変わるといふようなことになるのか、こういう問題が二点ございまして、これは合意議事録にもございまして、昭和二十七年四月三十日以降で復帰までの雇用期間を通算する、まず第一に通算した上、そうしまして、つまり、復帰前の期間は、本土で雇用されたと同じように見る、雇用の期間の通算でございまして、そうした上で、本土の基本労務契約等の算定方式に従いまして米側が支払う、こういうことがこの合意議事録ではつき

りしておるわけでございます。そういたしますと、米側といたしますと、これがもし復帰前なりせば米側が支払ったであろうその金額よりも相当程度上回る、そういうことになるわけでございまして、つまり、ずっと沖縄の退職金の支払い制度で継続した場合と、ずっと最初から本土の制度で計算した場合との差額が相当に大きくなる。その相当に大きくなるというのはいくらも大きくなるのかと、こういう計算をいたしまして、それが約七千五百万ドル程度というふうな結論がなつたわけでございます。

そこで、お尋ねの、それではどういう計算方式をとったのか、こういうことでございまして、これは種々非常に大部なものでございまして、要約いたしますと、まず、復帰時において軍労働者を何人とするかというの、約二万人でございまして、そうしまして、平均、切りかえ前に十年勤続しておつた、それから復帰日後十五年間に毎年平均して約二万人の方々がやめていられる、こういう前提をとったわけでございまして、これは十五年間というのは、大体本土におきましますところの在籍者につきましては実績で、十五年たちましますと大体全部やめていってというの現在の実績であるために、この十五年間というのをとつたわけでございまして、つまり、基本線は、復帰前十年、復帰後十五年間に平均してやめていく、それから人員は約二万人。それから、その場合に、退職金も、御承知のように、整理退職、それから自己都合の場合、あるいは定年退職といたして、これは計算方法が違いますが、これも最近十年間の実績によつてそれぞれパーセントを出しまして、そうして乗じたわけでございまして、それから給与。問題は、返還日後やはり毎年給与がアップしていくわけでございまして、これも書近の実績等を勘案しまして、一〇%ずつ毎年給与が上がつていく、そういう前提をとつて計算したわけでござい

ます。以上が基本的なファクターでございまして、算術計算をいたしまして出したわけでございまして、

○床次委員長 上原君に申し上げます。

理事会の協議に基づく補足質疑でありますので、この点御了承の上、その範囲内で簡潔に質疑を進められるよう御協力をお願いいたします。

○上原委員 来週も審議は続くと思うのですが、少しは質問させるようにひとつ御配慮をお願いしたいと思います。

○床次委員長 いや、これは理事会できめてありますので、常識の範囲内でおとめをいただきます。

○上原委員 外務大臣にお伺いいたしますが、いま大臣の御答弁なりいろいろありましたが、端的に申し上げて、この金はアメリカがやはり負担すべきものだとお考えですか。

○福田国務大臣 ほうっておきますと、アメリカはアメリカ方式でいままでの給与体系でいくだろう、こういうふうな想像されますので、そこで特に日本側は資金を提供いたしまして、内地並みの待遇をしてもらいたい、こういうふうないたしました次第でございまして。

○上原委員 資金の要求については、米側が要求したわけですか、それとも日本側が申し入れたわけですか。

○福田国務大臣 アメリカ政府に対しては、内地並みの待遇をしてもらいたいという要求をしたわけですが、しかし、それをアメリカがえんじない。そこでわれわれは、日本側より資金を提供するということにしたわけでありまして、資金の提供自体は、わが国がそういう申し出をしたわけでありまして。

○上原委員 どうもこの点も納得がいけない面があるわけですが、私は、軍雇用員のそういう待遇改善することに異議を申し上げているわけじゃありません。しかし、この七千五百万ドルという金は、復帰の時点において雇用員個人にいく金じゃないわけですね。やはりアメリカ側に一括してつかみ金としてあげる。同じく日本政府が補てんするのであれば、現在だつて日本政府が格差は埋めているわけなんだ。アメリカ側にやらずに日

本政府ができない相談じゃないのですがね。なぜ七千五百万ドルというの、わざわざアメリカにやつて、アメリカがまた計算をするというふうなまだるっこしい方針をとつたのか。ここに何か不純なものを感ぜざるを得ない。その点どうなんですか。

○前田政府委員 お答えいたします。

現在、本土における退職金の支払い方法というのは、これは御承知のように、労務基本契約に基づいて米側が払うことになっておるわけでございまして。したがって、これはどういう給与制度、退職金制度にしましても、そういう米側が払う、こういう現在の本土の制度へ乗っけて、そしてそれによつて余分の経費がかかる分をアメリカ側に支払う、こういうった考え方でございます。

○上原委員 委員長の注意もありますので、この件については十分な資料をひとつ提示をしていただきたいと思ひます。よろしいですか。

○前田政府委員 承知いたしました。

○上原委員 一点だけ通産大臣にお尋ねをしておきたいと思ひます。

海洋万博の問題が非常に大きくクローズアップされております。本委員会でもその議論はありましたが、敷地の選定については琉政側にまかすという立場をとつておられるのか、端的にその点を説明して、もう一つは、海洋博の問題については、基本的にはわれわれも賛成いたしますが、しかし、あくまでも沖縄の将来の経済開発につながるということ、そしてあと土地利用というもの、一部の特権階級の権利擁護、利益擁護というふうなことではなくして、沖縄の立地条件、地理的条件というものを将来においても生かしていくという立場での十分なプランでなければならぬと思ひます。この二点について、基本的な考え方を明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○田中国務大臣 沖縄海洋博の候補地については、二、三申し込みがあります。ありますが、い

ま御指摘がございましたように、将来の活用もございまして、投資メリットを十分考えなければならぬこととございまして、現地の事情も十分調査をしなければならぬと考へます。もちろん、沖縄県民の意思を最大に尊重することは当然のこととございしますが、最終的な場所の決定は、政府を中心とした懇談会等が、いま会議を続けておりますので、沖縄の意思を尊重しながら最終的に政府が定める、こういうことになると思ひます。

○上原委員 ひとつ、あくまでも沖縄経済開発全体という大局的な立場で考へていただきたいし、自民党の派閥で候補地をきめることのないように、特に念を押しておきたいと思ひます。

次、基地問題だけ聞きますとあれなんで、一点だけ総務長官にお尋ねをしておきますが、いわゆる復帰に伴う琉球政府公務員の身分引継ぎに関する官公労と琉球政府との協定というものが、昭和四十六年八月二十六日に文書で結ばれております。この中には、身分引継ぎの件について、あるいは任用について、給与切りかえについて等、詳細に規定をされている。もちろん、琉球と官公労の取りきめであるにいたしましても、中身はみんな復帰との関係において取りきめられております。そういう意味で、これを十分尊重した形で今後公務員の身分引継ぎの問題なり給与の是正というものをやっていくというお考えに立つておられるのか、あるいはまた、この中身について御案内だと思ひますので、どういうふうにお受け取っておられるのか、一応明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○山中国務大臣 大体尊重する意思を持っておりますが、しかし、復帰後も年次休暇の買い上げ等の措置等がもし入っておれば、その点は困難である旨、繰り返し申し上げているとおりでございします。

○上原委員 この件につきましては、内閣委員会等でまた中身について触れていきますから、十分尊重するようにひとつ御配慮をいただきますと思ひます。

そこで、毒ガス問題に入る前に、総理にここで一言だけ伺いをしておきたいわけですが、あと二、三日しんぼうしてすわっておられれば沖縄問題はすべて片づくのだというお気持ち、あるいはお顔のように見えるわけですが、私は、ここであらためて強く総理の見解を求めたいことが一つあります。

予算問題を含めて、新年度の予算問題というのは非常にシビアな面が出てくると思ひます。ドルの問題あるいは円の切り上げ問題等、そういう意味で、総理がこれまで強調してこられたように、ほんとに豊かな沖縄、明るい沖縄というものを建設していくということであるならば、新年度の予算においては、沖縄協定あるいは関連法案が片づいたからというようにしないで、ほんとに積極的な具体的な施策を進めていく予算の裏づけというものをやらなければ、全然前進をしないと思ひます。そういう意味で、総理的な予算において十分配慮をするということ、ぜひ総理の見解というものを明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 総務長官から、沖縄県の予算等については要求書が出ております。まだ、私の手元にきておる、こういう段階ではございせん。しかし、ただいま言われるように、格差のあることはもうしばしば指摘したとおりでありますし、ぜひぶん御苦労の多かった事例を考へると、できるだけ早い目に本土並みの地位まで引き上げるようにしなければならぬ、かように考へておりますので、仰せになるまでもなく、私自身も予算の編成についてはもちろん重点的に考へる、このことをはつきり申し上げておきます。

なお、私は、二、三日で片づくというような顔をしてはいるか知りませんが、これはとんでもない話で、衆議院の段階は終わるかも知れませんが、参議院があるのをごさいます。でありますから、これはそういうような感じで私はつとめておるのじゃないのをごさいますから、それだけは

もう少し御同情を賜わってしかるべきではないか、かように私は思ひます。

○床次委員長 先ほども申し上げたのですが、どうぞ結論をお急ぎください。

○上原委員 いろいろ御熱心にやっていらっしゃるといふことは認めるにやぶさかではありません。まあ雑音もだいぶ出てきたのですが、私が申し上げたいのは、返還協定というものがああいふうなかつたところで片づけられて、関係法案だけ慎重に審議をしたのだ、それはあくまでも県民向け、国民向けのポーズでしかあり得ない。私たちが最も重要視しておった返還協定というものがもつと掘り下げられねばならなかつたということを、私は強調しておきたいわけですが、基地問題を含めて、まだまだ疑念が相当あるじゃありませんか。そういう点をぜひ総理御自身も十分反省をさせていただく面は反省をさせていただいて、先ほど申し上げた面については特段の御配慮をいただきたいと思ひます。

そこで最後に、この間の委員会でも毒ガス問題についてお尋ねをいたしました、また昨日、私が疑問点と思はれる点について五点左右あげてございしますが、これについてどういふふうに調査あるいはまた米側との交渉をなさつたか、まずその説明をお伺いしてみたいと思ひます。

○福田国務大臣 毒ガス問題につきましては、去る九月十日に完了いたしました、こういう旨が米軍から通告されたわけでありまして、しかし、上原さんから御指摘の点もあり、また新聞等にも報ぜられるところがありまして、さらに米國政府に対して確認をいたしました。確認を求めましたところ、米國政府は、毒ガスはもとより、化学兵器、生物兵器、一切もうあり得ないということをご正確に回答してまいっております。

なお、詳細につきましては、必要がありますれば政府委員からお答えをいたさせます。

○福田国務大臣 アメリカ大使館に要請をいたしまして、その確認を得たわけでありまして、詳細必要でありますれば、政府委員からお答え申し上げます。

○上原委員 私が特に疑問点としてあげました、いわゆる従来毒ガスが貯蔵されておった地域、レッド・ハット・エリア、そこについては再点検をなさつたわけですか。あるいは、もしいまの御答弁からすると、ほんとうに毒ガスがないということであるならば、知花弾薬庫の貯蔵庫一帯を再調査、再点検をしてもいいという合意まで取りつたわけですか。

○福田国務大臣 再点検はいたしております。また、再点検をするという合意もしております。しかし、アメリカ政府の回答、また軍当局の説明、こういうものから総合いたしましたして、私どもはアメリカの回答を信頼をする、こういうことであります。

○上原委員 点検にはアメリカ側は応ずるということですか、それとも応じないのですか。(「施政権が連う」と呼ぶ者あり)

○福田国務大臣 点検の話はしておりません。

○上原委員 施政権が異なるから困るのです。点検をしないので私が指摘をした疑問点が解消するといふわけにはまいりません。現に、私はここに地図を持ってあります。現に二六七部隊がおった地域には一六七、一七五の武器中隊というものが配置がえされておるじゃありませんか。だから私たちは、レッド・ハット・エリアだけじゃなくして、その周辺の貯蔵庫に至るまで点検をしない限り、毒ガスというものが完全に抜かれたという確証にはならないといふことを当初から強く指摘をしてまいりました。アメリカ側は、九月の十日の調査においても、周囲の貯蔵庫の点検というものを拒否しております。ほんとうに自信をもつてアメリカ側がないという確証を与えるというならば、なぜ点検ができないのですか。そこに大きな疑惑が隠されている。外務大臣はそういうふうに

はお考えにならないのですか。

○福田国務大臣 アメリカ政府の回答並びに米軍当局の説明で、その説明なり回答がこれは真正である、そういう心証を得たがゆえに、点検の必要は認めません。

○上原委員 いまのおことは重大ですよ。日本政府としては点検の必要は認めないということですか。アメリカ側が認めないと言っているのですか。

○福田国務大臣 日本政府が要請をしなかった、こういうことであります。

○上原委員 防衛庁長官にお尋ねをしたいと思ひます。

これまでも、核問題を含めて基地の総点検問題あるいは調査というものがやりとりされてまいりました。中曽根元防衛庁長官も、核問題を含めて基地の総点検をやるということを国会で答弁もなさいましたが、その後、いろいろ野党の追及なり事情の変化等によって後退をされておられる。私は、少なくともこれだけの事実をあげて、毒ガスがまだ残っているんじゃないかというところを提起をしているわけです。担当大臣として、そういうような形で、ただアメリカがないと言うからないんだと、子供の使いでもあるまいし、ほんとに基地を具体的に点検をして、国民の不安というものの、国民の疑惑というものを晴らす、そういう姿勢というのをお持ちじゃないのですか。私はいまの外務大臣のお答えは非常に重大だと思ひます。

○江崎国務大臣 お話ですが、私、外務大臣のいまお答えした意味がわかるような気がするのです。それは、御指摘もあり、大使館筋を通じて、毒ガスという問題ですから、これは厳重に調査を依頼し、一体あるのかないのかということを開いたのに対して、いろいろの事例をあげて、ありませんと——われわれが仄聞しておりましたが、すでにジョンストン島に移動をしたもの部隊はもう帰休したものもある、帰ったものもあるというふうな報告もあるやに聞いておりますが、これ

はどうぞ詳しくは事務当局からお聞き取りを願いたいのですが、向こうが信頼関係に立って、いまだにかく返すと言っておる段階で、われわれのほうからもきびしくこれを追及して、絶対ありません、こういう回答があれば、これは一応やはりこの段階で信用をする。信頼感の上に立って戻ってくるわけでありますから、この点はひとつ上原委員にも御理解を願いたいものだと思います。

○床次委員長 上原君に申し上げますが、だいぶ時間が過ぎて、なお質問者が残っておりますから、その点を御考慮いただきまして御協力をいただきます。

○上原委員 事務当局の答弁も求めたいわけですが、じゃ、私がこの疑問点の中で、三つ目に、十月の二十一日に天願橋からジョンストン島へ毒ガス兵器が運ばれた疑いがある、これについてはどういう調査をなさったのですか。

○吉野政府委員 実はわれわれとしては、すでに去る九月十日をもってすべて沖繩地区の毒ガス兵器が撤去されたという九月二十日付のランバート高等弁務官の屋良主席あての書簡で十分でありますと思っておりますが、先般、一部の新聞に、まだ相当量の毒ガスが貯蔵されておる、あるいは本国会でも問題になっておる、こういうことでありますから、念のためにさらに米側に確認を求めましたところ、米側は、毒ガス兵器を含む生物、化学兵器はむろんのこと、枯れ葉剤も一切存在しないということを明言してきた次第でございます。

なお、先生御指摘の一七五武器中隊及び一三七武器中隊でございますが、いずれも通常の兵器を取り扱う中隊でありまして、それから二六七化学中隊につきましては、先般の毒ガス撤去作業が終了いたしました九月二十七日に解団式を行ないまして、当時の現員百三十名のうち八十五名はすでにジョンストン島へ移駐して、残余は一般の兵たん支援及び保安業務に要員として配属されております。なお、一部はすでに除隊されて帰っております。

なお、シー・リフト号につきましては、いまは毒ガスの撤去作業ではなくて、一般の普通の輸送業務をやっております。

レッド・ハット・エリアにつきましては、毒ガスの貯蔵庫が新設されておるとか、あるいは補強されておるといふ事実は、これも米側は、全くない、その毒ガス兵器の輸送されたあとの貯蔵庫は、これまで野積みになされていた通常の兵器の貯蔵庫として利用されておる、こういうことになっております。なお……

○上原委員 その説明はわかるのです。それは要らないのです。

○床次委員長 政府の答弁はお聞きを願うことになっております。

○吉野政府委員 なお、これは御存じであろうと思ひますが……

○床次委員長 簡潔に答弁をお願いいたします。

○吉野政府委員 九月十日、毒ガスの倉庫、六十一カ所のイーグルを、ランバート高等弁務官と高瀬準備委員会代表と屋良主席代表が代表して総点検を行なっております。これは御存じのことだと思ひます。

○上原委員 私がお聞きしているのは、十月二十一日に天願橋からジョンストン島へ毒ガス兵器が運ばれた疑いがある。ここにアメリカの出荷表があるわけですよ。この中にちゃんと入っております。それを皆さんがどういふふうな調査したかというのを聞いておる。そんな長つたらしい説明は要らぬですよ。それくらいのことば私だってわかっておる。

○吉野政府委員 先ほど申し上げましたとおり、九月九日をもって撤去作業は終わりました。その後はシー・リフト号は普通の通常の輸送業務を行なっております。

○上原委員 その十月二十一日付で出荷されたものがどういふものか、あらためて調査を願いたいと思ひます。これは保留しておきます。

あと一点だけ伺いをいたしますが、皆さんは、現在レッド・ハット・エリアに酸化エチレン

貯蔵施設があるということはお認めになるのですか。

○吉野政府委員 レッド・ハット・エリアは、先ほど申しましたように、通常の兵器の貯蔵庫としていま利用されております。

そこで、御指摘の酸化エチレンガスが入っておるかどうかということは、先方は確言しておりませんが、これは御存じのとおり、通常の原料物資でございます。プラスチックの製造その他に通常使われておるものでございまして、これは毒ガスではございません。

○上原委員 防衛局長いらっしやいますか。——コンタミネーテッド・エリアというのは、どういふふうな軍事用語上といつていらっしやいますか。

○久保政府委員 承知いたしております。

○上原委員 じゃ、この件も調べてください。コンタミネーテッド・エリア、知っておつてそういう御答弁なら、ちょっと困りますよ。

そこで、私が指摘をしておることは、皆さんは、酸化エチレン貯蔵施設があるかないかわからない、あるいは通常兵器だといふようなことでお逃げになっているわけですが、現にこの地図にもそういうものはあるのです。現在もある。そして、このことはどういふことかと言いますと、これは外務省が提出しておる本なんです。『化学・細菌(生物)兵器とその使用の影響』というの。ウ・タント国連事務総長の報告書の中にこういうことが書かれております。「マスタードガスや窒素マスタードガスは、酸化エチレンから比較的簡単な過程で生産できる。二十五万トンの酸化エチレンから約五十万トンのマスタードガスが生産されるだろう。」ということがこの本でも明らかになっているのです。だから、アメリカがこの酸化エチレン貯蔵施設というものを現に保有しているというところは、いつでも緊急の場合は毒ガス弾をつくることのできる。その施設はアメリカは依然として留保をしているわけなんです。こういうものがあるということ自体が、毒ガスが全然ない

という保証にならない。その点、どう思うのですか、外務大臣。ちゃんとこの本にも書いてある。

○久保政府委員 私どもは、酸化エチレンガスがそこにあるという事は承知いたしておりました。

○上原委員 じゃ、いま酸化エチレンから比較的にマスタードガスが生産できる、そのことはお認めになりますか。

○久保政府委員 化学方程式からいうとちよつと違うように思うのですけれども、マスタードはH系統でありますし、酸化エチレンガスは、ここに化学方程式がありまけんけれども、別のものではないかというように思いますが、この点は確認をいたします。

○床次委員長 上原君、どうぞ簡潔にお願いします。

○上原委員 それもぜひ調べていただきたいと思うのです。これはただきょうで済むということじゃありません。そのほかにもいろいろ資料がございますけれども、委員長の再三の注意もありまして、これだけにしておきたいわけですが、これとの関連で山中大臣にお伺いしておきたいのですが、第一次、第二次の毒ガス移送の休業補償についてはまだ十分になされていない。十分というより、ほとんどなされていないわけですね。もちろん、その経緯については私はある程度知っております。ですから、こまかい点はお伺いいたしません。が、やはり年内にこの休業補償の問題について私は解決をすべきだと思っております。つまり金で七千万ドルをアメリカにやるならば、三十五日間、四十日近くも毒ガス移送に苦しめられた県民の休業補償なり生活補償というものが、軽く考えられてはならないと思うのです。琉政側の立場というものもあるとは思いますが、これについて、ぜひ本土政府としても年内解決をめどに積極的にやっていくという方針があらうのかどうか、お聞きをしておきたいと思うのです。

○山中国務大臣 私のほうは、毒ガス撤去に関する経費を本土側から支出いたします場合に、撤去

が確実に終わった後において、休業補償については、琉球政府のほうから資料を持ってこられたら、本土政府のほうで予算処理をいたしますという事を約束いたしてありますし、先般主席が来られました際にも、局長も同席の上で、お出しくださればいつでも支出をいたしますということを申し上げておるわけでありました。

○上原委員 琉政から出ていないということですか。

○山中国務大臣 そのとおりです。

○上原委員 少なくとも出されていると私は理解をしますが、いま大臣の答弁でありますので、出された段階においてはすみやかに善処するよう、あらためて要求しておきたいと思っております。

そこで、私は、十月二十一日、天願橋橋からジョンストン島へ毒ガス兵器に類似したものが運ばれたということをお知らせしました。ここにその一部の資料がありますから、これを資料として提起しておきたいと思っております。

それと、先ほどの御答弁ですが、酸化エチレンはマスタードとは違うということでしたが、その御答弁になりますと、この本そのものを否定することになります。もう一度念を押しておきますが、全然違うのですか。

○久保政府委員 私の手元の資料だとちよつと違うように思いますが、自信がありません。

○上原委員 そういふ自信のない答弁で、人の調べた資料を全部否定するような御答弁はどうかと思っております。いずれにいたしましても、きょうは時間が来ましたのでこの程度にいたしますが、先ほど申し上げたコンタミネーション・エリアというものの、あるいはいまの私が提示をした資料、さらに酸化エチレンからのマスタード生産の過程等について、政府の資料を提供していただきたいと思っております。

そこで、最後にお伺いをいたしますが、こういう議論というのは、えてして、われわれがいろいろの困難を乗り越えて調査をし、問題を提示して

も、アメリカにお伺いを立てたが、ありませんでしたという通り一べんのことで、核問題を含めてこれまですれ違いになっていくわけなんです。それはなぜかという点、やはりアメリカの基地を点検できないというところに問題がある。そういう意味で、どうしても毒ガスの問題とか核兵器の問題については基地の点検というものをやらなければ、県民や国民の疑惑というものは晴らすことにはならない。その点、あらためて、外務大臣なりあるいは防衛庁長官、できれば総理に――今後こういう問題というのはたくさん出てくると思うのですが、政府としては、いまのように、アメリカに伺いを立てたが、聞いてみたら、ありませんです、それを信じなさいということ、現在も、復帰後もやっていくつもりなのかどうか、この点についてあらためてお伺いをして、私の質問を終えたいと思うのです。

○福田國務大臣 点検ということは、これは基地の性格上非常にむずかしいことじゃないかと思っております。しかし、国民の間に不安がある、疑いがある、それに対しては、これを説明する義務が政府にあると思っております。そのための、そのときどきに対しまして適正なる処置をとります。

○上原委員 あと三点保留になっておりますが、またいずれかの機会にやりたいと思うのです。総理のこの問題に対する御見解は別にありませんか。

○佐藤内閣総理大臣 ただいま外務大臣が答えたとおりであります。私は、党の立場が違っております、それが一つの問題じゃないかと、かように思っています。と申しますのは、米軍がいなくなれば、それはもう何にも心配なものはないわけでありまして、私も、日米安全保障条約、これを結んでわが国の安全を確保しております、こういう立場であります。皆さん方のほうは、安保体制は否定しております。そこでだいたいのような問題についてお伺いします。そこでもう一度、私どもは、安全保障条約を締結しております、その関係におきましてアメリカとの深い信頼関係に立っております。

ます。したがって、先ほど来申し上げますように、いろいろ外交的な折衝をしてそうして確言を得れば、それでわれわれの心証はでき上がるのであります。信頼のないところに安全保障条約などはあろうはずはございません。したがって、その立場が非常な変化を来したおる。どうも立場の相違ではないかと、かように思っております。

○上原委員 もうやめようかと思つたのですが、そういうふうにおつしやられると困る。

○床次委員長 時間が来ておりますから、簡潔にお願いします。

○上原委員 じゃ、安保条約は毒ガスも核兵器も置いていいということなんですか。そういうことじゃないんです。いまの総理のおことばはそういうふうにもとれます。私はいま安保条約の問題については話していません。毒ガスや核兵器があるであらうということ指摘をされているわけなんです。それを見解の相違として片づける、そこにやはり沖縄に対する総理の理解の足りなさ、毒ガスや核兵器も容認するといふ総理の姿勢というのが出てくるのじゃありませんか。

○佐藤内閣総理大臣 核兵器や毒ガスがあつてい、かように私は申し上げておりました。私どもは、国会においても非核三原則をちゃんと確認しております。また、核の持ち込みについても、あらゆる場合においてノーと言ふ、これはもうはっきり過日の委員会において答弁したばかりでございます。したがって、ただいまのようなお話は困ります。私が申し上げるのは、相互信頼があつて初めて日米安全保障条約、これができ上がっているんだ、したがって、アメリカ側が、われわれが相談をしたら、そういうものはありませんと言え、そうして、なるほど、ないなあというような状況下であれば、われわれは、ないというのを信頼する、こういうことであります。沖縄の毒ガスの相違をいたしまして、あらゆる施設をして、そうして避難までして、そしてこれで完了いたしました、かように言ってきたら、われわれがそ

○床次委員長。次に米原昶君。

の権利を復帰後も認めることになっている愛知外

力の施政権下における布令ですね。あの布令――

とで出された布令というものも合法的であるとい

第二頁第三号 中羅及北方問題ニ関する條約

それは、たとえば例のガルフの問題です。石油

セントだとの契約書に書いてあります。二十セ

クになっておる。そういう契約が結ばれておるわ

昭和四十六年十二月十一日  
委員會會議錄第十二号

きまして、例のシーバース、海中棧橋ですね、こ

た。大体その程度のものを日本の漁協はアメリカ

がみんなこれに更乗して、軍事基地並みのやり方

100

米原さんが御指摘になったガルフの問題、そう

○米原委員　もちろん、返還後に布令で保護され

結局施政權下で適法に取得されたものだというこ

五五

この地上権設定契約は、これは土地借賃安定法、これによって結ばれておる、こういうふうな理解できるものであります。その限りにおいては、これは私は適法にできている、こういうふうに見ておられます。

○米原委員 その中で、じゃ、この契約そのものは一応有効なものとして引き継がれることになりませんか、問題は。

○福田国務大臣 私も、その具体的なケースのことについて詳しい知識を持っておりませんが、よくそのケースについて法的なことは申されませんが、かりに借賃安定法に基づいてこの地上権契約が結ばれておるというのでありますれば、それは私は適正である、こういうふうな考えます。

○米原委員 そこで問題は、借賃安定法に基づいて書かれておるんですがね。もう一つ問題があるのです。借賃安定法に基づいての最高借賃ですね。これが地料の基準になっているわけですね。ところが、返還されますともうそのときには日本の法令が適用されるので、これは民法らしいですが、借賃安定法というものはもう存在しなくなるわけですね。その場合に、この借賃の項目は——契約は一応有効としても、この地料の借賃をきめたものがいまの向こうの法律ですからね、これは適用されないというふうな理解すべきです。そう思います、どうですか。

○福田国務大臣 沖縄返還後におきましては、これは日本の法令によってその契約は保護される、こういうことになりましたので、布令は一切その時点で失効をするということになるわけです。その先、一体それとどういうふうな調整するのだという問題になりますと、これは法務省なりあるいは私のはりの条約局長なり、適当に御説明申し上げます。

○川島（一）政府委員 お示しの地上権設定契約でございますが、この契約は、沖縄の法令、つまり沖縄で施行されております民法に基づく契約であるというふうな考えられます。したがって、いまして、

この契約が具体的にどういう事情によって締結されたかということによって、はたして適法なものであるかどうかという点が判断されるわけでございますが、一応この文面からだけ判断いたしますと、形式的には形の整った地上権設定契約がなされておるわけでございますから、復帰後におきましては、この地上権はそのまま存続するものが普通の解釈であろうかと思えます。問題の第五項でございますが、ここにございまして「地代の改定は、現行土地借賃安定法」云々という規定がございまして、この現行土地借賃安定法というのは沖縄の立法でございまして、沖縄が日本に復帰いたしますと効力を失いますので、このただし書きの条項は、その部分だけが失効する、このように考えております。

○米原委員 では、さらに問題を進めましょう。実は私が行ったときにすでに出したあんなだったんですが、この島の土地を取られた人たちが、とにかくこういう地上権設定というふうな契約を結んだけれども、経過を聞いてみますと、あまり内容を知らないで、あとでびっくりしているんですね。そうしてガルフ本社に対して照会状を出しているんですね。相当長いものですから簡単に言いますと、契約を見たところが、ガルフ側だけが一方的な契約解除権を持っていて、平等な立場になつていない。それから契約の中に、地下水の優先権は住民にあるということが書いてある。ところが、御存じのようにことしはたいへんな干ばつで水がない。ところが、ガルフのほうにはボーリングをやつて水を揚げたらしんですがね。その調査の結果も、契約の中では優先権は住民にあると書いてあるのに、会社のはりがやっていると、それから、私たちがガルフの本社を見に行ったときも、これは会社の支配人が私たちに説明したので、世界一の公害防止施設ができていて、こういつて自慢しておりました。私全く笑ったのです。一日と十月十五日にたいへんな公害問題を引き起こしたわけですね。今度の新潟における同じよう

な事件です。金武湾を全くよこしてしまつたのです。そして、ガルフ用地の売買は、地主に買ひ受け人選の自由があると思うが、どうか、それから地代の改定をしてくれ、こういうふうな要望書を出している状態なんです。当然この問題は今後の問題として大きな問題になってくると思うので、ひとつ総務長官のほうでも、全くひどい契約ですから、この問題を正當に解決するようにやつていただきたいという要望を申し上げます。

た問題は、こういう形でアメリカ資本が進出、島を一つ取つてしまふというふうな形で進出し、そこが、まるでこれに右にならえですね、そこが日本の大資本がずつと入ってきつたところ、ということですね。これは新聞や雑誌でもかなり報道されておりますが、この島を持っていてる手那城村当局との間に三葉開発が買収をかわしてあるわけですが、それによってこの平安座島とその向うにある宮城島、この間を六十万坪、これを埋め立てる。埋め立ては簡単なんです、御存じのように、サンゴ礁がはいりありますからね。埋め立てるのは、内地であらう臨海工業地帯をつくるのと比べてはるかに簡単にできるわけですね。六十万坪の埋め立て地をつくる、そして手に入れる。埋め立てる場合は、そういう会社が金を出してのにするのが普通です。ところが、この場合はもう土地そのものが三葉のものになるのです。そういう覚悟をかわしているわけですね。そうして三葉開発のほうは、わずかな村道とか公共施設を若干つくるというところで六十万坪の土地を、そり手に入れるわけですね。そういう覚悟を交換してあります。そうして、埋め立てるわけですから、当然漁業補償の問題が起きますが、漁業補償の責任も村のほうを負う。補償の金は会社から出すらしいけれども、いざこざ、そういうのもめごとをおさめるのは対のほうの責任だ、こういう驚くべき覚悟を交換しているのです。

この三葉の計画が一方で進む中で、これも報道されておりますが、アラビア石油、これもことし八月に外資導入の申請をやつて、この先の、埋め立てるまた先の宮城島、そこに五十万坪の土地をとる。さらに二十万坪、七十万坪ですね。五十万坪は貯油施設です。そして二十万坪の精油所、こういう計画を進めている。これはいろいろ新聞や雑誌にも報道されております。

そういう中でさらにいろいろ石油会社が乗り出してきて、結局、通産省のほうでは、ガルフ、アラビア、三葉、共同石油、丸善石油、五社でここに世界最大の一千万トンの貯油施設をつくるような計画を考へられておるようでもあります。というのは、来年度の計画を見ましても、どうもそういうことを考へられておるようでもあります。こういう点で、何かあの一帯にさらにアルミ工業も進出しようという話がこの前からも新聞に出ておりました、通産大臣は、そのほうでも何か沖縄アルミのほうにも行かれてこの前話をされたということが新聞に載つておりましたね。

この石油企業、それからアルミ企業、こういうものは、本土ではいま一番の公害企業だとい一般にいわれております。それで公害を方々で起こしておる。行きますと、十分な施設をやりますからと、どこの会社でも言いますが、あとは必ず大公害を起しております。鹿島臨海工業地帯なんか典型的な例です。それからアルミ、これも公害を起すというふうなきられておる企業です。どっちかという公害企業と一般的にいわれている。まるでそういうのがそろつていまして、いた金武湾の一带に進出しようとしておるようですが、これに対して通産省はどういうお考えか、大臣の見解を聞きたいのです。

○田中大臣 金武湾開発の一つといたしまして、アルミ工場を四十五年十二月に設立をいたしまして、四十九年に製品を出すという計画でございまして、この計画は、アルミ二十万トンの計画でございます。しかし、その後アルミの市況が非常に悪くなつておるといふこともございまして、そういう意味で、いま琉球政府と話し合いをいたして、少し計画を延ばすということでございます。

○田中大臣 金武湾開発の一つといたしまして、アルミ工場を四十五年十二月に設立をいたしまして、四十九年に製品を出すという計画でございまして、この計画は、アルミ二十万トンの計画でございます。しかし、その後アルミの市況が非常に悪くなつておるといふこともございまして、そういう意味で、いま琉球政府と話し合いをいたして、少し計画を延ばすということでございます。

○田中大臣 金武湾開発の一つといたしまして、アルミ工場を四十五年十二月に設立をいたしまして、四十九年に製品を出すという計画でございまして、この計画は、アルミ二十万トンの計画でございます。しかし、その後アルミの市況が非常に悪くなつておるといふこともございまして、そういう意味で、いま琉球政府と話し合いをいたして、少し計画を延ばすということでございます。

○田中大臣 金武湾開発の一つといたしまして、アルミ工場を四十五年十二月に設立をいたしまして、四十九年に製品を出すという計画でございまして、この計画は、アルミ二十万トンの計画でございます。しかし、その後アルミの市況が非常に悪くなつておるといふこともございまして、そういう意味で、いま琉球政府と話し合いをいたして、少し計画を延ばすということでございます。

なお、アルミは二万円くらいのコスト高になるという見積もりでございまして、このために二万円相当分のコストダウンの処置をいろいろな政策でいまして考えておるわけでございまして。いま御指摘になったように、これは沖縄住民も琉球政府もこれが進出を望んでおるわけでございまして。また、そういう意味で、大型の発電所もつくって特に低廉な電力を長期安定的に供給しようという大がかりなものでございまして、ぜひ実現をしたいと思っております。しかし、公害の面に対しては、これはもう理想的な、公害のない工場ということではめられるようなものをつくらなければならぬということで、通産省も大いに熱意を持っておるわけであります。

なお、石油の問題はまだ埋め立ても終わってありませんし、計画はございしますが、これらの問題についても、公害のないように通産省は格段の指導をまいりたい、こういう考えでございまして。

○米原委員 まだ埋め立てができていないというのは事実ですけれども、通産省、非常に積極的です。来年度の概算要求を見ても、この一帯における貯油施設の調査費用として五千百十五万円、予算に計上されていきます。非常に積極的です。

そこで、今度の法案のことを聞きたい。この沖縄振興開発特別措置法、この法案によるところの工業開発地区というのがあります。つまり、特別にこの地区に指定されると税金をまけてもらって優遇されるわけです。いろいろな条件がついていくわけですね。地区が指定される。いまお話しになったアルミのほうは、いままさぐでなく、少し延びるらしいけれども、石油企業、こういうものがいろいろところに入っていく。大体この法案でいわれている工業開発地区というのは、いま言いました金武湾のあたりなんかが事実そういうところになるように思えるのです。いまの動きからしますと、それから通産省自身が予算を要求して、こういうところの貯油施設をつくるための調査費まで

予算の概算要求に出ておる。こういうところを見ますと、沖縄振興開発特別措置法の中の工業開発地区というのは、大体こういうあたりなんだ。金武湾のあたり、あるいは中城湾、大浦湾あたりなんだ。ところが、これは通産省の文書にも出ておる。あるいは、この法案の中にいう特定事業所ですね。特定事業所というのが沖縄振興開発特別措置法の中にあります。つまり、特定事業所を指定して、これは工業開発地区全体が減税とかいろいろな措置で優遇されるとともに、指定された特定事業所がさらに優遇されるわけですね。そういうふうになっている。こういう、この法案でいう工業開発地区とか特定事業所というのは、いま大体構想されているような、こういう精油施設とか貯油施設、それからアルミ工業、こういうのが集中的にこのいわば沖縄本島の東部海岸、あの一帯に出ようとしておりますが、大体こういう構想をさして言っているのかどうかという点を聞きたいわけですね。

○山中国務大臣 沖縄振興開発特別措置法案の第三章「産業振興のための特別措置」で、「工業開発地区の指定」並びに「特定事業所の認定等」それらに関する一連の租税その他の恩典について記載してございまして、通産大臣からもたびたび本土との対比のパーセントを引いてお話しになっておりますように、沖縄県、これからの未来については、やはり第二次産業というものを重点に考えなければならぬ。ことに、沖縄本島において、制度、あるいは米軍の撤退その他によって、離職したり、転業したり、そういうような人たちが、新しく卒業する若い連中の本土流出を現地の雇用で吸収するために、どうしてもやはり沖縄本島においてそういう工業開発地域というものが考えられなければならぬだろうということにおいて、私は、私どもはその姿勢を持って臨むわけであります。これは、沖縄県知事が申請したことを起点として、その申請に基づいて審議会の議を経てきめるわけでございまして、現地の意向というものを十分に尊重するわけであります。したがって、

て、その地域に対して定められた条件に合致する企業が進出をいたしますと、特定事業所の認定が行なわれて、それに対する税法その他の特典措置が行なわれるという、計画だけを申し述べますならば、そういうことでございまして。ただ、場所等については、先ほど申された中城湾、金武湾、それから大浦湾、大体その一帯になるであろうと考えるわけでありますが、将来の北部の水系からの工業用水等の取水を考えると、琉球政府のほうと話をしなければ、最終的にはまだその意向も確かめておりませんが、やはり東海岸だけということもどうであろうかというようにも考えております。西海岸の中、北部のほうは琉球政府立公団になっておりますので、その自然保護との関係を慎重に運んでいかなければならぬと考えます。

○米原委員 そういう一般的な意味ならわかるわけですが、問題は、第一にガルフがすでに進出して相当問題になった公害を起こしてしまっています。それから、実際にいきそうなのは、まず石油企業です。これもかなり具体的な話し合いが進んでいるし、それから、すでに琉球政府に対する申請も出ているところがかなりありますし、許可のあたりもありまして、そうしますと、実際には一番公害を起こしやすい工業として典型的なものがある。これは現地で集中的に移ってくるんじゃないか。これは現地でも非常に心配している。もちろん、いま長官は、現地の意向を尊重してとおっしゃいましたけれども、現地の意向は、ある意味では、琉球政府の復興措置に関する建議書にもこの問題が出ています。つまり、「臨海型装置産業」——石油とかアルミのことを言っているように思いますが、「臨海型装置産業」の場合、雇用吸収効果ならびに自治体財政への寄与も少ない反面、逆にその誘致には、産業基盤整備のための財政支出が大きく、しかも公害発生危険は避けられないのであり、誘致企業の選定にあたっては、慎重な配慮が必要であります。琉球政府の意思としても、公害企業をこんなところにあまり持っ

てきてもらっちゃ困るという、これがすでに出てくるわけですね。ところが、一方ではどんどん進められているでしょう。そこで私は心配して聞いているのです。ガルフの問題が現地の新聞には大問題になっておりますから、それを考えましても、いまのところでは、どうも石油産業あるいはアルミ——アルミは、確かに、いま通産大臣がおっしゃったように、最近のドル・ショック以後の景況の状況などから、ちょっと減っているということは、新聞でも見ました。ところが、通産大臣は、何とか行ってくれないかという話に行かれたですね。沖縄アルミのほうにこの前行かれたというのがちゃんと新聞に出ておりますがね。ところが、今度のこの特別措置法に書いてあるのも、当然、入っているわけは、工業開発地区、特定事業所に指定されるのが、一つ沖縄アルミだと思っておりますがね。たいへん優遇措置だと思っております。ところが、沖縄アルミのほうは、もって優遇してくれないといけないんだということをどうも言っているらしいんですがね。田中さんはそこに行くと、とにかく何とか考えようというふうなことを話されたらしいけれども、その実際はどうなんですか。新聞にはそういうふうに出ております。

○田中国務大臣 先ほども申し上げましたように、アルミは二十万トン計画で計画を進めておりますが、その後の市況の変化等で計画が繰り延べられておるといことは事実でございまして。そしてこのアルミの進出がやめたのじゃないかということでも現地で心配しておったようございまして、また、国会においてもそのような質問がございましたので、日本軽金属側等にその意思を確かめたり、現地の情勢を調査をいたしました。もし延べられておるといだけでございます。ただ前提条件として、電力を非常に大きく使いますので、安定的な長期良質な電力の供給ということが確保されなければならぬ、そのためには、現地の沖縄電力公社と折半で両方で大型発電会社をつくっ

て、そうして長期的な確保をしようということが進んでおります。

それからもう一つは、先ほども申し上げましたように、二万円ばかりのどうしてもコストダウンをしなければならぬということ、長期低利金融、税制その他いろいろの問題、あとから必要があればこまかく申し上げますが、二万円に見合うような助成措置を積み重ねておられるのが実情でございます。ですから、これは現地でも基幹産業的なものが必要である。まあ沖縄は、いままでも、日本全体を考慮してみても、重化学工業中心であったものから知識集約産業的なものに移っていかねばならない、特に、公害のないものといえ、軽工業的なものを沖縄に拡大をしていくことが望ましいことではございますが、それかといって、いまの軽金属や石油工場そのものも全然取り除いて沖縄を考えるとどうわけにもまいらないと思っております。これからの状態としては、公害除去のために万全の対策を講ずる。いまもこういう質問もあるわけではございますし、沖縄はきれいな海、きれいな空、きれいな空気というところでございますので、特に公害防除の施設に對しては万全を期さなければならぬ。これから日本の内地における新しい企業投資の一つのモデルのようなものとして考えなければならぬというところは、企業者側にも十分意思を通じてございまして、そのためには通産省も努力を傾けておるといふのが実情でございます。

○米原委員 通産大臣の話を聞いたら、全くこれは大企業の進出を第一に考えられているような印象がまずまずつきりしてきまして。実は、沖縄対策について通商産業省で出されておられるのを見ましても、昭和四十七年度の沖縄振興開発金融公庫貸し付け要求という中に、沖縄アルミだけは五十億円出すことがもうすでにちゃんとございまして、中小企業全体が百三十六億円というときに、沖縄アルミ一社だけで五十億円出す、こういうようなやり方で、全く大企業本位のやり方、六〇年代に日本に公害をまき散らしたあのやり方を

どうも沖縄に持っていくようにとされているのじゃないか。ですから、琉球政府から先ほど読みましたような陳情書が出てきているのじゃないかと思うのです。私は、何としてもこの問題は、二十六年間アメリカの軍政のもとで苦勞してきた沖縄の住民の生活を守る、豊かにするということが何より第一でなくちゃならぬと思うのです。実際は、先ほど申しましたガルフにしましても、そんなべらぼうな、一坪二十セントぐらいの値段であらう契約を結ばれるというのは、やはり貧しいせいなんです。私は先島のほうにも行きまして、石垣島に行つたところが、復帰を前にして内地の資本が入り込んできて土地の買い占めをやっています。それで、そのところは一坪が十セントなんというのがあるんですよ。そういうのでどんどん入っていきますから、そして違反になりますから、そこで現地の人を買収してやっています。島の人々がみんな、どこに行つても、ここにはどういふ資本が来ても土地を買つていったんという話ばかりなんです。竹富島なんか一島買われてしまつていじやないかといううわさも現地で聞きました。それは貧しいからですね。そういう意味では、やはり農民とか住民の生活、それをまず第一に保障する、守るといふことを第一にしないと、大資本が入らなければ第二次産業はだめだということだけ考へていって、私は大失敗をやるのじやないかと思ふ。いまのやり方ですと、どうしても——沖縄の意向を尊重するとおっしゃいまして、この前からこの委員会でも問題になつていっているように、確かに原案を提起する権利は知事にありますけれども、最終決定権は総理大臣になつていられるでしょう。しかも審議会の構成を見ますと、行政機関の職員が過半数を占めている、こういうような構成になつておられますね。これでは、いままで六〇年代にやられたような、中央で考えた大資本本位のやり方を押しつけていくのが実にかつてにできるような仕組みになつていらないかと思ふ。沖縄の復興は、やはり沖縄の人自身——もちろん、

政府のほうは財政的な援助を特別にたくさん出さなくちゃならぬと思うのです。しかし、計画そのものは、とにかく、沖縄の人の意思を尊重して、沖縄の自治に基づいてやるということではなくちやだめだと思ふのです。そういう点で、私は、審議会の構成にしても、非常にこれは非民主的なものだと思ふわけでありまして、山中長官の御意見を聞きたいのです。

○山中国務大臣 私は、別段非民主的なつもりでその構成を考えたのではありませんが、結果的には、二十五人中十三名が関係省庁の代表者であるということ、そういう御意見が出るかと思ひます。今回の沖縄振興開発については非常に関係する役所が多過ぎますために、たまたま十三名という、他の奄美とかあるいは北海道なんかに見られない、そういう異例なことになつたのであります。しかし、沖縄側では、知事、県会議長だけで足りるものを、市町村長代表を一名でなく二名、議会議長の代表を二名というにいたしました。そして、なお学識経験者の六名についても、沖縄側の出身者あたりを中心に考えながら選考することによつて、中央といつてもそれは役所でございますので、別段沖縄に押しつけることにはならないのではないかと、いまの時点では考へておりますけれども、そのような御批判をいただくような結果になつたことについては、私も少し配慮が足りなかつたといふことは考へております。

○田中国務大臣 共産党の考へ方、端的に、大企業中心、自民党の悪い政策をそのまま押しつけているという断定に立つての御発言でございますから、この際明確にしておきたい、こう思ひます。それは、政府も非常に努力をしておるのです。し、沖縄返還を契機にして二十五年間の穴を埋めようということ、通産省も最大の努力を傾けておる、この誠意が沖縄県民百万に伝わらないといふことになると、これはたいへんであります。あなたのいま御発言になつたような気持ちに解されることは遺憾でございますから、申し上げるわけでございます。

これは米年度の貸し付け規模を見ても、六百六億の要求でございますが、この中に中小企業と大企業と分けられるものを簡単に数字で申し上げると、大企業に類するものが百三億円であり、中小企業の大枠は百三十六億円、数字で言うわけではございませんが、こういうものである、これは数字上非常に足りたことではございます。

もう一つは、沖縄でいま一番問題になつておりますのは、基地も縮小しなければならぬ、基地経済から脱却しなければならぬ、まさに敗戦経済から自立経済へ、そして国際経済へと、三段飛びした内地の二十年前と同じような感情に立つておるのが沖縄の県民皆さんだと思ひます。それは、現実的に基地経済から離れて自立経済というものになるには、働く場所を提供しなければならぬわけでありまして、働く場所を提供しない、青い空、きれいな水といつておつても、沖縄の県民所得はレベルアップしないのであります。ですから、そういう意味で、万全な公害対策を行ないながら、どういふふうにして働く場所を提供するかということが一番の問題なのでございまして。私が間々申し上げておりますように、沖縄の問題は、三次産業比率は、本土の四七・三に比べて四六・五であり、もうこれは限度一ぱいでございまして。しかも、本土が所得比率で五一・六なの、沖縄はほぼ人口比率は同等でありながら、所得比率は七三・三という高い比率をあらわしておるのでございますから、三次産業としての所得を上げることは、もう限界一ぱいでございまして。そうすると、一体沖縄の所得を上げ、沖縄の労働力を沖縄でもってほんとうに定着をさせるにはどうするかといふことを、数字を基礎として具体的政策を立てなければだめなんです。そうすれば、本土の三五・一％に比べて一四・六という低い二次産業比率を本土並みに上げる以外にはないじゃありませんか。そうすれば、その中で一体どうするか、付加価値の大きいような投資を進めなければならぬ。そのために、特例法等で沖縄の企業を倍加するような政策を進めておるわけであり

ますが、沖繩の企業だけでもこれ全部まかなうわけにはまいりません。そうすれば、少なくとも沖繩で吸うたばだけでなくて、沖繩でつくって本土の別なところに送るたばこ工場もつくるべきである、産炭地に対する施策と同じことを要求されたばかりありませんか。そうすれば、平均する基幹産業や基礎産業も沖繩に投資をせざるを得ないのであります。その中の一つが沖繩アルミ工場であり、沖繩に対する松下の進出でございす。ですから、この沖繩アルミの総投資額は九百三十一億円ということをおぼろげにしておるものであつて、千億、二千億というような投資が沖繩にやられなければ、先ほど申し上げたように一〇・七という非常に低い二次産業の所得水準を本土並みにはできないのです。まだ、日本は高い高いといつておりますが、西ドイツの人口内における一次、二次産業比率の率を比較すれば、二次産業比率は西ドイツははるかに高いという事実もございす。

私は、そういう意味で、この沖繩アルミというようなものを持つていくから、自民党の、大企業そのまゝの、本土の公害企業を持つていくのだというふうなことは、沖繩の県民所得を増大して本土との格差を埋めるといふことにはならないわけでありまして、こういうものも持つていきましますし、知識集約産業も持つていきます。そのためには、松下にも早く具体的な計画を立てるようにと態度をいたしておるわけでございす。そういう事実を十分理解をいただいて、政府が沖繩に公害を持つていくのだなというふうなことは、なく、本土で重化学工業ということが中心だったために公害が多過ぎた、こういう現状に徴して、沖繩は理想的な産業青年をいかしてこれを実行しよう、そのための具体的な制度改革をお願いしているのだということ、通産省が何も考えておらない、それはもう本土のものそのまま引き延ばすのだというふうな、イージーな沖繩の産業政策を考えているものではないということだけ明確にしておきたい、こう思います。

○米原委員 通産大臣はそうおっしゃいますし、いままで言つてきています。しかし、公害のない開発とか、私は衆議院の公害対策委員をやつていて方々を回つたのですが、どこでももう公害を絶対起こしませんというのが、一ぱい起こしているのがいままでの実情なんです。

そうして、今度の沖繩の問題でいいますと、たとえば財界の日本経済調査協議会ですが、ここではつきり「沖繩経済開発の基本方向」という文書を発表しております。沖繩には「公害に対する天然の防禦が存在しており」と述べて、「沖繩の自然的・地理的条件を利用して、石油精製基地・アルミ精錬工業などを立地し」、「日本における工業用地不足・公害問題の軽減に役立たせ、かつ労働力の点からいっても、沖繩の労働力を有効に利用することによつて、本土の労働力不足の一助とすることのぞまれよう」といふのは、沖繩住民が「公害の発生に對してあまりに過敏であつたり、あるいは、既得権擁護を主張して、経済的な一体化が遅れるようなことがあれば、沖繩の産業開発はそれだけ遅れ、本土との経済格差が狭められず、過疎現象がいつそうすすむことが避けられなくなることをおそれるのである」といふふうな財界の文書はいつていふのです。沖繩に公害に對するそういう自然防禦の条件があるのだ、だから、本土で公害で批判を受けている企業はまづ先に沖繩に行つたらいゝということをはつきりこの文書の中であつていふわけですよ。こういう大資本の意図がある。それをあなたたちが推奨されるような措置を出されているから私は言つていふのです。現に、通産省自身の通産省企業局立地公害部の調査報告書に「沖繩の工業立地条件と工場適地」といふ文書がありますが、金武灣、このあたりのことですよ。この中には、「勝連半島沖は、政府立与勝連海上公園に指定されているが、経済振興のために、この指定はいずれ解除される模様である。公害が起つて政府立公園指定がやめになるだろう、こういうことをまるで予想した文書を通産省の立地公害部がちゃんと発表してお

ります。これはちゃんと通産省の文書に出ております。まるで公害を予定している。この金武灣一帯は政府立公園、つまり、いま国立公園ですが、この国立公園の指定を解除してもここにそういう産業を持つていくべきだ、こういうことを言つていふのです。だから私は質問している。この点についてひとつ環境庁長官の見解を聞きたいのです。いままであるこういう国立公園、その自然保護を無視してこういう企業を持つていくことがはたして適當であるかどうか、こういう通産省の考え方は適當と思はれるかどうか、その点を環境庁長官の立場として御説明願ひたい。

○大石国務大臣 できるだけつばな自然を残したいのは當然でございす。しかし、いろいろな、正しいバランスのとれた経済の開発を考えます場合には、ある程度やむを得ないことはあると思ひます。そういう点で、いま沖繩の政府はこの与勝連政府立海上公園を解除するようの方針にあるように聞いておりますが、自然を愛する情に對しては忍びないものがございすけれども、いろいろな経済の発展を考えますと、十分な公害の防止を根拠として、つばな開発をはかるならば、ある程度やむを得ないものと考えます。

○米原委員 環境庁長官は、自然保護のために先頭に立つておるといふようなポーズをいままでとつてこられました。いまの発言で、公害地帯になつてもやむを得ないという考えだということがはつきりしました。まことに遺憾であります。問題は、こういう問題が琉球政府の意向を無視してでもどんでん返りするような仕組みになつていふと言ひましたが、これは審議会の構成が、たとえば奄美の審議会にしましても、北海道の審議会にしましても、行政官庁の職員は一人も入つていないわけですよ。ところが、沖繩の場合にだけ審議会の委員の過半数を行政官庁の役人が占めていふというの、全くこれはやり方としておかしいと思ひます。私は、こういう点からも、この点をもう一つの問題は、先ほど福地ダムの問題が出

ました。ところが、実はガルフがこの福地ダムの水を取ろうとしていふので大問題が起つております。実際は沖繩は非常な水不足で困つております。ところが、これだけの工業用地をつくれれば当然工業用水は必要だ。そこで問題の福地ダムの水を取るというので、沖繩で大問題がいま起つております。ところが、今度の沖繩の開発の法律によると、こういうダムなんかの水の問題も、知事じゃなくて、建設大臣が握ることになります。取り上げてみますと、二級河川とかね。ダムの水を渡す権利は全部県知事から取り上げて大臣が握ることになる、こういうことになっていす。これは全く自治権を無視している。住民の死活にかかわる水の問題です。いまおっしゃつたような見解で、沖繩にも第二次産業を發展させなければならぬ。もちろん私も第二次産業を發展させることは賛成です。しかし、いま言ひました公害を起すことと有名な、そんな大企業をまづ持つていくというこの考え方ですよ、自然を破壊するやうな。そういうところへまた水まで取られるということになると、全くけしからぬ話だと私は考えます。こういう点でもっと知事に本来の権限を与えるべきだ。開発についても実際の権限を知事に持たせるようにすべきだ。どこの県の開発だつて、知事が決定権を持つていますよ。持つてないのは北海道だけ、そして今度これで沖繩がそうなる。なぜ知事に決定権を持たせることができないのか。これは実に遺憾な話だと私考えます。総務長官の見解を聞きたい。

○山田国務大臣 これはだいたい誤解をしていらつしやるやうですが、水資源の開発は沖繩のために急務であるといふことで、琉球政府の強い要請のもとに、福地ダムあるいはその他の安波川、晋久川、石川淨水場までの工事は国でぜひやつてくれ、こういうことの要請を受けて私たちはつくつたものであります。さらに、今後国が直轄でやれる場合が規定してあります。それははいずれも、その管理者である知事あるいは港灣等の管理者、あるいはまた、二

級河川等の市町村長、そういうものの申請があつた場合に初めて国が直轄で行ない得る道を開いておるのであります。これは決していやだというものを取り上げて国がやるというものではないわけでありまして、その点はいきさつもございまして、おわかりにならない点もあつたかもしれませんので、説明はいたしますが、法の趣旨もそのようになつておりますので、そこところは御理解を賜わりたいと思ひます。

○米原委員 それでは、先ほど田中連産大臣が言われたので、いかにも中小企業にも相当のことをやるうとしてゐるんだという話をされたことを、それから、ちよつと中小企業の問題を聞くのです。

沖縄ではとにかく中小企業の問題もあつて、一番困つてゐるのは金融の問題です。そして沖縄では市中金利が八割から九割というのですから、非常に要望を持つてゐるのは、今度金融公庫が沖縄にできて、そしていままでこの市中金利で借りてゐる金を制度金融に肩がわりしてほしい。こういう要求が非常に強いわけですね。今度の開発金融公庫ができ、そして開発金融公庫ではこの肩がわり資金を——この法律の附則第五條二項で触れられてゐるようですが、実際には大体幾らくらいこの肩がわり融資の準備をされてゐるのか、この点について聞きたいのです。これは大蔵省のほうじゃないとわかりませんか。

○田中連産大臣 金融公庫の問題は、先ほど申し上げたように、百三十六億要求しております。それから商工組合中央金庫の分として十億円、このように要求しております。これは現在復帰前の十一億八千万円とか、一億一千万円とかという金額に比べると、非常に大幅な拡大をしてゐるということでございます。

○床次委員長 米原君に申し上げますが、東中君からの関連質疑もありますので、それを含んでひとつ時間の調整をしていただきたいと思います。○米原委員 一応、金融公庫の貸し付け要求として、中小企業百三十六億要求されてゐること、これに出ていますから、知つていますがね。

その中で、いま言ひました肩がわりですね、いままで市中金融機関から借りてゐたものの肩がわり、この要求が非常に強いわけですよ。この問題についてはどのくらい準備されてゐますか、この百三十六億円のうちに。

○山中国務大臣 全部の企業の負債を肩がわりというわけにはまいりません。しかしながら、輸入規制等が本土に返ることによって撤廃された関係の企業とか、あるいは物品税等保護措置の撤廃に伴う企業とか、そういうものを中心に肩がわり融資を一応四十五億円予定いたしております。

○米原委員 私は琉球工業連合会の事務理事にも会つたのですが、その人も言つてゐました。とにかく要求として四千五百万ドル、百六十二億円の肩がわり要求を出してゐる。ところが、わずか四十五億円。ところが、さつきお話があつた琉球アルミ一社だけで五十億円出ることになつてゐる。ところが、いま言ひました中小企業のほうは、肩がわりだけで百六十二億円要求してゐるのに、四十五億円くらいしか出ない。これじゃ、私が言うとおりの大資本本位ですよ。中小企業は実際上無視されてゐる、こう言つていいと思う。私は、遺憾ながら、大企業本位であり、公害企業本位の開発方式だと思ふのです。同時に、一方ではアメリカ資本の既得権を認めてゐるような、そういう開発方式だと思ふのです。これでは、総理が幾ら豊かな沖縄の復興とおっしゃいまして、ほんとうに豊かなものにはならないのじゃないか。もちろん、それ以上に重要なのは、沖縄自身が一番重要なところが全部軍事基地になつてゐるということだと思ふのです。この問題も実に重要だと思ふのです。しかし、それと同時に、その軍事基地以外のところでも大企業本位、何というか、大企業の中でもことに本土で評判の悪い公害企業がまず第一にねらつてあそこに行くという、こういう状態ですね。これでは、沖縄の人はいままでアメリカの軍事基地のもとで苦しんできたけれども、さらに大きな苦しみを味わうことになる、私はそういう開発方式だと思ふ。

さらに、軍事基地の問題はもつと重要だと思ふのです。いよいよ、市町村別、どの程度軍事基地が占められてゐるかというの、いままでいろいろな数字が出ておりますが、農耕地ですね、一つの村の農耕地、その中で軍事基地にどれだけとられてゐるかという統計を見ますと、たとえば嘉手納の場合は、全耕地の九五％が軍事基地でとられてゐる、読谷の場合は七〇％、北谷の場合は九〇％が軍事基地でとられてゐますね。そういう中で、実を言うと、経済建設といつたつて、全く一番重要なところを押えられてゐるわけですね。基地の縮小と言われまして、こういうことを解決していくこともできないようじゃ、これはことばだけにと終つてゐるのです。農村だけでなく、都市計画、中部の宜野湾市では、たとえど町の中心が百三十四万坪、普天間飛行場にとられてゐます。

この飛行場のために、かつての松並木で有名だった宜野湾街道の沿線、宜野湾、神山、新城、中原、大山の各部落は、飛行場の外に押し出されてしまつて、部落と部落の間が飛行場の外を大きく回らなければ連絡もできない、また、そのために市内の道路は制約されて、幹線道路の交通量は激増のまま手を打つこともできないようになっております。この中でもう一つの問題は、飛行場の排水がすべて住民地域に向けられてどんどん流れ込んでくる。第二小学校付近からは、排出する基地の汚水のために煙が水びたしになつてゐる、こういうような状態も起こつております。こういう中で、宜野湾市では、市長が先頭に立つて、市会全会一致で、軍用地の全面開放、こういう要求をする陳情書が防衛庁あてにことしの七月二日に出ているはずであります。ところが、そういうところに対して、防衛庁のほうでは、逆にその宜野湾に自衛隊を置いてくれという要請書を送つておられる。これで宜野湾では、もう絶対にこの政府の態度はけしからぬというので、大騒ぎが起つております。せっかく、軍事基地をこの際一部は開放してもらおうというので、市会で満場一致でできめようという状態のところ、そこに自衛隊を持つて

きたい、全く頭がどうかしてゐると思ふのです。沖縄住民の考え方を聞こうとしない態度がはつきり出てゐると思ふのです。この点について、ひとつ総理大臣のこういう問題に対する姿勢を私は聞きたい。

○江崎國務大臣 いま御指摘の点については、山中総務長官もよく知つておると言つておりますが、もしそういう場面があれば、これは基地周辺整備法によつて——いままでアメリカの施政権下では比較的薄かつたわけですが、本土並みにするということとは、何も日米安全保障条約の適用だけでは足りないわけですから、基地周辺整備法に基づいて十分そういう問題を解決していく。これも復帰が待たれる大きな理由であります。

それから、自衛隊が、開放されようとする基地を使用してもらいたい、これは米原さん御理解願ひたいのですが、あなたが御指摘のように、米軍の基地というものは非常に比率でまだある、これは施政権が戻つてくれば、われわれはだんだん縮小の方向で努力をいたしますが、基地の島といわれるようなこの島において、自衛隊が配備するにあつて、また別なところに新たに土地を求め、こんなことをすれば、ますますあなたが言われるようにこれは土地が狭くなつてしまふ、だから、とにかくこの段階は、いままでアメリカ軍が使用しておつたもので戻つてくる地点で利用できるものは、自衛隊が、少々不自由であつてもそれを利用して、これはやはり土地問題を切実にわれわれが考えてゐるからそうしてゐるんだ、この一方の議論も御理解を賜りたいのであります。

○床次委員長 東中光雄君から関連質疑の申し出があります。この際、これを許します。東中光雄君。○東中委員 いま自衛隊の配備の問題、そのための自衛隊基地の取り上げ、これは住民の意思を無視して強制的に一方的に取り上げる、そのためにこの土地強制使用法というののはつくられてゐるわけでありまして、話し合いでやるんだつたら、話し

合いでやることを原則にして、それが実際にやれるのだったら、この強制使用法は要らぬわけですから、これは明らかに一方的に取り上げることから、これをねらってやっているのが、この公用地暫定使用法という名前の軍用地強制取り上げ法ということになると思うのですが、自衛隊の基地のための土地取り上げ、強制的取り上げは、従来いままでも防衛庁はやってきたことではない。国内で実際にやったことはない。このことについて建設大臣にお聞きしたいのですが、昭和三十九年の五月二十二日に、当時の建設大臣河野さんが、公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正に際して、特定公共事業の中に自衛隊の敷地は入らないということをお国会で答弁されています。それは「公共の」という条件がついておられます。軍施設を「公共の」の範囲に入れるということは適当でない、これはもう社会通念上なかるうかと私は思います。そういうことに反したものでないか、これをやることは適当でない。こういうふうに当時の建設大臣は言っているわけですね。自衛隊用地の収用、強制使用に公共用地の取得に関する特別措置法は適用しない、こう言っているわけですが、この政府の見解はいまも維持されているわけですね。

○西村国務大臣 公共用地の取得に関する特別措置法ですが、これは三十六年にできまして、三十九年に改正をしたわけでありまして、つまり、公共事業でございますが、そのうちでも特に緊急に急がなければならぬという公共事業があるからというところで、前の法律を改正してやったことばでございます。河野さんの言うことは、そう申しましたけれども、その意味は、この特定の公共事業にする必要はないのじゃないか、こう言ったのでございまして、この土地収用の問題が自衛隊の用地に対して云々というようなことを言った趣旨ではないのでございまして、かように私は考えておりますが、今日も私はそのように思っております。

○東中委員 時間がおそくなっていますから、建設大臣、聞いたことに応じていただきたいので

私に聞いていたのは、公共用地の特別措置法です。この法律には、自衛隊の敷地の収用はこの法律ではできないということを河野建設大臣が言うて、その理由を述べているわけですが、この見解はいまもこの法律について支持されているのかどうかと聞いています。

○西村国務大臣 そのとおり支持されております。

○東中委員 河野建設大臣が当時言っているのは、この法律で特定公共事業として自衛隊敷地は認定されないと述べている根拠は「公共の」という条件が入っているからだ、こう言っているのです。それでございませう。はつきりとそう議事録に書いています。ここでいう「公共の」という条件が入っていると言っているのは、この特別措置法のどこにそういう条件が入っているのか、建設大臣御承知ですか。

○高辻政府委員 建設大臣がお答えのとおり、当時の公共用地の取得に関する特別措置法の改正案の審議に際して河野大臣が申し上げたことは、いまでも政府は同じ考えを持っております。それで、その理由は何かと言われれば、公共用地の取得に関する特別措置法案、ここにおける特定公共用地、その公共の中に入らぬとすることでありまして、いまでもその考えに変わりはありません。

○東中委員 質問に答えてほしいのです。河野大臣はわざわざ、この会議録によると、カッコつけてある「公共の」という、そういうカッコづきの「公共の」という条件がついているから、だからこれは自衛隊には適用できないのだ、こう言っているのです。その「公共の」という条件がついていると河野大臣が言っているのは、一体どこに条件がついているのかと聞いています。

○高辻政府委員 河野大臣の答弁は、先ほど申し上げました法律の第二条の第八号、「前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げるものと同程度に公共の利害に重大な関係があり、かつ、その整

備の緊急性があるもので政令で定めるもの」この「公共の利害に重大な関係があり、かつ、その整備の緊急性があるもので政令で定める」という政令で、自衛隊の施設を書くか、つもりがあるかということに対して、それはございませんと、この法律を通過すればごらんになりますように、きわめて当然な御答弁だと思います。

○東中委員 まさにそうなんです。法律の規定に、この法律を適用できる土地というのは公共のものではないといけないというふうに、いま言われた八号にもあるし、一条の目的にもあります。それがあから、自衛隊は「公共の」という概念の中へ入らないのだから、だからだめだ、こう言っているのです。土地収用法も、一条も二条も三条も全部「公共の」ということでくくっているじゃないですか。この特別措置法とその点は全く一緒ではないですか。土地収用法の一条、二条、三条に、収用すべき対象になる土地を全部「公共の」と河野さんがわざわざカッコづきで引用している分が、そのまま入っているじゃないですか。だから、いま建設大臣が言われたように、この特別措置法で自衛隊の敷地の収用はできない、そういう見解はいまも維持しているということであらう、それについての河野建設大臣の見解は、そのままだけに、同じ「公共の」ということでくくっているんだから、及んでいくのがあたりまえじゃないですか。そういう意味では、土地収用法による収用は自衛隊の敷地についてはできない。もしそうでないというんだら、この河野大臣の見解を、当時公式に発表した政府の見解を、いまこのときになって変更されたというふうにいわざるを得ないのです。どうでしょう。

○高辻政府委員 法律家であらうしやるわけですから、むろん、それだけのことで、そういう論理で直ちに土地収用法の規定のほうに飛躍する——と言おうと失礼でございますが、何かきわめて単純にお考えになっているんじゃないかという気がいたします。この土地収用法を「ごらんになればわかりますように、「公共の利益となる事業」と、たし

か書いてあったと思いますが、その一号から各号ずつとごらんになりますと、いわゆる公共用地といわれるものと、いわゆる公用といわれるものと、ごらんになればすぐわかるように、いろいろそこには入っております。したがって、この土地取得の特別措置法の「公共」に入らないからといって、土地収用法の規定に入らないという結論にはならないのが当然でございまして、土地収用法を一つ一つ各号を「ごらん」になっていけば、いまの論理では、特別措置法の「公共」に入らないものも出てくる、そうすると、土地収用法は一体何を規定しているのかというところをもう一ぺん考え直さなければならぬぐらいのことでありまして、いまの土地収用法の規定を前提にすれば、河野大臣の答弁からいわれる公用といわれるものが当然に入っていないということにはならない。何となれば、現に各号に掲げられているから、こういうこととす。

○東中委員 あなたは、私が法律家だからということであつたけれども、あなたも法律を解釈するのが専門家だったら、もっと論理的に解釈しなさい。全く三百じゃないですか。土地収用法の三条には一体どう書いてあります。各号はありますけれども、その各号を全部くくっているのは、公共の事業ということであつて、その内容は、三十一号もあれば、三十二号もある。しかし、それは全部「公共の」でくくっている。いまの特別措置法の場合だって、全部「公共の」ということでくくっている。しかし、各号の中に「公共の」ということを一々書いてあるわけではない。しかし、それは全部適用しないと、こう言っているんじゃないの。論理的に言えば、論理の飛躍しているのはあなたじゃないですか。このときになつてごまかしているんじゃないですか。どこが私、論理が飛躍しているんですか。しかも、私の言っているのは、私の論理を言っているんじゃないのです。河野建設大臣が当時政府見解として言った論理をそのまま言うていらるんですよ。ど

うですか。

○高辻政府委員 法律論でございいますから、つとめて冷静にやらなければならぬといういけないと思っております。

そこでもう一ぺん、繰り返して恐縮でございますが、先ほどの特別措置法上の特定公共事業というのがございまして、それが特別措置法の対象になるわけで、その対象になる特定公共事業は、むしろしぼってございまして、そのしぼっているものの最後に「前各号に掲げるものと同程度に公共の利害に重大な関係があり、かつ、その整備の緊急性があるもので政令で定めるもの」、その公共の云々というものは入らない、これはきわめて自然な解釈だと私は思っておりますが、それだからといって、今度もっと広い分野を押さえている土地収用法に入らないというのは、これはちよつとすくにはまいらぬのではないかと、こういうことを申し上げているわけでありまして、もし必要があれば土地収用法上の根拠をお話し申し上げますが、御注文に応じてお答えしたいと思います。

○東中委員 あなたの言われているのは、論理的には全く成立しないことを言っています。これは学界だって検討するでしょう。法制局長官というのはいかに非論理的なことを平気で言っているかということを示していると思ふのです。というのは、土地収用法で収用の対象になっている三条の各号、そのうちで特別措置法でやっているのは、重大な関係があり、緊急の問題という点で取り上げておるだけなんです。この特別措置法の特徴というのは、重大な関係とか、要するに重大性とか、あるいは緊急性ということで特別措置法というものはつくられておるのです。「公共の」ということとくくっておる点では、土地収用法だつてこの特別措置法だつて全く同じじゃないですか。どことが違ふのですか。いま法制局長官が言われていることは、当時三十九年の政府見解として主務大臣であった河野さんが言われたことを、いま明らかに詭弁をもって変えておるだけじゃないですか。

か。土地収用法のほうが範囲が広いから、そのうちの一部だから——なぜ一部に特別措置法はなつたのか、それは緊急性と重大性ということだけじゃないですか。一条にちゃんとそう書いておるでしょう。

○高辻政府委員 それでは、土地収用法の問題についてちよつとお話をさせていただきたいと思ひますが、土地収用法の例の三条三十一号に、国が設置する庁舎その他直接その事務の用に供する施設に関する事業、これが、土地収用法の規定を見ればわかりますように、「公共の利益となる事業」ということになっております。それは、この柱と、それから各号とをあわせてごらんになれば、非常によくおわかりになるはずであります。いまの規定の中に、防衛庁は、何度も言つておることではありますが、防衛庁設置法四条一項に明らかになつて、一定の所掌事務を持ち、その「所掌事務の遂行に直接必要な庁舎、営舎、演習場の施設を設置し、及び管理する」権限を有する、これが、国の機関である防衛庁がその権限に基づいて設置する庁舎等の施設が直接にその事務の用に供する施設に関する事業になることは、これは論理上当然に出てくるわけでありまして、したがつて、三条三十一号の要件に該当し、したがつて「公共の利益となる事業」になることは、これはもうまことに三段論法で出てくるを得ないことだと思ひます。このことは実は初めて私が申すわけじゃなくて、これもしばしば御勉強の結果として引用されておりますが、十八年前に出した見解と全く同じでございまして。

○東中委員 この法律は、土地収用法が制定されたときに、はつきりと日本国憲法二十九条の三項で「公共の」、やはり同じことばを使つておる。そういう関係で、そうして憲法の基本的な理念からいって、軍施設、軍用には使えないというのが政府の立法時の説明であつた。いま言われているのは、そのあとで、自衛隊がまだできていない段階での法制局長官の回答でした、政府内部での。そして国会に対して正式に言われたのは、それより

ずっとあとの三十九年、自衛隊ができてからこういう見解を発表しておるのじゃないですか。そういう点では、自衛隊敷地の強制収用をやる、そういうことを詭弁を弄して言つておられるにすぎないというふうにいわざるを得ぬわけですね。私は、これは裁判問題になれば、はつきりとそういう結論になるものだ——現に自衛隊はいままで一回も適用したことがないじゃないですか。滑走路を曲げなければいけないような状態になつても、収用してないじゃないですか。できないからやつてなかつたのでしょ。その点をはつきりさせて、今度の土地強制使用法はそれを一挙に乗り越えちゃうという点で、きわめて重大な違憲性を持つていふということを指摘しておきたいわけでありまして。

次の問題に移りたいのですが、山中総務長官にお聞きしたいのですけれども、沖縄では土地調査法がつくられました。それによつて調査が進められておるといふことを言われましたけれども、全体のパーセンテージはもうすでに言われておりますが、聞きたいのは、軍用地について土地調査法による土地の地籍調査はどの程度やられておるのか、実際にやられた結果をお聞きしたいのです。

○山中事務大臣 軍用地の中は、ほとんどそういう地籍調査を行なわれていないと思ひます。

○東中委員 この土地調査がやられた理由は、一体なぜなんですか。なぜこの土地調査法をわざわざつくつて再調査をやらなければいかぬようになったんですか。

○山中事務大臣 これは昭和三十六年に時効に関する特例等が、いわゆる時効停止の例等が、宮古、八重山群島を除いてその他の地区で停止されておるといふことを見ましておわかりのとおり、やはり米軍の上陸いたしました周辺の島嶼並びに本島中南部というものが、そういう公簿、公図を一本つくつてみたけれども、しかし、それを最終的に善意によつて取得したものとしての時効の成立する十年間でその本人のものであると断定する

のはどうしてもやはりそこに問題が多過ぎるというところで、さらに、いまお話しのような軍用地の実地上の調査ができないこと等も中南部にはあつて、時効の進行を特例で停止しておるといふようなことがそこで明確に裏づけされていると思ひます。

○東中委員 いま総務長官のお話によりまして、要するに、いわゆる公簿、公図、これが作成されておるけれども、それは全く不正確で、このままでは正当な権利を持つていける人が大きな損害をこうむる、そういう不正義な状態が起つてくる、だから再調査が必要なんだ、こういうふうには言われたと思うのですが、実際軍用地の中においては土地の原形は滅失されておりますし、黙認耕作地は別ですが、それ以外は立ち入り禁止になっている、公簿、公図に表示されていないものもある、真実に反する地籍の表示をなされておつて、所有者が裁判所の救済を求められないような状態になつていけるものもある、自己の所有地を確定することができないという人もある、だから土地調査が必要なんだ、こういうことでやられて、権利者である人の土地が他人の名義になつていける公簿、公図になつていけるというふうなことがあり得るから、そうすると、正当な権利者が他人にこういう軍用地のまま置かれておつて、米軍がブルドーザーで取り上げた、収容所へ入れて取り上げた、こういう土地の状態では、土地所有者がこの不正確な公簿によつてその権利が民法の百六十二条によつてなくなつてしまふということがあつていかぬからということで、取得時効の特例に関する立法というのが六一年四月七日に制定された、こう思ふのですが、法務大臣、そうじゃございせんか。

○前尾国務大臣 さように考えております。

○東中委員 その土地取得時効の特例に関する立法が制定されたときと、いまと、事情は変わつておるでしょうか。

○前尾国務大臣 だんだん明確に——というより、自分の土地を持つておるか、持っていないか

ということはおわかってきつ々あると思います。  
○床次委員長 東中君に申し上げますが、時間がだいぶん経過してまいりましたので、簡潔にお願いいたします。

○東中委員 簡潔にお聞きしたいんですが、総務長官は、軍用地の中は、調査はやらなければいかぬけれども、調査ができないのだ、こう言っているのではありませんか。だから、一つも事態は変わっていないじゃないですか。だんだんよくなってきたというの、総務長官の言っていることとまるきり違いますね。

○山中国務大臣 誤解があるといけませんから申し上げておきますが、公簿、公図は一応あるわけです。しかしながら、実際に測量その他の確定ができない。その証拠には、非細分土地なんというものがあつて、市町村に対して交付金が地代として非細分土地分が市町村単位で出されておることとわかりますとおり、そのことは否定したい事実であると思ひます。

○東中委員 私はそんなことを聞いてないです。法務大臣にお聞きしているんですが、非細分地があることも、そんなことみなわかつているのです。そんなことで時間をとりたくないのです。言いたいの、実際と公簿、公図が違ふから、だから取得時効の問題が起つてきて、そしてどうにもならなくなるから取得時効の進行は停止させる、一方では調査を進める、こういうことになつたんじゃないですか。しかし、軍用地についてはその後今日に至るまでほとんど調査がやられていない、こう総務長官は言われているんです。法務大臣、そうじゃないですか。

○前尾國務大臣 ただいま山中君の言われたとおり、その実面積とか、いろいろなことはわからぬかも知れませんが、しかし、自分の所有地を持つておるかどうかということは本人にはわかつておるんじゃないかと思ひます。

○東中委員 沖繩では、先ほど言いましたように、土地所有権の取得時効の特例に関する立法で、民法百六十二条二項の取得時効の進行は当分の間停止する、こうはつきりきめてあります。それは「土地調査の不備、公簿等の誤謬欠陥により不利益を受け又は受けるおそれのある土地所有者を保護するため」と、法律の中にそう書いてあります。この法律が復帰までは効力を有しておるから取得時効は進まず。しかし、復帰すればこの法律は一体どうなるんですか。いま提案されておる特別措置法じゃ、経過規定はわずか六カ月しか置かれてないじゃないですか。どうなんでしょう。

○前尾國務大臣 六カ月であります。その六カ月の間に時効を中断することだけは可能である、かように考えております。

○東中委員 六カ月だけしか及ばない。いま、これ、十年余り続いてきています。進行をとめておるわけですか。それを、今度六カ月たつたら事態は変わるんですか。六カ月以内に土地調査が軍用地の中でできるとおっしゃるんですか。何にも事態は変わらぬじゃないですか。変わりますか。

○川島(一)政府委員 沖繩におきまして、土地所有権の取得時効の特例に関する立法、これが制定されました理由は、おおむね先生のおっしゃる通りであります。軍用地に限らず、この立法がなされた当時におきましては、沖繩の島全体の土地が公簿に欠陥があつたということが大きな理由であつたと思ひます。問題は、このたび沖繩が本土に復帰いたしました場合に、この取得時効の特例の立法が失効して、その結果、取得時効の完成する土地が出てくるのではないか、そのために土地所有者の不利益が生ずるのではないか、こういう点でございますが、まず、基地外の土地につきましては、先ほどお話しございましたように、土地調査が進行しておりますし、それから二十年も経過しているという事情によつて、この立法を維持する必要というものはほとんどなくなつておるといふふうに思われるわけでございます。問題の軍用地内の土地でございますが、軍用地内にあつてその土地の特定がはつきりしていない、こういう土地につきましては、たして民法百六十二条の取得時効が進行するかどうかという点が、一

つ法律上の解釈として問題があるわけでございます。この点につきましては、本土の学者などいろいろ意見を述べておるわけでございますが、それによりまして、土地の特定ができないような軍用地内にある土地、これにつきましては、取得時効の基礎となる関係占有が成立しない。したがつて、そういう状態にある土地につきましては取得時効は当然には適用がない、こういう考え方が支配的でございます。そういう考え方をとりますれば、この立法が廃止されても、失効いたしましても、それによつて直ちに取得時効が完成して土地の所有者が不利益をこうむることはない、このように考えられるわけでございます。

○東中委員 民事局長は、いま、そういう見解をとれば完成しない、こう言いました。政府はそういう見解をとっているのですか。取得時効は完成しない、軍用地の中は、どこまでがだれの土地か正確にわからない、そういう状態では、取得時効は進行しないのだ、沖繩県の立法はあまり必要ないのだという見解をとつておられるわけですか。

○川島(一)政府委員 政府もそのような法務省といつたしましてはそのような考えをとつておるわけでございます。

○東中委員 政府見解は明らかになりました。しかし、政府は、軍用地の中の土地については不正確で、しかも米軍が立ち入りもめておるといふ状態になっているのだ、だから、だれの土地はどこまでか、公簿、公図ではその形状なり特定はできない、軍用地である限り、という見解に立つて、取得時効は、立法しなくても進行しないのだ、こういう見解をとつておられるのです。

防衛庁長官にお聞きしたいのですが、そういう、どうなつておるのかわからない——政府がそういう見解をとつておられるのです。そういう、どうなつておるのかわからないような、しかも公簿、公図はきつめて正確だということと認めておる。そのままで、この公用地の暫定使用法というのは、法律で一方的に土地を取り上げてしまうのです。取られるほうはどうなつておるのかわからない

い、取得時効は進行しないぐらゐのそういう混乱した状態、これは米軍が土地を取り上げたときの不当な取り上げの継続だからそうなつておるわけです。それをわずかの五カ条の法律で、第二条の一項の規定だけで一方的に取り上げてしまふ、こういうことをやるというのは所有権の重大なる侵害になる、こう思ふのですが、長官、いかがでしょう。

○江崎國務大臣 現在も話し合いによつて賃賃料をもらつてずっと継続しているわけでございます。法律はもちろんでございますが、しばしばこの席で申し上げておられますように、施設庁が個別の問題をきめこまかに話し合いをしまして、なるべくこの法の適用をしないで事を処していききたい、これは途中の処理方法の段階で十分注意をしながら処理をしていくつもりであります。

○東中委員 話し合いでできるのだつたら、この法律は要らぬわけですよ。話し合いでできぬ場合にそういうふうになつておるやうなことが問題になつておるのです。話し合いができぬときにこの法律で一方的に強制的に取り上げるといふことが問題になつておるのです。それをやるためにこの法律をつくつておられるのです。そうしたら、話し合いでやりますじや、回答にならぬじゃないですか。

○江崎國務大臣 私はあくまで話し合いでいきたいという一つの方向を言つておるので、どうしてもいけない場合は、これはもうやはり適用せざるを得ぬわけですが、それは米軍の施政権がこちらに移つてくる、現に米軍が土地所有者と契約をして賃賃料も払つて今日に至つておるといふ既得権もある、そういうようなことなどありますので、この法律を用意するわけでありまして、しかし、あくまでわれわれの姿勢としては話し合いでいきたい、こういうことを申し上げておるわけですよ。

○東中委員 防衛庁長官は全然質問に答えてないわけですね。そうやりたいという方針なんかいま聞いていないのです。いま法案の審議をしてい

るのでしょう。その法律の規定は、強制的に取り上げることを規定しているのでしょうか。話し合いなんというものは、努力すると書いてあるだけじゃないですか。何もそれで効果は出てこないですよ。この法律は、強制的に取り上げるための法律なんですよ。ただ、初めからこれを全部適用していくというのじゃなくて、話し合いできるものは話し合いをするというだけじゃないですか。強制的に取り上げるときには、何かわからぬまま取り上げてしまおうというようなことは、これは財産権に対する侵害になるのじゃないか、こう言っているのに、話し合いをしますじゃ、全然答弁にならぬじゃないですか。

○島田(豊)政府委員 先ほど来話が出ておりますように、ことに沖縄の軍用地の中における土地所有関係が非常にむずかしい問題であることは、御承知のとおりでございます。そこで、占領治下から講和発効後にかけて、土地の問題は非常に要しまするに、それぞれの土地の所有者が自分の所有地から離れまして、それが軍用地になったというので、非常に所有関係が不明確になつておられますので、米軍におきましては、二十一年から二十五、六年にかけて土地の所有権の確認作業をやりまして、それで一応公簿、公図ができ、地番もできておるわけでございます。そしてそれが一つの法秩序と申しますか、そういう形で今日までまいりまして、布令二十号によりまして賃貸借契約を結び、それによって賃料も受領しておるといふ状態が今日まで続いておりますので、一応われわれとしましては、やはりその公簿、公図というものをとにして今後のいろいろな処理をしたい、かように考えております。確かに、その公簿、公図が全く真実を表現するものであるかということにつきましては、いろいろ問題があるかと思ひますけれども、これの一つ一つにつきまして今後真実に合致していくということについては、これは今後の土地調査の事業として行なわれるべき問題で、今日の時点におきましては、やはり現在の公簿、公図をもとにしていろいろ問題

を処理していかざるを得ない、かように考えておるわけでございます。

○東中委員 公簿、公図はこのままではどうにもならないのだというのを政府も認めて調査をやっているのじゃないのですか、わざわざ法律をつくつて、それで本土政府も国土調査という形でこれをやっていると認めておるのです。不正確きまるといふことを認めておるのです。総務長官は、現に軍用地だけでなしに中南部もほとんどやられていないと言っているのです。それは何も個人的な現状認識でなくて、国がそういう認識をして立法までし援助してやっているのです。そういう状態にある。だれのものか、どこかようわからぬ、きわめて不正確だと、立法にそう書いておるのじゃないですか。あなたがいま言われたような、米軍の調査というものは、それが不十分だった、そういう不正確だったということを、この取得時効に関する立法ではつきりと条文の中に書いておるのです。そういう混乱した状態で、そのままとにかく、わからぬけれども取り上げる。これは憲法二十九条——そもそも収用すべき財産を特定しないということに取上げることにしてしまふ、こういうことは、憲法上絶対に許されない。同時に、これは土地収用法でも、米軍のあの土地取り上げに対する特別措置法でも、全部手続をやっているのじゃないですか、特定する手続を。何を取り上げるのかわからぬけれども、取り上げてしまふ、こんなことができないというのでは、いままの立法で全部そうなっているのじゃないですか。そういう点で、これは明らかに憲法三十一条に違反する、こう思うわけです。

それと、もう一つこの手続面で重要な問題になるのは、いわゆる事前の告示であります。法制局長官にお聞きしたいのですが、法律家として答えていただきたいのですけれども、この告示というのは行政庁の処分だ、こう言われております。私もそのとおりだと思つたのです。しかし、これは意思表示ではない。したがって、法律行為ではない。觀念または判断の表示か、あるいは希望または意見の表示。いわゆる意思表示ではない。法律行為ではない。これは効果意思を表示する行政行為ではなくて、一種の不特定人に対する通知を——一般的通知行為ですね。そういう性格のものだと思つたのですが、この見解間違つてゐるところがあつたら訂正してください。よいなことは言つてもらいたくないのです、時間がないうすから。

○高辻政府委員 大体前段のほうはそのままいいんじゃないかと思ひます。要するに、行政庁が一定の事項を一般に知らせるための行為でありますから、その一般的性質は何かといへば、公示される事項の内容に従つて、先ほどおっしゃいましたように、判断の表示であり、認識の表示であり、觀念の表示であるというわけでありますが、しかし、告示がよつて立つ法的基盤のいかんによつて、これも法律家としてよく御存じだと思ひますが、行政立法の性質を具有することにもなるし、あるいは、ときには準法律行為の行政行為たる性質を具有することにもなるということだと思つております。

○東中委員 いわゆる準法律行為の行政行為というものであつて、法律行為ではない、法律行為的行政処分ではないということはいま言われたと思うのですが、その点では見解が初めて一致するんです。

ところが、施設庁長官にお聞きしたいのですけれども、この間、十一月三十日の当委員会における審議で、あなたはこういうふうに言われているのです。「沖縄返還、施政権の復帰」ということをいふば停止条件としたところの一つの法律行為の効力、こういうものを私どもは考えておるわけでございます。いまし、この効力はもちろん施政権が返還になりました時点において発生し、したがひまして土地の使用権が設定せられるものでございまして「こういうふうに言われているのですが、ここでは法律行為の効果、しかもそれは停止条件つき法律行為だ、こう言われているのですが、この告示がなされるときに、復帰というところは停止条件

なのかどうか、条件なのかどうか。確定しない、復帰するかしないかわからぬ、そういう状態の中で告示をするということを言われているのか。停止条件というのは明らかに法律上のことば、あなた使つておるわけですね。しかも、これは法律行為だと言われている。法制局長官は、法律行為だとは言つていない。これは明らかに違つたわけですが、この説明は一体どういうことなんでしょう。明らかにしていただきたい。

○床次委員 法制局長官。

○東中委員 いやいや……。

○床次委員 まあひとつ、これは政府の答弁を……。

○東中委員 言われたことを施設庁長官に聞いておるのに、はから言ふことはないじゃないか。

○床次委員 これは一応政府の答弁をお聞きいただいてからお願いします。

○高辻政府委員 一応申し上げたいと思ひます。この法律解釈の問題については、法制局が政府部内では一応責任を持った——權威あるとはあえて申しませんが、責任を持った当局でございますので、私が申し上げます。

それは、法律行為と言ひましたのは不正確でございます。しかし、先ほど申し上げましたように、告示のよつて立つ基盤によつて、その告示が行政立法たる性質を有することがあつたり、準法律行為的行政行為たる性質を持つことがあつたりと申し上げましたが、その基盤が、つまり、使用権の設定というものがいふば施政権の返還という条件にかかつておるといふ意味で施設庁長官は言ったのだと私は推測をいたしますが、この政府当局の答えとしては、どうかひとつ私の答えを御了承願ひたいと思ひます。

○東中委員 施設庁長官の言うておつたことは不正確だと——あのときは、法律用語を使つてきわめて明快に言つておる、これは中谷委員に対する答弁ですけれども、違つたじゃないですか。それからもう一つある。いま法制局長官も、施政権返還は条件だと言われましたね。条件です

か。告示をされる時点において条件ですか。条件というのは、あした雨が降るか降らないか、これは条件であります。これはもう法律学の常識ですわね。初歩の初歩ですよ。あした起こるか起こらないかわからぬものを条件というのでしょうか。復帰はもう告示の時点では期限でまわっているのじゃないですか。しかもこれは確定期限になっているのじゃないですか。いま法制局長官、停止条件なんて言われた。中谷委員の質問主意書に対するこの政府答弁書にもそう書いてある。いまなおそう思っているんですか。要するに、復帰するかしないか、返還があるかどうかはわからない、もし返還することになったら効力が発生する、こういう説明を、政府は、施設庁長官もやっておるし、いまも言われたし、ここにもそう書いてある。そうですか。

○高辻政府委員 あるいは停止条件と申したか、停止条件とまで申し上げたかどうか知りませんが……（「言ったじゃないか」と呼ぶ者あり）あるいは申したのかもしれない。その意味は、施政権が返還することによって使用権が設定される、そのときに設定をされる、そういう意味に御了承願いたいと思います。そういうつもりで申し上げているわけで、確かに、返ってくるのは、期限そのものと申してもいいぐらいでございます。○床次委員長 東中君に申し上げますが、時間が非常に過ぎておりますので、すみやかに結論をお出し願います。

○東中委員 答えてほしいんですよ。「停止条件」だと、ここにはっきり書いてありますよ。いま言われたことは間違いない。そうして文章にも書いてある、政府の見解として。条件だということになったら、まるっきり違うじゃないですか。（「うその答弁になる」と呼ぶ者あり）全くいかにげんな答弁をしておるということになる。これが第一点。

それから、返還のときに効力が発生するというのは、そんなものは告示と関係なしに、二条の二項の告示じゃなくて、二条の一項の規定で出てくるんじゃないですか。それは告示と関係なしに、二条一項の規定で出てくるのじゃないですか。その点どうですか。

○高辻政府委員 いま御指摘になったのは答弁書のことでございますね。答弁書はまたいざ中谷さんから御質疑があるかと思いますが、これは実は政府では八日の日にいたしまして、国会法では一週間、七日間猶予があるわけでありまして、実はいろいろお察ししたこともありまして、非常に急いだ関係もございまして。したがって、あるいは多少表現にまずいところがあるかもしれませんが、あるかもしれないが、いま申し上げておりますことは、暫定使用法の二条二項の告示が具体的な問題ですね。先ほどは告示一般についての御質問だったと思いますが、ただいまの御質問は、二条二項の告示についてのお話のようであります。これは、まさに同条一項の基盤、その規定を受けまして、沖繩復帰の際に使用権が発生する土地等の範囲と、それから法律にも書いてありますが、使用権を確定して外部に表示する行為であり、これによってその基盤たる同条一項の使用の法律効果を生ずるものでありますから、この告示特有の法律的性格としては、先ほど申し上げたような準法律行為の行政行為たる性質を有するものであるうと思っております。条件、停止条件という表現、これはあるいはまずかったかもしれませんが、現状、これはあるいはまずかったかもしれませんが、ことばが足りなかったと思っております。しかし、その趣旨は、いま申し上げたとおり、二条一項の規定による効果として告示がいま申し上げたような性質を有する、こういうことであります。

○東中委員 答弁書に「条件付き」と書いてある。施設庁長官は三十日にそう言うていた。あなたもここでさっき条件つきと言われた。表現がまずかったというふうな問題じゃないに、一貫してそう言うてきたのじゃないですか。それをいま訂正されるのだったら訂正されたいんですよ。いかにげんなことでごまかしておいたらいけないということを私は言っておるわけですよ。そういう前提に立って、二条の二項による告示は、いま法制局

長官は、外部に表示する準法律行為の行政行為だと言われた。それは外部に表示をするんですよ。しかし、沖繩の土地関係者に知らせるということが目的の告示だと思っております。当然そうなんです。まあ、うなずいておられるから、そうなんです。もうだとして、この告示は官報によつてやるのだというのを言われておる。沖繩県民に知らすのに日本の官報で表示をする。しかし、この官報は沖繩へはいかない。いらないから効力はないんだというところは、民事局長がこの前答弁してあります。そうしたら、外部に公示する、土地の利害関係者に知らせるための表示行為が、関係者である沖繩県民には届かないものを公示するだけだ。ナンセンスじゃないですか。沖繩県民に通じぬ、効力を持ちようがない、表示しようがない。これは民事局長がはっきりこの前そういうふうに答弁しておりました。だから、民事局長は、あとの通知がいかなければ出訴期間の起算というものは進まないと言っているじゃないですか。そうしたら、この告示行為というものは、何か手続をとっているようななにかをしようしているだけであつて、二条の二項の告示は、外部に知らせると言っているが、知らされる人には通用しないもの、こんなものは全くごまかしの規定じゃないですか。事前に何にもやらなくて、結局、先ほど言われたように、二条の一項だけ、法律によつて土地を取り上げてしまふ。何の手続もしていない。こういう立法というのは、それこそどこにもないのです。こんなひどいのは——それこそ、形だけは、なるほど告示という形で出されております。しかし、それは官報に告示したつて、官報は通用しないのだから、意味がない。日本国民が知つたつて、沖繩県に在る県民がたまたま日本へ来ていたるときは、それは何人かは関係があるかもしれない。しかし、土地所有者及び関係人を入れたら何万という人間になります。所有者だけでも三万八千人、四万人近いというのですから、関係人を入れたら、うんとある。そこには全然通用しないじゃないですか。まさにこれはごまかしだ。そういう

点でこれは憲法三十一条違反だと言っているのです。あなた方は、それをごまかすために、法律行為だと言つてみたり、あるいは停止条件つきと言つてみたり、何かもつともらしいことを、知らぬ人が聞いたらほんとうかと思うようなことを言っている。しかし、全く違うじゃないですか。こういうごまかしの答弁をやつて、効果のないものを規定することで憲法違反の事実をごまかしていかうとしている。これがこの土地法の一つの本質だと思ふのです。

総理、こういう法律を、なお総動員法のとおりはいいと思うと言われましたけれども、総動員法はこんなことはしていいのです。ちゃんと手続をしております。

○床次委員長 すみやかに結論をお願いいたします。

○東中委員 どうでございます。総理の見解をお聞きして質問を終わります。

○高辻政府委員 告示の方法は、これは一般に知らせることでありますから、官報に掲載するということのほかに、いろいろ手段を尽くして知らせるということは、むしろ別個にしなければならぬと思つております。しかし、それはまたどうして御指摘のような問題が出るかというところ、これは施政権の返還という特異な場合についての問題であるからであります。たとえば法律を今度制定をされるというたしまして、その制定は、その公布について考へてみれば実は同じことでもあります。それも同時に公布についても同じような関係が生じますが、それについても申しからぬではないかという御指摘があるかもしれませんが、これまた、施政権の返還というめつたにない特殊の事例の場合の問題でありますために、通常の場合とは異なつた事態がそこに生ずることは、ある程度やむを得ないというところは御了承願いたいと思ひます。

○東中委員 もう一点だけ。いま変なことを言われたから、どうしても言っておかなければいかぬです。法制局長官は、官報による告示以外のいろいろの処置をとるんだ、こんなことをいま言わ

れたけれども、政府の答弁書には、官報の掲載によつてやると書いてあるじゃないですか。またごまかしているじゃないですか。そうして、施政権の返還という特殊な条件だから、こうするよりほか方法がなかったのだ、こうあなたはいま言われた。小笠原のときにはそうしていないじゃないですか。小笠原のときには事前にこんな告示なんかやっていたんですよ。事後に通知をして、それが効力発生要件になっているじゃないですか。小笠原のときには施政権返還じゃなかったのですか。あなたがいま言っているのは、いままでとってきた政府の態度と全く違うことを言っているじゃないですか。そういうまことに詭弁、ごまかしをやっているのかねと思うのです。そういうごまかしをやらなければ説明ができないような、そういう法律なんですよ、これは。そういう違憲の法律なんですよ。そういう差別立法なんですよ。最後に総理の御見解をお聞きして終わります。

○佐藤内閣総理大臣 もちろん、法案といふまじしては、憲法違反なことはないように、かように十分検討して、そして提案しておるのでございまして、ただいまのところは、どうも、両者のお話を聞いてみると、見解の相違、そういうように私は感じております。

○床次委員長 もう時間が過ぎたですから……。

○東中委員 質疑を全くとへ戻しただけじゃないですか。さっきから質疑をやつてきて、そして法制局長官が見解を変え、違うことを言い、政府答弁として発表している、文書にしていることと違うことを言い、そういう状態になって、また、一番初めに、審議の初めごろに言つたようなことをまた繰り返している、これは全くごまかしじゃないですか。だから、これはひとつ、時間がないうから、質問を續いて保留させていただきます。それよりほか方法ないじゃないですか。時間がもうないですから……。

午後十一時五十五分散会

○高辻政府委員 官報の掲示のほかに、先ほどの答弁書にたぶん書いてあったと思いますが、図面の閲覧、縦覧とか、そういう方法をやはりあわせてやるべきであるし、やるつもりであります。(発言する者あり)

○東中委員 質問をやめようと思ったけれども、やめられませんか。発言を求めます。官報に掲載する内容と、そして関係図書を縦覧に供するというのは、内容が違うでしょうが。官報に図書なんか書きますか。政府答弁であなたのいま言ったようなことを言っていないじゃないですか。ごまかしばかり言っているじゃないですか。神聖な国会で何ですか、あなたは。国民の前でこんなことを言っているのですか。書いてないことを書いてあると言っているのですか。書いてない段階ではこれよりほか方法がないんだと言った。しかし、小笠原返還のときにはちゃんとやっているじゃないですか。それについては答弁しないじゃないですか。そういうごまかしをやっているじゃないかと思うのです。総理の所見を聞いて私は終わります。

○米原委員 もう時間がありませんから、もう繰り返しません。時間がありませんから、最後の締めくくりです。

○佐藤内閣総理大臣 東中君の保留は保留しております。東中君の保留は保留になっております。十分理事會、午前十時から委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後十一時五十五分散会

○佐藤内閣総理大臣 もちろん、法案といふまじしては、憲法違反なことはないように、かように十分検討して、そして提案しておるのでございまして、ただいまのところは、どうも、両者のお話を聞いてみると、見解の相違、そういうように私は感じております。

○東中委員 終わります。終わりますけれども、見解の相違じゃないですよ。法制局長官自身が訂正をし、変えて言っているじゃないですか。十分検討した結果を十一月三十日にここで回答し、こうしておいて、そしてなおいま変更しておる。答弁書とも違うことを言っておる。もう時間が、きょうが終わりそうですから、これは質問を保留させていただきます。

○東中委員 質疑を全くとへ戻しただけじゃないですか。さっきから質疑をやつてきて、そして法制局長官が見解を変え、違うことを言い、政府答弁として発表している、文書にしていることと違うことを言い、そういう状態になって、また、一番初めに、審議の初めごろに言つたようなことをまた繰り返している、これは全くごまかしじゃないですか。だから、これはひとつ、時間がないうから、質問を續いて保留させていただきます。それよりほか方法ないじゃないですか。時間がもうないですから……。

○佐藤内閣総理大臣 東中君の保留は保留しております。東中君の保留は保留になっております。十分理事會、午前十時から委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後十一時五十五分散会

○高辻政府委員 官報の掲示のほかに、先ほどの答弁書にたぶん書いてあったと思いますが、図面の閲覧、縦覧とか、そういう方法をやはりあわせてやるべきであるし、やるつもりであります。(発言する者あり)

○東中委員 質問をやめようと思ったけれども、やめられませんか。発言を求めます。官報に掲載する内容と、そして関係図書を縦覧に供するというのは、内容が違うでしょうが。官報に図書なんか書きますか。政府答弁であなたのいま言ったようなことを言っていないじゃないですか。ごまかしばかり言っているじゃないですか。神聖な国会で何ですか、あなたは。国民の前でこんなことを言っているのですか。書いてないことを書いてあると言っているのですか。書いてない段階ではこれよりほか方法がないんだと言った。しかし、小笠原返還のときにはちゃんとやっているじゃないですか。それについては答弁しないじゃないですか。そういうごまかしをやっているじゃないかと思うのです。総理の所見を聞いて私は終わります。

○米原委員 もう時間がありませんから、もう繰り返しません。時間がありませんから、最後の締めくくりです。

○佐藤内閣総理大臣 東中君の保留は保留しております。東中君の保留は保留になっております。十分理事會、午前十時から委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後十一時五十五分散会

○高辻政府委員 官報の掲示のほかに、先ほどの答弁書にたぶん書いてあったと思いますが、図面の閲覧、縦覧とか、そういう方法をやはりあわせてやるべきであるし、やるつもりであります。(発言する者あり)

○東中委員 質問をやめようと思ったけれども、やめられませんか。発言を求めます。官報に掲載する内容と、そして関係図書を縦覧に供するというのは、内容が違うでしょうが。官報に図書なんか書きますか。政府答弁であなたのいま言ったようなことを言っていないじゃないですか。ごまかしばかり言っているじゃないですか。神聖な国会で何ですか、あなたは。国民の前でこんなことを言っているのですか。書いてないことを書いてあると言っているのですか。書いてない段階ではこれよりほか方法がないんだと言った。しかし、小笠原返還のときにはちゃんとやっているじゃないですか。それについては答弁しないじゃないですか。そういうごまかしをやっているじゃないかと思うのです。総理の所見を聞いて私は終わります。

○米原委員 もう時間がありませんから、もう繰り返しません。時間がありませんから、最後の締めくくりです。

○佐藤内閣総理大臣 東中君の保留は保留しております。東中君の保留は保留になっております。十分理事會、午前十時から委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後十一時五十五分散会

○高辻政府委員 官報の掲示のほかに、先ほどの答弁書にたぶん書いてあったと思いますが、図面の閲覧、縦覧とか、そういう方法をやはりあわせてやるべきであるし、やるつもりであります。(発言する者あり)

○東中委員 質問をやめようと思ったけれども、やめられませんか。発言を求めます。官報に掲載する内容と、そして関係図書を縦覧に供するというのは、内容が違うでしょうが。官報に図書なんか書きますか。政府答弁であなたのいま言ったようなことを言っていないじゃないですか。ごまかしばかり言っているじゃないですか。神聖な国会で何ですか、あなたは。国民の前でこんなことを言っているのですか。書いてないことを書いてあると言っているのですか。書いてない段階ではこれよりほか方法がないんだと言った。しかし、小笠原返還のときにはちゃんとやっているじゃないですか。それについては答弁しないじゃないですか。そういうごまかしをやっているじゃないかと思うのです。総理の所見を聞いて私は終わります。

○米原委員 もう時間がありませんから、もう繰り返しません。時間がありませんから、最後の締めくくりです。

○佐藤内閣総理大臣 東中君の保留は保留しております。東中君の保留は保留になっております。十分理事會、午前十時から委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後十一時五十五分散会